

平成20年度障害者保健福祉推進事業

障害者等の権利擁護と虐待防止にも対応し

市民の参画を得た地域ぐるみの総合的な

相談支援体制構築事業

(トータルサポート推進事業)

報告書

埼玉県行田市

目次	1
<研究の概要>	3
< 第1章 自治体の権利擁護、虐待防止活動についての考察>	4
1-1 障害者虐待防止活動について	4
1-2 児童虐待防止活動について	17
1-3 高齢者虐待防止活動について	25
1-4 虐待防止活動と権利擁護という理念	29
< 第2章 埼玉県行田市における権利擁護・虐待防止活動の報告>	32
2-1 埼玉県行田市の地域ネットワークの基礎づくり	32
2-1-1 介護保険準備担当と介護支援専門員のネットワークづくり	32
2-1-2 直営の基幹型在宅介護支援センターの設置と虐待防止活動	32
2-1-3 高齢者虐待防止活動の開始	33
2-1-4 高齢者虐待実態調査	34
2-1-5 認知症に関する啓発	38
2-1-6 職員及び介護サービス従事者対象の研修	38
2-2 条例の施行	39
2-3 条例に基づく虐待防止事業	40
2-3-1 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	40
2-3-2 行田市虐待防止システム	41
2-3-3 権利擁護の取り組み	43
2-4 一体的虐待防止活動の成果と問題点	43
2-4-1 平成17年度虐待相談受理状況	43
2-4-2 条例施行による変化	43
2-4-3 虐待を未然に防ぐ取り組み	44
2-4-4 課題	46
<第3章 仮説の設定とトータルサポート推進事業実施計画>	48
3-1 仮説の設定	50

3-2	仮説をもとにした事業計画	5 1
3-2-1	トータルサポート推進事業実施計画	5 1
3-2-2	トータルサポート推進検討委員会による検討	5 2
<第4章 トータルサポート推進事業の報告>		8 4
4-1	トータルサポート推進事業の開始	8 4
4-1-1	トータルサポート推進事業の内容	8 4
4-1-2	ふくし総合窓口	8 4
4-1-3	包括的虐待防止推進事業	9 3
4-1-4	市民参加推進事業	9 4
4-2	包括的虐待防止推進事業の成果	2 6 4
4-2-1	虐待防止グループ KJ 法ワークショップ	2 6 4
4-2-2	虐待防止 PCM ワークショップ	2 6 4
4-2-3	包括的虐待防止推進事業の評価	3 1 7
4-2-4	虐待防止のための地域ナレッジ・マネジメントに向けて	3 1 7
<第5章 他自治体等への普及活動について >		3 2 0
<第6章 行田市トータルサポート推進事業の成果と課題 >		3 6 3

研究の概要

埼玉県行田市では、平成 17 年に高齢者、児童及び障害者の虐待を防止する条例を全国に先駆けて施行し、包括的な虐待防止活動を展開してきた。条例施行から 2 年が経過した平成 19 年、それまでの事業を評価し、いくつかの改善すべき課題を見出した。課題を解決するために仮説を設定し、その仮説をもとに「トータルサポート推進事業」の実施計画案を作成した。2 ヶ月のプロジェクトチームでの検討を経て平成 20 年 4 月、障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業（トータルサポート推進事業）がスタートした。

本研究では、まず行田市で平成 11 年に始まった介護保険準備担当の活動が高齢者虐待防止に向けての取り組みにつながり、その後の虐待防止条例の施行、条例に基づく事業の実施に至るまでのプロセスを詳述し分析する。

次に、トータルサポート推進事業の準備活動について延べる。事業評価から課題を発見し、課題解決のための仮説を設定し、仮説をもとにトータルサポート推進事業計画を立案したのでこのプロセスを述べる。

そしてトータルサポート推進事業の成果について報告する。

最後に仮説を検証し、今後の課題を述べる。

これらの結果から、障害者等の権利擁護と虐待防止にも対応し、市民の参画を得た地域ぐるみの総合的な相談支援体制の構築について、実践の指針となる実務的提言を行う。

第1章 自治体の権利擁護、虐待防止活動についての考察

1-1 障害者虐待防止活動について

施設や家庭、職場における障害者への虐待については、平成16年に福岡県内の知的障害者施設で発生した虐待事件を初めとして、深刻な事件が全国で発生している。児童や高齢者に対する虐待防止、配偶者間の暴力については、2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律」、2001（平成13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2005（平成17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」がそれぞれ成立した。その結果、児童虐待や高齢者虐待の問題では、虐待を発見した者の通告義務の規定による早期発見と対応、養護者の支援対策などが前進した。

一方、障害者虐待に係る法律は未整備である。

平成18年12月に国連総会で障害者権利条約が採択され、平成19年9月に日本は同条約に署名を行っている。この条約の中では、障害者への虐待を防止するためのすべての適当な立法上、行政上その他の措置をとることも定められており、今後、我が国においても法整備が求められている。

障害者福祉の分野においても、権利擁護、虐待防止のための地域支援システムの構築が急務である。

1 日本の障害者虐待対策の状況

平成17年に厚生労働省障害保健福祉部長主催の障害者虐待防止についての勉強会が開かれた。全5回の勉強会の成果として、次のような意見がまとめられた。¹

(1) 障害者虐待の現状

- ・施設における虐待の共通点として、知的障害施設の場合、虐待そのものが利用者本人に理解されず、親が施設への配慮から虐待者を守る場合がある。利用者が言えない、言っても届かないとさらにエスカレートする場合もある。
- ・職員に体罰と言う認識がなく、指導・しつけと考えている。職員に支援のスキルがない場合が多いので、研修が必要。
- ・虐待は密室で生まれるので第三者が介在する必要がある。
- ・権利侵害を掘り起こし、初期の段階で対応することが大切。
- ・虐待が発生したら行政と民間の機関が機能分担して対応していく必要がある。

(2) 今後の虐待防止のための方策について

- ・障害者虐待防止法などの法整備が必要。虐待事例を発見したときの通告を義務化し、専門に苦情を受ける機関や専門家が必要。

そして、平成17年10月20日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あてに地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技

¹ 厚生労働省ホームページ 「障害者虐待防止についての勉強会の意見の概要」

術的助言²として、「障害者(児)施設における虐待の防止について」が発出された。概要は次のとおりである。

- ・虐待を未然に防止すること、早期発見して迅速な対応を図ること、再発防止の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行うことが必要。
- ・障害者施設に周知徹底を図り、指導を行うこと。
- ・市町村及び関係団体に周知徹底を図ること。

1) 虐待に当たる行為について

児童虐待に準じた①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待と、財産の不当な処分が虐待に当たる。

2) 虐待の未然防止について

- ・各施設で、職員の人権意識、知識や技術の向上を図ること。
- ・各施設の苦情解決制度については、施設運営と中立的立場にある第三者委員を積極的に活用することなどにより実効性が確保されるよう指導すること。
- ・障害者(児)や家族が施設に遠慮して言いにくいことを考慮し、都道府県、市町村、児童相談所などの行政窓口における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会の苦情解決制度の活用を図ること。
- ・施設の指導・監査において利用者の権利擁護がなされるよう指導すること。
- ・成年後見制度を活用して権利擁護を行っていくこと。

3) 虐待の早期発見・対応について

- ・都道府県及び市町村は虐待防止に関する普及・啓発に努めること。
- ・都道府県及び市町村は、障害者虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者の安全の確保を最優先にして対応し、一時的な保護、入所措置、成年後見制度の審判の申立てなどを速やかに行うこと。
- ・都道府県及び市町村は、施設における障害者(児)虐待の情報を得たときは、利用者の生命保護・人権擁護の立場から調査を速やかに開始すること。
- ・都道府県は、虐待の行われた施設に対し、改善命令、事業停止等の対応を図ること。
- ・対応に当たっては都道府県及び市町村は、必要に応じて警察や法務局・地方法務局と連携すること。

² 第 245 条の 4 各大臣（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

(3) 対応後の支援について

- ・虐待を受けた障害者(児)やその家族については、心のケアを含め、その後の支援が適切に行われるよう継続的にフォローすること。
- ・虐待の行われた施設については、その後の支援をきめ細かく行い、再発の防止に努めるとともに、施設に共通な課題として取り組むために情報を都道府県内の施設に提供すること。
- ・虐待防止は県内全体の課題と受け止め、再発防止のための対応を整理すること。

(4) 関係者の連携について

- ・施設における障害者(児)虐待の防止については、行政だけでなく、障害者団体、施設など関係団体、学校、警察、法務局、司法関係者、医療関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、オンブズマン、地域住民などの協力なしには効果的な対応が図られないことから、これら関係機関とのネットワークを普段から構築すること。
- ・虐待の未然防止については、施設職員のモラルの向上や権利問題を検討できる職場の雰囲気などが重要であることから、その周知徹底を図ること。

山口県では、2005(平成17年)度に県内の知的障害者の施設で虐待が発生したことから、2007(平成19年)3月に、「山口県障害者虐待防止マニュアル」を策定した。施設に対し、このマニュアルを指針として活用するとともに施設ごとにマニュアルを策定し、組織全体として虐待防止に取り組むことを求めている。³

2 現行制度下の市町村の役割

「障害者虐待防止法」が未整備である、現在の市町村の役割について以下に述べる。

市町村は、障害者自立支援法の実施に関し、法第2条の定めにより、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う責務を有する。

(1) 虐待の防止

障害者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っていると考えられている。

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」(平成19年、滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター)では虐待が起こる原因として「障害に対する無理解・無関心」、「虐待者の性格・精神的問題」、「失業・借金等の生活上の問題」、「虐待者が介護等で精神的に疲れている」などが多いことが指摘されている。

障害別では、身体障害者については、「虐待者が介護等で精神的に疲れている」を要因としているものが最も高く、身体障害者は、他の障害よりも介護疲れを要因としている割合が高いと言う結果が示されている。知的障害者については、「虐待者の性格等精神的問題」が最も多く、精神障害者については、「障害に対する無理解・無関心」が他要因と比べて顕

³ 山口県健康福祉部 障害者虐待防止マニュアル 2007年

著に高い割合であった。

身体・知的・精神障害に共通して見出せることとして、「障害に対する無理解・無関心」がいずれも多いことが指摘されている。

これらの要因は、障害者虐待を未然に防ぎ、そのリスクを見極めるための重要な指標となる。虐待行為は、虐待を受ける障害者だけでなく虐待を行った養護者にも深い傷跡を残し、その後の関係にも大きな影響を及ぼすことから、虐待を未然に防ぐことが重要である。

①障害者虐待、権利擁護に関する知識・理解の啓発

虐待は障害者の権利を侵害する行為である。障害者が、その意思を尊重され尊厳を持って暮らせるように、支援者や地域住民によって人権・権利を護る関わりがなされることが求められる。

そのために、住民が障害者虐待に対する認識を深めることが、障害者虐待を防ぐ第一歩になる。地域ぐるみで虐待を未然に防ぐ取組をするために、権利擁護や虐待防止について住民に理解を得るための啓発活動を行うことが重要である。

近年は、各地域で民生委員や自治会、社会福祉協議会などを中心とした地域福祉が推進されているので、こうした組織や団体とも連携し、地域住民を巻き込んだ取組を行うことが市町村に求められている。

市町村では、それぞれのまちの状況に合わせ、まちづくりの視点で住民を巻き込んだ取組を継続していくことが期待される。

②障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」（平成 19 年、滋賀県社会福祉協議会 滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター）では、虐待が起こる原因の一つとして、「介護・支援方法についての知識不足」が指摘されている。介護・支援についての知識を持つことは介護負担を軽減する効果があり、この点でも虐待防止につながる。また、地域住民が障害者に対する支援方法への理解を深めることにより、介護者の負担が軽減され、地域での暮らしの大きな助けになる。

そこで、障害に関する知識や介護・支援方法について養護者・家族、地域住民に理解がなされるような取組が必要となる。

例えば市町村での取組としては、地域住民や障害者の当事者団体や支援団体と協力して、地域で行われる集まりやイベントなどで啓発のためのパンフレットの配布や講演会などを継続的に行い、地域住民が身近な地域課題として虐待防止・権利擁護を理解していくことができるよう努めていくことが考えられる。

(2) 虐待の早期発見

①相談等窓口の設置

市町村では、早期発見のために、障害者虐待の相談窓口を設置し、住民に周知していく必要がある。窓口では、以下の業務を行う。

- ・ 障害者虐待や養護者への支援に関する相談への助言・指導

・相談内容に合った適切な相談窓口に責任を持ってつなぐ。(相談の内容が障害者虐待とは明らかに異なる場合)

- ・障害者虐待の通報や届出内容に係る受付記録の作成
- ・関係する部署、担当役職者への受理報告と対応方針の相談

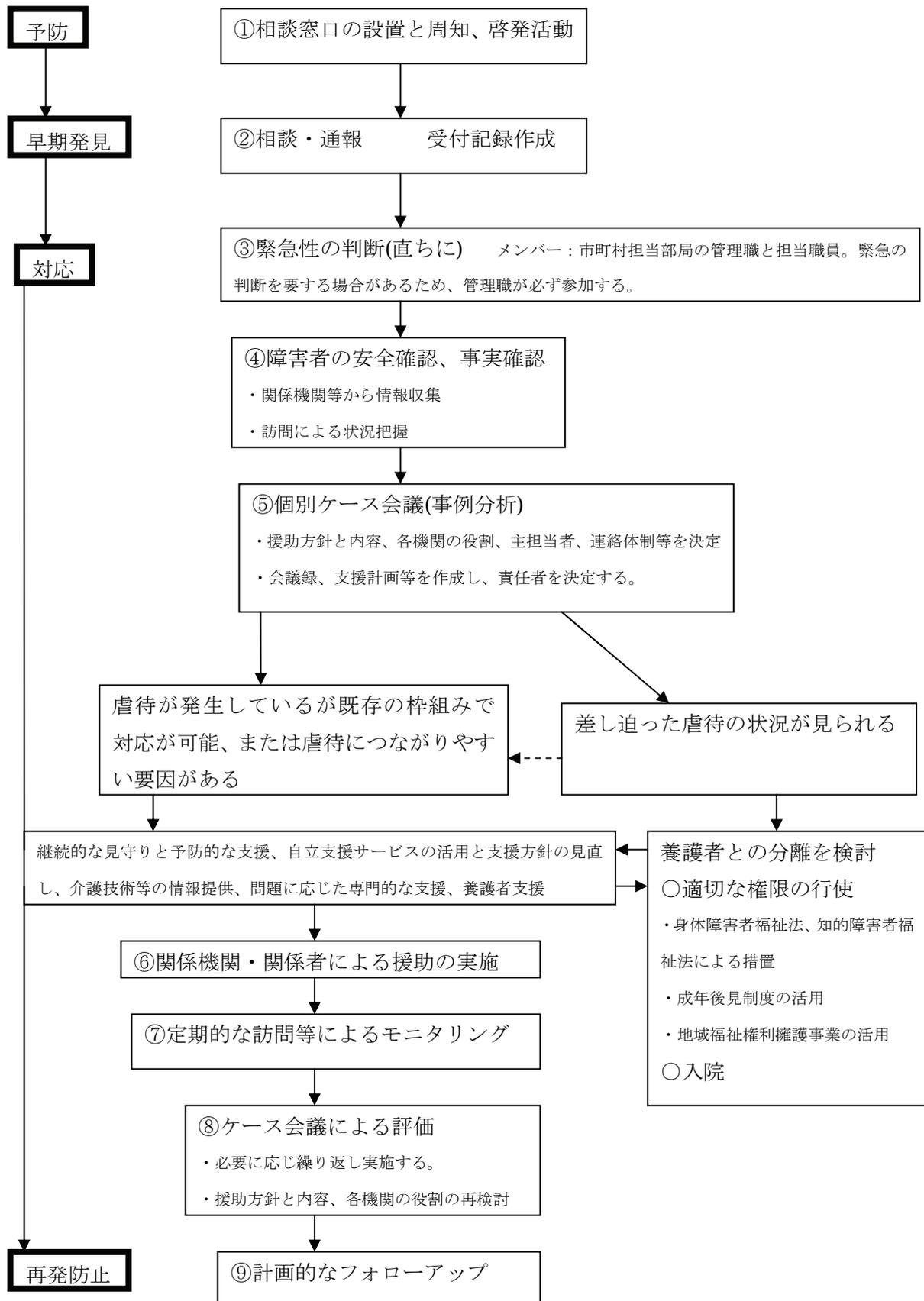
施設における虐待の防止については、障害者やその家族は、支援を受けている施設への遠慮から、苦情を言いにくいという指摘があることから、市町村窓口においても苦情の受付とそれに対する対応を行う必要がある。

市町村は、あらゆる機会を通じて、障害者やその家族、施設関係者等に対し、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めるとともに、これらの者との情報交換を緊密に行い、障害者虐待の早期発見に努める。

②相談を受理してからの早期対応

以下に、相談を受理してからの対応の流れの例を示す。⁴

⁴ 筆者が作成した図。出展は埼玉県高齢者虐待対応ハンドブック 判断基準等資料 2009年 参考：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成18年4月 厚生労働省）



	対応項目	主な内容
予 防	①相談窓口の設置と 周知、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を明確にし、住民や関係機関に周知する。 ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発 ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発
早 期 発 見	②相談・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの届出 ・家族・親族等からの相談による発見・通報 ・民生委員や地域住民等による発見・通報 ・医療機関、自立支援サービス従事者等による発見・通報 ・市町村の相談窓口や相談支援事業所による発見・通報
対 応	③緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・受付記録作成後（緊急時は形式的な受付記録の作成に先立ち）、個々の事例について、相談受理者が担当部局の管理職等に相談の上、直ちに判断を行う。 ・決定内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。 *緊急性があると判断した場合：障害者の安全の確認、保護を優先し、早急に介入する。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定による措置、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は障害者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。
	④障害者の安全確認、 事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、通報を受けたときは、速やかに安全の確認その他事実確認を行う。 ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、養護者との関係、関係機関からの情報収集 ・できるだけ訪問して確認する。訪問調査の際、調査項目や内容は障害者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。 ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に本人の保護に向けて動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から高齢者の医療の必要性が高いと予想される場合は、医療職が訪問に立ち会うことが望ましい。
	⑤個別ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事例対応メンバー、専門家チームへの参加要請 ・参加メンバーによる協議（アセスメント、援助方針の協

		<p>議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認)</p> <p>・会議録、支援計画の作成、確認</p>
	⑥関係機関・関係者による援助の実施	<p>1 虐待発生の危険性もしくは兆候がある</p> <p>2 虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能</p> <p>→ 1、2 の場合：継続的な見守りと予防的な支援。自立支援サービスの活用と支援方針の見直し、介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援、養護者支援。</p> <p>3 積極的な介入の必要性が高い</p> <p>→ 3 の場合：養護者との分離を検討。医療が必要な場合は入院を検討。</p> <p>適切な権限の行使（措置、成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業の活用）。</p>
	⑦定期的な訪問等によるモニタリング ⑧ケース会議による評価	<p>・主担当者の訪問、関係機関の職員からの情報収集など、関係機関が相互に連携し、情報の確認を行う。</p> <p>・情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。</p> <p>・状況の変化により支援方針の変更が必要な場合は、速やかに個別ケース会議を開催し、再アセスメント・支援方針の修正を行う。</p>
再発予防	⑨計画的なフォローアップ	<p>・障害者や養護者が尊厳を保持し、安心して暮らせることをもって、ケース会議による評価をもとに援助が終結する。</p> <p>・終結後は、再発予防のために介護サービスの利用や地域の見守り、養護者支援等を継続する。ケース会議で継続支援の役割分担を明確にする。</p>

参考：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成 18 年 4 月 厚生労働省）

施設における虐待については、市町村は、障害者虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者の安全の確保を最優先にして対応する。必要に応じ、虐待を受けた障害者の一時的な保護、他の施設への入所措置、成年後見制度の審判の申し立てなどを速やかに行う。また、社会福祉法第70条などの関係法令に基づき調査、障害者やその家族、施設関係者からの聞き取りなどの調査を速やかに開始する。

(3) 関係機関との連絡調整（障害者虐待防止ネットワークの構築）

「ネットワーク構築」とは、地域において人々やグループ、機関などをつなぎ、生活に困難や課題を抱える人々に対し、できるだけ早く適切に支援をするための連携体制を作ることである。

障害者虐待防止ネットワーク構築の意義

関係者が協力する体制を作ることにより、予防・発見・対応の各段階において包括的で質の高い支援が可能になる。

また、住民や関係機関が虐待防止・権利擁護について理解し、連携して見守り、支援する地域づくりに取り組むことにより、虐待を未然に防ぐことができる。

家庭内の虐待では、外から見えにくく密室性が高いこと、障害者が虐待の事実を訴えることができなかつたり虐待されている自覚がない場合もあり、発見が困難である。そこで虐待が起きてしまった場合、問題が深刻化する前に発見し、支援を開始することが必要なので、関係機関だけでなく地域住民の協力が必要である。

また、虐待事例の多くは複雑な背景や解決すべき複数の課題があり、その対応には幅広く高度な知識が要求されるため市町村の担当職員だけの対応では解決が難しい。そこで関係機関が連携を取りながら方針を統一して支援を行うことが必要である。

障害者虐待防止ネットワークの形成・運用

高齢者虐待については、平成17年11月に成立した高齢者虐待防止法において、市町村は高齢者の保護や養護者支援のために地域包括支援センターや関係機関、民間団体との連携協力体制を整備することが求められている。

高齢者虐待防止ネットワークは、厚生労働省が、平成17年モデル事業実施のため平成16年発表の「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」において内容が示され、推進されてきているので、各市町村の実情に応じてこうしたネットワークの活用を検討する方法も考えられる。

③障害者虐待防止ネットワーク構築の手順の例

ア 現状把握

市町村ごとに、すでに高齢者虐待や児童虐待防止のためのネットワークや地域福祉を推進するためのネットワークが構築されており、まずはその現状を把握することが必要である。

あわせて障害者の相談支援について、地域特性を含めて課題の把握をする必要がある。関係専門職による困難事例の検討会など、虐待の問題に特化しなくても市町村規模もしくは地域ごとに行われている場合はこれを活用していくことも検討していく。

イ ネットワーク設立準備会や事務局の設置

ネットワーク構築に向けて、コーディネーター役となる部署を決め、そこが中心となって関係機関が集まり、準備を行う。

ウ 啓発事業の検討

関係機関、民生委員、住民に対し協力を呼びかけるための講演会やシンポジウムなどの開催も有効である。

エ 障害者虐待防止ネットワーク運営委員会等の設立

市町村は、障害者福祉担当課とその他の関係課、社会福祉協議会、保健所、保健福祉施設、医療機関、相談支援事業所、自立支援サービス事業所、警察、消防、弁護士会、家族会、住民自治組織など、地域の多様な関係者の参加を求め、ネットワークの運営などを行う委員会を設置する。委員会では、住民への広報活動、関係者間の具体的な連絡体制、ネットワーク全体の運営状況の管理を行い、障害者虐待防止の事業全体の評価・見直しを行う。委員会設置にあたり、準備会において、ネットワーク構築と運営および障害者虐待の対応手順をシステム化するために、障害者虐待防止ネットワーク運営要綱を作成する。

オ マニュアルの整備

対応手順を統一化し、迅速な対応を図るため、ネットワーク構成メンバーが協力して対応マニュアルを作成する。

カ 啓発用パンフレット作成

市民向けに障害者虐待を地域ぐるみで予防するために、市民向けのパンフレット等を作成し、ネットワーク構成メンバーと協力して配布し、啓発に努める。

キ 研修会の実施

市民向け、関係機関向け等、各種研修会を開催し、障害者の権利擁護、虐待防止についての理解を深めていく。

施設における障害者虐待防止についても、関係機関とのネットワークにより防止に努めることが重要である。

(4) そのほかの障害者等の権利擁護のための必要な援助

養護者に対する支援

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」(平成19年、滋賀県社会福祉協議会 滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター)では虐待が起こる原因の一つとして「虐待者が介護等で精神的に疲れている」が挙げられている。虐待事例に対応する際には、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応

することが必要である。家庭内の虐待では、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援していくことが重要である。

そのためには、支援者は養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める。介護負担や介護ストレスの軽減を図るため、自立支援サービスや地域の社会資源の利用を勧める。

専門的人材の確保

市町村が的確な援助を行うためには、実情に応じてその業務を行う事務職、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等の人材を確保し、資質の向上を図ることが重要である。

職員や関係機関が協力して共通の指針となるマニュアルを作成する、虐待に関わる法制度や事例検討などノウハウや知識を提供する研修を行うことなどが期待される。

③適切な権限の行使

障害者自立支援法第 48 条の定めにより、都道府県知事又は市町村長は、指定障害福祉サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

さらに第 49 条第 7 項では、市町村は、指定事業者等について、厚生労働省令で定める基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならないことを定めている。

市町村は、障害者等の権利擁護及び虐待防止のために、これらの権限を適切に行使する必要がある。

そのためには、自立支援協議会や相談支援事業者の会議など、様々な機会を通じて、市町村が関係機関と協力して権利擁護および虐待防止に努めることを表明し、関係機関の協力を求めておくことが重要である。

さらに、地域ぐるみで虐待を未然に防ぐ取組をするための啓発活動を行うことも重要であり、市町村には、民生委員や自治会、社会福祉協議会などと連携し、地域住民を巻き込んだ取組を行うことが求められている。

引用文献

大濑修一監修「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」法研

3 今後の課題

日本における今後の課題としては、障害者虐待防止のための立法化が必要である。ただし、法律がなくても取り組める事業はたくさんあるはずであり、地域におけるネットワークづくりは今すぐにでも各市町村が取り組むべきである。

宗澤⁵は、2007（平成19）年に埼玉県さいたま市で障害者支援事業所及び行政区支援課を対象に成人期障害者虐待に関する調査を実施した結果を分析し、今後の課題として次のように指摘している。

まずは「障害とライフステージに関する包括性の確保」として、本研究にとって大変重要な指摘がなされている。それは、調査により把握された虐待事例には障害者手帳を持たない方や難病患者など、現行の福祉制度上の「障害」という枠組みから排除される、いわゆる「制度の谷間」に置かれる方が含まれているという点である。また、障害者の年齢により、児童期には児童虐待的な構造、高齢期には高齢者虐待的な構造が確認されていることから、「ライフステージの包括性」が不可欠であると指摘している。そこで、法整備においては対象の包括性を担保できることが望ましいと述べ、「制度の谷間に置かれる人をできる限り生み出すことのない工夫」を求めている。

また、「発生場所の包括性」として、虐待の発生が家庭や福祉サービス、知人と関係する場、雇用の場など広いことを考慮し、医療・保健・福祉・法曹関係者との連携による支援を迅速に図ることのできる制度的保障を求めている。

さらに、「虐待を受けた人への支援とともに虐待等行為者への支援を」として暮らしの中の人権保障に資する虐待対策の必要性について指摘している。これは、高齢者虐待防止法で重視された「養護者支援」である。調査では、家庭機能と生活基盤に脆弱性を持ち、かつ地域社会から孤立した世帯に集中して発生していることが明らかになった。雇用の場や施設におけるこれまでの事例でも、外部には分からない形で人権侵害が繰り返されたり、施設が抱え込まざるを得ない事情がベースをなしている。つまり、虐待は構造的に作り上げられた問題によって、「密室で発生する」形態をとるものであり、障害者本人だけでなく、すべての虐待関係当事者への支援を、地域生活保障に関わる課題として受け止めるべきであると指摘している。

また、成人期障害者の問題構造の特質には、受障時期との関連において、児童期や高齢期よりもはるかに長期に及ぶ問題の形成史を持つ点があり、家族全体への支援に配慮することを求めている。

この点で、障害者虐待への対応は、児童虐待、高齢者虐待と比べて、市町村にとっては高い専門性が要求される難しい業務であるといえるのではないだろうか。

次に宗澤は、障害者支援事業所の職員の意識調査から、「事業者職員・自治体職員の研修

⁵ 宗澤忠雄 成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告 やどかり出版 2008年

強化」を指摘している。⁶調査結果から、暮らしの中の人権に対する認識の不統一な状況が明らかとなったことから、生活支援に携わる事業者や自治体職員が人権を守りぬく見識を持つ必要があることを指摘している。そして研修については、職場内はもとより地域全体での取り組みや、児童や高齢者分野との領域横断的な取り組みを検討すべきであると述べている。領域横断的な研修については、児童虐待的構造と高齢者虐待的構造をもつ障害領域の構造からいって、障害領域の支援者にとってきわめて示唆に富む研修内容をつくることができ、包括的なライフステージを視野におさめた虐待等に関する予防と支援の知見を培う可能性を指摘している。

本研究では、障害者の権利擁護・虐待防止対策の充実のために、いわば先進分野である児童および高齢者の知見を生かした市町村レベルの取り組みについて検討する。研究の中で、地域住民との連携や領域横断的な研修は重要なキーワードとして位置づけている。

⁶宗澤忠雄 成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告 やどかり出版
2008年 106ページ

1-2 児童虐待防止活動について

児童虐待とは、親や保護者、その同居人などが児童や幼児に虐待を加えることである。暴力などによる身体的な虐待、食事を与えないなどのネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加えたり、適切な保護・養育を行わないことを言う。

児童虐待は人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであり、児童の人権をまもるために、確実な対応が求められる。

2000（平成12）年、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立した。児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見、保護して、自立を支援するための法律である。児童の虐待事件多発を背景に、超党派の議員立法によって成立した。保護者だけでなく、保護者以外の同居人による暴行も虐待と認めた。また、虐待の予防、被害児童の保護、自立支援に関する国および地方公共団体の責務と連携の強化も定められた。

1 日本における児童虐待問題への取り組み（児童虐待防止法制定までの流れ）

1990(平成2)年に厚生省（現・厚生労働省）が児童虐待の統計を取り始めた。全国の児童相談所からの児童虐待報告件数は1,101件であった。その後は現在に至るまで児童虐待件数は増加し続けている。2007（平成19）年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は40,639件で、前年度に比べ3,316件（前年度比8.9%）増加している。

児童相談所では従来から親との関係構築を重視するケースワーク主義を取っていたため、当時は児童虐待の通告を受けても、親の意向を尊重した対応をおこなったために保護や援助がうまくいかず、結局は子どもが死亡したり重大な怪我を負ったりする事例が跡を絶たなかった。

この対策としての先駆的取り組みとしては、大阪市及び大阪府が児童相談所、医療・保健・福祉関係者による勉強会や研究会活動、弁護士と児童相談所がタイアップした活動などで実績を上げていた。⁷大阪市及び大阪府の独自の取り組みは、その後他職種合同による事例研究会「大阪児童虐待研究会」活動へと発展し、児童相談所の紀要などで情報発信された。これらの活動の中で、児童虐待の援助に関しては、従来の保護者との関係を第一義的に重視するケースワーク主義では限界があつてうまくいかないこと、むしろ法的対応を積極的に行い、後のトラブルを恐れずに家庭裁判所にケースを上げることが、より迅速で子どもの救済につながるものが強くアピールされた。⁸

⁷津崎哲郎、橋本和明編著 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 4ページ

⁸ 同

8ページ

厚生省は 1997(平成 9)年に児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」を発出した。⁹

その中で、児童福祉法に通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立規定が設けられているが、必ずしもその適切な運用が図られてこなかったことに触れている。その上で、児童相談所等関係機関及び児童福祉施設等に対し、法の解釈・運用に当たり、次のような点に留意することを求めた。

1) 保護を要する児童について

学校など地域の関係者と緊密な連絡をとりつつ積極的に情報収集し、早期発見と早期対応に努めること。

2) 要保護児童発見者の通告義務について

通告義務は広く国民一般に課された義務であるとともに、特に児童福祉関係者については通告義務の履行を強く要請される。民生・児童委員、医師、教職員等関係者への啓発活動に努めること。

3) 立入調査について

地域の関係機関と緊密な連携を図りつつ、事実関係の調査、確認に万全を期すこと。必要に応じ警察との連携による調査を行うこと。また、状況に応じ遅滞なく児童の一時保護につなげるなど、児童の福祉を最優先した臨機応変の対応に努めること。

4) 一時保護について

一時保護に当たっては児童及び保護者の同意を得て行うことが望ましいが、得られない場合は児童の福祉を最優先して対応すること。保護者の同意が得られずに行った一時保護等について、保護者が引き取りを求めてきた場合はこれを拒むこと。また、一時保護期間中は児童の心身の状態に留意し、医師、保健師等との連携を図ること。

5) 施設入所等の措置

施設入所措置を採るに当たり、保護者の同意が困難である場合は、児童福祉法に定める家庭裁判所の承認の申立てを行う等により児童の最善の処遇を最優先すること。家庭裁判所の承認を得て施設入所した場合、保護者等の引き取りはこれを拒むこと。親権者が強引に連れ戻し、虐待を続けているような場合は、児童相談所長による親権喪失申立て請求を積極的に検討すること。

このような社会の動きの中で、人々の関心が高まり、関係者から法制化を求める声が拡大していった。国会議員の間で超党派の取り組みが開始され、議員立法での法制化を目指す動きとなった。

そして 2000(平成 12)年 5 月、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、同年 11 月に施行された。この法律の意義として、これまで民事不介入に徹していた家庭内の問題に、

⁹ 厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」1997年、児発第 434 号

申請ではなく介入的に関与する仕組みをつくったという点で、大きな歴史的転換の意味を有している。¹⁰2001(平成 13)年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が成立し、2005(平成 17)年には高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が成立した。配偶者間の暴力、高齢者虐待の問題においても、児童虐待と同じく社会構造の変化により家庭内の問題に社会が関与する仕組みを必要としている点で共通していたと言える。

2 児童虐待防止法制定後の状況

1) 2004 年の法改正

児童虐待防止法施行により、児童相談所は従来の援助の理念や手法を根底から揺さぶる大きな意識と体制の改革を求められることになった。¹¹虐待事例の対応は、機動性と複数職員対応が求められるため、組織内に虐待対策部署を設置する組織的改革が一般化していった。また、緊急時の迅速な対応のための夜間や休日を含む 24 時間の通告受理体制の整備、一時保護所や児童養護施設の満床化、職員のバーンアウト、子どもへの個別ケアなど様々な課題が発見され、児童相談所だけでは対処できないことが明確になっていった。

こうした状況から、2004(平成 16)年に児童虐待防止法と関連児童福祉法が改正された。主な改正点は市町村を児童虐待の通告先として新たに追加し、児童・家庭問題に第一義的に対応する役割を市町村に与えた。これにより困難事例や保護に絡む事例は児童相談所が対処し、在宅での支援が必要な事例は市町村が中心となって地域ネットワークを活用して支援することになった。実際は市町村にも人的に限界があることから、ネットワークの組織化とコーディネートを市町村が担い、ネットワークメンバーである保健所、保育所、医療機関、学校、民生・児童委員によるチームアプローチを目指すものであった。そしてネットワークを「要保護児童対策地域協議会」と位置づけ、そこに守秘義務を課し、ネットワーク内の情報共有に支障を来さないよう配慮された。

2) 2007 年の法改正

2007(平成 19)年に児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律が制定され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しが行われた。¹²

(1) 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

¹⁰津崎哲郎、橋本和明編著 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 10ページ

¹¹ 同 11ページ

¹² 厚生労働省ホームページ 児童虐待防止対策・DV 防止対策 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-boushikaisei19.html>

- ・児童相談所等は、虐待通告を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずること。
- ・市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知すること。
- ・児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- ・従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とすること。立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。 (30万円以下→50万円以下)

(2) 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- ・一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信を制限できるようにすること。また、裁判所の承認を得て強制的な施設入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

(3) 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ・児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

つまり、児童相談所の権限を大幅に強化した改正である。また、児童相談所に対し、子どもの施設入所の解除に当たって再発防止策を講じるよう義務付けた。親子・家族の関係の再構築という大変専門性の高い根気の要る業務が求められている。

3 児童虐待対策における市町村の役割と課題

2004(平成 16)年の法改正により、市町村は児童・家庭問題に第一義的に対応する窓口として位置づけられた。2007(平成 19)年に厚生労働省が実施した相談業務の実態調査の結果をもとに発出した「平成 19 年度市町村における児童家庭相談業務の状況について」では、市町村における児童家庭相談体制の整備として次のような機能を期待されている。¹³

- ・単なる児童相談の初期窓口の役割を果たすだけでなく、個別事例の援助方針を関係者と決め、実際に援助を行っていく役割を果たすことが求められる。すなわち、(1)相談・通告の受付、(2)受理会議(緊急受理会議)、(3)調査、(4)ケース検討会議、(5)市町村による援助、児童相談所への送致等、(6)援助内容の評価、(7)相談援助活動の終結といった、

¹³ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 平成 19 年度市町村における児童家庭相談業務の状況について 2007 年

児童家庭相談におけるすべての過程において、市町村が第一義的な役割を担うことが必要である。

- ・都道府県との役割分担については、今後は、市町村の事例に対する見立ての力や対応力を高め、児童福祉法第27条の措置を要する場合や医学的・心理学的判定を要する場合など児童相談所に送致する場合を除き、市町村が中心となって対応する事例を増やしていくべきである。その際、地域子育て支援サービスや母子保健事業の実施主体であるなど日常的に住民と接し、身近な機関である市町村の特性を踏まえ、子育て支援や虐待予防の観点を重視した取組を進めることが必要である。

- ・相談窓口の担当職員については、ソーシャルワークを担う社会福祉士などを福祉職として採用することや児童福祉司相当の資格要件の前提となる指定講習会に積極的に参加させるなど、児童福祉司任用資格相当の職員の確保に努めることが望ましい。

- ・受理会議やケース検討会議について、平成17年6月1日現在の市町村における児童家庭相談業務調査結果（以下「相談業務調査」と略す）では、半数程度の市町村が開催しておらず、特に町村では相談に関して相談担当者個人に委ね、組織的な判断や対応がなされていない状況が多々みられることから、各市町村、特に町村部において、組織的な判断や対応を行うことのできるような体制を早急に整備する必要がある。

- ・夜間・休日等の対応体制の整備が急務である。

また、市町村の職員体制の確保・専門性の向上については、次のように述べている。

- ・相談業務調査では、市町村の相談担当職員の7割は兼務である。また、相談担当職員の37%は一般行政職であり、児童福祉司任用資格相当の職員は8%弱、社会福祉士は2%にすぎないなど、各市町村とも人材確保に苦心している状況である。特に小規模な町村では、一人の相談担当職員で他の業務と兼務しながら対応している例も多く、相談窓口の人事ローテーション、専門性の確保が難しいとの指摘もある。

- ・非常勤職員の活用や学校の教職員の活用など多職種がチームを組んで対応する体制についても検討すべきである。

- ・児童福祉司任用資格相当の職員の確保を中心に、保健師、保育士、教職員などの多職種による対応を積極的に検討することが必要である。

次に専門性の向上、対応力の強化については、次のとおりである。

- ・相談業務調査では、4割の市町村において、相談担当職員が資質向上のための研修を受けておらず、少なくとも、こうした職員に対して研修を受講する機会を確保すべきである。

- ・このため、市町村では、日頃から自主的な研修を行うことはもちろん、近隣の市町村との共同実施や都道府県が研修を実施する場合に参加するなど、積極的な研修の機会の確保に努めるべきである。

- ・研修を行っても市町村の担当職員がすぐに人事異動してしまうという課題も指摘されて

おり、市町村職員を対象とした研修を行う場合には2～3年周期で研修プログラムを組む必要がある。

- ・市町村職員が児童相談所で数日間、短期的な研修を行うことや児童相談所の援助方針会議への参加などに取り組む市町村もあり、市町村と都道府県・児童相談所との人事交流（1～2年程度）が市町村の相談担当職員の人材育成に効果的と考えられるため、こうした工夫を各市町村で採用すべきである。

- ・市町村の対応力に関し、例えば、業務マニュアルを作成している市町村が現状では5割程度にとどまっており、それぞれの自治体に適した業務マニュアルの作成が必要である。

- ・市町村と児童相談所とが共通のアセスメントシートを用いるなど、アセスメントのための共通指標を用いることも検討すべきである。

- ・外部人材の活用は町村では9割以上が、市部でも約8割が行っておらず、民間有識者の任期付き採用や市町村児童福祉審議会の活用などによる外部人材の活用にも取り組むべきである。

次に、要保護児童対策地域協議会の設置等については、次のとおりである。

- ・複雑な要因が絡み合っ発生する虐待などについては、多様な関係機関、関係者の情報と援助方針の共有化、またそれを踏まえた支援が不可欠であることから、各市町村は早急に協議会等の設置を検討すべきである。その際、小規模な市町村においては、他の協議会との合同開催や事実上の共同設置を行うことも考えられる。協議会等を設置した後も、具体的な事例を扱っていないところが見られるが、児童相談所の協力も得て、事例研究会を行うなどにより参加者間で事例の取扱いについての共通認識を形成していくことが、ネットワークを機能させていく上で重要である。

- ・協議会等を設置している市町村においては、代表者会議や実務者会議よりも、個別ケース検討会議を開催している市町村数が多く、個別事例対応に活動の重点が置かれている様子がうかがえる。協議会等が担うべき役割や協議会等と市町村の相談窓口との関係については、一様に定められるものではなく、各市町村の実情に応じて組み立てていくべきことがもとより基本である。しかしながら、個別の事例について地域資源を総動員しながら対応することが効果的であると考えられることから、市町村の相談窓口で事例を受け付けた上で、協議会等で受理会議（緊急受理会議を含む）、調査、援助方針の決定とこれを踏まえた継続的な援助など、個別ケース対応についての役割を担うという取組について各市町村で検討すべきである。

- ・一方、児童相談所との役割分担の明確化なども課題として挙げられており、個別事例を協議会等が担う場合でも、児童相談所との関係をルール化する必要がある。

- ・市町村は、個別事例の援助方針を決めるために協議会の開催の事務や個別事例の支援の実施状況の把握等を行うことが不可欠であり、調整機関のコーディネーターは、こうした事務を担い協議会の活動の要となることが期待される。しかしながら、協議会を設置して

いる市町村のうち、常勤で配置されているのは約6割にとどまり、非常勤では適時適切に協議会の開催事務を行うことが困難であるため、常勤での配置が必要である。

また、コーディネーターには個別事例の援助方針を関係者と決め、援助状況の把握等を行うことも求められており、その力量アップのためにスーパーバイザーを確保することや専門職の雇用等の人材確保も、検討すべきである。

では、現場の実情はどのようになっているのだろうか。

2006(平成16)年の法改正により、市町村は児童・家庭問題に第一義的に対応する窓口として位置づけられた。しかし才村は、人材の確保や体制整備に多くの自治体が苦慮していると指摘している。¹⁴2007(平成17)年に厚生労働省が実施した「平成19年度市町村における児童家庭相談業務の状況について」¹⁵の結果によると、児童家庭相談に対応する上で困難な点として、8割以上が「専門性を有する人材の確保」を挙げ、半数以上が「業務多忙のため体制づくりが遅れている」と回答した。

虐待の対応では、通告を受理したら緊急性を判断し、市町村で対応するか児童相談所に送致するかを適切に迅速に判断する必要がある。そのためには高い専門性が必要とされるが、実際には市町村の現場では人材確保が困難であるという現状が調査により示されているといえよう。

4 職員の専門性の確保についての課題

虐待事例に対応するとき、迅速かつ適切な判断が要求される。また、保護者との間に適切な援助関係を構築する技術が求められる。さらに被虐待児童へのケア、家族関係の再構築などの業務においても高い専門性が必要とされる。

厚生労働省は、「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」で、児童相談所の児童福祉司が虐待対応に精通するには、専門職としての基本的な見識・技術に加え、豊富な経験が不可欠であり、最低5年から10年程度の経験が必要であるとしている。

才村¹⁶は、児童相談所の児童福祉司について、本来的には専門職任用を行うとともに、OJTや長期の現任研修が必要であるが、実際には一般行政職を児童福祉司に任用している自治体が少なくないと述べ、また、一般行政職はソーシャルワークに関する基礎的な教育を受けていないことに加え、異動のサイクルが短く、個人においても組織においても専門性が蓄積されないという問題があると指摘している。また、専門職任用が進まないのは、自治体が人事の滞留を嫌うからと考えられるが、専門職配置がどうしても公務員制度にな

¹⁴津崎哲郎、橋本和明編著 才村純 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 209ページ

¹⁵厚生労働省「平成19年度市町村における児童家庭相談業務の状況について」2007年

¹⁶津崎哲郎、橋本和明編著 才村純 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 207ページ

じまないのであれば、民間のエキスパートを中途採用するか任期付き職員として雇用するなど、柔軟な人事システムを導入するとともに、業務の中の可能な部分についてはアウトソーシングすることも検討すべきであると指摘している。¹⁷

¹⁷津崎哲郎、橋本和明編著 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 208ページ

1-3 高齢者虐待防止活動について

1 日本の高齢者虐待対策の状況

高齢者になると次第に心身の機能低下が進み、家族や介護サービスによる援助を必要とすることが多くなる。認知症を発症した高齢者の場合、判断力の低下から消費者被害にあったり、資産管理が不可能になって親族に資産を搾取されたりする事例が発生する。また、認知症により家族の介護負担が増大した結果、介護者が認知症による言動だと分からぬままイライラして暴力を振るってしまったり、認知症による行動の問題から家族と不仲になったり十分なケアを受けられなくなったりする事例も後を絶たない。

日本では、90年代に保健福祉系の研究者による実態調査結果が報告された。¹⁸2003（平成15）年には、厚生労働省の補助金を受け、医療経済研究・社会保健福祉協会が「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を実施した。²⁰そして高齢者虐待防止モデル事業として石川県金沢市、神奈川県横須賀市での取り組みが行われた。また、同じ2003（平成15）年8月に日本高齢者虐待防止学会が設立された。

こうした社会の動きを受けて、2005（平成17）年11月、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、2006（平成18）年4月に施行された。

2 高齢者虐待防止法の意義

高齢者虐待防止法制定の意義として、次の5点をあげることができる。²¹第1に、虐待の定義が明確になり、国として取り組む対象を明確にした点である。第2に法律の名称に「養護者に対する支援」が明記され、高齢者の救済とともに養護者の支援に焦点を当てた点である。第3に、現場からは在宅の高齢者に対する虐待防止の制度化を求める声が大きかったが、一方で施設における虐待も従来から指摘されていたため、同時に制度化された点である。第4に、虐待を防止するためには地域住民や専門職からの通報制度が活用される必要があるため、「通報することは守秘義務違反と扱われてはならない」と明言された点である。第5に通報制度及び立入調査等の制度運営の中心的役割を担う機関として市町村が担当することとされたことである。児童虐待では、児童相談所が専門機関として設置されているのに比べ、高齢者虐待では市町村がほとんどの役割を担う意味で、今までにない高い

¹⁸ 東京医科歯科大学医学部保健衛生学科老人看護学講座老人虐待研究プロジェクト（代表高崎絹子）、老人虐待と支援に関する研究（2）、1996年6月

¹⁹ 大阪高齢者虐待研究会（代表津村智恵子）、高齢者虐待の全国調査一主として保健福祉機関調査より一、1997年3月

²⁰ 医療経済研究・社会保険福祉協会、家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書（概要版）、2004

²¹ 池田直樹、谷村慎介、佐々木育子、Q&A高齢者虐待対応の法律と実務 2007

専門性を求められる仕事が市町村に与えられたということである。

3 高齢者虐待防止法における市町村の役割

次に、高齢者虐待防止法で市町村の役割はどのように定められているかを整理する。

(1) 養護者による高齢者虐待について

まず、市町村の役割として、高齢者に対する相談・指導・助言を行うことが定められている。また同様に養護者に対する介護負担軽減のための相談・指導・助言も重要な役割である。

次に市町村は、虐待の通報や届出を受理する窓口であることから、その通報事実を確認するための措置を速やかに講じる必要がある。

虐待を受けた高齢者を保護し、老人福祉法によるやむを得ない措置の適正な運用により、居室を確保することも必要である。措置した施設に虐待者が面会に来た場合、その面会を制限することができる。

さらに市町村に立入調査の権限が付与されており、その際警察署長に援助を求めることができる。

市町村は、高齢者虐待防止の中核的な機関を設置する者として、通報や届出の受理、高齢者の保護、養護者支援等に関する窓口となる部局や高齢者虐待対応協力者の名称を市民に明示するなどして周知する必要がある。

以上の役割を担うために、市町村では専門的に従事する職員の確保が不可欠であり、これも市町村の役割とされている。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

市町村は、養介護施設従事者等による高齢者虐待についても通報受理機関とされており、その旨を施設内職員に周知しなければならない。

市町村が通報や届出を受けたときは、虐待に係る事項を都道府県に報告するとともに、市町村の長は養介護施設の業務または養介護事業の適正な運営を確保することにより、高齢者の虐待防止および高齢者の保護を図るため、入所措置や成年後見申立て等の老人福祉法上の権限、介護保険上の権限を適切に行使するものとされている。

(3) 財産上の不当取引による被害防止

財産上の不当取引とは、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引を指す。市町村は高齢者の被害について相談に応じること、消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介することが定められている。

(4) 包括的支援事業

市町村には、介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待の防止、対応の義務の実施が義務付けられている。介護保険法の規定と高齢者虐待防止法の規定を整合・発

展させて運用していくことが必要である。²²

(5) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、市町村が設置する、包括的支援事業を実施する施設である。近年は高齢者の介護に関し、住み慣れた地域でできる限り長く暮らし続けることができるように、という考え方が日本の医療・介護における方向性である。2006（平成18）年の介護保険制度改正時に地域包括支援センターが設置された。地域包括支援センターは、高齢者の身近にあって様々な相談を総合的に受け付けたり、介護保険のケアマネジャーに対する支援、介護予防マネジメントなどを行う。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置して、チームアプローチにより、健康なときの介護予防から、医療や介護が必要になったときまで、切れ目のない支援が提供されるように、介護に関わる包括的な支援を行う機関として設置された。コミュニティケア、地域ネットワークづくりの核となる存在である。

地域包括支援センターが担う包括的支援事業とは、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業である。

地域包括支援センターの権利擁護事業は、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」と明記されている。すなわち地域包括支援センターは、高齢者に対し総合相談を行いながら、高齢者の権利をまもるための活動を行い、その中で高齢者虐待についても高齢者の権利擁護の視点で適切に対応していく役割を持っているということである。

地域包括支援センターは、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、虐待に関する通報の受理、相談、事実確認・個別ケース会議の実施について中心的役割を担う。

地域包括支援センターの設置主体は、市町村または市町村から包括的支援事業を適切に実施できるとして委託を受けた法人である。地域包括支援センターのあり方に関する基礎調査研究報告書²³によれば、市町村の直営が36.4%、法人への委託が63.6%である。

ここで現場の状況を知るために、自治体からの声を紹介する。

2008（平成20）年度に埼玉県が県内地域包括支援センターを対象に実施したアンケート調査²⁴によると、地域包括支援センターの行政への要望として次のような点が挙げられている。

- ・地域ネットワークづくりには、行政内ネットワークを強化してほしい。
- ・介護や福祉だけでなく、精神保健、防災、防犯、法律等の専門職種との連携が必要である。連携がスムーズにいくように行政が調整役を担って欲しい。
- ・行政保健師との話し合いの場を設けて欲しい。協働したい。

²²池田直樹、谷村慎介、佐々木育子、Q&A高齢者虐待対応の法律と実務 2007
31 ページ

²³財団法人長寿社会開発センター 地域包括支援センターのあり方に関する基礎調査研究報告書 平成19年3月

²⁴ 埼玉県福祉部介護保険課

また、三重県長寿社会室のホームページでは、介護保険事業計画勉強会の資料が公開されている。²⁵その中平成 20 年 5 月 14 日の配布資料の中で、桑名市西部地域包括支援センター三浦浩実氏が次のように指摘している。「医療との連携においては、個人的なネットワークや人脈を使って動いているのが現状であるが、そういう時代は終わって、地域包括支援センターとして医療機関等とのネットワークを持っていかなければならないと感じている。ネットワークづくりにはエネルギーを要する。福祉と関係のない職種も含めたネットワークを早急に立ち上げる必要があるケースもある。地域包括支援センターはこうした小さなネットワークと、組織と組織を繋げる大きなネットワークを求められており多大なエネルギーを要する。エネルギーは、ネットワーク形成の知識と技術から生まれる。この知識や技術も必要であるが一番重要なのは行政のバックアップである。委託したから終わりではなく、委託したところをいかに活用するのが行政にとって重要と考える。」

地域包括支援センターの設置形態が市町村直営であっても法人への委託であっても、行政が地域ネットワーク構築のリーダーシップをとるべきであることに変わりはない。虐待事例の支援の場合は特に、組織的な判断に基づく迅速な対応と継続的な支援が必要であることから、市町村は自らの役割をしっかりと認識する必要がある。

²⁵三重県長寿社会室 <http://www.pref.mie.jp/chojus/HP/bennkyoukai/>

1-4 虐待防止活動と権利擁護という理念

1 権利擁護とは

人は人として生まれてきたことによる当然の権利を持っており、この当然の権利を守るのが権利擁護である。

荒²⁶は権利擁護の具体的内容について次のように述べている。

私たちがこれまでの人生の中でさりげなく、何気なく、苦もなくおこなってきたことを、何らかの事情でこれができない状態に陥ったとしても可能となるよう、その仕組みや仕掛けを考えることである。そのためにはそれぞれの立場に立った場合の属性や特質を見極め、これに伴い課題となる事情を分析し、解明する必要がある。人は最初は子どもとして弱い立場に立ち、そのほか、患者として、女性として、就労者として、消費者として、それぞれ弱い立場に立たされることになる。時にはこれら弱い立場を二重にも三重にも重ねて持つことを強いられることが少なくない。とりわけ高齢者や障害者はそれ自体弱い立場に立たされるだけでなく、同時多発的あるいは複合的に弱い立場を幾重にも持たざるを得ず、この点で権利擁護の必要性が極めて高い。高齢者や障害者の人権や権利擁護を図るべく課題分析しようとする場合には、このような事情を十分考慮しなければならない。

その一方で、福祉サービスを提供する側にはそれなりの使命感と高い倫理性が求められるはずであるが、要支援高齢者や障害者の生活支援に従事したり、サービスを提供している人々が人権とか権利擁護について学ぶ機会はほとんど保障されてこなかったと指摘している。²⁷

2 権利擁護の積極面と消極面

さらに荒は次のように述べている。

権利擁護は、生命、身体、自由、名誉、財産等の権利が侵害されないこと、すなわち消極的な側面だけが考慮されるだけでなく、積極的側面が考慮される必要がある。

積極的側面は自分に必要なメニューが必要な分だけ取り出せる環境が保障された中で生活することができ、このメニューの中から自己決定で必要なサービスや物を取り出せて、それがその人にとって良質で適切であり続けることが必要である。

消極的側面の保障と積極的側面の保障があいまって初めて、人は一人前の生活が可能となる。

²⁶ 高野範城、荒中、小湊順一、高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス、あけび書房、2005年

²⁷ 高野範城、荒中、小湊順一、高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス、あけび書房、2005年 117 ページ

3 権利擁護の手段

(1) 権利擁護の対象となる人々がいつも元気で生き生きとして生活できるよう、エンパワメントされていること。

(2) 情報が容易に入手可能な状態にあり、自分にとっても必要なものが選択しやすい状況が作られていること。

(3) 事業者が独りよがりのサービスになっていないか、常にチェックできる制度が導入されていること。

(4) 常に生命の危険にさらされている人々のため、簡易で迅速に解決できる制度が存在すること。

(5) 同時多発的に様々な問題が降りかかってきて、本人はもとより一人の専門家では対応しきれない多重的な困難を背負い込んだ人々についても適切に対応できるよう、多種の専門家が集い、手軽に利用できる総合的な権利擁護センターが存在すること。

さらに荒²⁸は、「21世紀の国民生活上の理念」として、私達がどのような社会の中で生きていかについて、次のように述べている。

1 病気や障害があっても、急に体調を崩しても、その本人はもちろんのこと、その人を支える家族も安心して安全に安定した環境の中で生活できるシステムが整っているか。医療、福祉、法律の各サービスが単独あるいは重複して、24時間365日いつでも、どこでも、豊富なメニューの中から、必要な量だけ選べるようなシステムになっているか。

2 病気になっても、障害を持っても、年老いても、その人の状態、置かれた立場の中でその意向を最大限尊重したオーダーメイドの支援が受けられるシステムが整っているか。

3 どのような境遇におかれようとも、消費生活の場で高品質、安全、安価なサービスが適度な速度で提供されるシステムが整っているか。消費生活の場面では提供する側(事業者)が消費者より圧倒的に優位な立場にあるが、これを前提に消費者と事業者が対等な立場を築けるような法制度が整備されて運用されているか。

4 子どもが段階的に一人前になっていくことが共通の認識となっていて、その精神的、肉体的発展段階に応じた権利を持ち、責任を負わされ、これを自覚するためのシステムが整っているか。子どもは家庭、学校、地域の中で安全、安心、安定した環境の中で生まれ生活し、学習し、自立のための訓練を受ける権利が保障されていることが自覚され、これを全て実現できるような具体的な方策が講じられているか。

5 家族とともに地域で生きるとき、家庭、学校、地域の役割分担が明確になっていて、それぞれ自らの役割を十分自覚し、その責任を果たしているか。

6 女性が自分なりの生き方を主体的に決定できるシステムが整っているか。(DV、セクシャルハラスメント、児童虐待、障害児の子育て等、何が起きても大丈夫というシステムが

²⁸高野範城、荒中、小湊順一、高齢者・障害者の権利擁護とコンプライアンス、あけび書房、2005年129ページ

整っているかを含めて。)

7 プライバシーの尊重という考え方が行きわたっているか。自身のあらゆる個人情報についてこれを自らコントロールできる権利と理解され、あらゆる機会にこれを尊重した対応がなされているか。

8 透明性を大事にするという考え方が隅々まで行きわたっているか。あらゆる活動について情報公開の必要なことが共通理解となっており、実践されているか。

9 公正さこそが人と人との間が交わりを持ったときの当然の基本だという認識が共有されているか。他人のために、あるいは他人に影響を与える活動をする人々について、その行為規範が全ての人に予め明示され、その行為規範に従って行動することが当然の前提とされているか。

10 誇りを大事にするという生き方が尊重されているか。どのような立場におかれようとしても、その誇りを失わずに生活できる権利が保障されているか。

市町村においては、相談支援に携わる担当者が人権について理解し、これに敏感になることが必要である。健康な状態で日常生活を送っているときに自らが一つひとつの場面でどのような権利に支えられながら生きているかを意識し、自覚することこそ、結果として高齢者や障害者の権利を擁護する力を備えることになるのである。この点に配慮した職場内研修が必要である。

第2章 埼玉県行田市における権利擁護・虐待防止活動の報告

2-1 埼玉県行田市の地域ネットワークの基礎づくり

2-1-1 介護保険準備担当と介護支援専門員のネットワークづくり

行田市では、平成12年の介護保険制度施行に向けて、平成11年7月に介護保険準備担当に介護支援専門員を配置した。介護支援専門員は、介護保険制度の中で重要な役割を持つ、ケアマネジメントを担う職員で、医師をはじめとする医療職、社会福祉士等の福祉職など、保健・医療・福祉の各分野の基礎資格を持つ専門職の中で、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講したものが取得できる資格である。

行田市が介護保険準備担当に配置した介護支援専門員は、もともと保健師として保健センターで市民の健康づくりに携わってきた職員であった。

この保健師は、新任期から保健センターで、地区分担制と業務分担制を併用する体制で子どもから高齢者まで全年代の健康づくり業務に携わった。この保健師活動の中で、保健協力会（母子愛育会）などの地区組織育成、会を通じた市民の健康づくり活動への支援、家庭訪問を核とした個別の支援とその際の医師や看護師などのパラメディカルとの連携に取り組んできた。また、担当業務をPDCAサイクル（企画立案、実施、評価、改善策の実施のサイクル）に基づいて進め、他の専門職（医師、理学療法士など）やボランティアとの連携を進めていた。この活動の中から個の課題から集団の課題を発見し、集団の課題から地域全体の課題を見出す視点を得た。この視点は、行政職として政策立案に取り組む能力の基礎になっていた。

この保健師が介護支援専門員の資格を得て、平成11年度に介護保険の準備担当を経て、介護認定担当となった。

保健師には地域を担当してきた中で蓄積された情報と人脈があり、他の介護支援専門員と最初から協力して要介護者支援に取り組んだ。保健師として、他機関、職種との連携ネットワークの重要性を知っていたからである。

平成13年度に介護保険の認定を担当する部署に、隣接市の精神科クリニック医師から「認知症患者が配偶者から虐待されている疑いがある。どこに連絡したらよいのか。」という電話相談が寄せられた。保健師として高齢者虐待については教育を受けていたので、ケアマネジャーと協力して対応し、医師に結果を連絡した。

これが行田市における高齢者虐待対応の最初のケースであった。

2-1-2 直営の基幹型在宅介護支援センターの設置と虐待防止活動

当時、行田市では在宅介護支援センターが委託で4箇所設置されていたが、センター間の調整の充実が必要であることがわかってきた。介護支援専門員をはじめとする民間の関係機関と連携して困難事例に対応する活動の中で、在宅介護支援センターの充実が課題で

あることを見出し、定例会議の開催、技術的な助言、介護者教室の企画・実施・評価、個別事例の検討を開始した。これは基幹型在宅介護支援センターの業務の一部であった。

当時、基幹型在宅介護支援センターの設置は検討中であったが、すでに市役所がその機能を果たしつつあったので、直営で翌年の平成14年度に設置するに至り、介護支援専門員と社会福祉主事が配置された。

基幹型在宅介護支援センターに寄せられる相談は高齢者虐待、成年後見制度、家族の精神・身体・知的障害について等、福祉部関係課が連携して対処する必要があることが多く、個々の事例について福祉事務所、介護保険担当、保健センターを中心に話し合いを重ねた。その結果、市民が障害種別や年齢によらず総合的に相談できる窓口が必要であるという課題が明確になった。

当時は、高齢者の相談は高齢者福祉課と4ヶ所の在宅介護支援センター、障害者の相談は福祉課、保健については保健センターがそれぞれ主に担当していた。

そこで総合相談体制構築の第一段階として、平成14年4月、高齢者福祉課に基幹型在宅介護支援センター（高齢者総合支援センター）を設置し、同じ窓口で精神障害者福祉の相談業務（福祉課障害福祉係）を行なうことにより、高齢者福祉担当と障害者福祉担当の連携強化を図ることとした。

2-1-3 高齢者虐待防止活動の開始

平成14年4月に基幹型在宅介護支援センター（高齢者総合支援センター）を設置し、市民に対し高齢者の総合相談窓口として啓発するとともに、介護支援専門員に対して処遇困難事例に関する相談窓口として周知を図った。平成14年度から平成15年度の2年間に処遇困難事例として受理した相談の中に、虐待あるいはその疑いがある事例が9件あった。

平成16年度から、処遇困難事例の相談の中で虐待あるいはその疑いに関する相談については高齢者虐待相談票に記録し、相談を受理した当日に高齢者福祉課の課内会議で援助方針を決定することにした。（高齢者虐待防止事業の開始）

次に、平成16年5月18日、介護支援専門員の職能団体「行田・南河原ケアマネ連絡会」の定例会において、高齢者虐待防止について次の通り説明し、協力を依頼した。

(1) 高齢者虐待の定義

(2) 早期発見のために留意すること

介護支援専門員や介護サービス担当者は虐待を発見しやすい立場にあるので、予防的な観点での支援と観察をしてほしい旨の説明をした。

(3) 虐待の事例への支援の流れ

これまでに高齢者総合支援センターが介護支援専門員からの相談により支援した事例を報告した。高齢者虐待相談窓口は高齢者総合支援センターであること、はっきりと虐待であるという確信が持てなくても介護や看護の専門職が疑うから

には何らかの支援が必要である可能性が高いので相談してほしいことを強調した。

2-1-4 高齢者虐待実態調査

行田市における高齢者虐待の現状を把握するため、行田・南河原ケアマネ連絡会の協力を得て、行田市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員が把握した高齢者虐待の事例について調査を実施した。

(1) 調査方法

調査対象 行田市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員

調査の概要 平成14年度～平成15年度の2年間に把握した高齢者虐待（あるいは、その疑い）の事例についての質問紙調査

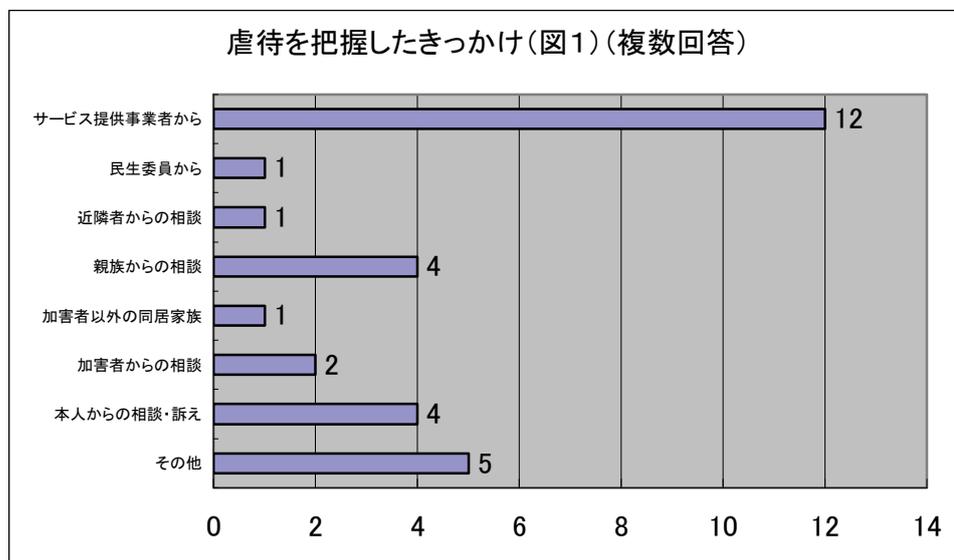
調査期間 平成16年7月1日から平成16年7月9日

(2) 調査結果

平成14年度から平成15年度の2年間に把握された虐待（あるいは、その疑い）の件数は21件であった。

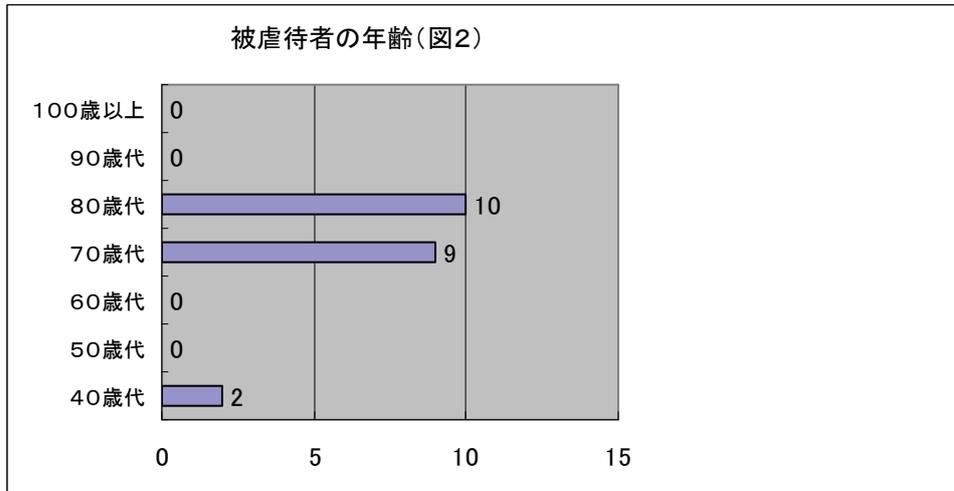
虐待を把握したきっかけ（図1）

訪問介護や通所介護等のサービス提供事業者からの情報提供により把握された事例が最も多く半数を超える。また、本人からの相談が4件(19.0%)、虐待者からの相談が2件(9.5%)と、当事者からの相談を受けている場合もあることが分かった。



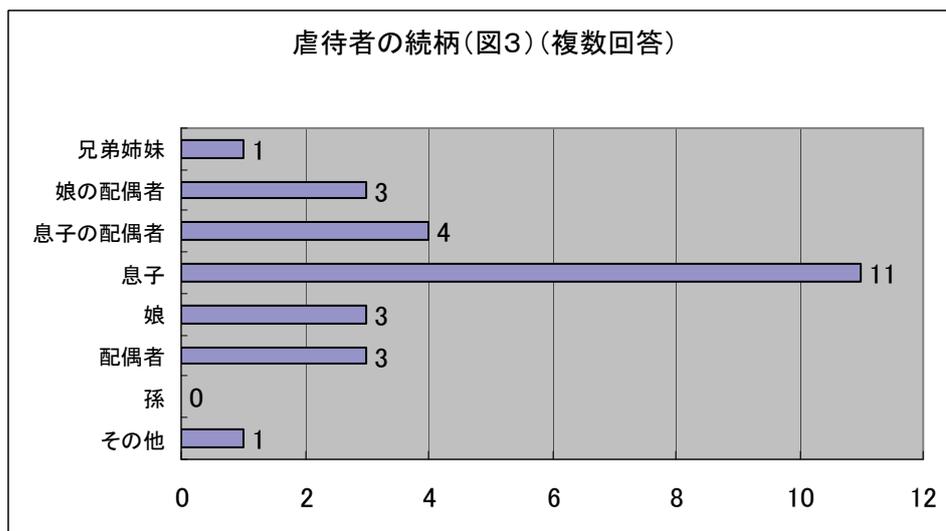
被虐待者の年齢（図2）

80歳代が最も多く約半数を占める。また、40歳代の障害者の事例が2件あった。



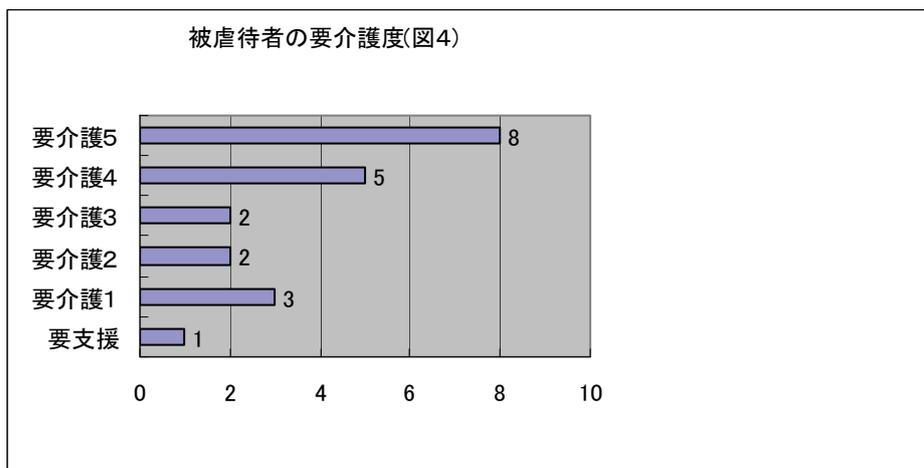
虐待者の続柄 (図3)

息子が最も多く約半数を占める。次いで息子の配偶者が多い。

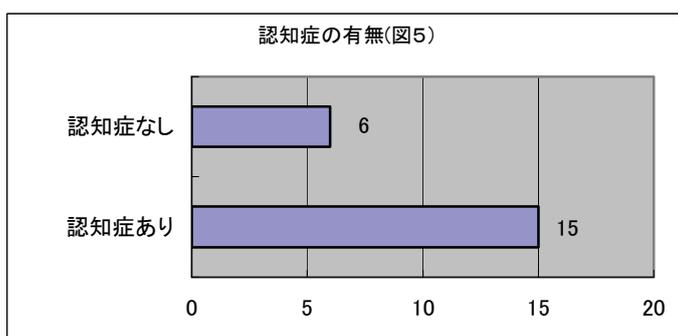


被虐待者の要介護度 (図4)

要介護5が最も多く約4割を占める。一方で他の介護度についてはばらつきが見られ、介護度が低くても虐待が起こる可能性があることが示唆される。

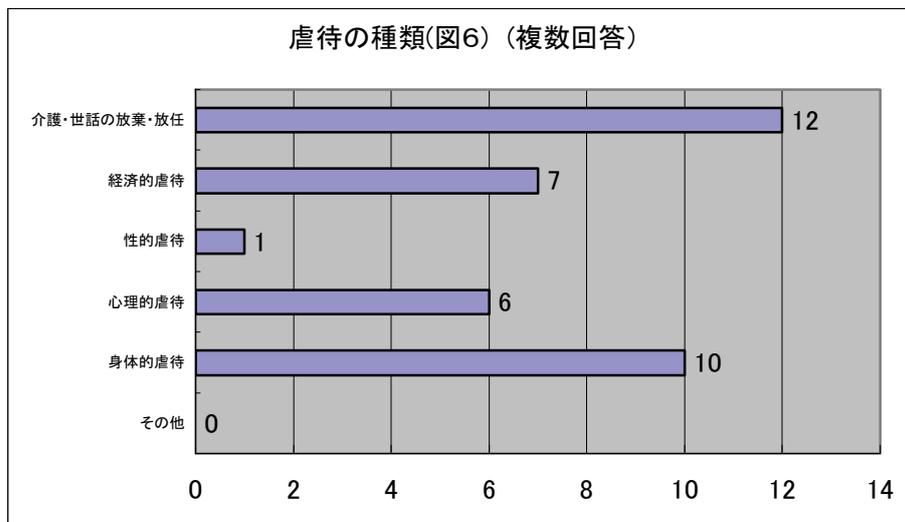


被虐待者の認知症の有無 (図5)
 認知症がある事例が 15 件 (71.4%) で認知症がない事例 (6 件) より多かった。



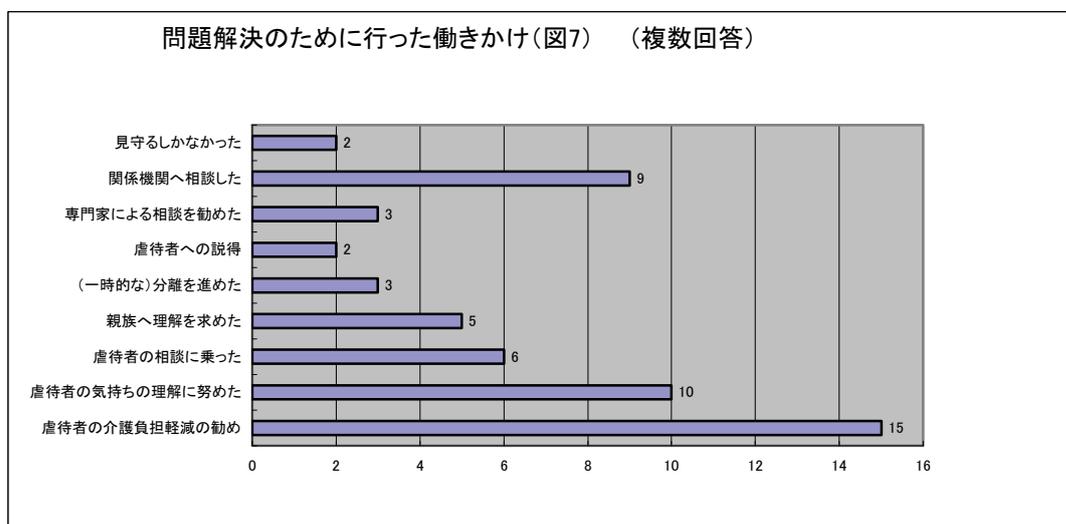
把握された虐待の種類 (図6) (平成15年11月厚生労働省「家庭内における高齢者虐待に関する調査」と同じ分類とした。)

介護・世話の放棄・放任が最も多く、次いで身体的虐待が多い。13件 (61.9%) の事例で複数の種類の虐待 (例えば身体的虐待と心理的虐待と放棄・放任) が重なっている点特徴的である。



問題解決のために行った働きかけ (図7)

「虐待者の介護負担軽減の勧めをした」という回答が最も多く7割を超えた。「虐待者の気持ちの理解に努めた」が次いで多い。また「虐待者の相談に乗った」という回答も約3割あり、介護支援専門員によっては被虐待者（高齢者）だけでなく虐待者（介護者）への支援を行っていることが分かった。



(3) 調査結果に関する考察

介護支援専門員は被虐待者及び虐待者から直接相談を受け介護負担軽減の勧め等の支援をしていることから、介護支援専門員の相談窓口を明確にし、迅速に対応できる体制を整備すべきである。

40歳代の障害者が被虐待者である事例が2件あった。福祉課・保健センター等の関係課と連携して支援することが必要であり、虐待防止対策も協働で検討していくべきである。

把握された事例のうちの約7割に認知症（痴呆）があった。認知症（痴呆）対策を同時に進める必要がある。

約6割の事例で複数の種類の虐待が行われており、背景に複雑な事情があると考えられる。福祉サービスだけでは解決できない事例が多く、例えば安全確保のための介入や経済的虐待への対応には法的措置を要する場合があります、警察・裁判所・弁護士等との連携体制が必要である。地域の関係機関・住民と協働で、多面的・制度横断的な対策づくりに取り組むべきである。

2-1-5 認知症に関する啓発

行田市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に実施した調査で、把握された事例のうちの約7割に認知症があることが分かった。

これまでに高齢者総合支援センターが支援を行った事例の中にも認知症について理解が不足しているために虐待につながったと思われる事例があり、認知症対策を同時に進める必要があると考えた。

そこで平成16年度の在宅介護支援センター運営事業の重点目標の一つに「認知症に関する正しい知識の啓発」を掲げ、下記の事業を実施した。

(1) 民生委員との勉強会

行田市民生委員・児童委員連合会高齢者福祉連絡部会研修会において、「高齢者の認知症について」をテーマに勉強会を行った。高齢者総合支援センターで支援を行なっている認知症の事例を紹介し、認知症とはどんな状態か、認知症高齢者の心理、接し方、医療機関への受診、問題行動について、介護保険サービスの利用等について情報提供し、話し合いを行なった。

(2) 在宅介護支援センター相談協力員研修会

行田市在宅介護支援センター相談協力員（195名）の研修会において、地域型在宅介護支援センターが認知症（痴呆）をテーマに講義、話し合いを行った。

(3) 広報紙による啓発

行田市在宅介護支援センターが年2回発行する「支援センターだより」に認知症（痴呆）の特集を組み、在宅介護支援センターおよび相談協力員が地域住民に配布し、啓発活動を行った。

2-1-6 職員及び介護サービス従事者対象の研修

(1) 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業について

高齢者虐待防止については、すでに国や自治体の取り組みが進んでいる「児童虐待」や

「配偶者等からの暴力（DV）」と比較して、通報制度、専門機関の設置、関与等の法整備そのものや権利擁護の観点からの基盤整備が十分でなく、当時、高齢者虐待への対応に活用できる制度や手段は、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」による職権での施設入所等のサービス実施、介護保険法に基づくサービスの利用、成年後見人等の審判請求に係る市町村長申し立て制度等限られたものになっていた。そこで福祉部職員、在宅介護支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が、現在活用できる制度の一つである成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業について理解を深めることを目的として、下記の通り研修会を開催した。

日時 平成16年10月28日（木）

内容 「成年後見制度と福祉サービス利用援助事業について」

講師 埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

所長 上野義光氏

参加者 52名

職員（高齢者福祉課、福祉課、保健センター、介護認定調査員）18名

在宅介護支援センター職員 5名

介護支援専門員及び介護サービス事業所職員 25名

社会福祉協議会2名、北埼玉福祉保健総合センター 2名

（2） 高齢者虐待について

高齢者・障害者福祉サービスに関わる業務に従事する専門職を対象に、高齢者虐待の基礎知識について共に学ぶ機会を設け、連携のネットワーク構築の基礎とすることを目的として、高齢者虐待についての講演会を開催した。（北埼玉福祉保健総合センター主催、行田市共催）

日時 平成17年3月9日（水）

内容 「高齢者虐待について」

講師 埼玉県立大学教授 野川とも江氏

出席者 北埼玉福祉保健総合センター管内高齢者福祉・介護保険担当課職員

北埼玉福祉保健総合センター管内介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、高齢者及び障害者施設職員 126名

2-2 条例の制定

平成16年度に、市では児童虐待防止対策を強化することになり、高齢者福祉課でも高齢者虐待対策が緊急課題であるという判断のもとに、同時に検討を開始した。

虐待の事例では解決すべき課題が複数の課の業務に関連していることが多く、業務の範囲が決めにくく問題の整理も難しい。問題が複雑で関係機関が多数ある状況の中で、絡み合った問題を整理し、中心的課題は何かを考え、中長期的には何を目標にするのかを視野に入れた上で、解決のために最優先すべきアプローチは何かを迅速に判断しなければなら

ない。当時、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事例の相談は、福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保健センター等で受け付け、事例ごとに関係課・関係機関と連携体制を構築して対応していた。より迅速に対応するために、従来の困難事例への支援方法とは別に、市として虐待への対応方法を確立しておく必要性が生じていたのである。

虐待事例では高齢者だけでなく障害者の問題が関わることが多く、また障害者の虐待も重大な人権侵害であることから、障害者虐待についても同時に対策を講じるべきことを現場から提案した。介護支援専門員や在宅介護支援センター、民生委員も同様の意見を持った方が多く、その声にも助けられ、対象者横断的な取り組みが必要であることを提案し続けた。

また、虐待事例の支援に関わる職員は、虐待防止のために活用できる制度について、自らが担当する業務以外の分野にも幅広く知識を有することを求められる。どの職員もまず「虐待を防止する」という共通の目標を持ち基礎的な知識を有し、あらかじめ連携のネットワークを構築しておき、いつでもこの課が相談を受理しても関係課がすぐに協力して対応できる体制を整えておく必要があった。

虐待事例の具体的な支援内容を検討するとき、各課が担当する単一の業務で解決することとはほとんどない。福祉・保健・医療の連携が必要であるのはもちろんのこと、地域住民の理解と協力、従来は連携を取ることが少なかった警察・裁判所・弁護士等を含めた新しい連携ネットワークのシステム化が課題となっていた。

そこで、一つの家族が抱える課題を援助者側の都合で分割して対応する縦割りの対応ではなく、多面的・制度横断的な虐待防止対策を実施するために、「行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を制定することになったのである。

2-3 条例に基づく虐待防止事業

2-3-1 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

条例の主な内容は次の通りである。

(1) 虐待とは（第2条第5号ア～オ）

この条例により虐待防止の対象となる虐待とは、児童、高齢者や障害者の人権を著しく侵害し、心身の健康、生命、財産に深刻な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 市の責務（第3条）

市は、市民、県その他関係機関及び民間団体等と連携して、虐待の早期発見、迅速な安全確認等に努めなければならない。

(3) 市民による通告（第4条、第5条）

虐待（虐待と思われる場合を含む）を発見した者は、速やかに市へ通告（連絡）しなけ

ればならない。

(4) 安全確認 (第6条)

通告等により虐待が行われているおそれがあると認められるときは、市の担当課職員が安全確認のための必要な調査・質問等を行う。

2-3-2 行田市虐待防止システム

条例は、市が虐待の早期発見、被虐待者の迅速な安全確認、必要な施策の実施と体制整備に努めることを明示しており、この条例に基づき、虐待防止の仕組みを構築している。

発見の通告受理から支援に至る流れは「行田市虐待防止フロー」(372 ページ)の通りである。虐待防止事業は福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、保健センターが中心となって実施している。

(1) 虐待防止のプロセス

通告受理

虐待発見時の通告は、虐待防止ホットライン(フリーダイヤル、24時間・365日受付)を通じて受理する。休日・夜間は各課3台ずつ配備した携帯電話で受ける仕組みである。

通告受理から安全確認

*情報の把握及び共有

通告を受けた市は、関係課及び関係機関と協力して既存の情報を把握し、共有する。たとえば、被虐待者が介護サービスを利用している場合は担当ケアマネジャー、そうでない場合も民生委員やかかりつけ医等が何らかの情報をつかんでいる可能性があり、これらの情報を集約する。なお、虐待防止においては条例第3条にも規定されているように被虐待者の安全を確保し生命を守ることが最優先である。そこで、一時保護を要するかどうかを判断するために必要な情報を収集することが重要である。

*第一のアセスメント、安全確認者及びリーダーの選任

情報を把握し共有した上で、第一のアセスメントを行う。この第一のアセスメントは、保健師、社会福祉主事等の専門職が、把握した情報をもとに被虐待者の状況と予測されるリスクを導き出すものである。

このアセスメントに基づき、安全確認者とリーダーを決める。

たとえば一時保護が必要な可能性が高いとアセスメントした場合、安全確認と同時に保護することも考えられるため、その場で被虐待者の身体状況から緊急性を判断したり、必要に応じてかかりつけ医と連絡を取ることが出来る保健師や看護師等の医療職が安全確認者になる。

リーダーは、支援を進める上で各担当者が得た情報や支援の進捗状況を把握し、当該事例の支援をリードする役割を担う。リーダーは、事例の状況により関係課の係長・主査の中から選出する。リーダーが必要な理由は次の通りである。

虐待の問題は言い換えれば家族の問題であり、被虐待者と虐待者ともに支援を要する事

例が多い。そのため市役所においては複数の課が関与する必要がある。ところが組織は社会福祉法体系にのっとった体制であり、その組織体制のままに対応する場合、被虐待者への支援と虐待者への支援を別の課が担当することになる。すると担当課ごとに方針が異なり迅速な対応を困難にする危険がある。これを防ぐために支援の中心となるリーダーを選出し、情報を集約して支援を行う必要がある。

*被虐待者の安全確認

通告から48時間以内に市職員2人以上で訪問し、状況を確認する。48時間以内というのは休日をはさんだ場合の最大時間であり、実際の運用では通告受理後すぐに安全確認に向けてアセスメントを開始する。地域包括支援センターを設置した平成18年4月からは、市職員と地域包括支援センター職員の2人以上で訪問することとしている。

安全確認の現場では、生命の危険はないか、必要な医療を受けているか、身体的虐待により受傷している等緊急保護の必要性について確認する。緊急保護が必要ないと思われる場合は、家族の介護力や経済的状況などについて把握する。

*第二のアセスメント

安全確認によって得た情報により、リーダーと安全確認者が中心になり、アセスメントを行い、担当課としての方針を決める。

虐待緊急度判定会

その後直ちに緊急度判定会を開き、一時保護の要否を判定する。緊急度判定会の構成員は会長が福祉部長、委員は福祉部の課長職及び安全確認者である。第二のアセスメントの結果等をもとに総合的に判断する。緊急度判定会の決定が市としての正式な決定になる。

ここで話し合われた支援の方針によってはリーダーを選任しなおすこともある。

方針の決定にあたり、虐待を防止する観点から、今起きている虐待の事実だけでなく、その原因にも着目して事例を検討する必要がある。

被虐待者処遇検討会

次に処遇検討会を開催し、支援方針を決定する。処遇検討会の会長は、虐待被害者が児童の場合は子育て支援課長、高齢者は高齢者福祉課長、障害者は福祉課長である。委員は市職員の他、児童相談所、福祉保健総合センター等の関係機関の職員で構成し、さらに必要に応じて関係者の出席を求めることになっている。

検討の際は防止の観点を忘れないよう心がける。虐待の事実だけにとらわれず、原因に着目する。そのために必要に応じて民生委員、介護支援専門員、主治医、親族等の意見を聞き、家族全体を捉えなおす作業を行った上で方針を決定する。

各担当者はここで決定した方針に基づいて支援を実施する。支援の経過はリーダーに迅速に報告し、組織としての情報の集約化を図る。

支援方針の変更が必要なときは、そのつど処遇検討会を開催する。特に複数の課・関係機関が協働で支援する事例では、処遇検討会での検討を経ないで担当者ごとに方針変更してしまうと支援が滞るおそれがあるので注意を要する。

虐待防止協議会

児童、高齢者及び障害者虐待防止協議会を設置し、虐待防止対策について検証することとしている。構成メンバーは福祉・保健・医療関係者、市民、学識経験者等である。平成17年度、18年度とも年1回開催し、全ての事例について検証を行った。

まとめ

行田市虐待防止ネットワーク（77ページ）

2-3-3 権利擁護の取り組み

高齢者の権利擁護のためには消費者被害防止も重要な課題であることから、平成17年10月、要援護高齢者支援会議を設置し、被害の現状を説明し単身高齢者及び認知症高齢者の見守り体制構築への協力を依頼した。出席者は社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、医師会、自治会、電気・ガス・新聞・金融等の高齢者と接する機会が多い団体である。平成18年度以降は、地域包括支援センターを中心に生活圏域ごとのネットワーク構築を進めている。

2-4 一体的虐待防止活動の成果と問題点

2-4-1 平成17年度虐待相談受理状況

条例を施行した平成17年度の虐待相談受理件数は18件で、前年度（11件）の1.6倍であった。すべての事例で市職員による安全確認を行った。

被虐待者の年齢は80歳代8人(44.4%)、70歳代6人(33.3%)の順に多く、虐待者の続柄は息子が8人(44.4%)、嫁が6人(33.3%)の順に多かった。通告者は介護支援専門員が11人(61.1%)で最も多かった。虐待の種類は身体的虐待が13件で最も多く、このうちの2件は夫婦間の身体的虐待であった。そこで、DV対策担当である企画課、人権推進課とともにDV対策と虐待防止について協議を行い、福祉保健総合センターの助言も得て、両対策の連携を強化する方針を立てた。次に多かったのは介護・世話の放棄・放任で6件であった。5件の事例は身体的虐待と心理的虐待など複数の種類の虐待が組み合わさったものだった。処遇については、被虐待者の一時保護等、分離を行った事例は3件(16.7%)で、12件(66.7%)の事例で介護サービス利用による介護負担軽減を図った。16件の事例への支援は年度末の時点で継続中であり、状況の変化があるたびに処遇検討会を開催している状況であった。

2-4-2 条例施行による変化

虐待の背後には介護負担、経済的な問題、家族関係など様々な問題が潜んでいるため、相談者側も問題が整理できず、どこに何を相談したらよいかと困ることが多い。条例施行により市民に啓発し総合相談窓口を明確にすることで、相談しやすくなったと考えられる。

また、相談窓口の後ろ盾として共通の目標を持った職員の集合体としての市の組織があることで、最初にどこの窓口で相談したかに関係なく、組織の判断に基づく援助を提供することができる。どの課が相談を受理しても関係課が協力して対応する体制が整った。

従来は担当のケースワーカーや保健師の判断に任される部分が多かった支援方針について、まず市の方針を検討し、支援内容と各担当の責任範囲を明確にしてから支援を開始するようになった。市の方針にそって支援するので、担当者は自信を持って確実に対応することができる。さらに、支援開始後に担当者に対し、市と関係機関のネットワークによるバックアップ体制を組むことで、担当者が一人で抱え込んで悩むのではなく、相談しながら支援を進めることができるようになった。

つまり、行田市では、虐待防止は市の職務であるという姿勢を明確に打ち出したことで、従来は重度化してから寄せられることが多かった相談が早い段階から寄せられ、また虐待防止専門のネットワークを構築したことで、早期解決が図られるようになった。

高齢者虐待防止法により、市町村の役割がより明確にされた。高齢者虐待を防止する上で関係機関同士の連携が必要なのは言うまでもないが、連携の前提として、各機関・職種が自ら果たすべき役割を認識し、業務を確実に遂行することが重要である。

対象者を年齢や障害種別で分けることなく包括的に虐待防止に取り組んだことは、地域包括ケア体制構築の基礎固めにつながった。

2-4-3 虐待を未然に防ぐ取り組み

～平成18年度高齢者虐待防止事業「認知症ケアマネジメント研修」について～

条例施行から2年目に当たる平成18年度には、高齢者虐待防止事業として、認知症ケアマネジメント研修を実施した。認知症の正しい知識の普及、認知症ケアの質の向上、認知症高齢者の地域支援体制づくりを目的として、介護サービス従事者、地域包括支援センター相談協力員を対象に行った。

2-4-3-① 事業内容

(1) 行田市認知症ケアマネジメント研修 ～認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式を使って～

①日程 平成18年11月6日、12月11日（二日間）

②対象者 市内介護保険事業所職員、市内介護保険施設職員

③参加者

11月6日 介護支援専門員・在宅サービス従事者34名、介護保険施設職員8名

12月11日 介護支援専門員・在宅サービス従事者27名、介護保険施設職員5名

④内容 講義とグループワーク

講師：戸田 京子氏（認知症介護研究・研修センター認知症ケア地域推進委員）

・利用者本位の認知症ケアマネジメント実践の共通方法としてのセンター方式の理解

- ・センター方式シートの使い方
- ・グループワーク「センター方式の活用、実際の事例への活かし方」

(2) 行田市認知症ケアマネジメント研修～認知症にやさしい地域づくりを考える～

①日程 平成19年1月24日

②対象者

市内介護保険事業所職員、市内介護保険施設職員、地域包括支援センター相談協力員

③参加者 介護支援専門員・在宅サービス従事者26名、介護保険施設職員5名
地域包括支援センター相談協力員92名

④内容 講義と事例発表（ロールプレイ）

講師：戸田 京子氏（認知症介護研究・研修センター認知症ケア地域推進委員）

行田市高齢者福祉課保健師、行田市地域包括支援センター職員

- ・認知症ケアの地域ネットワークについて（講義）
- ・認知症ケアの実際～事例を通して理解を深めよう（ロールプレイ形式の事例発表）

2-4-3- 結果と課題

研修に参加した介護サービス従事者、地域包括支援センター相談協力員それぞれにアンケート調査を実施したので、その結果を以下に示す。

(1) 介護サービス従事者

研修終了時アンケートでは、30人中29人が、研修を受けて認知症の人について見かたが変わったと答えた。その内容をいくつか示す。

- ・今まで本人の気持ちを本人主体で考えてきたつもりであったが、家族が本人の気持ちを代弁していたに過ぎなかった場面が多くあったことに気がついた。
- ・認知症の人はたくさんできることを持っている。それを見つけ出し、その人に合ったケアプランを立てていきたい。
- ・家族やサービス事業者がどのように対応するか困っているばかりではなく、ご本人自身が一番困っていることに気付いた。

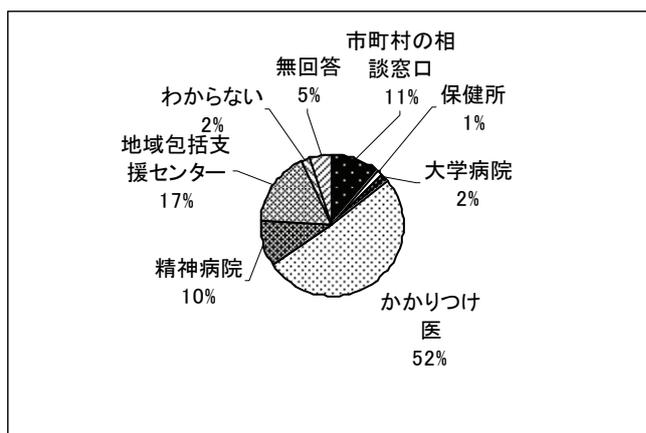
(2) 地域包括支援センター相談協力員について

研修終了時アンケートをいくつか示す。

①「あなたは、あなたの家族に認知症の疑いがあるため、その家族が認知症であるかどう

うかみてもらいたいと思ったときまず、その家族をどこに連れて行きますか。」という質問に対し、「かかりつけ医」と答えた人が最も多く半数を超えた。

次に地域包括支援センター、市町村の相談窓口の順に多い結



果であった。

今後の課題として、かかりつけ医との連携について検討する必要があると考える。

②認知症高齢者の方が地域で暮らしやすくなるには、どうすればよいと思いますか

- ・今までの認知症に対する考えを変えようと思った。何もできないのではなく、できることは少なくなるが、最後まで残る。それを周りの人が助けてあげればよい。
- ・地域の人たちが認知症に関する知識を得ることが必要だと思う。
- ・地域全体が協力して日頃より関心を持って関わっていくべきだと思う。

2-4-3-まとめ

高齢者虐待防止事業として認知症ケアマネジメント研修を実施した。研修後のアンケートで、参加した介護サービス従事者、地域包括支援センター相談協力員の多くが、認知症についての見方が変わったと感じ、地域全体の認知症への理解度を高め、関係者、市民が互いに連携・協力する必要性を指摘した。

今後も市民を対象とした認知症知識普及、かかりつけ医・介護サービス関係者・市民・行政の連携ネットワークづくり等、認知症支援に必要な事業を体系的に実施し、高齢者虐待防止、さらには高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを推進したいと考える。

2-4-4 課題

2-4-4-1 組織内ネットワークを円滑にする仕組みづくり

一般的に市町村は、法的根拠をもとにした縦割りの分業制で事業を運営するため、高齢者虐待のような新しいニーズに応えるためには組織体制の見直しが必要である。また、わが国のこれまでの福祉課題への対応は、高齢者・障害者・児童といった対象者別に取組まれてきた歴史がある。制度が専門分化したことは、個々の課題への対応として有効である反面、高齢者虐待のように一人が複数の課題を抱える場合には、課題ごとに担当する窓口が違い、制度の狭間が生じやすいため対応が困難である。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待防止について市町村が主体的な役割を担うことが規定されている。虐待事例には複合的な問題が存在するため、関係機関の連携・協働による支援が不可欠であり、市町村を中心とする連携ネットワーク構築の重要性が強調されている。

ネットワークは、市町村組織内ネットワークと関係機関との組織間ネットワークの二つに分けて考えることができる。行田市におけるネットワークは77ページの「行田市高齢者虐待防止ネットワーク図」の通りである。行田市の組織内ネットワークは、条例施行により市として虐待防止に積極的に取り組むという目標を基盤に、健康福祉部内関係課の連携体制として構築した。現状は、組織体制が基本的に縦割りの分業制であるため、組織内連携がスムーズであるとは言い難い。

この問題を解決するためには、市の組織内部に専門分化したサービスを総合化して提供する仕組みを持つことが必要であると考えている。具体策の一つとして、プロジェクトチームの設置が挙げられる。プロジェクトチームを中心とした職位や担当業務の違いを超えたコミュニケーションの場が必要である。また、組織学習・職員研修の工夫とそれを支える組織体制への見直しを検討する必要がある。さらに、プロジェクトチームのリーダー、保健師・ケアマネジャー・社会福祉士等専門職員、管理職それぞれが果たすべき役割について組織として明確にしておくことが重要であるとする。

2-4-4-1 知識のマネジメントにより事業の継続性を保つ

市町村では、人事異動により比較的短い期間で担当者が変わる。連携がスムーズだったのに、担当者が変わったので機能しない、というのでは、組織としての大きな損失であり、サービスが低下する原因になる。実践により創られた知識が職員個人に蓄積し、組織として共有されず、事業の継続性が保証されないという問題が存在すると考えている。市町村が組織的に、職員個人が持つ実践に結びついた知識を蓄積・共有し、虐待防止を実践するサイクルを形成する必要がある。

誰が担当しても効果が上がり、実践から生まれた知識・ノウハウが組織として集積・共有され、取り組みの進化が持続されることを目指したい。

そのためにまずは、虐待防止に必要な組織としての知識ビジョンを作る必要がある。知識ビジョンをもとに、職員が持つべき基本的知識・技術について研修項目を作成し、職場内研修を実施する。実務の運用面は業務マニュアルを作成し、同じく職場内研修により共通理解を得る。マニュアル化が困難な暗黙知も重要であることから、ジョブローテーションのルール作りも必要である。

前述のプロジェクトチームを中心とした職位や担当業務の違いを超えたコミュニケーションの場を活用し、トップダウンではなく、すべての立場から問題提起ができ、関係部署間で検討し課題が抽出される持続的な仕組みが有効であるとする。

第3章 仮説の設定とトータルサポート推進事業実施計画

それまでの事業評価から見出した課題を解決するための仮説を以下に整理する。

リサーチ・クエスチョン	仮説
<p>1 市町村の権利擁護・虐待防止活動は、家族全体の支援あるいは多問題を抱えた対象者への支援であることから、組織内連携が必要である。しかし自治体の従来組織や仕事のやり方、指揮命令系統では、セクショナルリズムが障壁になって組織内連携が円滑に進まない。このままではまずいので、組織と仕事のやり方に工夫が必要ではないか。</p>	<p>1-1 市町村の現場では社会変化にいち早く気づき、すでに横の連携を取り始めている。しかしそれは現場担当者レベルの努力により目の前の問題をなんとか解決しているにすぎない。旧態然とした組織体制ゆえに、現場の仕事のやり方の変化を組織として認め、組織や仕事のやり方に改革を加える必要があることを組織としての認識とすることは、なかなか難しい。変革を組織としての命題にするためには、自治体行政学、経営学、社会福祉学の見地から、理論的に現状と課題を整理し、実務的提言を行う必要がある。</p> <p>1-2 権利擁護・虐待防止活動の基本となるのは相談業務である。まずは相談業務について、年齢や障害種別に関わらず総合的に相談支援ができる体制を構築することにより、組織内連携ネットワークの基礎ができる。</p> <p>1-3 組織横断的な連携をマネジメントする部署を作ることにより、虐待防止のための市町村組織内のネットワーク化が円滑になる。</p>
<p>2 そもそもなぜ、自治体では横の連携が取りにくいのか。</p>	<p>2 自治体行政学から見た自治体の組織、自治体職員、自治体の業務の特徴を整理し、この特徴を前提として、権利擁護・虐待防止活動における組織内連携の仕組みを構築する必要がある。</p>
<p>3-1 現在の市町村職員がもつ専門性は必ずしも高いとは言えず、権利擁護・虐待防止は市町村にとって困難な業務である。今後ますます市町村には権利擁護・虐待防止の中心的存在として事業を充実することが求められると考えられるので、このままではいけ</p>	<p>3-1 経営の第4の資源である「知識」に着目して、市町村の組織、職員のキャリアをマネジメントする仕組みを作り、職員の専門性を向上していく方法を確立することが必要である。</p> <p>3-2 専門職の配置の必要性についても、</p>

<p>ない。何とかしなければならぬ。どうすればいいのか。</p> <p>3-2 市町村は、分権改革の進展と歳入縮小に対処するため行政改革に取り組んでおり、人もカネも十分でない。大幅な人員増は見込めない中で、どう対処すべきか。</p> <p>3-3 権利擁護・虐待防止事業の担当者は、権利擁護について認識が甘いと支援の判断を誤ることがある。一人ひとりの生き方を尊重し、主体的に生きていけるように支えることが権利擁護なのに、虐待事例の支援の中で、養護者や行政の担当者が安心できるかどうかによって処遇を決めようとしてしまうことがある。</p>	<p>職種やそれぞれの役割を含めて実務的提言を行うことが必要である。</p> <p>3-3 専門職のジョブローテーションを工夫し、知識やノウハウが継承しやすい状況を作ることが必要である。</p> <p>3-4 形式知はマニュアル化し、暗黙知については組織横断的な学習する組織を作り、ケースワーカーや保健師等の担当職員が参加し、職場内研修を受ける仕組みが必要である。</p> <p>3-5 職場内研修では、一番の基礎として、「権利擁護」「エンパワメント」について学習する必要がある。</p> <p>3-6 虐待防止のためのナレッジマネジメントをシステム化する。暗黙知と形式知の両方に配慮し、マニュアル作成、事務引継ぎの改善、ジョブローテーションの工夫、学習する組織を作り専門職が参加することにより、組織内協働が円滑になる。</p> <p>3-7 市町村において福祉の相談支援にたずさわる職員が、高い権利擁護意識を持った上で連携体制を作り、暗黙知の共有などの知識創造の仕組みに配慮した学習するコミュニティを作って職場内研修を行うことにより、事業の継続性が保証される。</p>
<p>4-1 虐待防止、見守り活動をする上で、地域住民の理解と協力が欠かせない。一方、住民は「虐待防止」という一つの課題だけでなく、地域の中の課題全部を地域の支えあいによって解決しようとする。行政は縦割りで課題によって担当者が違うので、住民と協働しにくい。</p> <p>4-2 住民の生活を支えるためには、社会資源がないからと言って「あなたの要求は高望みだ。」というような対応をしてしまうことがある。ケアマネジメントの思想として資</p>	<p>4-1 住民との協働で虐待を防止するためにも、組織内の横の連携が必要である。</p> <p>4-2 社会資源の改善及び開発を推進するためにはケアマネジメントの考え方を浸透させる必要がある。</p> <p>4-3 社会資源の改善及び開発を推進するために、公的サービスには限界があることから、住民との協働が必要である。</p> <p>4-4 住民と協働するために、住民が寄せてくれる幅広いニーズをとりこぼさないためには、窓口をワンストップ化することが有</p>

<p>源の開発も含めた相談支援を行うという対応が、必ずしも出来ていない。このままではいけないのではないか。</p>	<p>効である。市町村組織内に部署を超えた横断的連携をマネジメントするセクションを設置した上で、住民と協働で課題を解決する仕組みを作り、行動することにより、組織内連携体制が形成される。</p>
<p>5 権利擁護・虐待防止活動は、新たな社会的ニーズとして自治体の取り組みが充実しつつある。しかし組織として業務システムをモニタリングする仕組みがないと、人事異動により対応が不十分になるおそれがある。</p>	<p>5 虐待を危機管理と捉え、危機管理体制を確立し、その体制が適切に稼働しているかをモニタリングしていく仕組みを作る必要がある。</p> <p>虐待防止活動を危機管理の一つのテーマとして捉えなおすことにより、人事異動により事業が滞ることを防ぐことができる。</p>

3-1 仮説の設定

仮説

- ・市町村においては、虐待防止ネットワーク構築の核となる業務は「相談支援」である。年齢や障害種別に関わらず総合的に相談支援ができる体制を構築することにより、組織内連携ネットワークの基礎ができる。
- ・組織横断的な連携をマネジメントする体制を作ることにより、権利擁護活動、虐待防止のための市町村組織内のネットワーク化が円滑になる。
- ・市町村組織内に部署を超えた横断的連携をマネジメントするセクションを設置した上で、住民と協働で課題を解決する仕組みを作り、行動することにより、組織内連携体制が形成される。
- ・虐待防止のためのナレッジマネジメントをシステム化する。暗黙知と形式知の両方に配慮し、マニュアル作成、事務引継ぎの改善、ジョブローテーションの工夫、学習する組織を作り専門職が参加することにより、組織内協働が円滑になる。
- ・市町村において福祉の相談支援にたずさわる職員が、高い権利擁護意識を持った上で連携体制を作り、暗黙知の共有などの知識創造の仕組みに配慮した学習するコミュニティを作って職場内研修を行うことにより、事業の継続性が保証される。
- ・虐待防止活動を危機管理の一つのテーマとして捉えなおすことにより、人事異動により事業が滞ることを防ぐことができる。

3-2 仮説をもとにした事業計画

3-2-1 トータルサポート推進事業実施計画

平成19年10月、仮説をもとにトータルサポート推進事業計画を次のように作成し、職員提案を行った。

行田市における障害者、高齢者、児童の相談支援の 総合的な推進のための包括的連携体制の構築について

1 現状と課題

行田市では、平成17年6月に「児童、高齢者および障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を全国に先駆けて施行した。条例に基づいた市役所内部の包括的な虐待防止システムを稼働させ、関係機関とのネットワークを構築した。

このことは、年齢や分野を問わず、何らかの支援を必要とする市民に対し、市の各部門が連携して対応することの糸口にもつながった。

一方、障害者等が地域で生活する上では、法制度や行政の組織のいかんを問わず、関係する行政部門や社会資源が協働・連携して必要な支援体制を整えることが不可欠であるが、個別の法令に基づく行政計画や協議の場は分野別に構築されており、相互の関連性や取組の整合性は保たれていないと思料される。

2 基本的な考え方

こうした状況を踏まえ、市長のマニフェストに基づき、障害者、高齢者、児童の各福祉部門の相談・施策の推進に至る一連のプロセスを一元化し、市民のニーズに効果的に対応できる包括的な連携体制を構築する。

3 具体的な取組

平成20年4月、健康福祉部内に「(仮称)トータルサポート推進室」(以下、推進室)という。)を新たに設置し、上記の考え方に沿った取組を進める。

推進室を中心とした連携体制構築の詳細は別紙のとおりであるが、行政内部の取組として福祉課(=障害者福祉、障害者虐待防止を担当)、子育て支援課(=子育て支援・母子福祉・児童虐待防止を担当)、高齢者福祉課(=高齢者福祉、高齢者虐待防止を担当)、保健センター(=健康づくり、虐待防止を担当)の連携を、総合相談・支援の実施や専門知識の向上(ナレッジマネジメント)などをキーワードとして行う。

また、地域の社会資源と行政との関係においては、医師会、民生委員、障害者地域生活支援センター、子育て支援センター、地域包括支援センター、ケアマネ連絡会等との連

携を進める。

4 事業計画(案)

- 1) 保健福祉総合相談
- 2) 保健福祉関連計画策定および各種協議会の調整
- 3) 包括的虐待防止推進事業（モデル事業）
 - 組織内連携体制構築
 - 組織間連携体制再構築
 - 専門知識の維持継承法（ナレッジマネジメント）の研究
 - 人材育成・職場内研修の研究と実施
 - 虐待防止協議会による検証
- 4) トータルサポート推進協議会の設置・運営
- 5) 支えあうまちづくりのためのシンポジウム開催

これらの項目は、多様な生活課題を抱える障害者等に対し、限られた社会資源を有効に活用しつつ効率的な支援を進める観点から、他の市町村においてもその成果を援用することが期待されるところでもあり、これを具体的に進めるに当たり、平成 20 年度において障害者保健福祉推進事業の申請を検討する。

本提案は組織的に取り組むことが決定され、平成 20 年 1 月に準備のための人員が 1 名配置された。準備段階の活動を紹介する。

3-2-2 トータルサポート推進検討委員会による検討

平成 20 年 1 月、事業実施に向けた検討を行う市内のプロジェクトチームを設置した。活動内容などの詳細は、以下の設置要綱の通りである。

行田市トータルサポート推進検討委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための包括的組織内連携体制を構築するため、トータルサポート推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保健福祉総合相談体制の構築に関すること。

(2) 障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための地域連携ネットワーク構築に関すること。

(3) その他障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる主幹又は主査の職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成20年1月11日から目的達成の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務従事の形態)

第6条 委員会の委員は、現所属のまま、必要の都度、委員会の職務に従事する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月11日から施行する。

別表(第3条関係)

委 員	総合政策部企画政策課
	総務部人事課
	健康福祉部福祉課
	健康福祉部子育て支援課
	健康福祉部高齢者福祉課
	健康福祉部保険年金課
	健康福祉部保健センター

トータルサポート推進検討委員会は、平成20年1月～2月の2ヶ月間に5回の検討を行い、報告書をまとめた。

トータルサポート推進検討委員会報告書

平成 20 年 2 月

目 次

事業のテーマと名称

基本的考え方

現状・背景

- 1 地域福祉計画の策定について
 - (1) はじめに
 - (2) 今後における地域福祉推進の理念
 - (3) 地域福祉推進の基本目標

 - 2 福祉・保健関連計画について
 - (1) 障害者福祉計画
 - (2) 次世代育成支援行動計画
 - (3) 高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画
 - (4) 健康増進計画
 - (5) 地域福祉計画

 - 3 虐待防止事業について
 - (1) 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例
 - (2) 行田市虐待防止システム
 - (3) 条例施行による変化
 - (4) 今後の課題
- 障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業の基本方針

事業の概要

- 1 具体的な取組（案）

- 2 平成20年度事業計画（案）
 - (1) 事業概要
 - (2) 事業計画（案）と予測される効果
 - (3) 保健福祉総合相談

- (4) 地域福祉計画策定に係る部内調整
- (5) 包括的虐待防止推進事業
- (6) トータルサポート推進会議の運営
- (7) 情報共有について

財源の確保について

今後の課題

- 1 総合的な支援体制の発展に向けての課題
- 2 組織・事務分掌の検討
- 3 市民と行政の協働について

* 付属資料

- 図1 行田市高齢者虐待防止ネットワーク図
- 図2 ふくし総合窓口 社会福祉主事・保健師 配置イメージ (案)
- 図3 トータルサポート推進担当の決裁・予算の流れ (案)
- 図4 市民の相談の流れ (イメージ)
- 図5 トータルサポート推進会議構成図
- 図6 障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業 概念図

- 資料1 行田市トータルサポート推進検討委員会委員名簿、
トータルサポート推進検討委員会活動状況

事業のテーマと名称

○事業のテーマ：市民参加による福祉のまちづくり

○事業の名称：

障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業

基本的考え方

障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に関する相談支援について、より市民が利用しやすいサービスにするために、必要に応じて障害者、高齢者、児童といった分野ごとに縦割りになったサービスを組織横断的に調整し、総合的な福祉を提供する仕組みを創設する。

健康福祉部の事務の範囲はきわめて広く、そのすべてをひとつの窓口で対応するのは困難であるが、市民からの問題提起や市民ニーズを市政に反映するために、縦割りではなく横割り、組織横断的な考え方と行動ができる環境を整備する。

- 地域福祉推進に当たり、福祉分野における専門家と、地域住民・地域のボランティアなどの支援者との役割分担と協働を図る。
- 子育て、高齢者の介護、定年後の生きがいつくりなど、地域で同じ課題を持つ人たちが支えあう仕組みをつくる。
- 地域の課題に応じて活動や組織を組み合わせ、有効に活用できるような技術と仕組みを地域に定着させる。

現状・背景

1 地域福祉計画の策定について

平成12年6月社会福祉事業法が改正され、社会福祉法となり、地域福祉の推進を図る観点から、第四条に「地域福祉の推進」が新たに掲げられるとともに、地域福祉計画の策定等を定めた「地域福祉の推進」が章立てされた。

地域福祉計画に係る規定は平成15年4月から施行されることとなっており、本市では、平成20年度に地域福祉計画の策定を予定している。

地域福祉計画は、既存の計画やその他の福祉課題などを併せ、地域で生活する人の生活を総合的に支えるものとして横断的に考える計画であり、部門

別計画の基盤となる計画である。そのため、市役所内においては、様々な関連分野が協力して横断的な理解のもとで推進する必要があり、組織内の調整と機動的に活動できる体制づくりが必要である。

厚生労働省が都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するために作成した地域福祉計画策定指針は次のとおりである。

(1) はじめに

わが国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能の弱体化、地域住民相互のつながりの希薄化、さらに少子高齢化社会の到来、長引く不況などにより社会・経済情勢は大きく移り変わった。

このため、高齢者、障害者、児童および子育て中の家庭などの生活上の支援を要する人々はいっそう厳しい状況に置かれるとともに、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待やひきこもりなどが新たな社会問題として顕在化してきた。

他方、市町村の福祉政策が盛んになるとともに、地域住民の福祉活動に対する意識も高まり、ボランティアやNPO法人などが活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となってきた。

こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要になるとともに、地域住民の自主的な助け合いなどの意義もますます増大し、住民が手を携え合って共に生きるまちづくりの精神を発揮した、地域福祉の推進が求められている。

(2) 今後における地域福祉推進の理念

①住民参加の必要性

障害の有無、年齢、性別など人間はそれぞれ異なるが、個人の尊厳やその人が生きる価値などの点においては皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保証されなければならない。

そして、地域の要援護者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）を持つ人も他の住民も一緒になってそれを実現することが地域社会の誰にとっても望ましい社会であるという共通の価値観を持たなければ達成できない。

したがって、地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の最大の特徴であり、地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。

②共に生きる社会づくり

地域福祉には、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつ

ながらとそのために必要なシステムが不可欠であり、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」という視点が重要である。

③男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要があるため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待される。

④福祉文化の醸成

地域住民が、生活課題やそれに対応するサービスの現状を自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方やその提供に主体的にかかわることが重要であり、こうした活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながる。

(3) 地域福祉推進の基本目標

生活課題の達成への住民等の積極的参加

地域住民を施策の対象としてのみ捉えるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけ、住民等の積極的な参加を促し、その自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要である。

②利用者本位のサービスの実現

利用者本位の考え方に立って、利用者を一人の人間としてとらえ、そのひとの生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要となる。

具体的には、(ア) サービスを総合的に利用できるようにするケアマネジメント、(イ) 利用者自身の持っている力を引き出す援助（エンパワメント）、(ウ) 地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに声をあげたり、発見する仕組みづくり（コミュニティワーク）等の体制を充実する必要がある。

③サービスの総合化の確立

地域住民の生活課題は、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくないことから、総合的な相談を受けられる体制や、多様なサービスの連携による総合的なサービス提供の展開が不可欠となる。

④生活関連分野との連携

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、

教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となる。

(「地域福祉計画施行にあたっての策定指針説明及び今後の課題等」厚生労働省社会・援護局地域福祉課より抜粋)

2 福祉・保健関連計画について

現在の健康福祉部における福祉・保健の計画策定の状況について述べる。

(1) 障害者福祉計画(担当課：福祉課)

・障害者基本法第9条第3項に基づき、本市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針である。また、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」の性格も併せ持っている。

・計画の期間：基本構想の部分は平成18年度から平成23年度
基本計画の部分は平成18年度から平成20年度
20年度において計画の見直し作業を行う。

(2) 次世代育成支援行動計画(担当課：子育て支援課)

・すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を計画の対象とし、健やかに子どもを生み育てることができるよう、その環境づくりと今後の本市の子育て支援のあり方を示す計画である。

・計画の期間：平成17年度から平成21年度
必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、第2期行動計画を策定していく。

(3) 高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画

(担当課：高齢者福祉課)

・高齢者保健福祉計画は、老人保健法及び老人福祉法に基づき、高齢者の保健福祉水準の向上を図るための総合的な計画として策定するものである。介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、要支援または要介護状態となった高齢者などの心身の状況に応じて、適切な介護サービスが効果的に提供される体制の確立を図るために策定するもので、3年ごとに見直しを行うことになっている。二つの計画は、いずれも高齢者等を対象とした計画であり、相互に密接な関係があることから、両計画を一体

化して策定するものである。

- ・計画の期間：平成 18 年度から平成 20 年度
介護保険事業計画は、3 年ごとに見直しを行うこととなっている。

(4) 健康増進計画(担当課：保健センター)

- ・平成 15 年 5 月健康増進法が施行され、健康づくり、健康寿命の延伸のため、各自治体は、地域計画策定の努力とその実施が義務付けられた。
- ・本市では、現在策定に向け検討を進めている。

(5) 地域福祉計画 (担当課：福祉課)

- ・平成 20 年度に地域福祉計画の策定を予定している。
- ・「1 地域福祉計画の策定について」で述べたとおり、住民等の積極的参加を得て、利用者本位のサービスの実現のためのケアマネジメント・エンパワメント・コミュニティワークの体制を充実した上で策定に取り組むことが重要である。総合的な相談を受けられる体制や、多様なサービスの連携による総合的なサービス提供の展開が不可欠となる。
- ・地域福祉計画は、既存の計画やその他の福祉課題などを併せ、地域で生活する人の生活を総合的に支えるものとして横断的に考える計画であり、部門別計画の基盤となる計画である。そのため、市役所内においては、様々な関連分野が協力して横断的な理解のもとで推進する必要があり、組織内の調整と機動的に活動できる体制づくりが必要である。

3 虐待防止事業について

本市では、「児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」(以下、「条例」とする)を平成 17 年 6 月 1 日に施行した。児童・高齢者・障害者への虐待を包括的に防止することをうたっている。虐待防止は行政の責任で行うべき職務であるということを基本的考えとして事業を実施している。条例とそれに基づいて実施している事業について述べる。

(1) 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

条例の内容

条例は、市の責務として虐待の発見と対応に積極的に関わることを明示している。その内容は、「虐待の早期発見及び迅速な安全確認を行い適切な措置を講じること、虐待防止のための施策実施及びそのために必要な体制整備を行うこと」である。児童や高齢者、障害者の関係施設や市民には、

虐待発見時の通告義務を課している。条例制定により市民の意識啓発を図り、虐待を防止することを目指している。

条例制定の経緯

平成16年度に、児童福祉法改正に伴い、市では児童虐待防止対策を強化することになり、高齢者・障害者虐待対策も緊急課題であるという判断のもとに、総合的な対策の検討を開始した。

虐待の事例では解決すべき課題が複数の課の業務に関連していることが多く、業務の範囲が決めにくく問題の整理も難しい。問題が複雑で関係機関が多数ある状況の中で、絡み合った問題を整理し、中心的課題は何かを考え、中長期的には何を目標にするのかを視野に入れた上で、解決のために最優先すべきアプローチは何かを迅速に判断しなければならない。当時、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事例の相談は、福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保健センター等で受け付け、事例ごとに関係課・関係機関と連携体制を構築して対応していた。より迅速に対応するために、従来の困難事例への支援方法とは別に、市として虐待への対応方法を確立しておく必要性が生じていた。

さらに、虐待事例の支援に関わる職員は、虐待防止のために活用できる制度について、自らが担当する業務以外の分野にも幅広く知識を有することを求められる。どの職員もまず「虐待を防止する」という共通の目標を持ち基礎的な知識を有し、あらかじめ連携のネットワークを構築しておき、いつでもこの課が相談を受理しても関係課がすぐに協力して対応できる体制を整えておく必要があった。

また、虐待事例の具体的な支援内容を検討するとき、各課が担当する単一の業務で解決することはほとんどない。福祉・保健・医療の連携が必要であるのはもちろんのこと、地域住民の理解と協力、従来は連携を取ることが少なかった警察・裁判所・弁護士等を含めた新しい連携ネットワークのシステム化が課題となっていた。

そこで、一つの家族が抱える課題を援助者側の都合で分割して対応する縦割りの対応ではなく、多面的・制度横断的な虐待防止対策を実施するために、「行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を制定することになった。

(2) 行田市虐待防止システム

虐待防止事業は福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、保健センターが中心となって実施している。

虐待発見時の通告は、虐待防止ホットライン（フリーダイヤル、24時間・365日受付）を通じて受理する。休日・夜間は各課3台ずつ配備した携帯電話で受ける仕組みである。

通告を受けた市は、48時間以内に2人以上で訪問し、状況を確認する。

その後直ちに緊急度判定会を開き、一時保護の要否を判定する。緊急度判定会の構成員は会長が福祉部長、委員は福祉部の課長職及び安全確認者である。

次に処遇検討会を開催し、支援方針を決定する。処遇検討会の会長は、虐待被害者が児童の場合は子育て支援課長、高齢者は高齢者福祉課長、障害者は福祉課長である。委員は市職員その他、児童相談所、福祉保健総合センター等の関係機関の職員で構成し、さらに必要に応じて関係者の出席を求めることになっている。

また、児童、高齢者及び障害者虐待防止協議会を設置し、虐待防止対策について検証することとしている。構成メンバーは福祉・保健・医療関係者、市民、学識経験者等である。

(3) 条例施行による変化

虐待の背後には介護負担、経済的な問題、家族関係など様々な問題が潜んでいるため、相談者側も問題が整理できず、どこに何を相談したらよいかと困ることが多い。条例施行により市民に啓発し総合相談窓口を明確にすることで、相談しやすくなったと考えられる。

また、相談窓口の後ろ盾として共通の目標を持った職員の集合体としての市の組織があることで、最初にどこの窓口で相談したかに関係なく、組織の判断に基づく援助を提供することができる。どの課が相談を受理しても関係課が協力して対応する体制が整った。

従来は担当の社会福祉主事や保健師の判断に任される部分が多かった支援方針について、まず市の方針を検討し、支援内容と各担当の責任範囲を明確にしてから支援を開始するようになった。市の方針にそって支援するので、担当者は自信を持って確実に対応することができる。さらに、支援開始後に担当者に対し、市と関係機関のネットワークによるバックアップ体制を組むことで、担当者が一人で抱え込んで悩むのではなく、相談しながら支援を進めることができるようになった。

つまり、本市では、虐待防止は市の職務であるという姿勢を明確に打ち出したことで、従来は重度化してから寄せられることが多かった相談が早い段階から寄せられ、また虐待防止専門のネットワークを構築したことで、早期解決が図られるようになった。

虐待を防止する上で関係機関同士の連携が必要なのは言うまでもないが、連携の前提として、各機関・職種が自ら果たすべき役割を認識し、業務を確実に遂行することが重要である。

対象者を年齢や障害種別で分けることなく包括的に虐待防止に取り組んだことは、地域包括ケア体制構築の基礎固めにつながったと言える。

(4) 今後の課題

①組織内ネットワークを円滑にする仕組みづくり

一般的に市町村は、法的根拠をもとにした縦割りの分業制で事業を運営するため、虐待防止のような新しいニーズに応えるためには組織体制の見直しが必要である。また、わが国のこれまでの福祉課題への対応は、高齢者・障害者・児童といった対象者別に取り組まれてきた歴史がある。制度が専門分化したことは、個々の課題への対応として有効である反面、虐待のように一人が複数の課題を抱える場合には、課題ごとに担当する窓口が違い、制度の狭間が生じやすいため対応が困難である。

高齢者虐待を例に取ると、高齢者虐待防止法では、高齢者虐待防止について市町村が主体的な役割を担うことが規定されている。虐待事例には複合的な問題が存在するため、関係機関の連携・協働による支援が不可欠であり、市町村を中心とする連携ネットワーク構築の重要性が強調されている。

ネットワークは、市町村組織内ネットワークと関係機関との組織間ネットワークの二つに分けて考えることができる。行田市におけるネットワークは巻末の図1「行田市高齢者虐待防止ネットワーク図」の通りである。本市の組織内ネットワークは、条例施行により市として虐待防止に積極的に取り組むという目標を基盤に、健康福祉部内関係課の連携体制として構築した。しかしながら現状は、組織体制が基本的に縦割りの分業制であるため、組織内連携がスムーズでない場合もあると思料される。

この問題を解決する方法の一つが、市の組織内部に専門分化したサービスを総合化して提供する仕組みを持つことであると考えられる。具体策の一つとして、プロジェクトチームの設置が挙げられる。プロジェクトチーム設置により取り組む事業は次のとおりである。

- ・プロジェクトチームを中心とした職位や担当業務の違いを超えたコミュニケーションの場をつくる。
- ・組織学習・職員研修の工夫とそれを支える組織について検討する。
- ・プロジェクトチームのリーダー、社会福祉主事・保健師・ケアマネジャー等専門職員、管理職それぞれが果たすべき役割について組織として

明確にする。

今回は、トータルサポート推進室を中核として、トータルサポート推進協議会がこのプロジェクトチームの役割を果たすことを提案する。

知識のマネジメントにより事業の継続性を保つ

市町村では、人事異動により比較的短い期間で担当者が変わる。連携がスムーズだったのに、担当者が変わったので機能しない、というのでは、組織としての大きな損失であり、サービスの質が低下する原因になる。実践により創られた知識が職員個人に蓄積し、組織として共有されず、事業の継続性が保証されないという問題が存在すると考えられる。職員個人が持つ実践に結びついた知識を、市町村が組織的に蓄積・共有し、虐待防止を実践するサイクルを形成する必要がある。

誰が担当しても効果が上がり、実践から生まれた知識・ノウハウが組織として集積・共有され、取り組みの進化が持続されることを目指すことが課題である。

そのためにもまずは、虐待防止に必要な組織としての知識ビジョンを作る必要がある。

知識ビジョンをもとに、職員が持つべき基本的知識・技術について研修項目を作成し、職場内研修を実施する。実務の運用面は業務マニュアルを作成し、同じく職場内研修により共通理解を得る。マニュアル化が困難な暗黙知も重要であることから、ジョブローテーションのルール作りも必要である。

トータルサポート推進協議会を中核とした職位や担当業務の違いを超えたコミュニケーションの場を活用し、すべての立場から問題提起ができ、関係部署間で検討し課題が抽出される持続的な仕組みが有効であると考えられる。

③まとめ

虐待防止のための組織内連携体制を構築することにより、地域包括ケアによる全人的・継続的な支援の提供が可能になる。これは、市の社会福祉分野全体の相談支援体制の充実につながる可能性を秘めている。

障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための

包括的連携体制構築事業の基本方針

Ⅲで述べた現状・背景から、事業の基本方針は次の通りとする。

1 市民参加による地域福祉の推進

2 市民が保健・福祉について相談したいこと、求めていることについて、総合的に相談を受け、次のことを行う。

- (1) ニーズに合わせてサービスを調整した上で提供する。(ケアマネジメント)
- (2) 多様なニーズに応えるために、市役所が一丸となって課題解決を支援する。(組織横断的連携体制構築)
- (3) 地域の課題に応じて活動や組織を組み合わせ、有効活用できるような仕組みを作る。(市民公益活動支援・市民と各活動とのパイプ役)
- (4) 市民と協働で地域ネットワークづくり、社会資源の構築を行う。(地域包括支援ネットワーク構築)

事業の概要

1 具体的な取組(案)

平成20年4月、健康福祉部福祉課に「(仮称)トータルサポート推進担当」を設置する。障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携機能を有する「(仮称)ふくし総合窓口」を開設し、保健福祉総合相談、地域福祉計画に係る調整、包括的虐待防止推進事業、トータルサポート推進協議会運営事業を実施する。巻末の図2が、「(仮称)ふくし総合窓口」の社会福祉主事・保健師配置イメージ案である。

○組織上の取り扱いについては、名称を「(仮称)トータルサポート推進担当」(以下、推進担当と言う。)とし、福祉課の一つの担当として位置付ける。

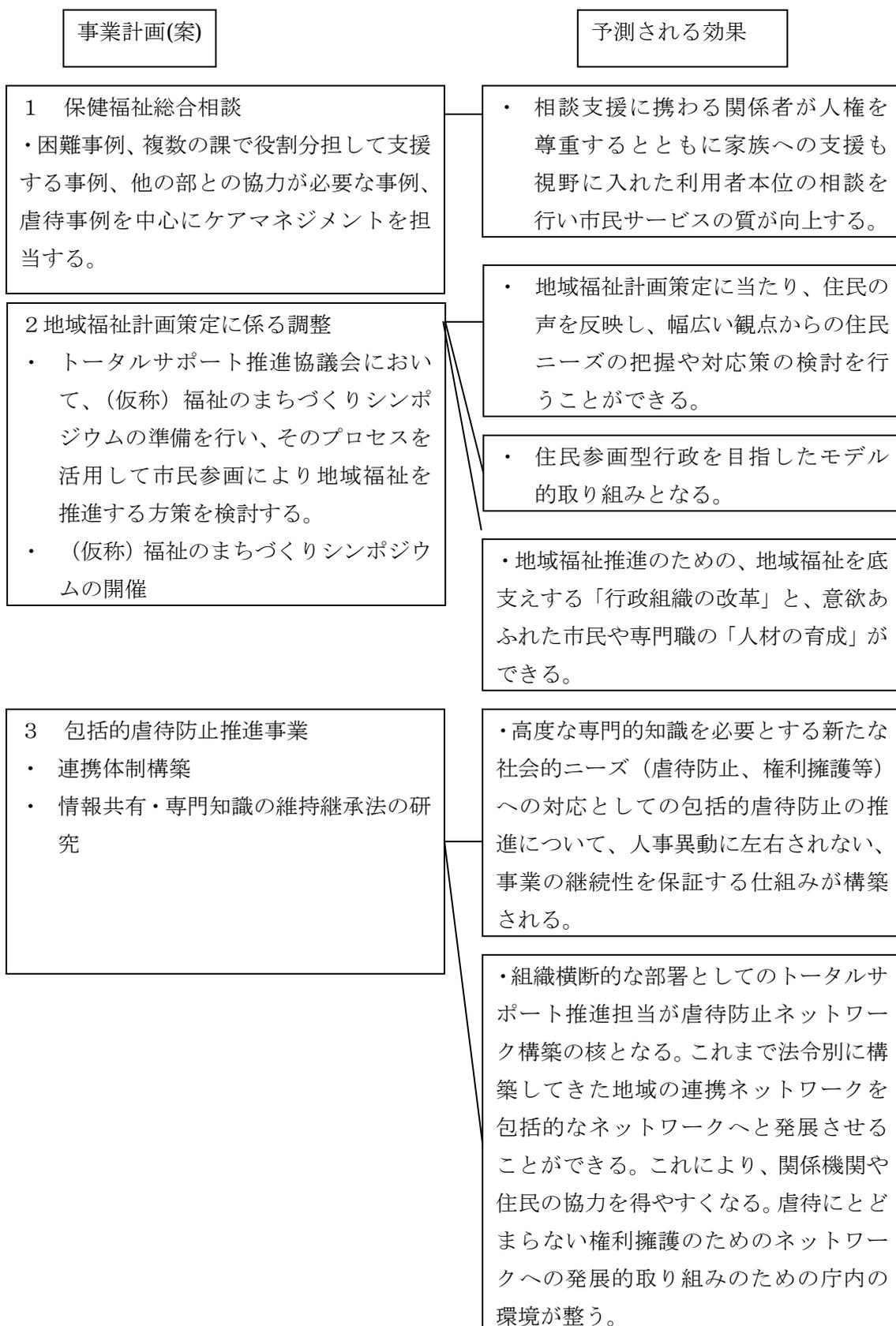
○推進担当の決裁・予算については図3に案を示した。

2 平成 20 年度事業計画（案）

（1）事業概要

<p>20 年 4 月</p>	<p>ふくし総合窓口（トータルサポート推進担当）の開設</p> <p>①保健福祉総合相談窓口</p> <p>②地域福祉計画策定に係る調整</p> <p>③包括的虐待防止推進事業</p> <p>④トータルサポート推進協議会の運営</p>	<p>事業のテーマ 市民参加による福祉のまちづくり</p>
<p>21 年 1 月</p>	<p>福祉のまちづくりシンポジウムの開催</p>	
<p>3 月</p>	<p>包括的虐待防止事業報告書（虐待防止協議会で検証）</p>	
<p>21 年度</p>	<p>事業継続（組織、事業の見直し）</p>	

(2) 事業計画 (案) と予測される効果



4 トータルサポート推進協議会の運営

①トータルサポート推進協議会（職員）

- ・ 事例検討会
- ・ 関係機関とのネットワークづくりに関する検討
- ・ 職場内研修の検討と実施（虐待対応について、等）
- ・ ジョブローテーションや組織学習についての検討

②福祉のまちづくりシンポジウム準備委員会（障害者支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、民生委員、健康福祉部職員、等）

・組織内連携体制が構築され、複雑なニーズに対する相談支援業務の質が向上する。

・健康福祉部内各課の社会福祉主事等相談支援に携わる職員が共通して必要とする専門知識やノウハウ（虐待事例をはじめとする困難事例の対応、医療機関等関係機関との連携、成年後見制度市長申し立てや社会福祉権利擁護事業等の権利擁護のための制度の利用方法、等）の共有・蓄積により、事務の効率化、相談支援の質の向上が図られる。

・地域福祉推進のための、地域福祉を底支えする意欲あふれた市民や専門職の人材の育成が出来る。

(3) 保健福祉総合相談

困難事例、複数の課で役割分担して支援する事例、他の部との協力が必要な事例（DV、消費生活被害など）、虐待の事例を中心にケアマネジメントを担当する。＊これらは、ケースワーカーへの組織としてのバックアップ体制が必要な業務である。

***「ワンストップ相談窓口」の概念について**

「総合相談」は「ワンストップ相談窓口」と表現することも出来るが、ここでいう保健福祉総合相談は、総合的相談支援・権利擁護の基盤づくりとして、相談支援とケアマネジメントを行うことである。同様の「ワンストップ相談窓口」についての概念として、地域包括支援センター(介護保険法)の役割として厚生労働省が「ワンストップ相談窓口」と説明する例を挙げることができる。

(この報告書では、いわゆる「電子自治体」の話題で「行政サービスにおけるワンストップ化(電子化により申請手続き事務の窓口を集約する)」として使用されるワンストップとは違う概念として取り扱う。)市民の相談の流れは巻末の図4のイメージ図の通りである。

(4) 地域福祉計画策定に係る部内調整

- ・「トータルサポート推進市民会議」を設置し、関係機関との連携の向上、市民への意識啓発、市民と行政との協働の推進を行う。
- ・具体的には、初年度は「(仮称)福祉のまちづくりシンポジウム」の準備を行い、そのプロセスを活用して市民、当事者、NPO、民生委員、福祉関係者などの参画を得て地域福祉を推進する方策を検討する。
- ・手法はワークショップ等が想定されるが、その際のファシリテーションは大学教授等の学術経験者に依頼する。
- ・福祉のまちづくりシンポジウムを開催し、市民の意識啓発、市民と行政との協働を推進する。

①福祉のまちづくりシンポジウム準備委員会について

構成員(案): 障害者支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、民生委員、健康福祉部職員、社会福祉協議会他

②(仮称)福祉のまちづくりシンポジウムの開催

シンポジウムの内容(案)は次のページのとおり。

精神障害者理解の啓発活動（福祉課）

一体的に実施→まちづくり指向・経費の節約

認知症の啓発・地域支えあいづくり（高齢者福祉課）

シンポジウム「互いに支えあう地域づくり」

基調講演

「知識創造自治体を目指して（みんなで地域の課題を発見し、解決しよう）」講師：大学教授

*行政と市民の協働による地域課題の発見・解決に向けての取り組みについての啓発がねらい

シンポジウム

(シンポジスト)

障害者支援センター（福祉課）

* () 内は担当課

地域包括支援センター（高齢者福祉課）

子育て支援センター（子育て支援課）

病院ケースワーカー

民生委員（福祉課）

サービス事業所（福祉課・高齢者福祉課）

社会福祉主事または保健師（行田市トータルサポート推進担当）

(コーディネーター) 学術経験者（大学教授等）

*市民参画型行政を目指した啓発活動の一環である。

*市民の権利擁護のための事業である。

対象者：市民

以下、通知発送

民生委員（福祉課）

福祉施設職員（福祉課・高齢者福祉課）

地域包括支援センター相談協力員（高齢者福祉課）等

- ・ 基調講演で地域課題を例示
- ・ シンポジウムで各機関の役割と課題を示す。
- ・ 参加者に自分の出来ることを考えていただく。(福祉のまちづくり)

(5) 包括的虐待防止推進事業

ケアマネジメント、虐待防止協議会・緊急度判定会・処遇検討会開催の調整、共通記録作成、情報共有方法の構築、地域ネットワークづくりを行う。

情報共有方法の構築に関する部分では学術経験者に指導を依頼する。

①連携体制構築

- ・トータルサポート推進協議会を中心として市役所組織内の連携体制を構築する。(事例の支援を積み重ねて連携体制を構築し、それを明示し、組織としての共通認識を作る。)

- ・トータルサポート推進協議会において事例検討会や関係機関とのネットワークづくりに関する検討を行う。また、ケースワークやケアマネジメントにおける地域ネットワークの活用方法、職場内研修の検討と実施、成年後見制度とその市長申し立てについて等の職場内研修を行う。

- ・虐待防止のための連携体制構築は、虐待だけでなく地域包括ケアによる全人的・継続的な支援の提供への発展的活用の可能性を持っており、組織横断的な視点で地域課題を含めて検討を進める。

②専門知識の維持継承法（ナレッジマネジメント）の研究

情報共有方法の構築について、学術経験者のコンサルテーションを得て研究し、実践する。

(ア) 現状把握・分析

- ・虐待防止事業実施上の職員が持つべき知識・技術の洗い出し
- ・職員の知識に対する認識と知識の活用や共有化の状況等についての現状把握

(イ) 知識共有・創造の方法と場の構築

- ・知識共有・知識創造の方法と場の構築方法を検討する。(緊急度判定会、処遇検討会の果たす役割と、検討結果情報の共有についての検討)

- ・庁内 LAN を活用した専門知識共有のための情報ネットワーク形成(共通の記録用紙と検索の仕組みを作る。)

- ・トータルサポート推進室が原案を作成し、トータルサポート推進委員会で検討する。

(ウ) 知識共有の実践と評価

- ・(イ) の取り組みについてトータルサポート推進協議会で検討し、

評価する。

(エ) 報告書作成

- ・大学等の支援を得て報告書を作成する。

(オ) 虐待防止協議会による事業の検証

- ・定例会議での事例への対応についての検証に加え、報告書を提出し、本事業についても検証する。

(6) トータルサポート推進会議の運営

巻末図5に、トータルサポート推進会議構成図を示す。

① トータルサポート推進協議会（メンバー：職員）

- ・事例検討会
- ・関係機関とのネットワークづくりに関する検討
- ・職場内研修の検討と実施（テーマは虐待事例の対応についての新任職員研修や現任職員研修、ケースワークやケアマネジメントにおける地域ネットワークの活用方法、成年後見制度とその市長申し立てについて、等）
- ・ジョブローテーションや組織学習についての検討

② 福祉のまちづくりシンポジウム準備会議

今回の取り組みは市民参加による福祉のまちづくりを目指すものであるが、初年度はまず障害者支援センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、民生委員、健康福祉部職員、社会福祉協議会等の参加を得て「(仮称) 福祉のまちづくりシンポジウム」の準備を行う。

そのプロセスを活用して市民、当事者、NPO、民生委員、福祉関係者などと協働で地域福祉を推進する方策を検討し、2年目以降の住民参加のための事業計画を作成する。

(7) 情報共有について

障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制を構築するためには、職員の情報共有が重要である。

そこで、トータルサポート推進会議を定例で開催し、情報共有を図る。

トータルサポート推進会議出席者

- ・トータルサポート推進担当職員（生活保護担当、保健センターの兼務の職員を含む。）

- ・その他、必要に応じてトータルサポート推進担当で総合支援を行っている事例や発見された新しい課題に関わる職員の出席を求める。

検討事項

- ・トータルサポート推進協議会への提案事項、提出する事例について
- ・各課で共有すべき情報について（打ち合わせで共有すべきと判断した事項は庁内LANや推進担当職員からの各課への伝達により情報共有を図る。）

財源の確保について

○本事業は、多様な生活課題を抱える要支援者等に対し、限られた社会資源を有効に活用しつつ効率的な支援を進める観点から、他の市町村においてもその成果を援用することが期待されるところでもある。そこで、具体的に進めるに当たり、平成20年度において厚生労働省の補助事業である障害者保健福祉推進事業・障害者自立支援調査研究プロジェクト等、補助金の申請を検討する。

今後の課題

1 総合的な支援体制の発展に向けての課題（計画・実施・評価のサイクルを回し、連携体制を発展的に構築していく）

これまで述べたように、「市民参加による福祉のまちづくり」をテーマに、平成20年4月、手始めとして包括的連携体制構築のための市役所における環境を整備する。これがすなわちトータルサポート推進担当を設置し、「ふくし総合窓口」の運営、保健福祉総合相談、地域福祉計画に係る調整、包括的虐待防止推進事業、トータルサポート推進協議会運営事業を実施することである。

トータルサポート推進検討委員会では、今後の課題として災害弱者対策についても推進担当を中心に関係課と連携をとって取り組む必要があるという意見が出された。また、社会教育の分野との連携の必要性も挙げられた。

相談支援などの対人援助に携わる職員は、権利侵害と隣り合わせにいることを強く認識し続け、高度な人権感覚の保持が重要である。この点で人権の分野との連携も必要である。

また、市民参加による福祉のまちづくりのためには市民公益活動（ボランティア、NPO法人等）との連携が不可欠であることから、市民公益活動支援の分野との連携も必要である。

これらの状況を踏まえ、次の課題として、本市における健康福祉部にとどまらない、まちづくりや人権や教育の視点も取り入れた横断的連携を検討していくことを提言する。

そのためには、トータルサポート推進協議会は、当初トータルサポート推進担当を核として健康福祉部職員を中心に構成するが、必要に応じて関係部課からの参加を得て運営することが求められる。

本事業を開始することは市民参加による福祉のまちづくりのための第一歩を踏み出すにすぎず、本報告書の計画を元に事業を実施し、評価を行い、トータルサポート推進協議会において課題を検討し、包括的連携体制を発展させていく必要がある。

2 組織・事務分掌の検討

トータルサポート推進検討委員会では、組織および事務分掌上の今後の課題としてトータルサポート推進担当を課として位置づけ、地域福祉計画だけでなく介護保険、高齢者福祉、次世代育成支援など、すべての計画策定・進管理を所管するほうが設置する意味があるという意見が出された。

平成20年度における組織および事務分掌については本報告書のとおりであるが、2年目以降の位置づけについてはトータルサポート推進協議会等の場を活用して検討していく必要がある。

3 市民と行政の協働について（地域の社会システムとしての環境整備）

トータルサポート推進委員会では、地域福祉推進に当たっては関係機関や市民から広く意見を聞く場を持ち、行政だけで事業を進める手法ではなく協働していくことが重要であるとの意見が出された。

市民と行政の協働については、初年度の事業計画では、福祉のまちづくりシンポジウムの準備を通して関係機関や民生委員と協働で地域課題を発見し、福祉のまちづくりシンポジウムを開催して市民の意識啓発を図ることとしている。

これら初年度の取り組みを通して、福祉のまちづくりの方向性を、住民の参加を得て模索し、2年目以降の事業へとつなげることが必要である。

初年度の事業で配慮すべき点と2年目以降につなげるためのポイントにつ

いて、インフォーマルな協働とフォーマルな協働の2点に整理して次に述べる。

(1) インフォーマルな（制度に基づかない）協働について

福祉のまちづくりシンポジウムやトータルサポート推進会議の中で下記のテーマを取り上げることにより、2年目の事業を方向付ける。

①身近な地域でのネットワーク：見守りや声かけ（支援者は近隣住民、ボランティア、自治会など。ネットワーク化の担い手は社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター等。）

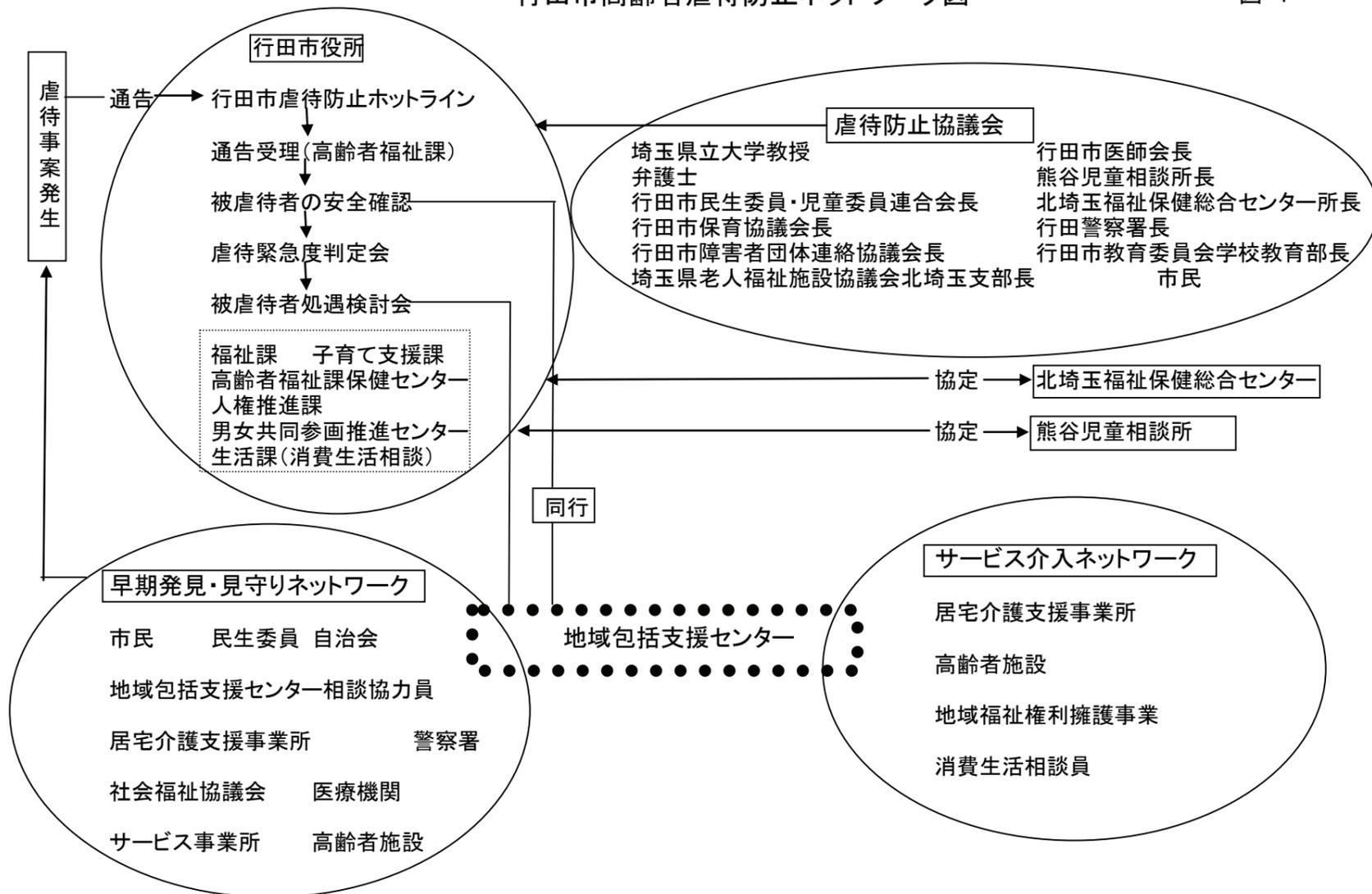
②本市で支援の役割を担っている専門機関等の中でのネットワーク：必要に応じて協力の要請や日常的な情報交換が出来る関係づくり。（ネットワーク化の担い手はトータルサポート推進担当）

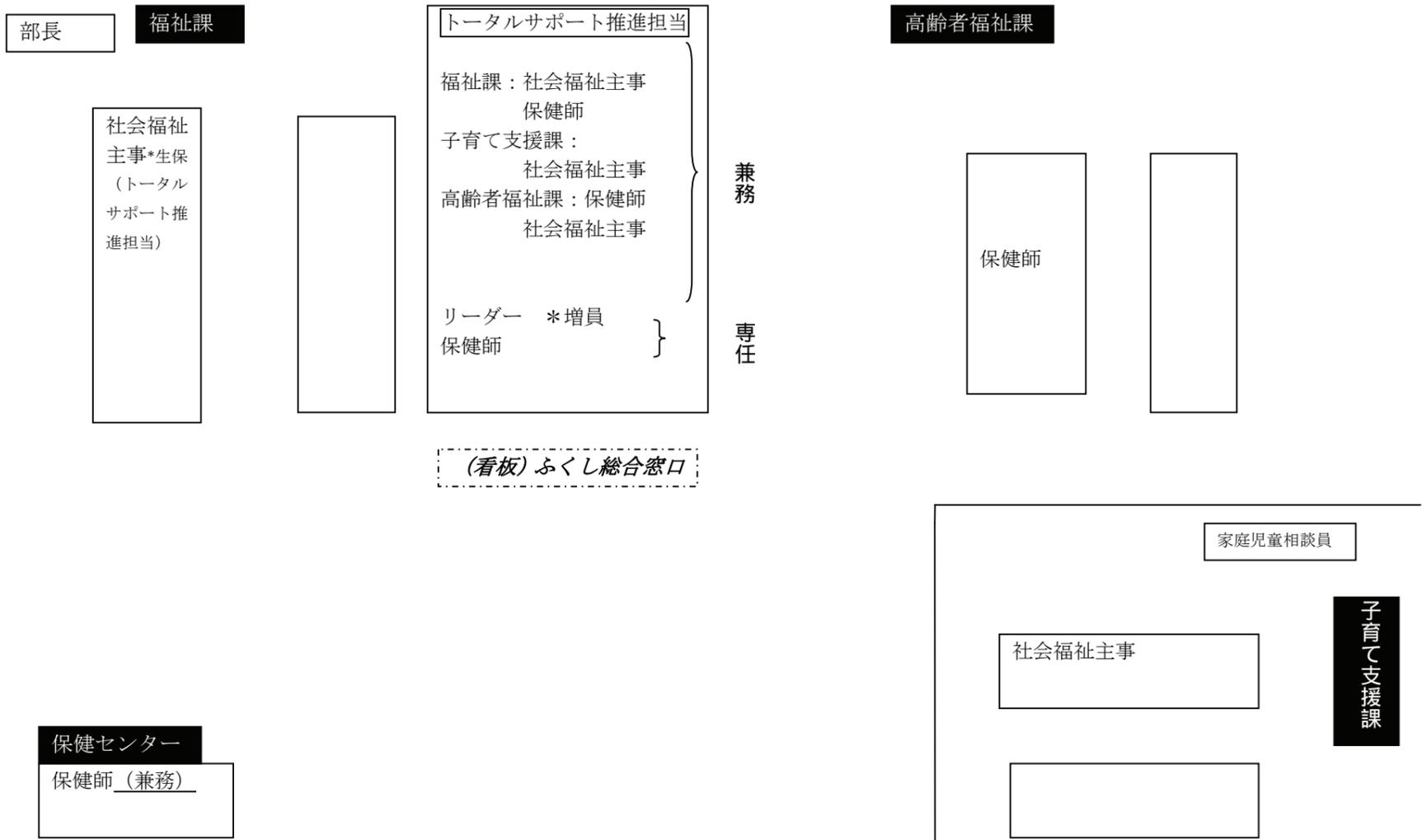
(2) フォーマルな（法律等の制度に基づく）協働について

トータルサポート推進会議、トータルサポート推進協議会において、下記のテーマを取り上げる。

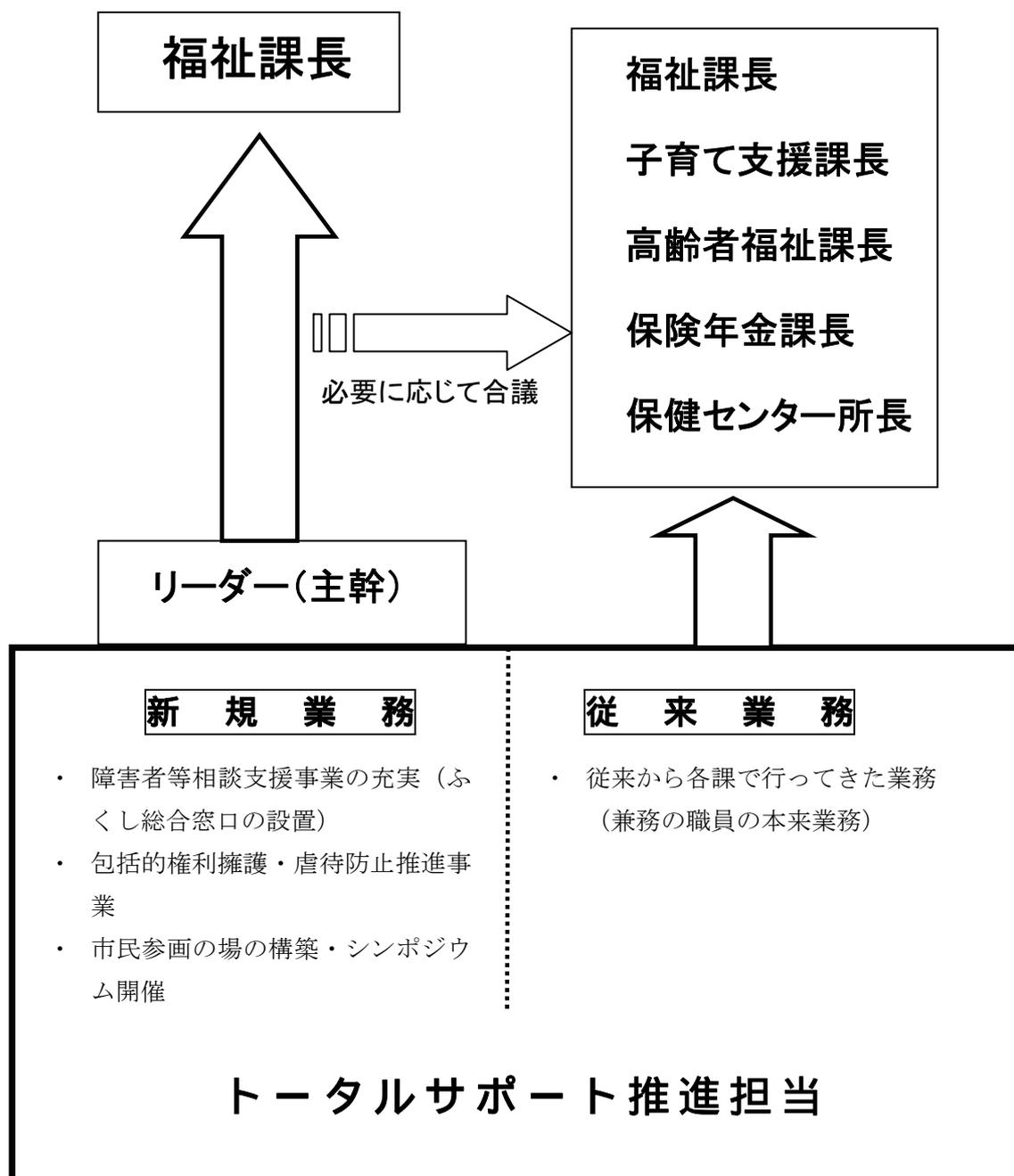
①個々のニーズに対する支援の検討（事例検討）

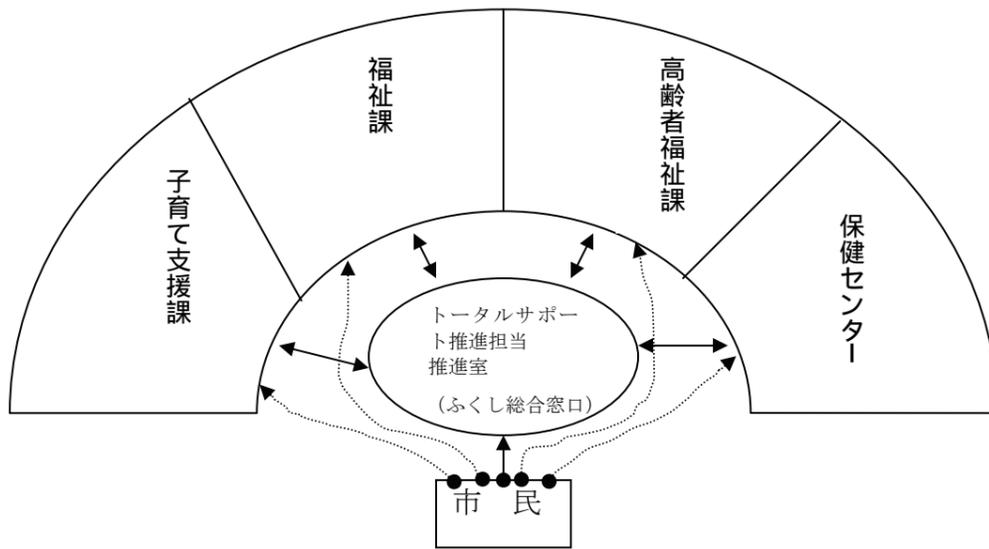
②地域の社会資源の開発・改善：実務者レベルの対応では困難な事例、あるいは普遍的なニーズとして顕在化しそうな案件に対する事業化の検討



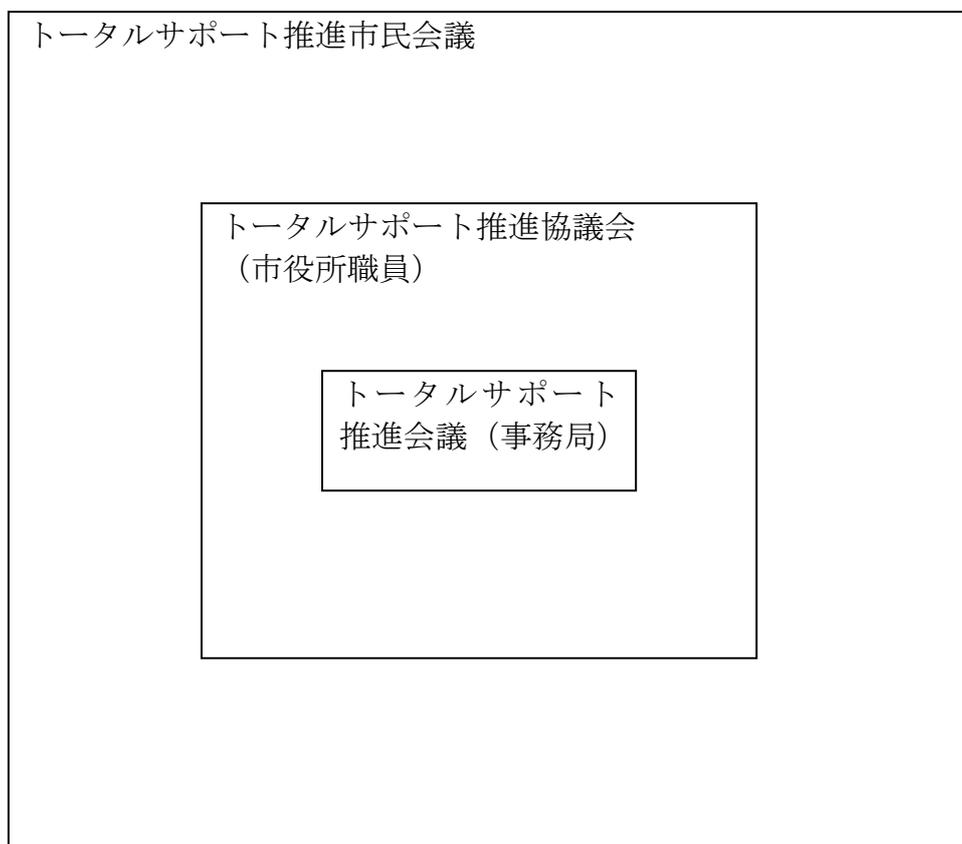


トータルサポート推進担当の決裁・予算の流れ



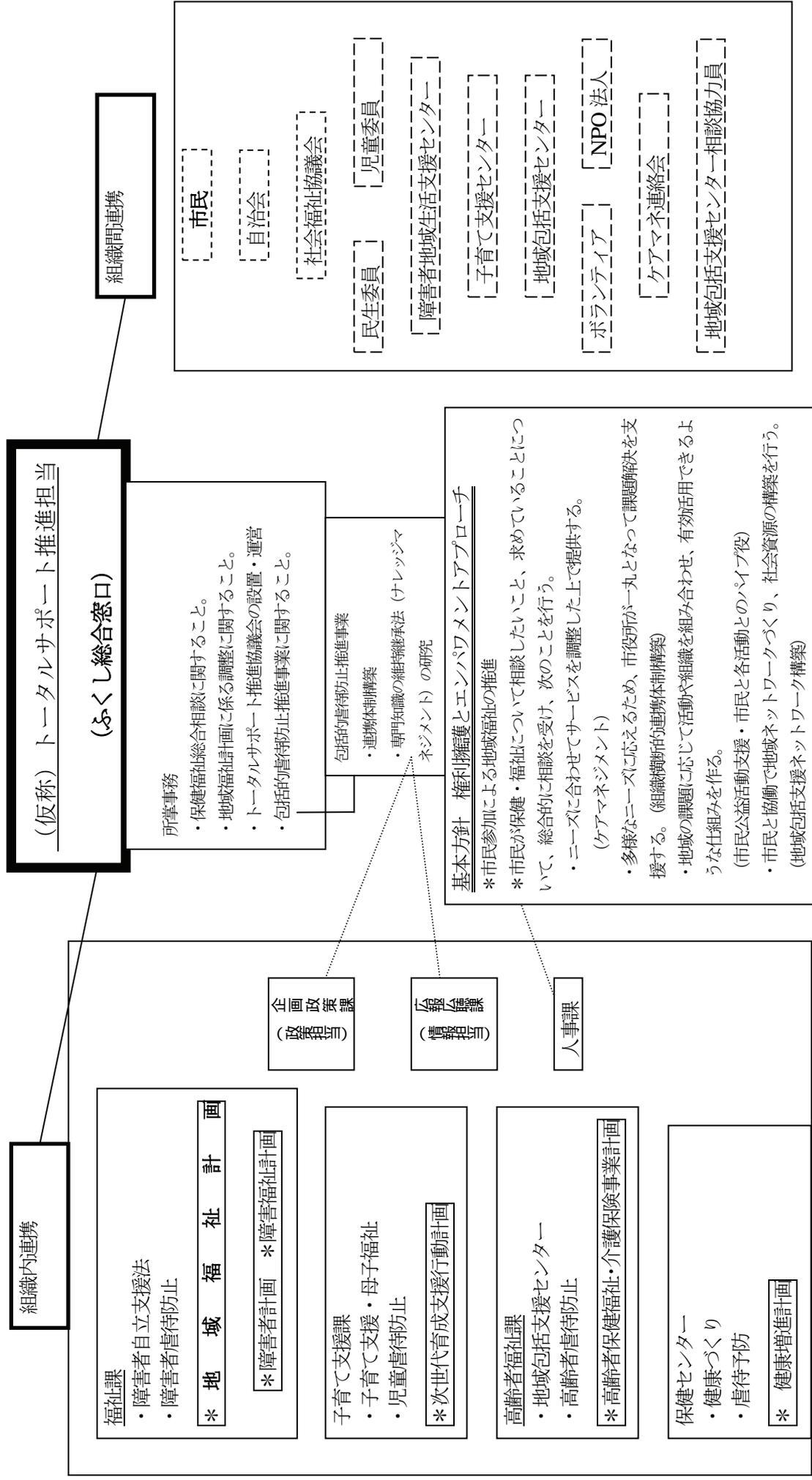


トータルサポート推進会議構成図



障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業 概念図

図 6



トータルサポート推進検討委員会 委員名簿

課名	委員氏名
総合政策部企画政策課	岩田 樹一良
総務部人事課	新井 康夫
健康福祉部福祉課	梅澤 清志 (委員長)
健康福祉部子育て支援課	今井 良和
健康福祉部高齢者福祉課	栗本 広宣
健康福祉部保険年金課	木村 美津子
健康福祉部保健センター	佐藤 美絵

事務局（健康福祉部福祉課）*作業部会

風間重文、江森裕一、川鍋和史、野村政子

トータルサポート推進検討委員会 活動状況

月 日	内 容	会 場
平成 20 年 1 月 18 日	第 1 回委員会	B 9 会議室
平成 20 年 1 月 25 日	事務局による作業部会	相談室
平成 20 年 1 月 31 日	第 2 回委員会	B 9 会議室
平成 20 年 2 月 7 日	事務局による作業部会	相談室
平成 20 年 2 月 8 日	第 3 回委員会	B 9 会議室

第4章 トータルサポート推進事業の報告

4-1 トータルサポート推進事業の開始

4-1-1 トータルサポート推進事業の内容

トータルサポート推進検討委員会での検討結果を受け、平成20年4月、トータルサポート推進事業をスタートした。

平成20年度のトータルサポート推進事業は主として次の三事業である。

ふくし総合窓口

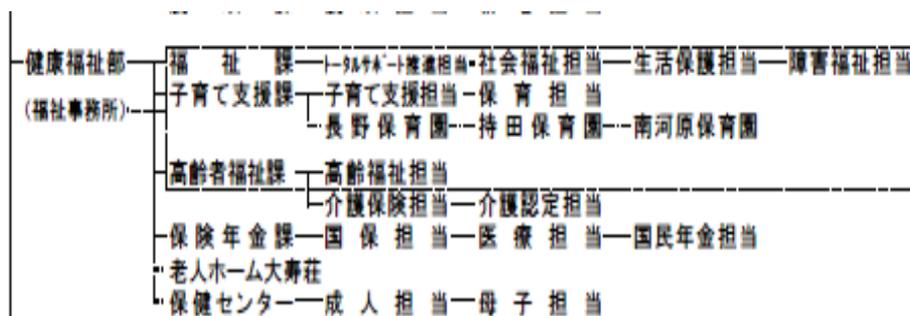
包括的虐待防止推進事業

市民参加推進事業

以下に、それぞれの内容について述べる。

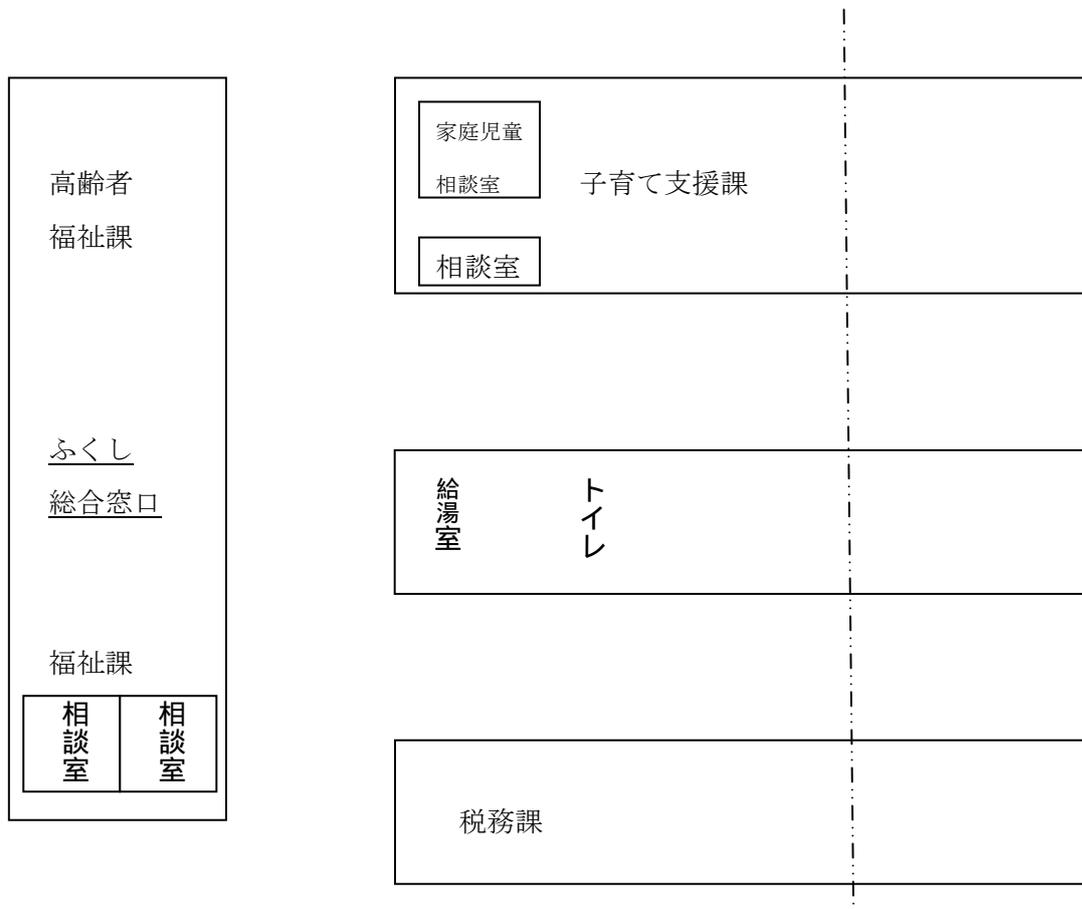
4-1-2 ふくし総合窓口

行田市健康福祉部の組織は次のとおりである。



相談支援に携わる職員が、人権を尊重するとともに家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行い市民サービスの質が向上することを目指し、市役所庁舎内1階に「ふくし総合窓口」を設置した。

庁内のレイアウトは次のとおりである。



虐待事例、困難事例、複数の課で役割分担して支援する事例について、従来から協力して相談支援を行っていた「福祉課」(社会福祉担当、生活保護担当、障害福祉担当)、「子育て支援課」、「高齢者福祉課」(高齢福祉担当)の担当職員の連携がより円滑になるよう、これらの課の中間の位置に「ふくし総合窓口」を設置し、打ち合わせスペースを置いた。

職員体制としては、ふくし総合窓口の位置にトータルサポート推進担当の職員 2 名 (社会福祉主事、保健師) を配置した。さらに福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、保健センターの職員を、トータルサポート推進担当との兼務とした。

所属(主務)	社会福祉主事	保健師	担当業務
福祉課			トータルサポート推進担当 (専任)
〃			〃 (専任)
〃			精神障害担当 (兼務)
〃			〃 (兼務)
〃			知的障害担当 (兼務)
〃			身体障害担当 (兼務)
〃			生活保護担当 (兼務)
〃			〃 (兼務)
〃			〃 (兼務)
〃			〃 (兼務)
子育て支援課			(兼務)
高齢者福祉課			高齢福祉担当 (兼務)
			〃 (兼務)
			〃 (兼務)
保健センター			成人担当 (兼務)
			母子担当 (兼務)
合計	10名	6名	専任2名、兼務14名

第1回トータルサポート推進会議で、トータルサポート推進担当に配置された職員は、次の資料をもとに理念を共有して事業をスタートした。

事業等の名称	<p>～市民参加による福祉のまちづくりを目指して～</p> <p>『障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業』（略称：トータルサポート推進事業）</p>
事業等の内容	<p>縦割りになりがちな福祉分野の行政サービス等を、組織の横断的な活用により総合的な対応が出来る仕組みにするため、福祉課内にトータルサポート推進担当（社会福祉主事・保健師により構成）を設置し、健康福祉部各課の連携を図ります。また、市民が参加しやすい仕組みや機会の提供により、市民参加による福祉増進を目指します。</p> <p>《平成 20 年度の具体的な取り組み》</p> <p>①『ふくし総合窓口』の設置</p> <p>（総合的な福祉サービスの相談にあたるほか、市民参加の窓口としても活用します）</p> <p>②トータルサポート推進協議会の運営</p> <p>（職員をメンバーとする協議会を発足させ、事例検討、職場内研修等を積極的に行います）</p> <p>③包括的虐待防止推進事業</p> <p>（平成 17 年以来実施している虐待防止事業を充実させ、ネットワークの核となります。また、これまでの経験や知識を維持・継承する方法を研究し、『包括的虐待防止事業報告書』の作成を行います。）</p> <p>④市民参加による『（仮称）福祉のまちづくりシンポジウム』の開催</p>

1 事業の特徴

『トータルサポートという概念の共有による改革』

市民のニーズに対し、ベストなケアマネジメントを常に提供できるような体制を構築する。一度受けた相談・要望は、確実に処理できる部署への引継ぎもしくは、対応できる体制をとるなど、一定の結論を得るまで関わりを継続するという認識を関係職員全員が持つこと。従来、公務員の特性として、自分の担当業務の範囲にあるか否かを基準に相談などに当たってきた。しかし、この改革により、一歩進んで、自分の担当業務でなければどの部署か、また、単一の部署で対応しきれない場合は、複数の担当でプロジェクトを組むなど、連携した対応体制をいかに取るのかに踏み込んだ考え方を持つようにし、結果的に住民が福祉サービスを選択する際の負担を軽減するとともに、提供機会の均等を担保しようとする取り組みである。

また、行政だけの対応には限界があることから、積極的な市民参加を促し、この総合的な窓口としてトータルサポート担当が機能することにより、更なる住民福祉の向上を図る。

* 権利擁護に関する職場内研修について

トータルサポート推進事業の基本理念である「権利擁護」について職員の理解を深める必要があると考え、トータルサポート推進会議での職場内研修を行った。

そのうち生活保護ケースワーカーの自主勉強会「ケースワーカー研究会」では、下記の通り研修を行った。

第5回 ケースワーカー研究会

平成20年5月27日 午後5時半から6時半

1 権利擁護について

* 福祉における権利擁護とは

○その人らしい生き方のお手伝い

○人間として尊重されるためのお手伝い

損をして、泣き寝入りしないですむためのお手伝い

人が当たり前で生きることのお手伝い

その人の真のニーズの実現サポート

自分が相手の立場であったら、こうして欲しいと思うことを実現するためのお手伝い

2 ケースワークにおける保健師の専門性の活用について

3 フリーディスカッション

- ・健康福祉部の業務、トータルサポート推進事業のキー・コンセプトは「権利擁護」である。
 - ・エンパワメント：ハンディキャップを抱えた人は、権利意識をもつことが困難となりがちである。このような人々が本来有している力を取り戻し、主体的に生きていこうとするための支援が「エンパワメント」で、権利擁護の実現に大きな意味を持つ。
 - ・エンパワメントの視点(旧厚生省)：その人の有するハンディキャップやマイナス面に注目するのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること。
 - ・エンパワメントアプローチは権利意識の回復に繋がるのであり、権利擁護実現の基盤をなす支援である。
 - ・権利擁護：その人らしい自立した生活を送るための支援・サービスを権利として保障すること。
 - ・ケースワークは、処遇方針によって相手の人生を左右してしまうことがある。職員精神的負担が非常に大きい職務である。したがって、ケースワーカーに対する組織としてのバックアップ体制を強固にし、組織的対応を心がける。ケースワーカーのメンタルヘルスについて、十分な配慮を要する。それが結果として質のよいケースワークにつながるので、市民のためにも重要である。
 - ・その人らしい生き方のお手伝い：その人らしさ
 - ・人間として尊重されるためのお手伝い：一人の人間として
 - ・損をして、泣き寝入りしないですむためのお手伝い：エンパワメント（消費者被害）
 - ・人が当たり前前に生きることのお手伝い：普通に、その人らしく当たり前前に地域で生きるということ。
 - ・その人の真のニーズの実現サポート：ニーズとデマンドの違いを認識することが必要
 - ・自分が相手だったら、こうして欲しいと思うことを実現するためのお手伝い
 - ・今の生活保護のケースワーカーがケースワークの実力を着実につけているが、その要因は？→生活保護の相談業務においては、まず相手の話を総合的に聞く必要がある。
- これに対し、他のセクションでは、官僚制組織の特徴として、相手の相談内容を、担当業務に関することか否かという視点で聞きながら振り分けることが多い。複合的視点で聞くこと・総合力のアップが、ケースワークの力、エンパワメントとしての援助力、行政職員としての権利擁護意識をつけることに繋がる。
- ・他の市で、各種申請業務のパッケージ化に試験的に取り組んだ結果、市民の在庁時間が短縮できたと聞いた。この事例を健康福祉部業務に置き換えて考えると、職員が総合力をつけること、職員同士がお互いの業務についてある程度の知識を持ち、連携協力し、権利擁護の視点で業務に携わることが大切。
 - ・飽食の時代にあって、さらに公務員は身分が保証されているので、貧困とは縁遠いといえる。そのためお客様の立場に立つための想像力が働きにくい。しかし年齢、性別、職位を越えて、権利擁護のためにお客様の立場に立つことができるよう、努力を積み重ねよう！
 - ・ケースワーカー研究会で今後もこれらの目標達成に向けて勉強しましょう！

＊発達障害者支援に関する情報交換会

トータルサポート推進事業の「ライフステージにあわせた支援を行うためのネットワークづくり」の一環として、次の通り発達障害者支援に関する情報交換会を開催した。

日時	参加者	内容
平成 20 年 9 月 18 日(木)	福祉課（精神障害担当、知的障害担当、トータルサポート推進担当）、子育て支援課、保健センター、教育委員会学校教育課、教育研修センター、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・トータルサポート推進事業における包括支援ネットワーク構築について ・発達障害者支援に関する情報交換（各所属で実施している事業について） ・意見交換
平成 21 年 1 月 8 日(木)	福祉課（精神障害担当、知的障害担当、トータルサポート推進担当）、子育て支援課、保健センター、教育委員会学校教育課、教育研修センター、社会福祉協議会、行田養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県発達障害者支援センター巡回指導事業参加者より報告 ・地域支援体制構築のための情報共有について ・就園に関する相談支援について
平成 21 年 2 月 2 日(月)	福祉課（精神障害担当、知的障害担当、トータルサポート推進担当）、子育て支援課、保健センター、教育委員会学校教育課、教育研修センター、社会福祉協議会、行田養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援体制構築のための情報共有について

この成果を地域自立支援協議会に報告し、部会の設置等、発達障害者支援の充実のための対策を検討していくべきだと考えている。

＊相談実績について

相談内容について、次のとおり分類した。

- ・業務別：身体障害、知的障害・精神障害、児童福祉、高齢者福祉、成人、生活保護・経済面
- ・相談内容別：介護・福祉、医療、保健、教育・保育、労働
- ・課題別：虐待、権利擁護、DV、市民参加

業務別、相談内容別、課題別に、それぞれ二以上が関わる相談を総合相談と定義した。平成 20 年 4 月～12 月の実績は次のとおりである。

相談総数 152 件

業務別

種別	身体障害	知的・精神	児童福祉	高齢者	成人	経済面
件数	46	62	43	56	30	36

相談内容別

種別	介護・福祉	医療	保健	教育・保育	労働
件数	69	50	41	12	3

課題別

種別	虐待	権利擁護	DV	市民参加
件数	15	13	2	3

次に、相談の中から一つを選び、内容を紹介する。

行田市福祉事務所（生活保護担当）の取り組みについて ～ケースワーカー研究会を通じて～

行田市役所福祉課 生活保護担当 江森裕一 藤倉敬士 守 裕平○嶋田邦彦

1 はじめに

行田市福祉事務所の生活保護担当のケースワーカー（以下、CW）で自主研究グループとして、平成 19 年度より「ケースワーカー研究会（以下、研究会）」を立ち上げた。当初、この研究会では生活保護制度について CW 間の共通認識を持ち、より質の高いケースワークをすることを目的に研修を重ねてきた。

平成 20 年度から行田市においてトータルサポート推進事業が始まり、相談業務に関わる職員全員が市民のニーズに合わせた福祉・保健分野のサービス調整を行うことになった。

それに合わせ、平成 20 年度の研究会は障害福祉担当の CW の参加も得て、相談者の権利擁護に視点を置く対応方法の研究や事例検討会を行い、研究会の輪を広げた。

今回、相談に対する研究会の支援状況を報告する。

2 事例

※この事例は、実際の事例ではなく、プライバシーへの配慮から再構成されたものである。

相談者 女性 ※性同一性障害

以前、アパレル店員として就労していたが体調不良により退職した。その後、預貯金を切り崩しながら、相談者（以下、主）自身で就職活動を行うが、性同一性障害に対する社会の偏見があるため未だ就職に至らず、今後の生活に不安があるとの相談を受ける。

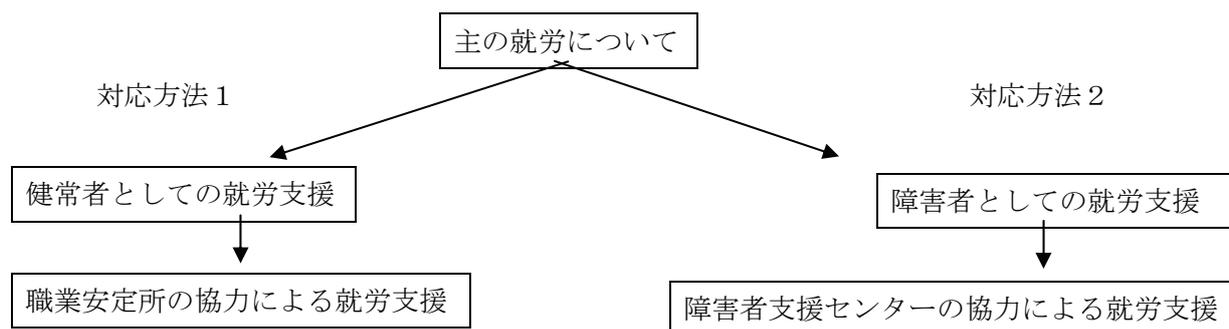
ア 相談を研究会の議題とした背景

経済的な相談ということで、生活保護 CW が相談を受けたが、性同一性障害への知識が乏しく、対応方法についても困惑したため、まずは障害福祉 CW に相談することとした。

性同一性障害とは国内のガイドラインが無く、性同一性障害に対する治療を行った時の医療費は健康保険の対象外である。また、障害者手帳には該当しないが、ICD-10 の診断カテゴリーのリストでは **F6** 成人のパーソナリティ及び行動の障害、**F64** 世同一性障害に位置づけられている。当初は主の就職活動の支援として、障害者に対する就職活動の支援実績を持つ北埼玉障害者支援センターに就職活動の支援を依頼しようとしたが、主自身が障害者としての就職活動を行うことを受け入れるのが問題となった。性同一性障害は通常の障害とは異なり、固定化はせず、本人の望む性になると生活上の困難は解消される。現在、本人が望む性になる過程であることから障害者としての就職活動をして良いのかという疑問が生じた。そのため、主と面接し、本当にしたい仕事は何か、障害者として就労することを受け入れるのかを確認する必要があった。

面接では、主は「とにかく仕事に就きたい。」と話していた。その言葉から本当は健常者として仕事をしたいと思っているが、就職先が無いので障害者として仕事をして良いと推測された。研究会では主自身が自分らしく働ける場所を探しているということを確認し、主の就労を支援していくこととした。

イ ケースワーカー研究会における検討内容



検討の結果、主との面接の結果と性同一性障害が障害として固定化していないことから、まずは対応方法1の職業安定所の協力のもと、就労支援を行っていくこととなった。そこで、福祉課職員と職業安定所職員が性同一性障害について十分認識したうえで、協力して対応する必要があることから、まずは福祉課職員が主と共に職業安定所に足を運び、職業安定所の理解を得たうえで、就労支援を行っていく方が良いとの結論に至った。対応方法1での就労支援がうまくいかない場合は、対応方法2の就労支援を行っていくこととした。

ウ 福祉事務所による就労支援

職業安定所へ相談するにあたり、事前に主の希望する職場の具体像について聴取した。CWらは主が男性の心を持っているので男性が多い職場が良いと考えていた。しかし、話を聞く過程で、主は職場の性が偏ることによって偏見（トイレ・会社の旅行がある場合の入浴など）が生まれることを心配しており、女性と男性の数が半々の職場が良いと考えていることが判明した。このため、研究会の考えと主の考えにズレが生じていたが、主と面接することでより一層主が希望する職場の具体像が見えるようになった。

その後、実際に主と福祉課 CW2名（生活保護担当、障害福祉担当）で職業安定所に向かった。初めに普通の窓口で対応されたため、事情を説明し別室での面接となった。今までは主自身で求人情報を検索し、雇用主への障害の説明は主自身で行っていたが、うまく伝えられず失敗に終わっていた。今回は CW2名が職業安定所の担当者に主の障害について説明したことにより、職業安定所職員が的確に主の障害を理解することができた。その結果、雇用主への説明は職業安定所の職員が説明することになり、主の精神的負担が軽減された。

3 考察と今後の課題

これまで就労に関する相談があった場合、生活保護申請に至るか否かに面接の重点が置かれがちであった。しかし、今回は主が本当に求めていることに着目し、研究会の開催を通じて、障害福祉担当の CW と協力し、支援体制を構築することで自立のための方略を得ることができた。また、福祉事務所外部との機関との連携も密接にすることができた。しかし、本事例のように社会的な障害を持っていても障害として認定されていない人に対する支援がまだまだ十分ではない。そのため、今後も研究会を含む研修等を頻繁に行い、職員自身の知識や共通理解を深め、その人のニーズに合った質の高い支援を行っていく必要があると考える。

4-1-3 包括的虐待防止推進事業

虐待防止条例にもとづくこれまでの取り組みをさらに充実するため、北陸先端科学技術大学院大学の指導を受け、包括的虐待防止のための研究事業を行った。

詳細は次の「4-2 包括的虐待防止推進事業」の項で述べる。

4-1-4 市民参加推進事業

障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のために、市の組織内部の連携体制を構築した。それがふくし総合窓口、トータルサポート推進担当である。

次の課題は、組織横断的な市の組織と、地域住民・地域のボランティアなどの支援者との協働を図ることである。これは言い換えれば行政と市民の協働による地域福祉の推進であり、法律的

には社会福祉法に定められた地域福祉の推進、地域福祉計画の策定により実現すべき事項とされている。

トータルサポート推進事業は、「生活課題の達成への住民の積極的参加」、「利用者主体のサービスの実現」、「サービスの総合化の確立」を目指している。これらを地域福祉計画の理念に照らし合わせると、「地域福祉推進の基本目標」として掲げられている4つの目標のうちの3つと合致する。そこで、トータルサポート推進事業と地域福祉計画の策定作業は、相互に連携しながら効果的、効率的に進めていくべきであると考えた。

トータルサポート推進事業と地域福祉の推進・地域福祉計画の策定を緊密な連携の下で進めていくことにより、地域福祉を底支えする行政組織の改革と、意欲あふれた市民や専門職の人材の育成ができる。障害者等の相談支援においては、公的サービスでは満たされないニーズをカバーし制度の谷間に陥る人をなくすためには、市民の支えあいをはじめとするインフォーマルな社会資源を充実する必要がある。この点でも、トータルサポート推進事業と地域福祉推進の二つの業務を同時に進めていくことが有効である。

トータルサポート推進担当では、地域福祉推進における相談支援の目標を次のとおり考えている。

<目標>

- ・住民が孤立することのない相談機能の強化

<取り組みの柱>

1 地域の見守り機能の向上

- ・住民が生活課題を抱えたとき、すぐに相談でき、解決に向けて必要な援助が受けられるよう、住民と行政の協働により、住民同士で見守り、助け合う仕組みを作ります。
- ・発見されたニーズが、適切な相談機関に早期に結びつくよう、住民活動、民生・児童委員活動と相談機関との連携の仕組みの向上を図ります。

2 住民ニーズに総合的に対応できる体制づくり

- ・市の各組織を調整する窓口を設け、行政の相談支援機能を総合化し、住民のニーズに対し、関係課が一丸となって支援する体制を作ります。（ふくし総合窓口・平成20年4月設置済）
- ・福祉・保健・医療・教育・労働などの関係団体などのネットワークで、サービスが必要な人へ適切なサービスが届くような仕組みをつくります。

3 新たな支援を必要とする人々を含めたすべての人々への支援

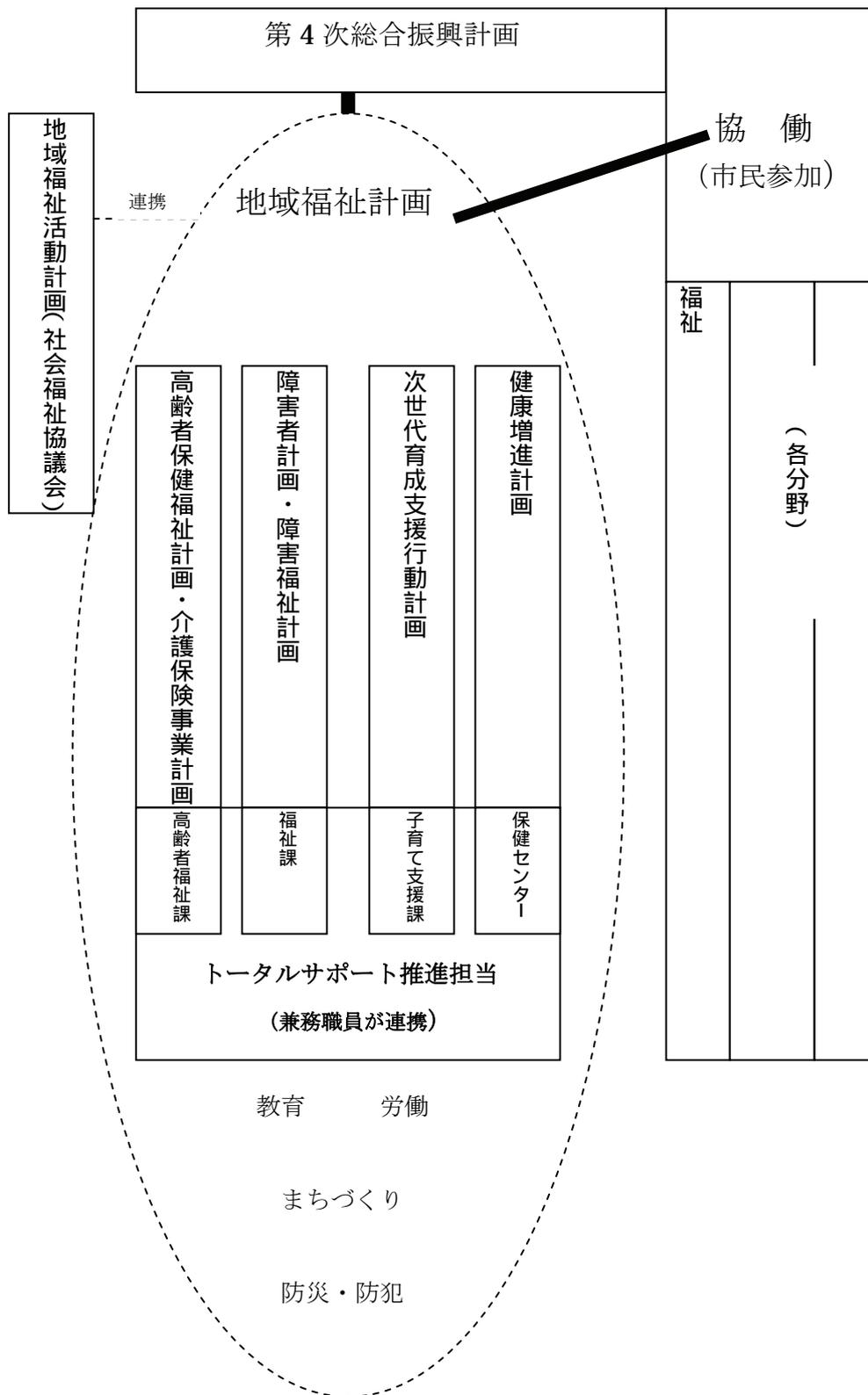
- ・行政の福祉サービス等の制度の谷間にある人々に対しても、様々な関係機関や住民のみなさんと協働し、支援のための制度を検討していきます。

「2 住民ニーズに総合的に対応できる体制づくり」を具現化したものがふくし総合窓口である。地域福祉の推進により「1 地域の見守り機能の向上」、「3 新たな支援を必要とする人々を含め

たすべての人々への支援」に取り組み、ふくし総合窓口の職員と住民の活動が連携することにより、福祉のまちづくりが実現されていくものとする。

次に、福祉分野の行政計画とトータルサポート推進担当との関係を図式化する。

続いて、市民との協働による障害者等の相談支援の充実のために、「福祉のまちづくりシンポジウム」、「ささえあいミーティング」を開催したので、その内容を報告する。



福祉のまちづくりシンポジウム

～みんなで考えよう 地域の福祉課題と私たちにできること～

日時:平成20年12月19日(金)

午後2時～4時30分(受付:午後1時～1時50分)

会場:行田市教育文化センター「みらい」文化ホール

いま、少子高齢化などに伴い、地域には様々な課題があります。
これからは、市民と行政が手を携えて、協働していくしくみが求められています。
誰もが安心して暮らせるために、行田らしさを活かした支え合うまちをつくりましょう！！



行田市

【プログラム】

13:00 受付

14:00 開会

市長あいさつ



《第1部》

14:10 基調講演

テーマ 「住民参画による新しい福祉 ～支え合い行田方式の創造～」

講師：国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 梅本勝博教授

15:10 休憩

《第2部》

15:25 パネルディスカッション

テーマ 「ともに支え合う福祉のまちづくり」

パネリスト 民生・児童委員連合会会長 小林康男氏

埼玉県子育てアドバイザー 島田ユミ子氏

地域包括支援センター緑風苑 主任介護支援専門員 栗原幸江氏

北埼玉障害者生活支援センター 相談支援専門員 川田正明氏

NPO法人さくらメイト 代表理事 高橋豊氏

社会福祉協議会 地域福祉係長 磯川裕徳氏

コーディネーター

国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 梅本勝博教授

16:30 閉会



基調講演 講演者のご紹介

梅本 勝博教授 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科
ご略歴 学位:九州大学経済学士(1975年)、ジョージワシントン大学修士
(1995年)
職歴:一橋大学商学部助手、北陸先端科学技術大学院大学助教授
(1997~2003年)
専門分野:ナレッジ・マネジメント、公共政策論、地域環境政策、地域
福祉政策
研究テーマのキーワード:ナレッジ・マネジメント、政策、福祉、環境

パネラーのご紹介

小林 康男氏 行田市民生・児童委員連合会会長
民生・児童委員とは…
地域社会の生活で困っている人や、児童・障害者・高齢者のことで問
題を抱えている方々に、相談・援助・情報提供などを行っています。

島田ユミ子氏 埼玉県子育てアドバイザー
埼玉県子育てアドバイザーとは…
子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対して、共に考え、時に
アドバイスを行い、家庭教育や地域に根ざした子育て支援全般に向
けて活動するものとして、埼玉県が養成しています。

栗原 幸江氏 行田市地域包括支援センター緑風苑 主任介護支援専門員
地域包括支援センターとは…
高齢者の総合相談や権利擁護、関係機関とのネットワークづくり、
介護予防のためのサービス利用計画作成や介護予防の推進などを
行い、高齢者の生活を総合的に支援しています。

- 川田 正明氏 北埼玉障害者生活支援センター 相談支援専門員
北埼玉障害者生活支援センターとは…
障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っています。
- 高橋 豊氏 NPO法人さくらメイト 代表理事
NPO法人さくらメイトとは…
桜町の商店を中心に設立された特定非営利活動法人です。
地域のお年寄りや子育て家庭が安心して暮らせるように、商店会と地域住民により発足しました。地域の高齢者家庭の安否確認や安心弁当の配達、託児所の運営などを行っています。
- 磯川 裕徳氏 行田市社会福祉協議会 地域福祉係長
社会福祉協議会とは…
地域福祉の推進を使命とする「公共性」「自主性」を併せ持つ、民間の社会福祉団体です。「地域福祉」とは「地域住民が主体となり、その知恵や資金を出し合い協力しながら、ふれあいと支え合いのある、やさしいまちづくりを目指すこと」と言えるでしょう。これを手助けしていくのが社協です。

シンポジウム参加者数

区 分	参加者 数
民生委員	44
自治会長	26
地域包括支援センター相談協力員	78
保健協力会	5
一般	75
合計	228
※市議会議員9人参加	

「福祉のまちづくりシンポジウム」参加者アンケート集計結果

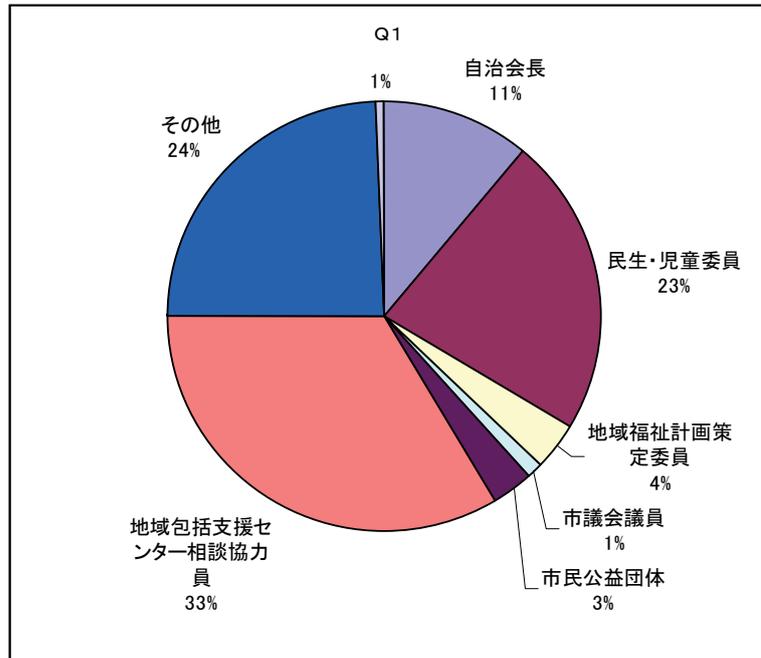
○開催日：平成20年12月19日（金）

○会場：行田市教育文化センター「みらい」文化ホール

○参加者数：228人 ○アンケート回答者数：164人（回答率：71.9%）

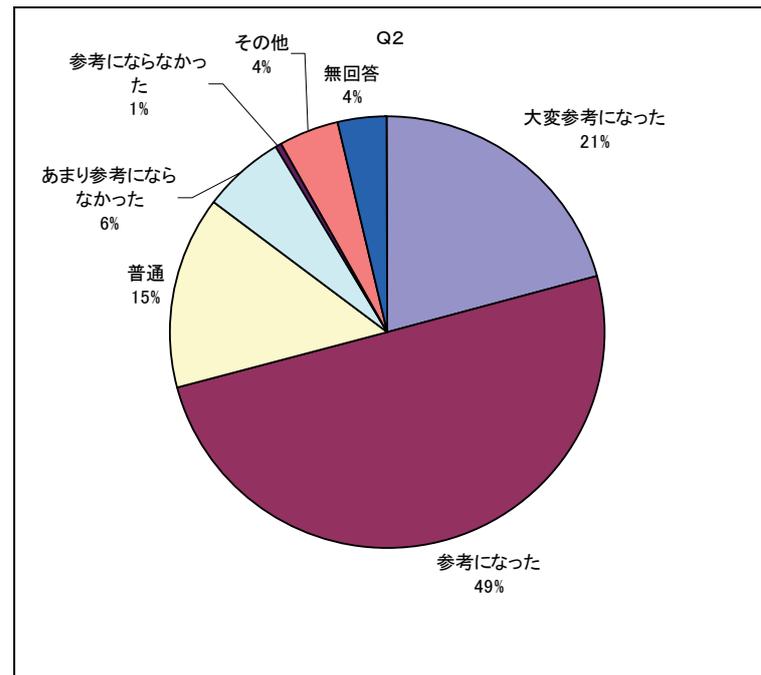
Q1 あなたは次のうちのどれにあてはまりますか。

- 1 自治会長
- 2 民生・児童委員
- 3 地域福祉計画策定委員
- 4 市議会議員
- 5 市民公益団体
- 6 地域包括支援センター相談協力員
- 7 その他



Q2 基調講演「住民参画による新しい福祉～支え合い行田方式の創造～」について

- 1 大変参考になった
- 2 参考になった
- 3 普通
- 4 あまり参考にならなかった
- 5 参考にならなかった
- 6 その他

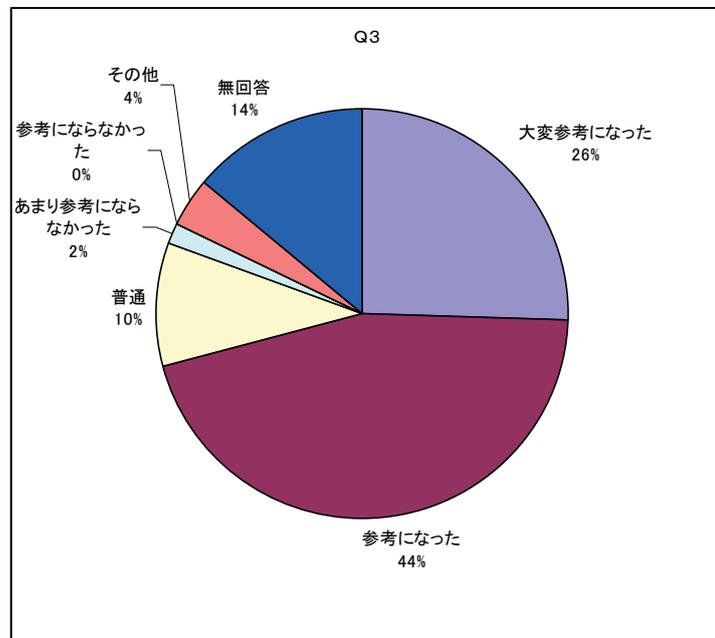


6 その他の内容（代表的な意見を抽出）

- ・ 前向きに行田市ビジョンをすすめて頂いているアドバイザーの知識をおかりして、全国初の知識創造自治体「行田」が築けることと強く望んでおります。大変すばらしい講演でした。
- ・ 大切な内容と思うが難しい。
- ・ もう少し各先行地域の成功事例など聞きたかった。雇用不安などかえている昨今どうしたらよいか……
- ・ 一人ひとりが支えあいの意識を持つように、行政としても積極的に啓発に努めていただきたい。

Q3 パネルディスカッション「ともに支え合う福祉のまちづくり」について

- 1 大変参考になった
- 2 参考になった
- 3 普通
- 4 あまり参考にならなかった
- 5 参考にならなかった
- 6 その他



6 その他の内容（代表的な意見を抽出）

- ・ それぞれの団体方々が色々な活動をされていることがよく分かった。また個々ではなく横の連携の大切さを感じた。
- ・ パネリストは、それぞれの立場で実績を上げている様子がうかがい知れる。
- ・ すでに知っていることを、各々の人が話しているだけだった様で、もう少しディスカッションがあると期待していたのですが……。
- ・ 今までこういった人たちが一同にかいして話をする事がなかった。このパネルディスカッションが横の連携作りのきっかけになってほしい。

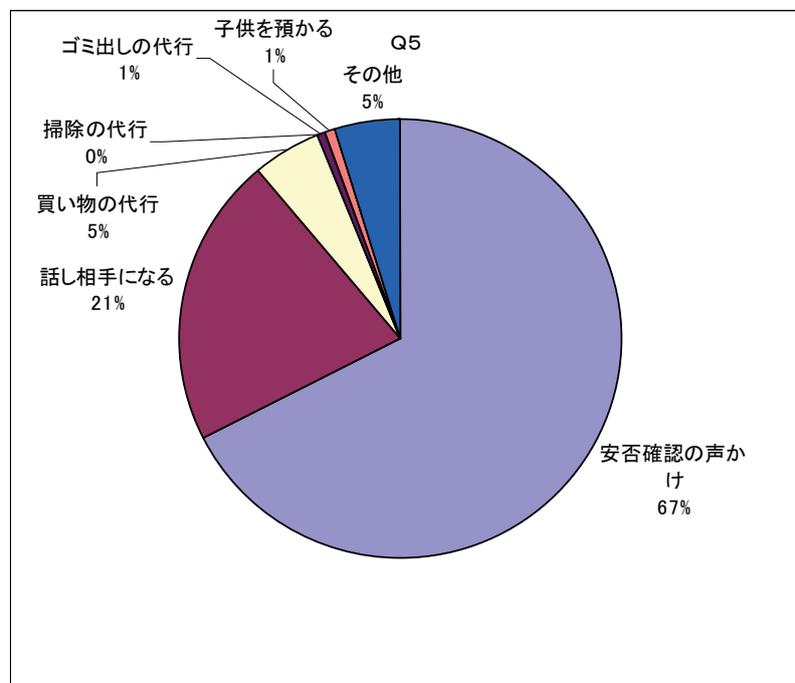
Q4 シンポジウムを聞いた結果、行政またはパネリストに何を期待しますか。

(自由記述・一部の意見を抽出)

- ・ 市民、地域、行政、NPO 等と協働する時代になりました。横との関係を広めてゆき、市民一人ひとりに理解実行をわかって頂き、その方法を広めてもらい、知ってもらおう。
- ・ 一般市民としてボランティアに参加できる方法が分からない。さくらメイトのようなものが身近にあるといいと思った。地域の福祉課題が具体的でないので、私たちに出来る事が見えてこない。
- ・ 各パネリストの方より、いろいろと活動されている事を聞き、大変勉強になりました。機会がありましたらこれからも活動について知らせていただけたらと思います。
- ・ 地域活動としてご近所の底力を出せる組織は自治会の組織が有効と思う。本シンポジウムのパネラーに自治会役員のメンバーを参加させたいと思った。
- ・ 自分もこのシンポジウムに参加して、行政のみではなく、ともに地域内で支え合って行くという団体等があるという事を知り、他人事のような気持ちでいた事が恥ずかしい気持ちになりました。自分の協力できる事はすすんでやっていきたいと思いました。ぜひ、こんなシンポジウムを定期的に行って、皆に存在や活動をアピールして欲しいと思いました。
- ・ まちづくりについて話し合う機会が増えてくれればよいと思います。(できれば小規模な単位で)

Q5 今後、あなたが地域で「助け合い」として、何ができるとお考えですか。

- 1 安否確認の声かけ
- 2 話し相手になる
- 3 買い物の代行
- 4 掃除の代行
- 5 ゴミ出しの代行
- 6 子供を預かる
- 7 その他

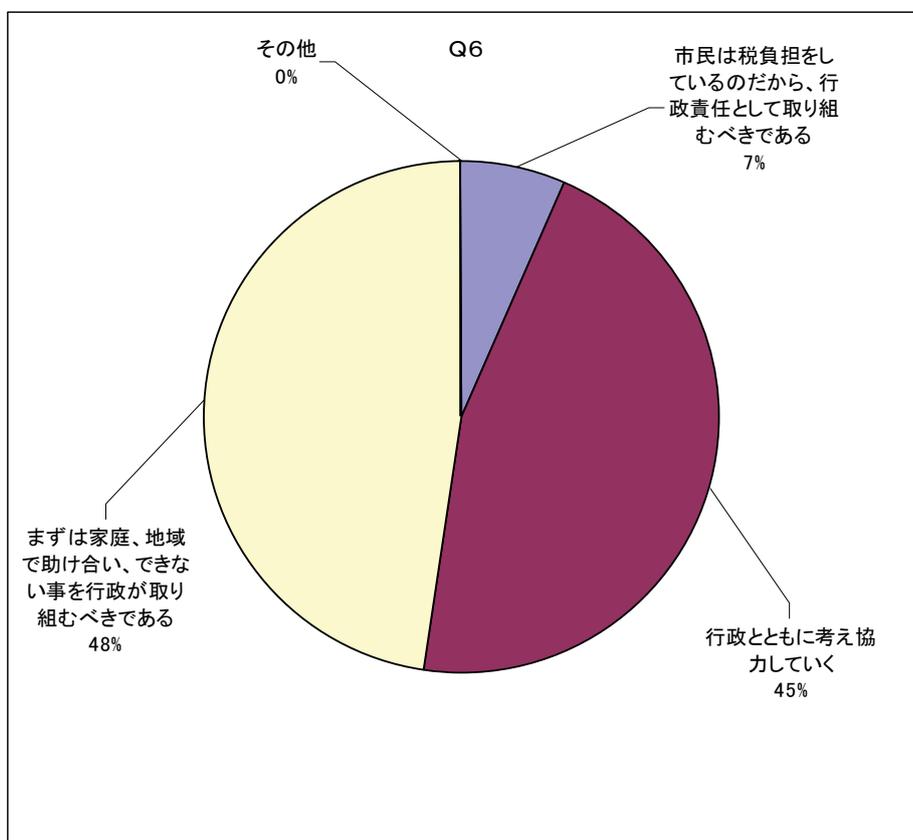


6 その他の内容（一部の意見を抽出）

- ・ 通学時の見守り
- ・ 散歩の手伝い
- ・ 生き生きサロンのように地域でかかわりたい。
- ・ NPO 法人として障害者の自立を可能にするしくみづくりを行っています。そうした事業を通して地域が暮らしやすい場所となるようにしていきたい。
- ・ 多くの人との対話の機会を得るよう努めていきたい。

Q 6 今後、少子高齢化が進む中、十分な行政サービスの提供が難しくなっていくと考えられます。そうした中、市民と行政が手を携え、協力していくことが必要となると考えますが、あなたの考えはどれにあてはまりますか。

- 1 市民は税負担をしているのだから、行政責任として取り組むべきである
- 2 行政とともに考え協力していく
- 3 まずは家庭、地域で助け合い、できない事を行政が取り組むべきである
- 4 その他



4 その他の内容（一部の意見を抽出）

- ・ 上からの（例えば自治会長等）組織を通じてやればやりやすいだろうが、横のグループ（例えば趣味のサークルとか運動のクラブ）も掘り起こせば広がりが出る。そういうグループにも行政が各種のフォローをすれば結果的に行政にもメリットになるのでは。
- ・ 市民の自立心、自助努力は絶対に必要。依存心を少しでもなくすこと。
- ・ 自治会町内会へみんなで参加していく組織に。夏祭り、忘年会などはみんなで参加できるような街づくりを進める。
- ・ もっと多くの参加者が欲しいと感じました。

「福祉のまちづくりシンポジウム」全般、またはその他ご意見等がございましたら、ご記入ください。

（自由記述・一部の意見を抽出）

- ・ 思いを言葉にし、実行していくことが福祉につながっていくことが良くわかりました。まずは地域、もっと近い所で生かしていけたらと思っています。ありがとうございました。
- ・ 市が何をしてくれるのか？でなく、自分が市に対して何ができるのか？を考えて行動し、皆で協力して住みやすい町にしたい。但し、一人では難しいので援助、呼びかけは市等でやってもらいたい。
- ・ まずは、あれこれむずかしいことを考えずに・・・“ためしにやってみよう”（連携してみよう）という考えが重要である。その実践の“場”が必要である。社会を地域を考えて行くためには“3人の人”が必要である。「若者（新心風）・バカ者（想いのある人）・よそ者（他人からの視点）」
- ・ 退職後の社会経験豊富な方の人材を利用すべきではないでしょうか。例えば老後元気でいながらどこで子育てにしても教育の現場にしても経験や技術等持っている部分と生かしたらよいのになあと元教師の女房として思った事度々あります。（古典文学を子供たちに噛み砕いて話すとか）寺子屋教育を習いにすべきだと思っています。子育ての一環としての意見です。
- ・ とともに支え合う。でも支えてもらうのはいいけど支えるのは嫌という人が多いように思う。それをどう・・・。
- ・ 参考になりました。私のできる事は協力したいと思います。
- ・ 福祉のまちづくりとはどういうことか考えるよいきっかけになりました。今後市全体に考える意識が広がることを期待しています。

ささえあいミーティング (ワークショップ形式)

会 議 録

期 間：平成20年12月～平成21年2月

実施単位：地域公民館（15館）

主 催：行田市・行田市社会福祉協議会

会議録作成：行田市社会福祉協議会
特定非営利活動法人PCM Tokyo

ささえあいミーティング(ワークショップ形式) 会議録目次

ささえあいミーティング開催日程	109
忍・行田地区	110
佐間地区	122
長野地区	136
星河地区	145
持田地区	155
荒木地区	165
須加地区	176
北河原地区	186
埼玉地区	196
星宮地区	207
太井地区	215
下忍地区	225
太田公民館地区	234
地域文化センター地区	244
南河原地区	254

ささえあいミーティング開催日程

	会場（対象地区）	開催日（1回目）	開催日（2回目）	開催日（3回目）
1	忍・行田公民館	平成20年12月11日(木)	平成21年1月15日(木)	平成21年2月12日(木)
2	佐間公民館	平成20年12月11日(木)	平成21年1月15日(木)	平成21年2月12日(木)
3	長野公民館	平成21年1月27日(火)	平成21年2月24日(火)	
4	星河公民館	平成21年1月20日(火)	平成21年2月10日(火)	
5	持田公民館	平成21年1月23日(金)	平成21年2月20日(金)	
6	荒木公民館	平成21年1月28日(水)	平成21年2月19日(木)	
7	須加公民館	平成21年1月27日(火)	平成21年2月24日(火)	
8	北河原公民館	平成21年1月30日(金)	平成21年2月27日(金)	
9	埼玉公民館	平成21年1月22日(木)	平成21年2月20日(金)	
10	星宮公民館	平成21年1月29日(木)	平成21年2月19日(木)	
11	太井公民館	平成21年1月28日(水)	平成21年2月18日(水)	
12	下忍公民館	平成21年1月21日(水)	平成21年2月25日(水)	
13	太田公民館	平成21年1月21日(水)	平成21年2月25日(水)	
14	地域文化センター	平成21年1月22日(木)	平成21年2月26日(木)	
15	南河原公民館	平成21年1月29日(木)	平成21年2月26日(木)	

※開催時間 午前は午前9時30分～11時30分 午後は、午後2時～4時

忍・行田地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ささえあいミーティング(ワークショップ形式)

日時:平成20年12月11日(木)、平成21年1月15日(木)、2月12日(木) 午前9時30分~11時

場所:忍・行田地区公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照(第1日目)

講師:梅本勝博 北陸先端科学技術大学院大学教授

ファシリテーター:大迫正弘 NPO 法人 PCM Tokyo

久野叔彦 NPO 法人 PCM Tokyo

高橋佳子 NPO 法人 PCM Tokyo

サポートスタッフ:久野陽子 NPO 法人 PCM Tokyo

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 地区にたりないこと/もの、もっとよくなりたいこと/もの、自分たちでできること
 ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 地区の情報・特徴を読み取る(地図とデータから)
 地区の人的資源情報収集(自己紹介の情報から)
 前回結果を二次元表で整理してみる
 ワークショップの振り返り
- 第3日 実行計画の詳細化(4グループに分かれて作業)
 実行計画の発表
 今後の進め方(市福祉課)
 ワークショップの振り返り(印象)

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域での所属と主な活動)
 (2)ブレイン・ストーミング
 「このまちに足りないもの」、「もっと良くしたいこと」「自分たちでできること」
 (3)ワークショップの印象・コメント
- 第2日 (1)行田市と地区の地図から読み取れること(グループ作業と発表)
 (2)行田市と地区のデータからわかること(グループ作業と発表)
 (3)二次元表で整理する(住民-行政、地区-市全体)
 (前回結果「このまちに足りないもの」、「もっと良くしたいこと」「自分たちでできること」)

(4)今日の感想

第3日 (1)～(12)実行計画

(13)今日の感想

忍・行田地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1) ささえあいミーティングワークショップ参加者の自己紹介

	所属	役割	主な活動	活動の良いところ	この町の良いところ
1	二本町自治会	会長の代理	自治会活動の手伝い	地域の方と知り合いに	交通も自然も
2	二本町自治会	自治会長	—	—	—
3	二天満自治会	自治会長	防犯、お祭り、市との連絡調整	町内の連携、親睦、助け合い、市と	知り合いが多い
4	六門自治会	自治会長	参加型	コミュニティーカ	歴史と伝統の町
5	民生児童委員	民協副会長	地域福祉	地区の人々に信頼されている	地区の多くの人の心が良い
6	民生委員	研修部	民生委員の研修	地域の支え合い	水城公園、忍城跡
7	防犯推進委員	忍地区会長	防犯パトロール		水城公園、忍城
8	忍地区体協	会長	地区・行田市体育祭参加	年1回の祭典で久し振りに会う人が多い	近くに歩いていける
9	行田地区体協	副会長	市・体育関係	協力者選出	文化遺産多い
10	宮本自治会	副会長	観光ボランティア	協力	宮本会館と公園
11	中央小 PTA	副会長	子どものため学校・地域・親のパイプ役	先生、地域、親御さんと知り合える	歴史的文化遺産の多い町
12	公民館運営委員 前南小学校校長	八幡町自治会 計			
13	忍行田公民館	生涯学習推進員	生涯学習のお手伝い	いろいろな方と出える	公園の中にある公民館
14	NPO 法人 土と風の舎	副代表理事	「花と緑であわせせになろう」園芸福祉活動	みんなの居場所「こえどファーム」でわい わいがやがや	水城公園と温水プール
15	地域包括支援センター まきば園	主任介護支援専門員	高齢者福祉支援	かかわりが持てる	市の中心、公共施設や商店 が近い

16	行田市役所	健康福祉部長	福祉・保健・医療・介護を所管している	いろいろな分野の仕事に携われたい、が頭が混乱します	歴史のある美しいまち
17	行田市企画政策課	主査	政策立案行政改革	市を良くできる仕事	ゆったりした空気
18	行田市子育て支援課	保育担当主査	保育所入所関係、要保護児童対策	未来を担う子どもたちの為の仕事	職場が近い、公園がある
19	福祉課	トータルサポート 推進担当	市民のニーズにあった総合的サービス提供	組織内の横の連携が取れる	
20	福祉課	主査	地域福祉計画	新しい分野	歴史を感じる町並
21	市役所福祉課	保健士 ケアマネジャー 認定心理士	ふくし総合窓口	縦割りの組織の中にあつて、所属をこえて市民のために協力するポストである	世代間の昔ながらのつながりがある。市の中心で、文化と歴史を感じさせてくれる。
22	社会福祉協議会	総務経理	庶務全般	多くの情報が得られる	住環境
23	社会福祉協議会	在宅福祉係	ケアマネージャー	お互いを知ることができる	水と緑、文化と歴史のまち
24	社会福祉協議会	総務経理	経理全般	社協全体の動きを見ることが出来る	
25	北陸先端大学	教授	地域福祉医療の研究	地域活性化に貢献できる	熱心な行政職員がいる
26	PCM Tokyo	理事長	ワークショップの進行役	みんなが思ったことを言える	高い建物がないまち
27	PCM Tokyo	理事	参加型計画づくり	みんなの力で	まちの公園がきれい
28	PCM Tokyo	会員	ワークショップの実施	参加型の普及	新しい試みに積極的な市
29	PCM Tokyo	会員	コミュニティ心理学		歴史的なお城がある

※は、初日欠席で、2日目以降に参加いただいた方です。

(2) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りないもの」	「もっと良くしたいこと」	「自分たちでできること」
<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の自治会活動への参加 ・若者が楽しく集まれる場所 ・まちのにぎわい ・観光資源の長期的計画推進 ・行田のまちを知ること、再認識 ・活動と活動のつながり ・人 ・スポーツ施設 ・スポーツする場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・互助精神の啓蒙、マナー (例えば、犬の散歩など) ・更に安全・安心なまち ・もっとコミュニケーションの場をつくる (同じ地域で知らない人も多いので) ・公共トイレ、歩道の整備、カラスの糞 ・交通手段、ご近所の連携 ・PTA として父親の参加を増やし、子どもの事、学校の事に興味をもってもらう ・観光スポット(忍城など)の充実、PR ・埼玉古墳から古代蓮までの歩道 ・観光地の整備 ・若い人たちの出番をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のごみ出し場の散らかりを整理 ・6歳からの力/体力のある人たちの協力を結集する法、ボランティア活動! ・見守り(高齢一人暮らし) ・見守り、声かけ ・老人家庭の補助 ・地域でお年寄りのごみ出しの手伝いボランティア ・「一声」の声かけ ・あいさつ(声のかけあいをいっぱい) ・ボランティア(傾聴:話しい相手に) ・まちを綺麗にする ・近くの商店で買い物をする(活性化)

(3) ワークショップの印象・コメント

- ・ 2時間があつという間。
- ・ 今まで思っても言う機会がなかったが、今回参加して意見が述べられて良かった。
- ・ 大変だ。 ・良。
- ・ 次回が楽しみ。 ・楽しい!
- ・ 地域には頑張っている方々が、たくさんいらっしゃるのわかりました。
- ・ 皆さんのお話を聞いて、良いまちづくりができそうで嬉しくなった。
- ・ この先どうなるのかな?
- ・ 字を書く事が少なかったのではずかしいです。
- ・ 消化不良気味でした。
- ・ 今後に楽しみの“会”であった。
- ・ ささえあいの意味を深く考える場になりそうです。
- ・ 勉強ができたかな。
- ・ 大切なことであるからこそ。地域包括として虐待に参加させていただいたことから、正直人材がいないので…、忙しい。

忍・行田地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1)地図から読み取れること

町並み	行政施設	観光資源	交通網	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町で曲がり角が多い ・ 歴史的な町並み ・ 市の中心 ・ 商店街がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区に市役所がある ・ 公共施設が集中している ・ 公共施設が多くある(産文、郷土博物館、文化センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな公園がある(隣接) ・ 観光資源がある ・ 水城公園がある ・ 忍城と東照宮がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスが通っている ・ 駅がある ・ 真ん中を国道が走っている ・ 南北を走る大きな道路がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関が多い ・ 地区に公民館がない

(2)データから読み取れること

- ・ 人口に対し 65 歳以上の割合、忍 2 位(9.89%)と行田 1 位(11.1%)
- ・ 高齢化率、忍 6 位(25.81%)、行田(30.11%)
- ・ 忍、行田ともに人口が減っている
- ・ 老人クラブの数が多い(行田)
- ・ 世帯数があまり変化していない
- ・ 一人暮らし高齢者が多い
- ・ 高齢化率が高い
- ・ 保育園と幼稚園の配置のバランスがよい
- ・ 児童数が市全体から見ると多いほう
- ・ 行田地区高齢化率が高い
- ・ 総人口が減
- ・ 一人暮らしが多い

(3) 二次元表に整理:「このまちに足りないもの」、「もっと良くしたいこと」、「自分たちでできること」

市全体

市民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・行田の町を知ること(再認識:文化、歴史) ・老人家庭の補助をする ・資源を活かす活動をする ・まちの賑わいが無い ・コンビニ/スーパーが無い ・日用品/食品の入手が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地の整備(特産品の総合売店) ・埼玉古墳から古代蓮までの歩道が無い ・観光資源の長期的計画の推進 ・計画そのものが国や県から来ている ・徒歩圏内に総合病院が無い(診療所のみ) ・スポーツ施設、特にグラウンドが無い
<ul style="list-style-type: none"> ・声掛け、見守り(高齢者一人暮らし) ・あいさつをみんなでするようにする ・お年寄り世帯のごみ出しボランティア ・町内ごみ出し場のちらかっているもの整理 ・若年層の地域活動への参加 ・PTAのお父さんの地域活動への参加 ・互助精神やマナーの啓蒙 ・近くの商店で買い物をする(活性化) ・地域の連携をもつ(夏祭り) ・町をもっと知る(High-ageの方々から聞く) ・活動と活動のつながり 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の力、体力のある人の協力を結集できる方法 ・ボランティア(傾聴:話相手) ・地域のコミュニケーションの場づくり ・観光地(古代蓮など)への案内版の整備 ・観光スポットのPR ・行政活動の透明化 ・行政のPDCA:計画、実施、評価、見直し(会議、地域活動の後のフォロー)が無い ・信号機の(渡る)時間が短い ・ユニバーサルデザインの実現化(道路など)

地区

(4) 今日のワークショップの感想

- ・ 一歩前進ができたのかなあー? 今日(今回)の感じ。
- ・ 方向性が見えてきた。町を良くするための意見が多くあった。
- ・ 生まれ育ったところにどっぷりつかっていらしたので、大変勉強になりました。
- ・ 他の地区(モデル地区外)はこれから始まるのですが、交流等はあるのですか。
- ・ 勉強できた。
- ・ 地区でのカードが多かったので、これからどのように進めるか難しい。
- ・ ひとつでも実現出来ればいいと思う。
- ・ 意見の集約が難しそうだ。(計画への反映)

忍・行田地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第3日)

(1) 近くの商店で買い物をする(活性化)

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	問題点	どすればそうなるか	誰がそうするのか
・商店街の活性化	・主婦 ・ひまな高齢者	・土・日曜日 ・平日	・本町商店街 ・新町商店街 ・近くの商店	・日用品	・品物が古い ・品物が高い ・品物を選べない ・ぶらっとのぞけない ・閉店時間が早い ・駐車場が遠い ・PR が少ない(商店、商工会議所)	・安くする ・品物をそろえる ・商工会議所が応援する(行田市商工振興券等) ・個々の商店の努力 ・コンビニを誘致する ・アンテナショップを市民が運営する	・商工会連合会 ・商工会議所 ・市民の意識

(2) あいさつをみんなでするようになる

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どすればそうなるか	誰がそうするのか
・明るい町にするため ・防犯 ・人と人のつながりができる ・知らない人と知り合えるきっかけ	・大人も子供も ・自分から	・いつでも(タイミングが大切) ・朝、昼、晩	・すれ違ったとき ・町内 ・家庭で	・あかるく、いつも、さきに つづけて あいさつをする	・自然体(理想) ・全体で運動 ・あいさつを返す ・色々な人が運動に加わる ・帽子、腕章の活用	・自分から ・親 ・自治会から ・各種団体から

(3) 声かけ、見守り(高齢者ひとり暮らし) / (4) お年寄り世帯のごみ出しボランティア / (5) ボランティア(傾聴、話し相手)

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	問題点	どすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> ・日常安否確認 ・孤独死を防ぐ ・災害時支援 ・防犯 ・安心して暮らす 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民 ・民生委員 ・地域包括支援センター ・配食サービス業者 ・乳酸飲料(ヤクルト)配達 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りがかりに(自宅を訪ねる) ・配達時について 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物時 ・外出時 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅へ電話 ・訪問 ・すでにある(見守り・声かけ制度) (民生) ・ボランティア自主的⇄義務(お金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアではOKだが、支援者として登録はNO ・家に入られるのがイヤ(被支援者) ・「ほっといて下さい」 ・一方的な考え ・殻にこもっている人もいる ・民生委員はダメだけど支援センター(公的)の人ならOK ・行田市から委託されても信用されない時あり(身分証明書) ・社協のボランティアコ一ディネートの問題 ・傾聴ボランティア養成講座→出られない人はどうするか? ・PR不足 ・関係者との情報交換の場がない(民生員と地域包括支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の人のできごとをする ・自治会回覧を回す ・青年部に依頼する ・ボランティアセンター=社協(社会福祉協議会) ・民生委員を地域に紹介する ・社協を知らない(場所、何をしているか、社協だより) ・市民・住民の興味関心 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 自治会青年部
(4) お年寄り世帯のごみ出しボランティア							
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日でのごみで高齢者を見守る ・住環境を整える(住みよい町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が出すとき 					

(6) 若年層の地域活動への参加 / (7) PTAのお父さんの地域活動への参加

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の活性化 ・後継者の育成 ・特定の人の負担軽減 ・年代で困っていることが違っている ・定住の地としてもらいたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層 ・特に30代～40代 ・子供たちの親 ・乳幼児の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・浮き城まつり ・時代まつり ・空き缶拾い 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・まつり会場 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力仕事 ・HPとかインターネットでの仕事 ・新しい考えを取り入れるため ・地域活動のPR(HP等)(例:公民館のHPを若い人たちが中心に面白くする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭のあり方を見直す(子供が出る種目等) ・地域でのルールづくり(役員等) ・仲間を通じて呼びかける(商工会、青年会議所など) ・団体の外の人たちに呼びかける(団体内に限らない) ・体育祭を楽しく(競技会と分ける?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員 ・PTA ・実行委員会(まつり等)

(8) 地域の連携をもつ(夏祭り)

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	問題点	どすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> ・親睦 ・人と人のふれあい ・地区内の人を知らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・生徒会 ・児童会 ・老人会 	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度の計画により 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内や水城公園など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼんぼり祭り ・夏祭り ・老人会の親睦旅行 ・自治会の親睦旅行 ・水城公園のごみ拾い(老人会、自治会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の参加が少 ない ・おみこしが出せ ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の合併 ・おみこしに台車を つける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員 ・児童会の協力

(9) 町内ごみ出し場の散らかっているものの整理

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
・まちの美観を良くするため	・ごみを出すすべての住民	・ごみの収集日 ・毎日	・収集場所	・そうじをする	・当番制にする ・ごみ出し場を使っている人が顔見知りになる	・ごみを出すひと全員 ・衛生協力会 ・グループ活動ごとに協力

(10) 活動と活動のつながり

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
・地域コミュニティを保つため ・他の地域の良い活動を見習うため	・地区内住民	・いつでも	・行事等の場で		・掲示板を活用する ・よく似た活動と一緒に合同です	

(11) 地域のコミュニケーションの場づくり / (12) 互助精神やマナーの啓蒙

なぜ(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
・お互いを知ることによって住みよい町にする ・地域の人の交流が少ない ・自分のことしか考えない人が多い	・そこに住む人すべて ・みんな	・常時 ・必要なとき	・井戸端 ・自治会館等	・祭り ・交流 ・世代間のつながり ・趣味を通じた交流	・一人一役(何かを任せる) ・参加のきっかけ作り ・声かけ ・自主的な協力	・自治会(役員が中心) ・各種団体

(13) 今日のワークショップの感想

- ・ 「忙しい」は言いわけで、もっと地域に入り込んでいく必要を感じました。
- ・ 勉強できた。
- ・ 実践にあたっては初めの一步と続けることが大切と思っています。
- ・ 人とのつながりの大切さ、さらに気になった。
- ・ 最終着地点に対しスピードが大切と思う。
- ・ 今後どう取りまとめができるか？
- ・ 心に思っても言えないことが、リーダーに引き出していただき良かったと思っています。
- ・ 一人暮らしが多い

佐間地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ささえあいミーティング(ワークショップ形式)

日時:平成20年12月11日(木)、平成21年1月15日(木)、2月12日(木) 午後2時~4時

場所:佐間地区公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

講師:梅本勝博 北陸先端科学技術大学院大学教授

ファシリテーター:大迫正弘 NPO 法人 PCM Tokyo

久野叔彦 NPO 法人 PCM Tokyo

高橋佳子 NPO 法人 PCM Tokyo

サポートスタッフ:久野陽子 NPO 法人 PCM Tokyo

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 地区にたりないこと/もの、もっとよくなりたいこと/もの、自分たちでできること
 ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 地区の情報・特徴を読み取る(地図とデータから)
 地区の人的資源情報収集(自己紹介の情報から)
 前回結果を二次元表で整理してみる
 ワークショップの振り返り
- 第3日 実行計画の詳細化(4グループに分かれて作業)
 実行計画の発表
 今後の進め方(市福祉課)
 ワークショップの振り返り(印象)

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト(地域の良いところ)
 (2)ブレイン・ストーミング「この地区に足りないこと/もの」「もっと良くしたいこと/もの」
 (ささえあい、つながりあい、共生、多くの参加、自分たちでできること)
 (3)ワークショップの印象・コメント
- 第2日 (1)行田市と地区の地図から読み取れること(グループ作業)
 (2)行田市と地区のデータからわかること(グループ作業)
 (3)参加者の地域活動紹介(地域のグループ・人的資源を知る)
 (4)二次元表で整理する(すぐにできる-時間がかかる、お金がかからない-お金がかか

る)

(前回結果「この地区に足りないこと/もの」「もっと良くしたいこと/もの」ささえあい、つながりあい、共生、多くの参加、自分たちでできること)

(5) 今日の感想

第3日 (1) ~ (6) 実行計画

(7) 今日の感想

佐間地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1) ささえあいミーティングワークショップ参加者の自己紹介 (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	佐間地区自治会連合会 公民館運営委員	連合会長 運営委員長	環境が良い
2	二佐間松寿会サロン	会長、代表	地域に顔なじみ、災害がない
3	二佐間東児童会	児童会長	子どもを通しての行事が多い ところ
4	商店・企業	商店経営	けっこうコミュニケーションが とれている
5	佐間地区体育協会	会長	環境
6	更生保護女性会	副会長、広報責任者	自然が豊かで人情があつい
7	老本幼稚園	園長	環境がよい
8	主婦	地域住民	子どもたちが元気
9	大町	なし	人間性
10	行田市地域包括支援セン ター	佐間地域の高齢者を中心とした 相談の担当	少し移動すると商店が有る
11	佐間公民館	館長	独特の文化がある
12	行田市女性行財政改革審 議会	審議官	暖かい人間関係、助け合い の良さ
13	地域福祉計画作成委員会	委員長	
14	民生・児童委員	民生・児童委員	—
15	行田青年会議所	理事	—
16	佐間地区青少年育成会	役員	—
17	行田市保健センター	健康づくり	生活が便利
18	行田市生活課	ボランティア、民間非営利組織に 関すること	人口、世帯が多い
19	市役所福祉課	主幹(トータルサポート推進担当)	街がきれい
20	市役所福祉課	主査	「みらい」がある
21	行田市社会福祉協議会	地域福祉係	文化施設がある
22	行田市社会福祉協議会	自主性・公共性を持った地域福祉 を推進する民間団体	いろいろな店がある
23	行田市社会福祉協議会	在宅福祉係、ケア・マネージャー	行田市中心的イメージ
24	北陸先端大学	教員	落ち着いた住宅街

25	PCM Tokyo	理事長	空が広い
26	PCM Tokyo	理事	平坦な地形
27	PCM Tokyo	会員	公民館活動が活発な地域
28	PCM Tokyo	会員	住宅街がきれい

※は、初日欠席で、2日目以降に参加いただいた方です。

(2)ブレイン・ストーミング

「この地区に足りないこと/もの、もっと良くしたいこと/もの」

- ささえあい、つながりあい、共生、多くの参加、自分たちでできること-

「相談できる場づくり」

- ・ 弱者(障がい者等)話し合いのできる場所や機関
- ・ 隣近所の声かけ(困った時に相談できる)
- ・ アパート等に住む若いママさんへの声かけ、コミュニケーション
- ・ お母さんたちが子育てや家庭の事を相談できる場があると良い(お母さん同時のつながりも含む)

「老人のための場」

- ・ 病院(ホームドクター)
- ・ 老人の施設(サロン等立ち寄れるところ)
- ・ 高齢者が楽しく過ごせる場所、声かけ

「子どものための場」

- ・ 全国的なことだが子供が少ない
- ・ 安心して遊べる場所(子どもが外で遊んでいるところを見かけない)

「世代間の交流」

- ・ 色々な人たちとのコミュニケーション
- ・ 三世代交流(近いエリア内でもちつきなど)
- ・ 異年齢集団でボランティアを

「挨拶をする」

- ・ 明るくあいさつし合えたら

その他

- ・ 文化教養をさらに高める
- ・ お金

(3) ワークショップの印象・コメント

- ・ これからです。
- ・ 多くの意見が出たと思います。
- ・ 様々な声を聞くことができました。勉強になりました。
- ・ 色々なかたのお話が聞けてよかった。
- ・ 皆さんの色々な意見が聞けてとても勉強になりました。
- ・ 地区にお住まいの皆さんの生の声が聞け、大変良かったです。
- ・ ほんの少しでも力になればと思う。
- ・ なんとなく良いサークルができそうで、期待しています。
- ・ ワークショップの進め方が良く解りました。
- ・ 色々な人の立場で意見を聞きたい。
- ・ 気になっていた地域の事が少し言えた。
- ・ 大変有意義でした、ありがとうございました。
- ・ 色々な人から色々な意見を聞けて良かったと思います。
- ・ 最初はかたかったが、終わりはリラックスできました。
- ・ 様々なところから参加があり、たくさん意見がきけた。有意義な一日でした。

佐間地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1) 地図から読み取れること

観光資源	行政施設	交通	景観
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くに大きな公園がある ・ 歴史のある地域 ・ さきたま古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設に恵まれている ・ 公共施設が多く集中している 和光保育園、シルバー人材センター、養護学校、図書館、婦人ホーム、VIVA ぎょうだ、南小学校、老本幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市の中心 ・ 市の中心にある ・ 幹線道路(産業道路)があり、交通の利便性が良い ・ 買物等生活に便利 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園風景に恵まれている ・ 田んぼが多い

- ・ 地域の特徴をあらわすキーワード: 「空間」、「田園風景」、「行政サービス施設」

(2) データから読み取れること

- ・ 老人クラブが多い。
- ・ 佐間地区(の人口)はゆるやかに増加している。急な伸びはない。
- ・ 一人暮らしの高齢者が多い。
- ・ 人口は増えている。
- ・ ひとり暮らしの高齢者が多い。
- ・ 老人クラブ数が多い。
- ・ 高齢化率がゆるやか。
- ・ いきいきサロンの数が少ない。
- ・ 一人暮らし高齢者が多い。
- ・ 世帯数に対し人口の数は伸びていない。(小家族化している。)
- ・ 65歳に対する割合が9.71%で2番目。
- ・ 老人クラブ数多い。2番目。

佐間地区の特徴キーワード: 「人口」、「小家族化」、「高齢化」

(3)参加者の地域活動紹介(地域のグループ・人的資源を知る)

所属先(グループ名)、個人	主な活動、得意なこと(個人)	活動の良いところ
行田市民生・児童委員連合会	小児から老人までの生活全般	自分の勉強になる
	旅行	
	登山(歩くこと)	
	ハーモニカ(施設の慰問予定)	
自閉症児家庭への支援	どんぐりを材料とした作品を販売	売上で自閉症児のための資材費など支援に役立てる
更生保護女性会	犯罪者の更生と青少年の健全育成	犯罪のない明るい地域をつくる
	料理ができる	
老本幼稚園の園長	通常の保育の他に、月2回園庭を開放しています	親子で安全に遊んでもらうことができる。他の親子さんとコミュニケーションがとれる。
育成会	地域の子供たちの育成 子どもと同じ習い事をして、伝統文化(雅楽)に参加できている	最近外で遊ばない子供たちが、地域の活動によりスポーツ団体に入っている。地域の子供たちと関わることができる。
主婦(看護師、ケアマネジャー)	保健センターでの検診等の手伝い 高齢者介護	問題の気づき 今後への学習
行田市役所福祉課	ふくし総合窓口	市役所の縦割りの不都合を解消し、一人一人の権利、生き方を尊重する活動である
社協(老人福祉センター)	高齢者、障がい者の方への憩いの場をつくる	地域の方とコミュニケーションがとれる
行田市地域包括支援センター(緑風苑)	高齢者の方を中心に困りごとの相談を受けるところで地域をまわっています	高齢者や家族、地域の方々の笑顔が見られること
行田市生活課	行政	・自治連合会に関すること ・ボランティア、民間非営利組織に関すること
社会福祉協議会	地域福祉の推進役	住民参加主体のサービスを実施
自治会長、地区連合会長	地域内の各行事	コミュニケーションがよく取れる
	交通教育、各会への指導	

市役所福祉課	総合的な福祉サービスの提供 トータルサポート	縦割りを排除し、横の連携をとれる
老人クラブ、サロン 代表	二佐間自治会顧問	人とのふれあい
お話の玉手箱	小学校に行って本の読み聞かせ	子どもとふれ合い、いろいろな話を聞かせる(伝承的)
	国語教育	
行田市保健センター	がん検診、予防接種、乳幼児健診、健康相談・教室、家庭訪問など健康に関すること	やってみたい仕事広がる
市役所福祉課	行政サービス	市民の役にたてる
社協	ケアマネージャー	目標に向かって計画をたてること
社会福祉協議会地域福祉係	地域づくり	バドミントンができる

(4)二次元表に整理「この地区に足りないこと/もの」「もっと良くしたいこと/もの」「自分たちでできること」

お金がかからない

<ul style="list-style-type: none"> ・明るくあいさつしあえたら(挨拶) ・隣近所の声掛け(困った時に相談できる) ・高齢者が楽しく過ごせる場(サロンは1階) ・お母さんたちが、子育てや家庭のことを相談できる場があると良い ・アパート等に住む若いママさんへの声かけ ・病院、ホームドクターを持つ ・異年齢集団でのボランティア活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐間地区内各自治会に於いて連合会として、共通の活動が出来れば良い ・横のつながり ・体育協会、児童会などつなげるしくみ ・老人の施設、サロン等の立ち寄れる所 ・弱者(障がい者等)が話会いのできる場所(機関)
<u>すぐできる</u>	<u>時間がかかる</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人とのコミュニケーション(異世代間) <ul style="list-style-type: none"> ・三世代交流(近いエリア内でもちつき等) ・文化/教養をさらに高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が安心して遊べる場所(外で遊ぶ) ・老人サロンの参加者を増やしたい

お金がかかる

(4)今日のワークショップの感想

- ・ 小さなことからささえあいの活動をしていくことが大切だと思った。
- ・ グルーピング(整理)することにより、何が課題なのか、何をすれば良いのか明確になりました。
- ・ 少し先が見えてきた。お世話様でした。
- ・ もっといろんな立場の人とたくさんの方々と話し合いができたらいい。
- ・ 前回都合で参加できなかったのが、始めはどうして良いのかわからなかったが。自分でも知らないことが次々とわかりおもしろいと思った。
- ・ 面白くなってきました。地区の皆様とずっとお話がしたい気持ちです。
- ・ 内容がすこしずつわかってきました。出来れば各皆様より今後の目標的なものを話していただければもっとわかりやすいと思う。
- ・ 出来る事からやってみる。
- ・ 色々な方が、色々な活動をなさっている事がわかって良かった。
- ・ 様々な意見を聞き、今後について考えてみたいと思います。

佐間地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第3日)

(1) 高齢者が楽しく過ごせる場

何のために(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ったために ・閉じこもりが減る(特に男性) ・地域の情報 ・高齢者はよく情報を持っている(情報を共有する) ・お互いが支えあう気持ちになれる ・笑顔になる(家族も含めて) ・うつ、認知症の予防にもなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・高齢者や地域の人人々 ・子供たち 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも ・毎日 ・気が向いたとき ・13:00～15:00 サロン ・10:00～12:00 サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・公園 ・公民館 ・集会所 ・歩いて行けるところ ・婦人ホーム ・小中学校 ・お寺 ・神社 ・商店 ・会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべりする ・お茶を飲む ・ゲーム ・高齢者の方が子供に気軽に色々と教える(ものづくり、そば打ち、その他) ・心配事の相談 ・子供と遊ぶ ・介護予防教室 ・自治会にカラオケセットを置く ・住宅街の空き家を有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼びかけをする(自治会、隣近所) ・日中どこで過ごしているかを知る ・講演会(例えば健康のこと) ・高齢者が読み聞かせする ・年間行事を計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・児童会 ・各種団体 ・青年部 ・婦人部 ・育成会 ・老人クラブ ・小中学校／PTA(読み聞かせ、子供との遊び) ・民生委員 ・保健センター(心配事の相談) ・包括支援センター(心配事の相談)

(2) 病院・ホームドクターを持つ

何のために(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> 健康のために 病気の予防・早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 住民 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも 	<ul style="list-style-type: none"> 町医者 	<ul style="list-style-type: none"> 相談 検診 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医をもつ意識づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 個人 自治会 保健センター 包括支援センター

(3) 明るくあいさつしあえたら

何のために(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> 元氣 笑顔を見たい 気づかう 関心を持つ 防犯 地域で子供を守る 知り合いになるために 人と人とのふれあい 交流をふやす 	<ul style="list-style-type: none"> 家族 近所 あいさつされた大人(人) 地域の住民 子供 	<ul style="list-style-type: none"> 出会うたびに 朝 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 地域 どこでも 通学路 家の中 学校 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつをする あいさつを返す 	<ul style="list-style-type: none"> 自分から声をかける 歩く 情報 誰にでも話しかける話題を作る あいさつ運動の音楽を流す あいさつ運動を推進する 各地区ごとに回覧を利用する かんばんを立てる 家庭の中であいさつ(おはよう、おかえり、ただいまなど) 隣近所の人へのあいさつ(鍵っ子)おかえり、ただいま 佐間のあいさつを作る 地区の行事に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> 個人 親⇒子⇒地域 (すべての)会長にお願いする 9地区自治会長

(4) 隣近所の声かけ(困ったときの相談)

何のために(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の安否確認 住みよい地域づくり 防犯 地域ぐるみの子育て 家族状況明細 (要援護者)地域マップづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の組、班 隣近所 子育て経験者 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも (一人暮らしのお年寄りなら)買い物に行くとき 	<ul style="list-style-type: none"> 家 公民館 自治会館 	<ul style="list-style-type: none"> お茶のみ話 声かけ 相談にのる 	<ul style="list-style-type: none"> 交流を持つ あいさつをする 助けての言える関係づくり 回覧板を手渡す 	<ul style="list-style-type: none"> 9地区自治会長 民生委員 同世代

(5) お母さんたちが子育てや家庭のことを相談できる場 / (6) アパート等に住む若いママさんへの声かけ

何のために(目的)	誰が	いつ	どこで	何を	どうすればそうなるか	誰がそうするのか
<ul style="list-style-type: none"> 楽しく子育てするために ストレス解消 お母さんの負担を減らす 不安を減らす 子育ての知恵を伝承する 友達づくり(ネットワーク) 情報収集 比較(確認のために) 虐待防止 	<ul style="list-style-type: none"> 初めて子育てする人 近所のおばちゃん おばあちゃん 保育園・幼稚園関係者 子育てネットワークの方々 子育て経験のある人 小児看護師 病気や障害のある子供のいる人 小児科医 保健士 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的 いつでも 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 個人の家 公園 保育園 幼稚園 教育研修センター 学校 家庭児童相談室 保健センター 電話相談 	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての不安を相談する 夫の育児への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の事業にする 医師やカウンセラーが協力する 子育て相談ボランティア制度をつくる 訪問して声かけをする 高齢者の積極的参加 相談する窓口(どこに相談するのか)が分かる 制度につなげてくれる人を作る メールで情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館関係者 ボランティア NPO 市が制度化する 民生・児童委員が声かけする

(7) 今日のワークショップの感想

- ・ 今後も地域の方々との交流を深めていきたい。ありがとうございました。
- ・ 色々な意見が聞けてとても勉強になりました。知らなかった情報がたくさんあって、自分自身、勉強不足を思い知りました。
- ・ 色々な問題点があることが分かりました。また、それを話し合うことにより、一人ひとりがみんなのために声かけをする(支えあう)大切さも分かりました。
- ・ 知らない情報もたくさんあり、今回そのことを確認し知ることができました。大変、有意義でした。
- ・ 来年度の展開が楽しみです。
- ・ できることから始めて、少しでも良い方向に向かえばいいと思いました。
- ・ 分からないことなど色々と話を聞け、良かった。
- ・ 参加した皆様が真剣に考え、具体的な意見が出たことが良かった。
- ・ いろいろ意見があり、参考にする。
- ・ 参考になりました。お願い！ 各自治会長の参加をお願いします。
- ・ この会が組織化されれば、困った人、高齢者、障害者等が助かります。元気になります。

長野地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月27日(火)、2月24日(火) 午後2時~4時

場所:長野公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
データから分かること、地区にたりないこと/もの、もっとよくしたいこと/もの
ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 一日目のふりかえり
課題の軸分け
グループワーク
発表(各グループで話し合った内容を発表する)
感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
(2)データから分かること
(3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないこと/もの」、「もっと良くしたいもの/こと」
(4)感想・意見
- 第2日 (1)一日目のふりかえり(分類の確認)
(2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分類する)
(3)グループワーク (地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)
(4)発表・意見
(5)感想

長野地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	長野地区老人クラブ 公民館運営委員長 桜ヶ丘小元気の出る学校 つくり推進委員長	会長	高齢者学級など大勢の方の 協力がえられる事
2	富士見西部	桜ヶ丘小学校PTA 会長	近所の人達がやさしい
3	行田幼稚園	事務全般・バス運転・その他	人々のために力を尽くす人が 多い
4	長野公民館運営委員	教育委員会発行蓮檜編集委員	公民館活動が活発で利用者 も多く、そのため横の連携も 良く地域の特性を生かしてい ると思う
5	二桜自治会 民生児童委員	自治会副会長 東部民協副会長	暮らしやすい町内
6	人権教育	人権教育推進 地区推進員 市 会長	地区単位のまとまりがよい
7	橋場自治会	自治会長	地区内の時々話し合いがあ って良い
8	行自治連合会理事 長野地区自治連会長 市衛生協力会理事	長野地区の親睦・共生・防災・防 犯	文教地区であり交通機関・医 療機関が便利な所
9	三桜北部民生委員	民生委員をやっています	暮らしやすい
10	長野公民館	生涯学習の推進	発展する可能性があり明るく 開かれている
11	行田市地域包括支援セン ター 緑風苑	高齢者の方を中心とした相談窓 口	広い地区の中に商店病院等 多く有る
12	市役所保健センター	健康づくり	生活が便利
13	市役所保険年金課		
14	市役所福祉課	障害福祉担当	いろいろなものがそろってい る 田園・会社・店など病院・ 消防

15	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	あたたかい人が多い
16	市役所福祉課	地域福祉計画担当	暮らしやすいまち
17	社会福祉協議会	総務	生活環境充実
18	社会福祉協議会	総合福祉会館の管理運営	大きな地区
19	社会福祉協議会	地域福祉係	交通の便が良い

(2) データから分かること

【人口・世帯】

- ・ 人口、世帯ともに伸びている
- ・ 人口はゆるやかだが増えている
- ・ 人口が持田地区について2位

【高齢者】

- ・ 高齢化率が低い方
- ・ 一人暮らし高齢者が多い
- ・ 単身高齢者が多い
- ・ 社会参加している高齢者が多い

【こども】

- ・ 中学生の生徒数が一番多い
- ・ 児童数も多い

【保育園・幼稚園】

- ・ 保育園、幼稚園がある
- ・ 人口の割合に対し保育園・幼稚園が少ない

【老人クラブ・いきいきサロン】

- ・ 老人クラブもいきいきサロンも多い
- ・ 老人クラブが多い(10クラブ)
- ・ いきいきサロンが多い(10ヶ所)

(3)ブレイン・ストーミング

「この地区に足りないこと/もの、もっと良くしたいこと/もの」

- ささえあい、つながりあい、共生、多くの参加、自分たちでできること-

【あいさつ】

- ・ あいさつ

【マナー】

- ・ 散歩道等へのゴミのポイ捨て
- ・ ゴミ捨てるのマナーが出来ていない

【環境】

- ・ 歩いて買い物に行けない(小売店が近所のあると良い)
- ・ 商店の活性化

【交流】

- ・ ワンルームマンションが増えてきており交流が少ない 人と人の交流を増やすこと
- ・ 地区の行事をもっとPRしていく
- ・ 地域全体が集まるとよい(偏りなく)
- ・ 生活の単位が地域→家庭になってしまった 地域単位へ

【世代間交流】

- ・ 世代間交流
- ・ 世代間の交流

【公民館】

- ・ 公民館の利用実人数を増やす

【若者】

- ・ 若者の地域への関わりが足りない

【子供】

- ・ 高齢者による児童見守り
- ・ 小学校学校応援団の活動が効果をあげている

【文化】

- ・ 伝統文化の継承

【交通安全】

- ・ 交通量が多いため見守り
- ・ 通学路をスピード違反して走る車がキケン

【道路】

- ・ 道幅が狭い 改修
- ・ 踏切の改修(幅を広げてほしい)

【資源】

- ・ 長野工業団地の発展
- ・ 導水路の桜を増やしてほしい
- ・ 教育研修センター(旧行女)の活用

(4)ワークショップの印象・コメント

- ・ いろいろな考えが聞けてよかった 長野地区の問題点が解かった
- ・ 幅広い視点で意見が出たと思う
- ・ これをキッカケにより良い長野地区になればいいと思いました
- ・ 参加者が協議の中に参加できた感覚があって良かった
- ・ みなさんと地域の問題が共有でき、また、みなさんと解決していければと思いました
- ・ はじめての参加(ワークショップ)とても興味深く、自分達の住んでいる地域が具体的に見られとても参考になりました。今日の勉強会をふまえて、地域の活動をより深く考えていきたいと思えます
- ・ 人口が多く、住環境がよい一方で、人と人とのつながりが難しい問題があると感じた
- ・ 若い方にも参加してほしい 時間を変えてほしい もっと続けてほしい
- ・ 広い範囲で多くの意見が出たと思う
- ・ 皆さんの意見を聞いてあらためて生活しやすい地域と思いました
- ・ 長野地区にある団体(ボランティア団体含め)広い範囲で意見を聞いてもらいたいと思います
- ・ ミーティングの意図がはっきりしてきたので良かった
- ・ 問題提起→具体的な活動により改善に結び付けることが課題と思う
- ・ あっという間の2時間でした 地域の方々の話し合い、勉強になりましたが市役所関係の方の参加が多い様にうけました 司会をはじめ皆様ごくろう様でした
- ・ ワークショップ初めての体験色々な地域作りに向けてのこれからが楽しみです
- ・ 始めに(こうゆう)ことをやりたいと言うきまりがあればもっと良い発言があったのかなと思う もっと勉強したい

長野地区 ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1)一日目のふりかえり(分類の確認)

追加作業:「この地区に足りないこと/もの、もっと良くしたいこと/もの」カードの追加

《新たに追加されたカード》

【防犯 防災】

- ・ 防犯意識
- ・ 災害の危機感が薄い

【環境】

- ・ 動くお店(しかし衛生面を考えると)

【交通安全】

- ・ 中学生、高校生の交通ルールが悪い

【情報】

- ・ どこに高齢者がいるかわからない
- ・ 個人情報はあるが、となり近所の情報が少ない
- ・ 自治会に入っていない人が多い 個人がわからない

(2) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類

		市民でできること	
すぐできる	あいさつ		ワンルームマンションが増えてきており交
	散歩道へのゴミのポイ捨て		流が少ない 人と人の交流を増やすこと
	ゴミすてのマナーが出来ていない	交通量が多いため見守り	
	学校応援団の活動が効果をあげている	自治会に入っていない人が多い 個人が	
	伝統文化の継承	高齢者により児童見守り	わからない
	若者の地域への関わりが足りない	地域全体が集まるとよい(偏りなく)	
	世代間交流 世代間の交流		
	中学生、高校生の交通ルールが悪い		
	防犯 意識		
	災害への危機感が薄い		
	地区の行事をもっとPRしていく	通学道路をスピード違反して走	
	公民館の利用実人数を増やす	る車がキケン	
時間がかかる	商店の活性化	生活の単位が地域→家庭になっ	
	教育研修センターの(旧行女)の活用	てしまった 地域単位へ	
		導水路の桜を増やしてほしい	
		長野工業団地の発展	
		歩いて買い物に行けない(小売店が近所	
		にあると良い)	
		動くお店(しかし衛生面を考えると)	
		道幅が狭い改修	
		踏切の改修(幅を広げてほしい)	
		どこに高齢者がいるかわからない	
		個人情報はあるがとなり、近所の情報	
		が少ない	
		行政でできること	

(3)グループワーク

	取り組み	地域でできること	協力者	役割
1	・災害の危機感が薄い	消火訓練 非難訓練 日頃の情報網を作っておく 自治会での防災組織 防災マップづくり	自治会 民生委員 子ども会の役員 PTA執行部 警察 消防 地元消防団 地元商店 地元の医者 ケアマネージャー 保健センター 包括支援センター 行政 スーパーマーケット コンビニエンスストア 薬局	参加者への呼びかけ 協力 指導
2	・防犯意識	近隣の交流 あいさつ 声かけ いきいきサロン(実施済だが) 老人会	住民 自治会 高齢者	日頃から関係を築いておく 回覧板 問題提起
3	・中学生、高校生の交通ルールが悪い	声かけ 見守り 現状の把握 ルール マナー作り 小・中PTAの情報の共有	生徒 教員 学校 生徒会 PTA 民生委員 自治会 行政 交通指導員 警察 親・家族	中学校の学校応援団 指導 個々に自覚を持つ 交通安全 教育 道路の整備
4	・世代間交流	老人会が子どもに昔の遊びを教える 老人会が学校に出向く 集会所を活用 シルバーが登下校の見守り	自治会 子ども会 小学生 学校 高齢者 教育委員会 公民館	参加 指導 企画 協力 場所の提供

		(実施済) イベント(うどん打ちなど)	PTA	健康づくり 子育て 環境
--	--	------------------------	-----	--------------------

(4)発表・意見

各グループで話しあった内容を代表者がパネルにそって発表。

- ・ 高齢者との交流を活発にして子育てをする
- ・ ある場所をつくり昼間は高齢者の居場所、子供達が帰ったら高齢者が子供達の遊び・相談相手となる 子供達だけでなく、トータルで子供達の健全育成の場所ができる
- ・ 幅広い人の参加を募ることが今後の課題（若い人達の参加？）

(5)感想

- ・ 地域でできる事が整理出来てきた 今後地域で考えて行ければと思います。
- ・ とても暖かい雰囲気でのミーティングができた。活発な意見も出て、今後が楽しみである。
- ・ 二日間のミーティング有意義でした。この様な機会を再度お願いします。
- ・ また集まればよいと思う。
- ・ 自分の住む地域をよくするにはそこに住む人々の力で。
- ・ このミーティングで、色々な意見がでました。参加した方々がすばらしい考え方や思いが伝わりました。
- ・ 今日のミーティング色々とお出ましたがこのような集会は今後何回か(年)やる事が良いと思う だんだん言う事が出来るようになって良かった。
- ・ これを機により防災・防犯への意識が高まれば良い。
- ・ 有意義な2日間でした 出席者の分野を変えたり、限ったりしてより多くの考えが出ると思う。
- ・ 個人個人で取り組めることを(イベントごとをすることを考えるのではなく)アイデアを出しあって考えることはすばらしいことと思いました。
- ・ 色々な問題があり、それに対する種々の対応策があることに気づいた たくさんの人が問題意識を持って取り組めば社会は良くなると思った。
- ・ 今回のミーティング大変勉強になりました。自分の住んでいる地域をより良く快適に暮らすために今自分が地域が何をしなければならぬか、よく考え話し合っていきたいと思います。
- ・ ささえあいミーティング初めての事でしたが皆様の意見を聞くことができて良かった。

星河地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月20日(火)、2月10日(火) 午前9時30分～11時30分

場所:星河地区公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 データから分かること、地区にたりないこと/もの、もっとよくしたいこと/もの
 ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 一日目のふりかえり
 課題の軸分け
 グループワーク
 発表(各グループで話し合った内容を発表する)
 感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)データから分かること
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないこと/もの」、「もっと良くしたいもの/こと」
 (4)感想・意見
- 第2日 (1)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分類する)
 (2)グループワーク (地域でできること、何ができるのか、2班に分かれての話し合い)
 (3)発表・意見
 (4)感想

星河地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	星河地区自治会連合会	会長	地域のまとまりがある
2	二斎条自治会長 星河自治連副会長	地域の長老 地域諸事のコーディネーター	新・旧住民の人達が良く融合している
3	北部民児協議会	地域福祉活動	広々ゆったり
4	柳坪自治会副会長 青少年育成会会長	子供達の健全育成	星河自治会組織がしっかりしている
5	星河体育協会	会長	体育事業に熱心で協力体制が強い
6	星河衛生協力会	星河衛生支部長	静かな住宅街
7	在宅介護相談協力員	行政とのパイプ役としての窓口	平穏で落ちつきがある
8	民生児童委員会	児童 障害者 高齢者の相談援助 情報提供	活気がある 能動的である
9	見沼中学校 北小学校	PTA 会長 学校応援団長	地域の方々の学校教育への協力
10	北小学校 PTA 副会長	PTA 役員	地域のたくさんの方に見守られ多くの方のボランティアに助けられ子供達が安心した生活が送れる
11	星河公民館推進員	講座等準備	自然に恵まれた地域
12	地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口	生き生きサロンや公民館活動行事(市の)への参加などが活発なところ
13	行田市福祉課長	障害者支援 生活保護 社会福祉団体との連携	住民同士の結びつきが強い(組織)
14	市役所福祉課	地域福祉計画担当	グリーンアリーナ 総合公園
15	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	落ちついた町なみ
16	中央公民館	生涯学習の機会の提供 館の管理運営	生活に便利(暮らし)スーパー コンビニ 診療所 公園など
17	行田市役所高齢者福祉課	65歳以上の方々への福祉サービスの提供	住宅街から田園風景までバラエティにとんでいる
18	市役所福祉課	ふくし総合窓口	世代間の交流がありあたた

			かい 環境が良い(公園・散歩ができる)
19	行田市社会福祉協議会	(地域福祉活動計画)総務経理	生活環境がよい
20	行田市社会福祉協議会	地域福祉の推進	総合グランド・プール等がある

(2)データから分かること

- ・ 平成に入り、人口は微増～減少一方世帯数が増加
- ・ 人口が多い 人口は頭打ち 世帯人は減少
- ・ 行田市内で人口は3番目に多い、65～は3番目に多い
- ・ 人口行田市で3位 最近5年間はのびない
- ・ H17以降、新しい住宅がふえている様に思われます、人口もふえている
- ・ 地域の面積は広い(3位)
- ・ 行田市内 高齢者率は15地区内の中の12番目です
- ・ 高齢化率は平均的 高齢化率は市の平均とほぼ同じ 高化率も平均的
- ・ いきいきサロンの数が多い
- ・ 児童数は多い(4位)
- ・ 子供の遊び場所が少ない
- ・ 保育園がない
- ・ 子供多くなってきている 新しい住宅がふえているので

(3)ブレイン・ストーミング

「この地区に足りないこと/もの」

- ・ 戸数からみて消防車が少ない東二では夜警を実施している、消防団員
- ・ 平和すぎて防災意識が少ない、平和な時こそ意識を持ちましょう
- ・ 防災体制に力を入れる
- ・ 地域に密着した集会所が不足
- ・ 地元で人が集まれる場所があることが望ましい
- ・ 地区で使用できる体育施設がない(ソフト等)
- ・ バイパスから北側に医療機関がほしい(高齢者の車のない方が苦勞している、介護が必要となる高齢者が多い)
- ・ 子供の遊び場があるといいです(ミニ公園)
- ・ 学童保育室を北小内に設置してほしい
- ・ 買い物に不便な地区があるので、高齢者でも買いに行けるところがほしい
- ・ 星河地区のイベントが少ない(祭り、文化祭)

「もっと良くしたいこと/もの」

- ・ 50歳以下のリーダーの発掘と育成
- ・ 30、40代の協力が得られない
- ・ 団体間の連携
- ・ 防災無線放送が聞きとれない事がある 緊急事態の時に困る
- ・ 大きな公園は整備されている
- ・ 川は汚い
- ・ バイパスがある 路上駐車が多い
- ・ 更なる交通安全の向上
- ・ (自治会館)公共施設が古くなってきた
- ・ 高齢者の集まれる場所が欲しい(いきいきサロン等)
- ・ 学童保育の数を増やす、場所の設定を考える
- ・ 学童保育が少ない(学校内に作って欲しい)
- ・ 子供の遊び場が欲しい(外遊びをさせたい)
- ・ 放課後の居場所
- ・ 子供や親の相談できる場所
- ・ 消費者被害を防ぐしくみ
- ・ 現在の諸事の発展的継承

【防災】

- ・ 戸数からみて消防車が足りない。
- ・ 平和すぎて防災意識が少ない
- ・ 防災体制に力を入れる
- ・ 防災無線放送が聞きとれない事がある
- ・ 消防団員

【防犯】

- ・ 交番
- ・ 消費者被害を防ぐしくみ

【環境】

- ・ 川は汚い

【公共施設】

- ・ 地域に密着した集会所が不足

- ・ 地元人が集まれる場所があることが望ましい
- ・ 地区で使用できる体育施設がない(ソフト等)
- ・ バイパスから北側に医療機関がほしい
- ・ 大きな公園は整備されている
- ・ (自治会館)公共施設が古くなってきた
- ・ 公共交通
- ・ 北と南の生活道路(バイパス分断)

【交通】

- ・ バイパスがある 路上駐車が多い
- ・ 更なる交通安全の向上
- ・

【高齢者】

- ・ 買い物が不便な地区があるので、高齢者でも買いに行けるところがほしい
- ・ 介護が必要となる高齢者が多い
- ・ 高齢者の集まれる場所が欲しい(いきいきサロン等)

【こども】

- ・ 子供の遊び場があるといいです(ミニ公園)
- ・ 学童保育室を北小内に設置してほしい
- ・ 学童保育の数を増やす、場所の設定を考える
- ・ 学童保育が少ない(学校内に作って欲しい)
- ・ 子供の遊び場が欲しい(外遊びをさせたい)
- ・ 放課後の居場所

【相談】

- ・ 子供や親の相談できる場所

【交流】

- ・ 星河地区のイベントが少ない
- ・ 現在の諸事の発展的継承

【連携】

- ・ 50歳以下のリーダーの発掘と育成
- ・ 30、40代の協力が得られない
- ・ 団体間の連携

(4)ワークショップの印象・コメント

- ・ 良かった
- ・ 星河地区ってパワーがあるなと思いました
- ・ いろいろな星河地区のことがわかり勉強になりました
- ・ 様々な意見が出され大変有意義な時間となった
- ・ もう少し時間をとっていただければ
- ・ 自分達の地区を改めて見直し他の人の意見も聞く場所となり参考になった
- ・ いろいろな立場の方からの意見、大変参考になりました
- ・ 地域の身近な諸問題が具体的に出されて有意義だった さて、どう解決したらいいのかなー
- ・ ちょっと QC にもものたりない所あり 意見をもっと集約してもう少し深く検討すればどうか
- ・ 2回のミーティングで成果があがるか心配
- ・ 課題に対する対策を掘り進め討議したい
- ・ さまざまな場面で活躍されている方々が、星河地区の改善のために意見を出しあい、話し合いをすることは大変意義あるものと感じました
- ・ 色々な意見が出て参考になりました まだまだ改善したいことなどありますので協力していきたいと思います
- ・ 委員の顔ぶれがいつもと同じ星河地区の(各種団体から選出)もっとちがった人達を選ぶとおもしろい
- ・ もっと細かくむずかしい話し合いだと思っていましたが、日頃感じていたことだったり、参加者の方も、よく知っている方々だったので良かったです
- ・ 星河地区の良さがわかりました
- ・ 楽しく伸ばしたい所、課題が共有できた
- ・ 時間配分に工夫が必要

星河地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類

市民でできること	
50代以下の人の発展と育成(リーダー)	星河地区としてのイベント(祭り、文化祭)
30代、40代の協力が得られない	消防団
更なる交通安全の向上	現在の諸事の発展的継承
消費者被害を防ぐしくみ	人が集まれる場所
団体間の連携	
子供や親の相談できる場所	
放課後の居場所	
防災対策に力を入れる	
平和すぎて防災意識が少ない	介護が必要となる高齢者が多い
	買い物に不便な地区があるので、高齢者でも
	買い物に行ける所が欲しい
バイパスがある 路上駐車が多い	高齢者の集まる場所が欲しい(いきいきサロン等)
	戸数からみて消防車が足りない
	消防無線放送が聞き取れない事がある
	交番
	地域に密着した集会所が不足
	地区で使用できる体育施設がない(ソフト等)
	バイパスから北側に医療機関がほしい
	大きな公園は整備されている
	(自治会館)公共施設が古くなってきた
	公共交通
	北と南の生活道路(バイパス分断)
	子供の遊び場があるといい(ミニ公園)
	学童の数を増やす場所の設定を考える
	学童保育が少ない(校内に作って欲しい)
	子供の遊び場が欲しい(外遊びをさせたい)
行政でできること	

(2)グループワーク

	取り組み	地域でできること	協力者	役割
1	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制 ・防災意識 (平和すぎる) 	<ul style="list-style-type: none"> 消火訓練 非難訓練 勉強会 防災金庫の扱い方 夜警 近隣の協力づくり ネットワークづくり 仮称・要援護者台帳 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 民生委員 住民 消防 包括支援センター 行政 	<ul style="list-style-type: none"> 周知 連携 誘導 周知 連携 参加協力 指導・情報提供 IHなど集知 火災報知器他 情報提供 IHなど集知 火災報知器他 情報共有
2	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の居場所 ・子供と親の相談場所 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会館の利用 高齢者との交流 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 学校応援団 民生委員 自治会 子育てサークル 公民館 いきいきサロン 放課後子供教室 教育研修センター 高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り、周知 授業支援読み聞かせ等 授業支援読み聞かせ等 見守り、周知、相談 見守り、周知、調整 育児支援相談 場所の提供 各種教室 授業支援読み聞かせ等 高齢者等の交流 色々な遊びを教える 色々な遊びを教える 相談 高齢者との交流 色々な遊び
3	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まる場所が欲しい ・介護が必要となる高齢者が多い ・買い物が不便な地区があるので、高齢者でも買いに行ける所が欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> 場所の確保 協力者の確保 サロン増加9ヶ所 NPOなど協力支援 NPOの立ち上げの理解など 高齢者の足となる支援の必要性 引き売りなどが必要 リーダー的な立場の方の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 民生委員 老人クラブ いきいきサロン 体協 公民館クラブの派遣 地域包括支援センター ー 個人(住民)協力者 ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> 場所確保の為の調整 簡単な家庭支援 情報提供 いきがづくり 健康づくり指導 慰問活動の発展の場の提供 生活支援 話し相手 話し相手

4	・団体間の連携	住民の協力 周知への協力 個人のつながりの活用、呼びかけ 集まる機会場所を作る イベントの活用(お祭り・新年会・文化祭) 幅広い層の参加	自治会 民生委員 公民館 学校 PTA 学校応援団 いきいきサロン(老人会) 消防団 体協 子ども会 衛生協力会	コミュニティ 場所の提供 高齢者福祉 相談 高齢者福祉課 子育て 場所の提供 場所の提供 教育 教育 子育て 教育 子育て 高齢者福祉 防災・防犯 健康づくり 子育て 環境
---	---------	---	--	---

(3) 発表・意見

各グループで話しあった内容を代表者がパネルにそって発表しました。

- ・ 高齢者との交流を活発にして子育てをする。
- ・ ある場所をつくり昼間は高齢者の居場所、子供達が帰ったら高齢者が子供達の遊び・相談相手となる 子供達だけでなく、トータルで子供達の健全育成の場所ができる。
- ・ 幅広い人の参加を募ることが今後の課題 若い人達の参加？

(4)感想

- ・ 地域のかくれた資源(人材等)を発掘し、活用することが大事なことだと感じた。
- ・ 2回で終了でなく、今後につながるミーティングだと聞き安心しました。
- ・ 回を増すごとに得るものが多くなります。ミーティング活動は効果的だと思います。
- ・ 何をするにも住民の意識参加・協力が必要だと感じました 大変勉強になりました。
- ・ 今回のミーティング成果を広く市民に知らせて具現化を図って下さい。
- ・ 地域の方々との話し合いは有意義でした あらためて自分も地域のひとりとして意識を高めなくてはと感じました。
- ・ 地域の課題が見えた 星河地区で行う事 各自治会で行う事の推進 住みやすい地域作りの為に。
- ・ さまざまな課題があることが分かりました。住民として地域の輪に入り、仲良く活動することのむずかしい社会であることを痛感し、今後一個人として出来る協力・参加を心がけていきたいと思いません。良い勉強になりました。
- ・ もって近隣どうしの対話のある町づくり。
- ・ 地域の連携の大切さが共有されて良かったと思います。
- ・ 自分の居住している地域を再確認出来た。
- ・ 地域が動き出すには、ほんの小さなキッカケで十分だと思います。
- ・ ぜひ、この取り組みが実行にうつればと思います。
- ・ 「できること」などテーマをしぼって話し合いが出来てよかった。情報共有が出来てよかった。
- ・ とても良い集いに参加させていただき勉強になりました。今日の話合いの内容が今後に生かせればと願います。もっともっと市民の皆さんにも情報提供が必要かと思い私達も協力して行きます
- ・ 今以上に住み良い街づくりに協力したいと思う。
- ・ 星河地区は住み良いすばらしい所であるが、まだまだ改善、解決しなければならない項目・事案が有る事が判った。

持田地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月23日(金)、2月20日(金) 午前9時30分～11時30分

場所:持田公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 データから分かること
 このまちに足りない・もっと良くしたいこと・自分たちでできること
 感想・意見
- 第2日 一日目のふりかえり
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)データから分かること
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りない」「もっと良くしたいこと」「自分たちでできること」
 (4)感想・意見
- 第2日 (1)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分類する)
 (2)グループワーク (地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)
 (3)感想

持田地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果第1日目

(1)ワークショップ参加者の自己紹介

	所属	役割	持田地区の良いところ
1	菊野台自治会 NPO ふるさと創生 クラブ 公民館クラブ活動 公民館運営委員会副 委員長	自治会長 副代表理事・事務 局長 囲碁クラブ長 文化事業委員 クラブ連合会長	クラブ活動が盛んなところ イベントに対して協力的である 人が良いこと
2	長町自治会	長町シニアクラブ会長	活気がある
3	二持田第一自治会	自治会長	公民館活動が盛ん・祭りでコミュニケーションをはかっている
4	前谷自治会	自治会長	高崎線の2つの駅に近い 住宅地と田園地帯の混在 人口増加傾向((地域が良いから人が 集まる))
5	菅谷自治会	菅谷自治会会長 理事	人口増地区・スポーツ人口多数((活発))
6	民生委員	西部地区副会長	人口の多いこと((隠れた助け合いが大切だ と思う・意欲的に取り組みたい))
7	NPO 法人ふるさと創生 クラブ(持田長町 自治会)	代表理事	他県等からの流入者が多く居る (個性豊かな人が多い)
8	公民館お便りクラブ	三持田班長・クラブ長	隣組の連携・連帯が良い ((気軽に助け合いができるようにしたい))
9	ふるさと創生クラブ (福)神根苑 持田地区青少年育成会	理事・会計・青少年育 成委員長・介護員 幹事	隣ぐみの付き合いが盛んに行われる
10	持田公民館	館長	公民館活動が元気
11	持田公民館	生涯学習推進員 公民館講座・学級等の 計画、運営 窓口業務	協力的である 都市・農村がうまく融合している

12	自治会長		
13	元保護司		
14	地域包括支援センター 壮幸会	ケアマネージャー	医療機関が多い
15	市役所広報広聴課	ささえあいミーティング 作業部会メンバー	生活する場所として便利です((立地条件が 良い))
16	市役所福祉課	トータルサポート推進 担当	公民館を中心とした行事への参加者が 多い
17	市役所福祉課	地域福祉計画担当	閑静な住宅街
18	市役所福祉課	ふくし総合窓口	公民館活動が活発
19	行田市社会福祉協議会	総務	立地条件
20	行田市社会福祉協議会	在宅福祉係	生活しやすい

※印は、2日目のみ参加いただいた方です。

(2) データから分かること

【高齢者】

- ・ 高齢者が買い物に苦労している((手伝いを気軽にできる組織を作りたい))
- ・ 1人暮らし高齢者が多い
- ・ 高齢化率が低い
- ・ S55~60 に入って来た人が急激に高齢化する
- ・ 老人クラブは5で高齢化率に比例している
- ・ いきいきサロンが少ない
- ・ 1人暮らし高齢者は比較的少ない
- ・ 老人クラブが少ない((将来の高齢化によって増えるであろう))

【人口】

- ・ 人口が多い(1番)
- ・ 人口が増えている
- ・ 人口が多く公民館が狭くなってきている((平等に使える公共施設))
- ・ 人口が多い
- ・ S55~60年の間に人口急増
- ・ 人口・世帯数ともに増えている((新世帯・核家族が多い))
- ・ S50~60年にかけて、人口がかなり増えた
((年代のギャップがある))

【子 供】

- ・ 子供が多い
- ・ 幼稚園が足りない
- ・ 西小の児童が多い

【住 民】

- ・ 転入者が多い((他方から人が集まってきている))
- ・ 若い人が多い
- ・ 若者が多い
- ・ 空き巣が多い(昔から住んでいる人と新しく入ってきた人との融合がない)
((個人で防犯意識を高める))

(3) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りない」	「もっと良くしたいこと」	「自分たちでできること」
<p>公共の広場が少ない 公民館が狭い 幼稚園が少ない 福祉教育の場 活動と活動のつながりがない 行政などの公的な機関をつくってほしい いろいろな人材がいても参加してもらいきっかけがない 子供の遊び場がない お年寄の遊び場がない 文化的な施設が少ない 自然や公園が不足している 地域に目をむけた教育をしてほしい 多目的施設がない 近所の人と話をする機会が少ない あいさつが足りない お年寄の買い物に行くことが不便、支援してくれるものがない 人口が多いのに集まれる場所がない</p>	<p>住民同士のコミュニケーション 組織間の情報共有 高齢者が頼みやすい環境・雰囲気 高齢者の参加しやすい雰囲気 高齢者が頼みやすいルール(有償ボランティア) ごみ・犬のフンの不法投棄 若い人も助け合いにできる範囲で加われれば 小さい助けあいを生むしくみ 小さい助けあいをしながら、その課題をその上の組織に上げていける重層的なしくみ 自治会と民生委員の協力体制。地域全部で課題にとりくむ 自治会長の役割や仕事の内容を見直して欲しい 民生委員・自治会との連携や協力体制を強めたい</p>	<p>声かけ活動 買い物・通院の手助け 元気だったら家の前にサインを出す。 周りが気付く(よその自治体の例) 日頃から仲良く付きあう 茶飲み友達など男女問わずサークルなどを通じて増やしていく 世代間の交流 こちらからあいさつ・問いかけをする 子供たちの見守りは行っている お祭りの子供たちの参加が多い コミュニティカフェをつくってほしい、自分たちでつくりたい 隣近所でお茶飲み会を開いてはどうか 隣近所のつきあいを大切にしたい、増やしたい 元気な高齢者が力を発揮してほしい→参加する場をつくる 老人クラブ・いきいきサロンを作っていく 意欲はあるが、きっかけがない→参加できるしくみをつくっていく 買い物代行や通院の付き添いなどの活動を始めたい</p>

【参加のきっかけづくり】

高齢者が頼みやすい環境・雰囲気

高齢者の参加しやすい雰囲気

高齢者が頼みやすいルール(有償ボランティア)

意欲はあるが、きっかけがない→参加できるしくみをつくっていく

いろいろな人材がいても参加してもらいきっかけがない

【若い世代の参加】

若い人も助け合いにできる範囲で加われば

【マナー】

ごみ・犬のフンの不法投棄

【声かけ・あいさつ】

声かけ活動

あいさつが足りない

こちらからあいさつ・問いかけをする

【つながり・交流】

近所の人と話をする機会が少ない

コミュニティカフェをつくってほしい、自分たちでつくりたい

隣近所でお茶飲み会を開いてはどうか

隣近所のつきあいを大切にしたい、増やしたい

世代間の交流

活動と活動のつながりがない

日頃から仲良く付きあう

自治会長の役割や仕事の内容を見直して欲しい

民生委員・自治会との連携や協力体制を強めたい

老人クラブ・いきいきサロンを作っていく

小さい助けあいを生むしくみ

小さい助けあいをしながら、その課題をその上の組織に上げていける重曹的なしくみ

住民同士のコミュニケーション

【つどえる場所】

茶飲み友達など男女問わずサークルなどを通じて増やしていく

人口が多いのに集まれる場所がない

子供の遊び場がない

お年寄りの遊び場がない

【協力する体制】

買い物代行や通院の付き添いなどの活動を始めたい

自治会と民生委員の協力体制。地域全部で課題にとりくむ

組織間の情報共有

元気な高齢者が力を発揮してほしい→参加する場をつくる

【高齢者の支援】

買い物・通院の手助け

元気だったら家の前にサインを出す。周りが気付く(よその自治体の例)

お年寄の買い物に行くことが不便、支援してくれるものがない

【施設】

文化的な施設が少ない

自然や公園が不足している

公共の広場が少ない

公民館が狭い

幼稚園が少ない

行政などの公的な機関をつくってほしい

多目的施設がない

【子ども・教育】

福祉教育の場

お祭りのおもたちの参加が多い

地域に目を向けた教育をしてほしい

子供たちの見守りは行っている

(4) ワークショップの印象・コメント

- ・ 色々な話が聞けてよかった。
- ・ 主役？であるべき？民生委員の参加が少ない。
- ・ 楽しい、有意義な時間でした。
- ・ 具体性が問題。
- ・ 何かができる！！そんな気持ちになりました。
- ・ こんなミーティングを重ねて、活動に結びつけたいと思う。
- ・ 市の方に上手にリードしていただき、沢山の意見が出て良かったと思う。
- ・ いろいろな考え方が分かり有意義だった。
- ・ 具体的に何ができるのか分かれるとよい。
- ・ 皆さんの真剣さに感心しました。
- ・ マーケティング(福祉として) 需用はどこに？供給体制は？
- ・ コミュニケーションのできる場もっと必要かも。
- ・ いろいろな意見を共有できて参考になった。
- ・ 数少ない中味の会合でこれから必要となるものであった。
- ・ 大きな実になることを期待。
- ・ 身近な問題であるが、なかなか解決することが困難でもある。しかし、この意識が必要である。
- ・ 担当地域の活動家(常に地域づくりを目ざしている有志の皆様)と交流ができて良かったです。

持田地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果第2日

(1)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類

	市民でできること	時間のかかること	行政でできること	
すぐできる	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ あいさつが足りない こちらからあいさつ・問いかけをする 自治会と民生委員の協力体制・地域全部で課題に取り組む <ul style="list-style-type: none"> 元気だったら家の前にサインを出す 周りが気付く(よその自治体の例) 茶飲み友達など、男女問わずサークルなどを通じて増やしていく 子供たちの見守りは行っている 高齢者が頼みやすい環境・雰囲気 買い物、通院の手助け 買い物代行や通院の付き添いなどの活動を始めた 世代間の交流 草取り(草取りの出席表あり、参加者は多い) 元気な高齢者が力を発揮してほしい →参加する場をつくる 高齢者の参加しやすい雰囲気 1人くらい高齢者 小さい助け合いを生むしくみ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が頼みやすいルール(有償ボランティア) 意欲はあるがきっかけがない →参加できるしくみをつくっていく 老人クラブ・いきいきサロンを作っていく →出逢いクラブに変える 小さい助け合いをしながら、その課題をその上の組織に上げていく重曹的なしくみ 住民同士のコミュニケーション 若い人も助けあいのできる範囲で加わる 日頃から仲良く付きあう お祭りの子供たちの参加が多い 隣・近所のつきあいを大切にしたい 増やしたい お年寄の買い物に行くことが不便 支援してくれるものがない 活動と活動のつながりがない 組織間の情報共有 		
	<ul style="list-style-type: none"> 近所の人と話しをする機会が少ない コミュニティカフェをつくってほしい。自分たちでつくりたい 隣、近所でお茶飲み会を開いてはどうか 文化的な施設が少ない 自然や公園が不足している いろんな人材がいつも参加してもらうきっかけがない 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館がせまい 多目的施設がない 幼稚園が少ない 行政などの公的な機関をつくってほしい 公共の広場が少ない 人口が多いのに集まれる場所がない 自治会長の役割や仕事の内容を見直してほしい 民生委員・自治会との連携や協力体制を強めたい 		
こ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の場 地域に目を向けた教育をしてほしい お年寄の遊び場がない 			
と				

(2)グループワーク

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が頼みやすい環境・雰囲気 買い物、通院の手助け 買物代行や通院の付き添いなどの活動を始めた 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア(有償) 隣近所の協力 総合お手伝いシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 民生委員 市 近所の人 個人 地域の資源 コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握 モデルプラン作り 頼めない理由・頼まれて困る理由の把握 コミュニケーション作り 地域密着できるシステム
<ul style="list-style-type: none"> 世代間の交流 草取り 草取りの出席表あり 参加者は多い 元気な高齢者が力を発揮してほしい→参加する場をつくる 高齢者の参加しやすい雰囲気 	<ul style="list-style-type: none"> 新年会 納涼祭を行っている 敬老会 体育祭 球技大会(ソフトバレー) 文化祭の開催 老人会と子供との遊びを通しての交流を持ちたい 小学校にお年寄が行き、休み時間に交流をもっている地域もある (空き教室の利用) 自治会の活性化 いきいきサロンの活用 サロン立ち上げ かくれた人材の発掘 グループ(仲間)作り イベント企画 	<ul style="list-style-type: none"> 年に1度の納涼祭 自治会員 小学校は子供会 中学校は生徒会 自治会(役員) PTA NPO 学校 老人会 60代の方(若い力) 自治会 民生委員 社協 市職員 協力員(ボランティア) リーダー 老人クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> 参加の呼びかけ 回覧板をまわす 企画、実施、運営 自然観察(地域へ出での) 子供たちの付き添い) 登下校の見守り 子供たちへの声かけ、あいさつ 昔遊びを教えている 一般の参加をしてもらう工夫 60代の参加 参加しやすい環境作り 参加募集 きっかけ作り 実行 活動の企画 協力者同士の連携 リーダーの呼びかけ リーダーの養成 場所の提供 声かけ
<ul style="list-style-type: none"> 1人暮らし高齢者 小さい助け合いを生むしくみ 	<ul style="list-style-type: none"> 1人暮らしかどうか知らない 様子が分からなくて困る防犯、防災のしくみ 安否確認 自治会の中での情報交換 自治会中心 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員 自治会 隣近所 見守り隊 行政 町の電気屋さん→→→ 協力し合う 情報発信は班長 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ、見守り 買物ができない 買物の支援 訪問 話し相手 高齢者の生活、電球交換

(3)感想

- ・市民の声をよく聞くことで結構な集まりと思います。
- ・ 議論の内容がすばらしかった。
- ・ かなり具体的な意見が出てよかった。少しずつ実現できるような気がします。
- ・ たすけあいの大切さと情報のつかみ方の難しさ。
- ・ ぜひ活動開始に向けていければと思います。
- ・ 自治会としていろいろのことが取組について分かりました。
- ・ 行政の差し支えない範囲の関係者元の情報公開が必要
- ・ 現在行われている取り組みを基礎に、さらに支え合いの仕組み作りが進む事を願っています。又、参加し地域作りを進めたいと思います。
- ・ 有意義な会であった。地域と行政との連絡が効力のある状態にもっていけることを期待しています。
- ・ 今回の企画は地域に出向く行政の第一歩として大いに評価する。ぜひ、市民に近いところでの問題解決法を作って行きたいものです。
- ・ 支え合いの必要性、誰と取り組む、ほしいとの実現が地域的に難しい。
- ・ 第 1 回に別の用事があり欠席だったのですが、2回目に出席して大変勉強となりました。民生委員 9 年、保護司 1 4 年お世話になったので頭もボケました。これからは、支えられるだけの人間なのでよろしく。
- ・ 今迄のやり方、考え方をこわす程の気持ちでやらなければ変わらない。
- ・ タテ割りにどのように横串をさすかが重要、民生委員、包括センター相談員 **etc**

荒木地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月28日(水)、2月19日(木) 午後2時~4時

場所:荒木公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 「データからわかること」
 「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」
 ワークショップの振り返り(感想・意見)
- 第2日 1回目の振り返り
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)「データからわかること」
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」
 (4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1回目の振り返り (分類の確認・追加意見)
 (2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて
 分類)
 (3)グループワーク (地域でできること、何ができるか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

荒木地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	自治会長	自治会まとめ役	ほどほど人のカオが見える
2	民生・児童委員	地域の総合福祉	まとまりの良さ
3	荒木六本木「ひかりの村」	代表	趣旨を説明すれば協力してくれる人材がいる
4	いきいきサロン	いきいきサロン代表	皆が明るい
5	保健協力会荒木支部	荒木支部会長	静かなところ
6	中学PTA地元商店(若手)	青少年育成 親として地域の 経済発展	一致団結 歴史的まつりがある
7	地域包括支援センター 相談協力員	高齢者の見守	住民の方が協力的、親切な方が多い
8	女性部9区会計	敬老会手伝い	いろいろな事に協力的である
9	見沼中PTA荒木ソフトボール	荒木4区自営業	まとまりが良い団結力
10	荒木地区寿会連合会	会長	住みよいところ
11	農業	行田市防犯協会荒木支部会長	皆さん遠慮ぶかい
12	衛生協力会	衛生協力会連合会会長	田園が多い所
13	ホザナ保育園園長	子供の育ちの保障職員の管理	子供にやさしい環境
14	荒木公民館	公民館長	協力性団結力がある
15	公民館	主事	めんどろみが良い人が多い
16	消防後援会長		—
17	地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口	団結力が強い
18	市役所企画政策課	企画・立案・行政改革	優しくて正直な人が多い
19	学校教育課	学務事務	まとまりがある
20	保健センター	健康づくり	穏やかな人が多い
21	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	落ちつける雰囲気
22	市役所福祉課	地域福祉計画担当	地域内に資源がたくさんある
23	社協・地域福祉係	地域福祉の推進	まとまりがある
24	社会福祉協議会	総合福祉会館の管理運営	団結力

※は、2日目のみ参加いただいた方です。

(2) データから分かること

「保育園」

- ・保育園が多い
- ・保育園が充実している

「高齢者」

- ・一人暮らし高齢者が少ない
- ・高齢化率がやや高い

「人口」

- ・調整区域でもあるので人口がふえていない
- ・人口が減少気味
- ・施設へ入所している人を除いて考えた方がよい
- ・人口は減少している
- ・年齢別に人口分析した方がよい
- ・年々人口が減少している

「いきいきサロン」

- ・いきいきサロンが多い

「子ども」

- ・児童数が減っている
- ・小学校の児童が少なくなっている

「小・中学校」

- ・小学校、中学校がそろっている

「地域社会」

- ・後からきた者が地区になじむのがむずかしい
- ・空洞化(団かいの世代がかくれている)
- ・人が良い、結婚するともらったつもりが出て行く。家族制度のほうかい

(3) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りないもの」	「もっと良くしたいこと」
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、インフラの整備 ・光ケーブル ・店が少ない ・歩いていける範囲で商店があつたらよい ・駅環境の充実 ・メインストリートの歩道 ・高齢者が安全に歩ける環境 ・嫁が足りない ・地域リーダー ・情報交換の円滑化(例: 役員の横のつながり) ・世代交代の活性化 ・開業医の誘致をする ・病院がない ・医療機関の充実 ・子供の遊び場がない ・通院の足 ・バス停の充実 ・若い力 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店が幅広く対応してくれる ・店が少ない ・住宅が建ちやすい環境にする ・駅前の美化(JAの跡地) ・防犯、防災について地域で組織づくりをもっと進める ・災害時の活用 ・防犯灯を増やす ・保育園を防災の拠点とする ・世代間の交流 ・地域を伸ばそうという努力 ・独自性が強い ・病院がない ・子供の遊び場がない ・遊び場はあるが遊具が少ない ・子供が外で遊べる環境 ・通院の足 ・行事、イベントへの若者の参加 ・団塊の世代への声かけ ・若い人の地域行事への参加 ・あいさつ ・高齢者への声かけ ・高齢者への実情に応じた対応

「交流」

- ・世代間の交流
- ・地域リーダー
- ・情報交換の円滑化(例: 役員の横のつながり)
- ・世代交代の活性化

「意識」

- ・地域を伸ばそうという努力
- ・独自性が強い

「環境」

- ・インターネット、インフラの整備
- ・光ケーブル

- ・商店が幅広く対応してくれる
- ・店が少ない
- ・歩いていける範囲で商店があったらよい
- ・駅環境の充実
- ・住宅が建ちやすい環境にする
- ・メインストリートの歩道
- ・高齢者が安全に歩ける環境
- ・駅前の美化(JAの跡地)
- ・嫁が足りない

「防犯・防災」

- ・防犯、防災について地域で組織づくりをもっと進める
- ・災害時の活用
- ・防犯灯を増やす
- ・保育園を防災の拠点とする

「医療」

- ・開業医の誘致をする
- ・病院がない
- ・医療機関の充実

「交通」

- ・通院の足
- ・バス停の充実

「あいさつ」

- ・あいさつ

「高齢者」

- ・高齢者への実情に応じた対応
- ・高齢者への声かけ

「若者」

- ・若い力
- ・団塊世代への声かけ
- ・若い人の地域行事への参加
- ・行事、イベントへの若者の参加

「子供の遊び場」

- ・子供の遊び場がない
- ・遊び場はあるが、遊具が少ない
- ・子供が外で遊べる環境

(4)ワークショップの感想・意見

- ・頭の体操になったかな。
- ・司会進行が上手だった。手法がおもしろいので継続できたら良い。
- ・いろんな所属の方がいて、いろんな情報が聞けたのでよかった。
- ・若い力が大きくなる様に。
- ・元気がある地域だと思いました。
- ・なまの意見を聞いて勉強になりました。
- ・自分のまちの事を共有することが出来良かったと思う。
- ・これからも住みよくて生き生きして暮らせる地区になってほしい。
- ・地域の発展に大切な勉強に成りました。
- ・すばらしい荒木になる意見である。良い。
- ・色々な方と町について考えられた。
- ・あっという間の2時間でした。有意義な話し合いで、次回も楽しみにしています。
- ・今まで聞く機会があまりない地域の話を知れたので良かったです。
- ・参加が出来てよかった。地域の事を考える事の参考になった。
- ・いろいろな意見があり、参考になりました。社会を変えていくためには、やはり有言実行が大切だと思いました。
- ・とても楽しいミーティングになりました。
- ・意見や考えを書くことによって更に深まっていくことがよく理解できた。
- ・笑いの中に、カードを使ってわかりやすかった。
- ・手法に不慣れではないかと心配したが適切な指導でヨチヨチ歩きまで行った。
- ・参考になった、今後に活かしていきたい。

荒木地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加
《新たに追加されたカード》

【交流】

- ・隣近所での声かけ
- ・(働く人)若い人へのサポート
- ・出席者を(参加者)増やすには
- ・リーダーの養成

【環境】

- ・環境に対する啓発が必要
- ・高齢者が孤独にならないような環境
- ・星川が汚い
- ・農業用水が汚い

【防犯・防災】

- ・防犯無線がうるさいと思っている人もいる
- ・防犯放送が(無線)聞こえにくい(ひびく)

【高齢者】

- ・高齢者宅への訪問
- ・行政、ヤクルト(乳酸飲料)を配る時に声かけ
- ・閉じこもりがちな高齢者の方を孤立化させない為に
- ・一人暮らし高齢者家事援助

【若者】

- ・高齢者への若い人の協力
- ・ボランティアに若い人が出られるような組織(システム)があると良い

【ボランティア】

- ・高齢になってゴミの収集場にもっていけない方の、お手伝いの方法があればいいと思う

【マナー】

- ・道路沿い(車からのポイ捨て)が汚い
- ・環境に対するマナー、意識が少ない
- ・犬のフン(糞)がある

(2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)

市民でできること

- ・高齢者への声かけ
- ・高齢者宅への訪問
- ・隣近所での声かけ
- ・あいさつ
- ・(働く人)若い人へのサポート
- ・駅前の美化 (JAの跡地)
- ・高齢になって、ゴミの収集所にもっていけない方のお手伝いの方法があればいいと思う
 - ・道路沿い(車からのポイ捨て)が汚い
 - ・環境に対するマナー、意識が少ない
 - ・環境に対する啓発が必要
 - ・情報交換の円滑化(例:役員の横のつながり)
 - ・地域を伸ばそうという努力
 - ・行事、イベントへの若者の参加
 - ・若い人の地域行事への参加
 - ・高齢者への実情に応じた対応

- ・世代間の交流
- ・出席者を(参加者)増やすには
- ・リーダーの養成
- ・閉じこもりがちな高齢者の方を孤立化させない為に
- ・一人暮らし高齢者家事援助
- ・高齢者への若い人の協力
- ・ボランティアに若い人が出られるような組織(システム)があると良い
 - ・若い力
 - ・防犯無線がうるさいと思っている人もいる
 - ・地域リーダー
 - ・世代交代の活性化
 - ・高齢者が孤独にならないような環境
 - ・団塊の世代への声かけ

・防犯、防災について、地域で組織づくりをもっと進める

・嫁が足りない

時間がかかる

- ・行政、ヤクルト(乳酸飲料)を配る時に声かけ
- ・犬のフン(糞)がある
 - ・防犯等を増やす
 - ・保育園を防災の拠点とする
 - ・災害時の活用
 - ・遊び場はあるが遊具が少ない
 - ・高齢者が安全に歩ける環境
 - ・バス停の充実

時間がかかる

- ・店が少ない
- ・防犯放送が(無線)聞こえにくい(ひびく)
- ・星川が汚い・農業用水が汚い
- ・通院の足
 - ・子供の遊び場がない
 - ・インターネット、インフラの整備
 - ・光ケーブル
 - ・医療機関の充実
 - ・駅環境の充実
 - ・子供が外で遊べる環境
 - ・メインストリートの歩道
 - ・開業医の誘致をする
- ・歩いていける範囲で商店があったらよい
 - ・病院がない
 - ・住宅が建ちやすい環境にする

行政でできること

(3)グループワーク（地域でできること、何ができるか、班に分かれて話し合う）

Aグループ

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への声かけ ・行政 ヤクルト(乳酸飲料)を配る時に声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板をまわす時 ・家庭訪問 (民生委員が時々実施) ・地域の行事 (部落単位) ・祭 ・敬老会 ・小学校の運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所 ・家族 ・民生委員 ・いきいきサロン役員 ・総代(メンバー) ・祭の役員 ・自治会 ・自治会女性部 ・小学生 ・寿会(老人会) ・地域包括支援センター 相談協力員 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ ・話し相手 ・安否確認 ・集まりの手伝い ・祭の周知 ・企画、実地 ・送迎

Bグループ

取組み	地域でできること	協力者	役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場を設ける ・地域でのイベント開催 ・公民館(地域)活動を更に充実させる ・見守り、話し相手 ・人材育成 ・あいさつ ・気楽に集える場を作る ・情報共有の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談協力員 ・民生委員 ・班長 ・親友(話しやすい人) ・世話好きな人 ・近所の人 ・商店の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ 関係機関への働きかけ ・回覧板、周知 ・情報収集 ・気持ちを和げる ・外に出る きっかけを作る ・日用品等のお届け

Cグループ

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の交流 ・リーダーの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り、納涼祭 ・クリスマス会 ・スポーツ教室 ・元旦マラソン(荒木体協) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体協 ・学校、PTA ・公民館運営委員 ・各種団体、保健協力会 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画 ・協力 ・参加

<p>・出席者(参加者)を増やすには</p>	<p>・スポーツ大会 (親睦バレー)</p> <p>・郷土文化の伝承</p> <p>・昔の遊び</p> <p>・夏祭りの屋台ものを有料化することでイベントとして盛り上げて参加者を増やす</p> <p>・企画の見直し (楽しく参加できるよう)</p> <p>・ロコミを増やす</p> <p>・仲間を増やす→仲良しになる</p> <p>・参加できる体制 雰囲気づくり</p> <p>・参加者は新しい参加者をつれてくる</p> <p>・世話好きの人を支える環境</p> <p>・情報共有のしくみ</p>	<p>スポーツ団体など</p> <p>・住民</p> <p>・踊りの会 サークルの団体</p> <p>・寿会</p> <p>・自治会</p>	
------------------------	--	--	--

(4)感想

- ・大変勉強になりました。
- ・色々な話を聞くことができてよかったです。
- ・大変参考になりました。
- ・色々なことを知りました。
- ・地域の力を出す事。交流の場を作る。
- ・まとまりがある地域だと感じた。今後さらに強まっていくことを期待します。
- ・初めてのワークショップありがとうございました。今後も今年に限らず、この会合を。
- ・地域の持っている力を生かすことで、より良い地域になっていくと感じました。
- ・楽しく生活できる地域(いくつになっても)になっていければなと願ってます。
- ・今回を機に、地域づくりを進めていきたいと思いました。
- ・楽しかったです。他の部門の方の意見も聞けたし、次へつなげて下さい、必ず。
- ・荒木地区という大きなまとまりでなく、各区毎の小さなまとまりで自主的に活動できるのが望ましいと感じました。それぞれの特性が生かせるからです。

- ・ たくさんの意見が聞けてよかった。まだまだ難問が有ると思う。
環境についても考えなくてはならないのでは？
- ・ 皆さんの意見や考えが参考になり、実りあるミーティングであったと思います。
- ・ 簡単そうに見えるが難しい。でも、大切に大切なことです。
ささえあい話し合い、これからもやっていきます。
- ・ もっと良い地区になると思った。
- ・ 具体的な意見交換となり、こんな考え方や意見があることを知りました。
- ・ ありがとうございます。全地域の情報を頂いて、これからの取り組みを考えてゆきたい。

須加地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月27日(火)、2月24日(火) 午前9時30分～11時30分

場所:須加地区公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 データからわかること
 地区にたりないこと、もっとよくしたいこと
 ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 1回目の振り返り
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)ブレイン・ストーミング「データからみてわかること」「このまちに足りないもの」、「もっと
 良くしたいこと」
 (3)ワークショップの印象・コメント
- 第2日 (1)1回目の振り返り (分類の確認・追加意見)
 (2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて
 分類)
 (3)グループワーク (地域でできること、何ができるか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

須加地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	須加地区の良いところ
1	7区自治会	自治連会長	自然の豊かな所 魚の朔上がみられる
2	自治会連合会	自治会連合会副会長	環境よい須加
3	2区自治会	自治会長	水と野鳥の森(須加小学校)
4	須加六区自治会長	庶務(自治連)	何事にも協力し合える
5	青少年育成会会長	青少年育成サポート	自然豊かな地域
6	保健協会地区代表	保健センター事業の協力	人口が少なく風邪の菌が少ないので風邪にかかりにくい
7	須加第二長寿会	会長 但し4月で交替する	水とみどり
8	人推協	各種人権問題に対する啓もう	保守的でおおらかなところ(環境)
9	須加地区衛生協力推進会	須加地区衛生協力会会長	美しい山々が見わたせる
10	衛生協力会	副会長	みどりと水
11		農業	
12		農業委員 コミ協会長	皆が顔見知り
13	須加公民館	須加公民館運営委員長	緑豊かな須加小学校環境
14	公民館副運営委員長	地域サポーター	利根川
15	須加公民館	館長	豊かな自然
16	公民館	推進員	緑豊かな地区
17	農業委員		
18	行田市地域包括支援センター 緑風苑	須加地区の高齢者を中心とした相談の担当	福祉施設が充実している
19	市役所 生活課	ボランティア団体 民間非営利組織に関すること	自然が豊か 総合福祉会館が近くにある
20	消防本部総務課	庶務担当 主査	スポーツ活動がさかんである
21	市役所 福祉課	トータルサポート	水と緑
22	市役所 福祉課	地域福祉計画担当	水辺空間
23	社会福祉協議会	総務	景観
24	社会福祉協議会	地域福祉の推進	利根大堰

※印は、2日目のみ参加いただいた方です。

(2)「データから分かること」

【人口】

- ・人口減
- ・人口は少し減っている
- ・人口を増やす政策が必要
- ・人口は減少している

【世帯】

- ・世帯数は増えている
- ・世帯数は増加

【老人施設】

- ・老人施設があるため世帯数が多い
- ・高齢化率が高い
- ・女性が多い

【高齢者】

- ・高齢化率が高い
- ・高齢化率29.76% 2番目
- ・いきいきサロンが少ない
- ・一人暮らし高齢者は少ない
- ・65歳以上の中で1人暮らしの割合が少ない
- ・65歳以上の単身生活者は低い

【女性】

- ・女性の人口が多い

【児童】

- ・子供は減少している
- ・児童数が少ない
- ・幼稚園がない
- ・保育園がない
- ・保育園、幼稚園がない

(3)ブレイン・ストーミング

「もっと良くしたいこと」「このまちに足りないもの」

【医療】

- ・医療機関
- ・公民館での診察(出張)

【遊び場】

- ・公園
- ・安全な子供の遊び場所
- ・人の目が届く場所

【施設整備】

- ・ゲートボール場
- ・ウォーキングロードの整備(距離がわかるように)
- ・土手に上がる道が足りない(障害者、高齢者が利用できるようにする)
- ・サイクリング道路の整備(休憩所等)
- ・運動のため県外の施設を利用
- ・やすらぎの里を利用しやすいようにする(サウナ等の充実)

【インフラの整備】

- ・インフラの整備が必要
- ・光ケーブル(行田ケーブル)整備

【若い人の参加】

- ・公民館活動などで若い人の利用少ない
- ・地域活動への若者の参加

【環境】

- ・歩いていける場所で買い物がしたい
- ・ごみの不法投棄
- ・ゴミO活動を増やす
- ・環境美化活動
- ・屋敷の緑が失われつつある
- ・緑(家敷林)を守る活動

【交通】

- ・人口減について 交通手段が不便
- ・通勤に不便(人口流出)
- ・バスの本数が少ない
- ・高齢者の交通手段

【情報】

- ・情報(市 その他)の発信が少ない(?)
- ・情報(市の催し物)の伝達
- ・防災無線が聞こえない
- ・防災無線がききとりづらい

【交流】

- ・各団体の横のネットワークがすくない
- ・世代間の交流は希はく
- ・近所付き合い 何かあった時に連絡し合える

【郷土芸能】

- ・郷土芸能の後継者育成

(3) ワークショップの印象・コメント

【感想・ご意見】

- ・いろいろな意見を聞くことが出来た。
- ・ミーティングは良かったと思う。
- ・時間が短い。
- ・人数の割にスムーズに進行した。
- ・地域のことを真剣に考えている人がたくさんいて、ころづよい。
- ・グループなので話やすく、色々な意見が出て良かった。
- ・意見がかたよらない。
- ・紙に書くという行為はとても良い。
- ・自六の問題が抽出された。
- ・KJ法(書く事)不慣れなためやらない方が良いと思う。
- ・会議は大変有効だと思います。
- ・大変参考になりました。
- ・須加地区の人が小学校を大切に思っていることがわかりました。
- ・何か先が見えたような気がして、次の会合にまとめれば良いと思います。老人会は皆の世話になるばかりでお役に立てるよう頑張ります。次の会合が楽しみです。
- ・第1回なので、やむを得ないがテーマが広範囲になるため、時間が少ない。
- ・皆様の、意見等出たことが大変良かった 事務局のムードが良かった。
- ・本日ミーティング様々問題提起がありましたが、大変参考になりました。今後の活動に活かされれば良いと思います。
- ・いろいろな意見や考え方、地区の発展について述べられていたので感心しました。いろんな勉強になりました。
- ・参加させていただき地域の良い点悪い点が良く分かった。
 - 1 自分には気づかない良い意見が出された。
 - 2 全員参加で、地域の隅々まで問題点が洗い出されて良い。
 - 3 今後も回数を多くして問題点、改善点を挙げると良い。

- ・自分が住んでいる須加地区が色々な面でいっそう住みやすくより元気の出る場になれば良いということを感じました。
- ・本日はこのような設定をしていただきありがとうございました。

須加地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(2) 1日目の振り返り (分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加
《新たに追加されたカード》

【自然】

- ・ 水と自然を生かす
- ・ 野鳥の森を守る

【犯罪】

- ・ 声かけ(留守にする場合)
- ・ 放火を防ぐための自己防衛
- ・ 防犯意識
- ・ 防犯、中学校通学路

【交通】

- ・ 交通安全確保、子供の通学路(車が優先になる)

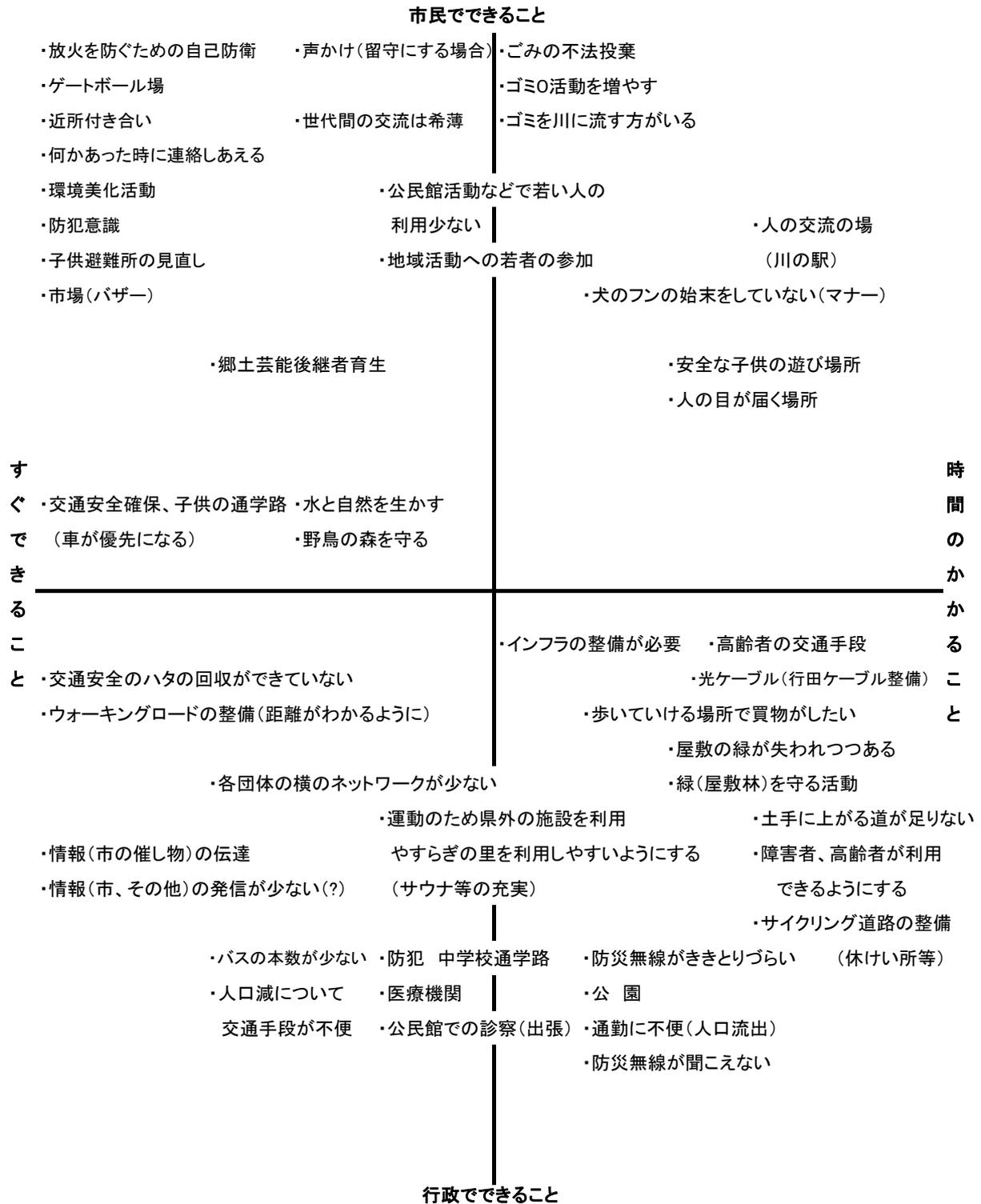
【環境】

- ・ 犬のフンの始末をしていない(マナー)
- ・ ゴミを川に流す方がいる
- ・ 交通安全の旗の回収ができていない

【交流】

- ・ 市場(バザー)

(2) 課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)



(3)グループワーク(地域でできること、何ができるか、班に分かれて話し合う)

取組み	地域でできること	協力者	役割
・市場(バザー)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画、運営 ・商品の提供 ・地域のマップづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員 ・農家 ・家庭菜園 ・パン、お菓子作り ・うどんクラブ ・農協 ・公民館 ・市、社協、NPO ・観光ボランティア ・自然観察クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の提供 ・場所の提供 ・周知、呼びかけ
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識 子供避難所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校見守りボランティア ・車両用ステッカーの作製 ・防犯看板の作製 ・声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア ・学校 ・防犯協会 ・防犯推進員 ・希望者 ・警察 ・自治会 ・住民 ・住民 ・隣近所 ・小中学生 ・学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動 ・情報 ・自治会 ・日昼車両貼付(活動) ・看板設置 ・常時実践 指導
・環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの企画(お祭りの参加) ・地域のゴミ0運動 ・声かけ ・ゴミ0運動推進車(ステッカーをつける) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・市役所 ・衛生協力会 ・学校 ・長寿会 ・個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板を立てる(ゴミ捨て禁止) ・分別方法の周知 ・マナー、ルールを説明(教育) ・意識付け ・参加の周知

(4)感想

- ・ 大変有意義なディスカッションでありました。今後もこのような機会を設定されたい。
- ・ 社会福祉協議会様の今回の企画に感謝いたします。老いも若きも声掛けをし、協力し合えば社会が地域をより元気にする源になるとつくづく感じました。特色ある位がんばればよいなと思っています。
- ・ このような話し合いをまた作っていただきたいと思います。
- ・ 今後の問題として課題が残った。今後どうするかになる。
- ・ 良い話し合いの場でした。これからも続けられると良い。
- ・ 地域の問題について今迄よく考えていなかったが、今回の会合で地域を住み良くすることについて反省させられた。
- ・ 種々問題提起がありましたが、まず自分で出来る事から始めたいと思います。参考になりました。有難うございました。
- ・ 防犯意識を高める。
- ・ 質の高い議論でとてもすばらしかった。
- ・ 地域の方々が地域のことを考える良い機会であったと思います。
- ・ 須加地区をよくしようという思いの方ばかりが集まった。
- ・ 多くの意見が出たと思います。今後が楽しみです。
- ・ 緊張もあったが、皆さんの意見を聞くことができ楽しかった。
- ・ いろんな方がよい考え方をして、住みよい地区になればよいと考えています。1人では何も出来ない事が多くの人達によってかえられるのだと思います。
- ・ 地域おこしが目に見える話し合いだった。

北河原地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月30日(金)、2月27日(金) 午後2時~4時

場所:北河原公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
データからわかること
もっと良くしたいこと/この町に足りないもの
感想・意見
- 第2日 1日目のふりかえり
課題の軸分け
グループワーク
感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト(名前・所属・役割・地区の良いところ)
(2)データからわかること
(3)ブレイン・ストーミング「もっと良くしたいこと/このまちに足りないもの」
(4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1日目のふりかえり(分類の確認)(補足事項や追加意見)
(2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)
(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)
(4)感想

北河原地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト(地域での所属、良いところ)

	所属	役割	北河原地区の良いところ
1	上自治会	自治会長	自然環境に恵まれている
2	里前自治会	自治会長、交通指導員、県まなび隊、行田市衛生協力会支部長	すなおな人柄
3	自治会女性部	部長	ご近所の連帯感がある
4	北河原民生員	交通安全	緑と美しい北河原
5	北河原新田 酒巻上、下	民生児童委員	一人暮らしの人を近所の人 が手伝っている
6	第二長寿会	会長	協力的、おだやか
7	公民館	公民館運営委員長、学校評議員	平穏な地域
8	北河原民生員	交通安全	緑と美しい北河原
9	北河原地区 人権教育推進協議会 青少年育成会 北河原小学校	会長 会長 評議員	
10	北河原立野	いきいきサロン	
11			
12	行田市地域包括支援センター 緑風苑	北河原地区の高齢者を中心とした相談の担当	緑と川
13	市役所建築課	市有建築物の工事全般	環境がいい
14	市役所高齢者福祉課	様々な高齢者に対しての福祉サービスの提供	頭のいい人が多い
15	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	水と緑が多い
16	市役所福祉課	地域福祉計画担当	利根川、福川
17	市役所福祉課	ふくし総合窓口	世代をこえて助け合える
18	行田市社会福祉協議会	在宅福祉係	まとまりがあるところ
19	社会福祉協議会	総合福祉会館の管理運営	自然を活かしたスポーツが盛 ん

※印は、2日目のみ参加いただいた方です。

(2)データからわかること

【人口・世帯】

- ・ 人口が一番少ない
- ・ 行田市で人口が一番少ない
- ・ 人口が減る一方である
- ・ 人口減少のスピードが早い
- ・ 高齢化率が高い
- ・ 高齢化率が高い割には一人暮らしの方が少ない
- ・ 一人暮らしの高齢者は少ない

【子供】

- ・ 子供が減っている
- ・ 保育園、幼稚園がない
- ・ 保育施設がない

【老人クラブ・いきいきサロン】

- ・ 老人クラブは平均
- ・ いきいきサロンが多い(2件)

(3)ブレイン・ストーミング

「もっと良くしたいこと」	「このまちに足りないもの」
<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が不便 ・生活圏域が熊谷になってしまう ・ボランティア活動協力が不足 ・近所の交流が少なくなっている ・若い人のイベント参加が少ない (若い人たちにもっと来てほしい) (率先してやる人が少ない) (今まではそれでよかったけれど・・・これからの課題) ・自然を活かした行事を活発化 (サケの放流、学校と地域で協力して続ける) ・あいさつ (自分からあいさつする習慣) ・声をかけ合い防犯 ・隣近所のつきあい (むこう三軒両どなり) ・子供が増えればよい ・世代間交流 ・いきいきサロン参加者の輪 ・高齢者のサロン等への参加意識 (気軽に参加できるいきいきサロン) (もっとみんなで手作り感覚で) (サロンの内容は、お茶のみ中心でよいのではないか) (サロンは協力する人も参加する人ももっと気軽に) ・いきいきサロンの内容の充実 ・いきいきサロンを支える人材 (中心となる人が不足している) 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地 ・商業施設 ・大きい公園 ・横断歩道がない ・学童保育室 ・地域を盛り上げる核となるグループ (小さいグループができ、そのつながり、盛り上がりにより大きくなる) ・地域の交流の場 ・地域内のネットワーク ・高齢者の足 ・高齢者の集まれる場所 (もっと気軽に、もっと身近なところに、もともとある地域のつながりの中から自然に集まれる近い場所) (サロンに今来られない人も集まれる) ・場所を提供してくれる協力者 (隣近所での家で集まれる雰囲気) (それが広がっていく)

【環境】

- ・団地
- ・商業施設
- ・大きい公園

【あいさつ】

- ・あいさつ

- ・自分からあいさつする習慣

【交通】

- ・交通が不便
- ・横断歩道がない
- ・生活圏域が熊谷になってしまう

【防犯】

- ・声をかけ合い防犯

【子育て】

- ・子供が増えれば良い
- ・学童保育室

【若者】

- ・若い人のイベント参加が少ない
(若い人たちにもっと来て欲しい)
(率先してやる人が少ない)
(今まではそれでよかったけれど・・・これからの課題)
- ・ボランティア活動協力者不足

【資源の活用】

- ・自然を活かした行事を活発化
(サケの放流、学校と地域で協力して続ける)

【交流】

- ・近所の交流が少なくなっている
- ・隣近所の付き合い
(むこう三軒両どなり)
- ・地域を盛りあげる核となるグループ
(小さいグループができ、そのつながり、盛り上がりにより大きくなる)
- ・地域の交流の場
- ・世代間交流

【ネットワーク】

- ・地域内のネットワーク

【高齢者】

- ・高齢者の集まる場所
(もっと気軽に、もっと身近なところに、もともとある地域のつながりの中から自然に集まれる近い場所)
(サロンに今来られない人も集まれる)
- ・高齢者の足

【サロン】

- ・いきいきサロン参加者の輪
- ・高齢者のサロン等への参加意識
 - （気軽に参加できるいきいきサロン）
 - （もっとみんなで作る手作り感覚で）
 - （サロンの内容は、お茶のみ中心でよいのではないか）
 - （サロンは協力する人も参加する人ももっと気軽に）
- ・いきいきサロンの内容の充実
- ・いきいきサロンを支える人材
 - （中心となる人が不足している）
- ・場所を提供してくれる協力者
 - （隣近所での家で集まれる雰囲気）
 - （それが広がっていく）

(4) ワークショップの感想・意見

- ・北河原地区が、明るい生活環境になれば？
- ・皆さんが地域を思う気持ちの強さを感じました。
- ・地域を良くしようと思っている意見が沢山出た。
- ・“北河原の未来”次回が楽しみ？
- ・みなさんから積極的な意見がでてよかった。
- ・色々な意見が出て参考になった。
- ・北河原の問題点が色々でて、勉強になりました。
- ・意見を出し合い、様々な課題が見えてきたのでよかった。
- ・気軽に参加出来る、グループが出来ると、地域の方々にそれとなく意見を聞きたいと思います。
- ・地域のコミュニティーを考えただけでも、数々の問題をはらんでいることに気づきました。
- ・とっても良い勉強になりました。今後もやっていきたいです。
- ・はじめは、目的もわからずとまどったが、話し合いをしている中で、方向がある程度つかめたので、話の中に入れた。今後も、続けていけたらと思う。
- ・いろいろな問題点が出て、今後、個人でもしてゆけることを、やってみようと思いました。

北河原地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(3) (1)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加
《新たに追加されたカード》

【高齢者】

- ・ 気軽に集まれる場所(あずまや・公園の一角・木かげといすくらいでよいので)
- ・ 高齢者の買い物
- ・ 食料品の配達サービス
- ・ 引き売り
- ・ NPO で総合的なサービス
- ・ 便利屋さん
- ・ 有償ボランティア
- ・ 若い高齢者の活用
- ・ 危険な状況にある高齢者を支える仕組み

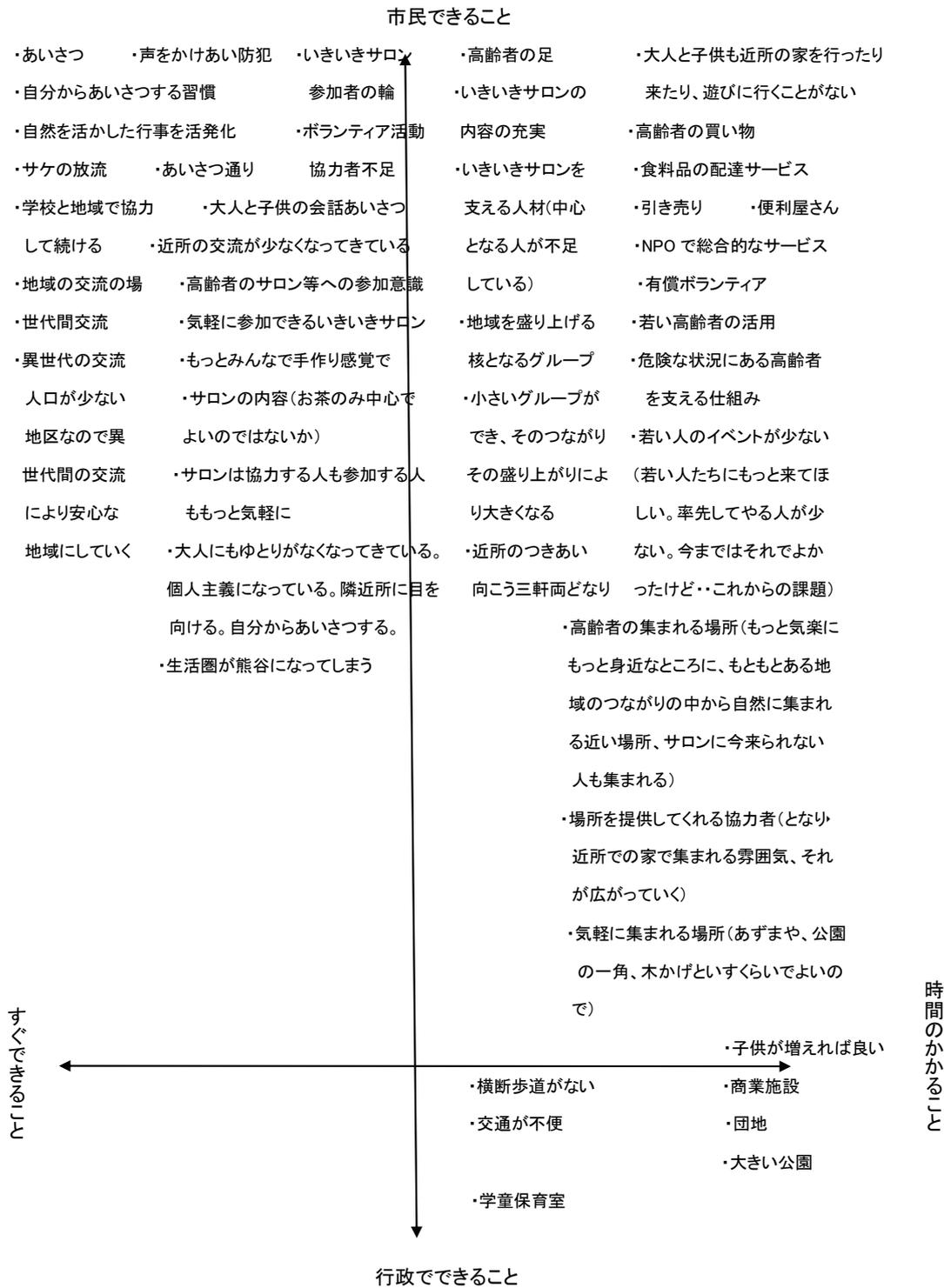
【交流】

- ・ 大人と子供も近所の家を行ったり来たり(遊びに行くことがない)
- ・ 異世代の交流(人口が少ない地区なので、異世代間の交流により安心な地域にしていく)

【あいさつ】

- ・ 大人にもゆとりがなくなっている。
(個人主義になっている)
(隣近所に目を向ける)
(自分からあいさつする)
- ・ 大人と子供の会話、あいさつ

(2) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)



(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれて話し合う)

A グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・大人と子供の会話あり ・大人にもゆとりがなく ・なっている。個人主義 ・になっている。隣近所 ・に目を向ける。自分か ・らあいさつする。 ・声をかけあい防犯 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ通りを作る ・自分からあいさつする習慣 ・あいさつについての広報活 ・動(回覧板などで) ・あいさつを通して地域の交流 ・を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 学校 防犯協会 老人クラブ サロン 公民館 育成会 民生委員 交通安全協会 女性運転者協会 行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラカードを作る ・あいさつを通して見守りをする ・メンバーにPRしていく ・公民館だよりで毎回PR ・標語を作る ・標語を様々な配物に掲げる ・地区の全員が協力する

グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO で総合的なサービス ・有償ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 立ち上げ ・会員の輪を広げる ・高齢者の買い物 ・通院援助 ・家事援助 ・食料品配達サービス ・引き売り ・便利屋さん ・高齢者の集う場所 ・危険な状況にある高齢者を ・支える仕組み ・学童保育 ・世代間交流 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長 民生委員 市・県 若い高齢者の活用 女性部 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のネットワーク ・協力者を募る ・周知、紹介 ・サービスの提供 ・新しい要望の聞き取り ・色々な技能を持った人材の募集
		<ul style="list-style-type: none"> 小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の統合に ・教室の提供 ・う活用について ・地元の意見を反映 ・させるように

(4)感想

- ・せっかく良い意見が出たので、今日の結果を行動にうつせたらよいと思う。
- ・かしこい人が多い地区で今後に期待大です。
- ・小学校の統合とその後の利用について地区を優先して欲しい。

- ・2 日間有りがとうございました。地区民の声を大事にして希望が実現出来る様行政も協力をして下さい。
- ・自分達で出来る事、行政で行う事を見直す事が出来るようになるよう希望します。
- ・素晴らしいアイデアが出てとても楽しかったです。
- ・参加者全員が北河原を良くしたいとの思いが強いと感じました。
- ・これから通る道で、どうしても、高齢者等の会話になってしまった様に思いましたが、話している内に世代を えての事だと思いました。
- ・地域のことを考えているアイデアが出て、とても素晴らしいと思った。
- ・地区住民ひとりでもできる事には協力的に取り組み、また、活動の輪を広げるために、ご近所の方に PR したりお誘いしたりする事も大切だと思いました。
- ・市役所の受付にアンケートの箱がありますが、それを利用すると便利です。
- ・地域の問題がなかなか解決しにくいものと思っていたが、多くの知恵を出し合うことによって解決できそうな見通しが見えてきました。みんなの知恵を寄せ合うことのすばらしさを感じました。
- ・二回の話し合いを通じて、当地区の問題点が浮きぼりになった事は大変必要なことだと思う。大切な事はこれを 何に実りあるものにするかが大切だ。地区の全体の問題として、みんなが同じ気持ちになり取り組みたい。

埼玉地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月22日(木)、2月20日(木) 午後2時~4時

場所:埼玉公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 「データからわかること」
 「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」「自分たちでできること」
 ワークショップの振り返り(感想・意見)
- 第2日 1回目の振り返り
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)「データからわかること」
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」「自分たちでできること」
 (4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1回目の振り返り (分類の確認・追加意見)
 (2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)
 (3)グループワーク (地域でできること、何ができるか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

埼玉地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	自治会	自治会活動の推進	地域のまとまりが良い
2	渡柳下自治会	地区自治会業務全般担当	緑道がある
3	南部民協	生活援護部会	環境良い
4	南部民協	民生委員	埼玉古墳あり
5	民生委員	野の上(上手、原、谷端)	田んぼがあつてのどかな 雰囲気
6	主任児童委員	子供に関する援助	古墳公園、火祭りがある
7	いきいきサロン 代表	一人暮らし高齢者等の生きがい活動	地域の人達が良く見えます
8	埼玉公民館長	公民館活動の推進	自然豊か、住みよい
9	埼玉公民館	生涯学習推進員	歴史的文化遺産の 庫
10	南部民協		
11	南部民協		
12	地域包括支援センター 壮幸会	社会福祉士	人が穏やかで近隣との交流 が多い
13	市役所道路治水課	道路建設担当	古墳公園がある
14	市役所保健センター	健康づくり	人の和がある
15	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	埼玉古墳(文化遺産)
16	市役所福祉課	地域福祉計画担当	県名発 の地
17	社会福祉協議会	総務	地域の結びつき
18	社会福祉協議会	在宅福祉係	火祭り

※は、2日目のみ参加いただいた方です。

(2) データから分かること

「高齢者」

- ・一人暮らしは女性が多い
- ・ きな一人暮らしはいない
- ・親せきが近くにいる
- ・高齢化率は市の平均より少し高い
- ・高齢の一人暮らしが少ない
- ・一人暮らし高齢者の割合は比較的低い
- ・一人暮らしは問題にならない
- ・一人暮らしでも近所に身内がいる
- ・オレオレさぎにひっかからないように
- ・一人暮らし高齢者の割合が少ない

「人口世帯」

- ・人口は横ばい
- ・地域の中で人口が増えているところもあるが、全体的には横ばい
- ・世帯数は増えている
- ・H12年を境に人口はやや減少
- ・人口密度が少ない(ゆったりしている、のどか)

「子供」

- ・子供が生まれにくい、少ない
- ・兄弟数が少ない
- ・埼玉小、1学年1学級になる
- ・核家族化
- ・うちの地区は今年3人しか生まれない

「女性」

- ・女性が元気
- ・公民館の利用は女性多い

「環境」

- ・調整地域農地を宅地にできない
- ・若い人が同じ敷地内に別 を作っている

「いきいきサロン」

- ・いきいきサロンが少ない
- ・いきいきサロンの参加、女性多い
- ・男性は仕事がおわると、家にこもりやすい
- ・いきいきサロンに包括職員来てほしい

(3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないもの、もっと良くしたいこと、自分たちでできること」

「世代間交流」

- ・子供と高齢者との交流
- ・地域の文化を若い人、子供にひきつぐ
- ・高齢者が活動できる活発化させる会を作る
- ・高齢者から若い人へ文化等伝えてゆく
- ・社会参加(どちらかというとな性の)

「連携」

- ・行事に無関心
- ・各種団体間の交流
- ・住民で団結すること
- ・連帯意識を高める
- ・地域の協力
- ・地域内での話し合い

「マナー」

- ・マナーをまもらない人がいる
- ・古墳公園に犬のフンがなくなるとよい
- ・たばこのポイ捨て

「高齢者」

- ・高齢者への支援
- ・高齢者の足がない

「子育て」

- ・学童保育の を広げる(対象学年)

「交通」

- ・病院に通う手段を何とかなれば・・・
- ・公共交通手段(環バス)
- ・シャトルバスがもっとあればよい
- ・高齢者の交通手段がない
- ・停留場を見直してほしい
- ・ 環バスがJR駅につながるとよい

「医療」

- ・総合病院
- ・医者不足
- ・町医者がたりない

「防犯」

- ・防犯看板設置(地域防犯)
- ・防犯活動をもっと積極的に
- ・登下校はずれ地区のパトロール
- ・防犯意識ひくい
- ・カギをかける

「道路」

- ・道路など自分たちで 願する
- ・通学道路をもっと整備してほしい
- ・じゃりの道路がある
- ・交 点の整備
- ・道路の整備

「環境」

- ・飲食店が少ない
- ・日常の買物をする店が少ない
- ・飲食店ができて長続きしない
- ・気軽に出かけることができる場所がない

「公共施設」

- ・やすらぎの里が遠いので・何とかならないか
- ・近くにふれあいの里(やすらぎの里)がない

(4) ワークショップの感想・意見

- ・バランスがとれていた。
- ・みんなの想いが集約されてよかった。
- ・地区の方と知り合えたことがよかったです。
- ・地域の皆さんのなまの声聞くことができ、勉強になりました。
- ・元来、私自身が考えていた会合ができて大変楽しく終えることができました。
- ・色々の考え(意見)にふれて有意義な会であった。
- ・大変に色んな意見を多く聞かせていただき勉強になりました。
- ・今回のミーティングが私自身、参加しているという実感がありました。
- ・この様な話し合い、初めての経験だったのでちょっとむずかしく考えてしまいました。
しかし良い経験とさせて頂きました。
- ・地域の課題に目をむけようとする気持ちが出来た。
- ・埼玉地区の皆さんのまとまりと、地域に対するあたたかい想いを感じられました。
良い時間をすごさせていただき、ありがとうございました。
- ・活発に意見がでて良かった。一方的な講義のような形でなく、ワークショップなので皆が参加でき

有意義だった。

- ・グループで話し合ったことにより、身近な問題が幅広く意見として取り上げられたのが良かった。
 - ・ささえあいミーティングと聞いた時はどんなものかわかりませんでしたが、ワークショップ方式で皆と話しあいながら進めていって、いろんな結果がでるとことがわかりました。
- 私自身どうとりにくんだらと考えていましたが、やってみたらどうにかなったと感じました。

埼玉地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業:*追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加

《新たに追加されたカード》

【マナー】

- ・あき缶のポイ捨て
- ・テレビなどの不法投棄

(2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)

市民でできること

- ・ マナーを守らない人がいる
- ・ たばこのポイ捨て
- ・ 古墳公園に犬のフンがなくなるとよい
- ・ あき缶のポイ捨て
- ・ テレビなどの不法投棄
- ・ 子供と高齢者との交流
- ・ 防犯意識ひくい
- ・ カギをかける
- ・ 地域の努力・登下校、はずれ地区のパトロール
- ・ 防犯活動をもっと積極的に
- ・ 住民で団結すること
- ・ 地域内での話し合い

- ・ 高齢者から若い人へ文化等伝えてゆく
- ・ 地元の文化を若い人、子供にひきつぐ
- ・ 連帯意識を高める
- ・ 行事に無関心
- ・ 高齢者への支援
- ・ (どちらかというと男性の) 社会参加
- ・ 高齢者が活動できる、活発化させる会を作る
- ・ 高齢者の交通手段がない
 - ・ 各種団体間の交流
 - ・ 飲食店が少ない
 - ・ 日常の買い物をする店が少ない
- ・ やすらぎの里が遠いので・・・何とかならないか

おへりくろいじ

時間のかかるじ

- ・ 防犯看板設置 (地域防犯)
- ・ 高齢者の足がない
- ・ 学童保育の巾を広げる (対象学年)
- ・ 飲食店ができて長続きしない

- ・ 病院に通う手段を何とかできれば・・・
- ・ 交差点の整備
- ・ 循環バスがJR駅につながるとよい
- ・ 公共交通手段 (循環バス)
- ・ 通学道路をもっと整備してほしい
 - ・ 近くにやすらぎの里がない
 - ・ 気軽に出かけることが出来る場所がない
 - ・ シャトルバスがもっとあればよい
 - ・ じゃりの道路がある
 - ・ 道路の整備
 - ・ 道路など自分たちで請願する
 - ・ 停留場を見直してほしい
- ・ 総合病院
- ・ 医者不足
- ・ 町医者がたりない

行政でできること

(3)グループワーク（地域でできること、何ができるか、班に分かれて話し合う）

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・マナーを守らない人がいる ・たばこのポイ捨て ・古墳公園に犬のフンがなくなると良い ・あき缶のポイ捨て ・テレビなどの不法投棄 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の設置 ・地域の啓蒙 (回覧板などを利用する) ・回して整理(定期的) ・モニタリング ・色ジャンパー、腕章をつけた環境パトロール隊 ・ゴミの持ち帰り推進運動 ・地域の声かけ (ソフトな 意) ・ポイ捨てが出来ない環境づくり ・環境をきれいにしてポイ捨て出来ないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の協力者 ・消防団 ・防犯 ・行政 ・条例化 ・地主 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の内容を公募する(自治連で) ・看板の作成は行政に要する ・環境パトロール隊の存在を市報で周知する
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯看板設置(地域防犯) ・防犯意識ひくい ・カギをかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の設置 ・防犯無線による放送 ・声かけ ・回覧板の活用 ・談会(仮称) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・警察 ・行政 ・民生委員 ・近隣住民 ・体験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の確保 ・看板の作製 ・情報 ・意を促す放送 ・会話の中で・・・ ・意起 ・体験談
<ul style="list-style-type: none"> ・子供と高齢者との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・、夏祭りのおはやし ・公民館活動 ・伝統芸能の伝承 ・一緒にゲームをする ・敬老会等を活用・充実 ・を一緒に う ・子供会の催し、育成会事業に く ・一緒にゲートボールをする (グランドゴルフ) ・月例会での交流(定例会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存会 ・神社(総代) ・自治会 ・育成会 ・老人クラブ・サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう会と育成会で協力(企画) ・地域の会館を活用 ・声かけ

	・昔の遊び、もの作りを子供に教える		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者から若い人へ文化等伝えてゆく ・地元の文化を若い人・子供にひきつぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成 ・埼玉音頭の 活 ・体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・高齢者 ・老人クラブ ・いきいきサロン ・保育園 ・幼稚園 ・保存会 ・学校（小学生含む） ・はにわ・まが玉 <li style="text-align: center;">↓ はにわの館 地域住民 小学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加協力 ・指導 ・体験

(4) 感想

- ・ 埼玉への理解が深まった。
- ・ 地域住民と行政との連携の大切さがわかりました。
- ・ 地域住民としての意識、行動力の必要さ痛感しました。
- ・ 前回に一步つっこんだ話し合いができたと思う(お互いの親近感が深まった)
- ・ 地区の未来に希望がもてるような気がしてきました。
- ・ 日常生活で出来る事の考えのトレースが解った。
- ・ 地域のことを皆さん真剣に考えているのだなと感じた。次につながればよいと思う。
- ・ 本 的な手法を使っのミーティングは大変参考になりました。
第一歩としては成 ではないかとおもいます。ありがとうございました。
- ・ 地元の皆さんの実践していることや地元の役割など、色々な意見があり大変参考になりました。
- ・ すでに埼玉地区では文化の伝承が行われており、今後はより多くの事が次世代の皆さんに伝わるのではないかと楽しみに感じました。
- ・ 地域の課題を共有できたので有意義でした。ありがとうございました。
- ・ 聞く一方より、課題・方策を見つけ考えるということで、自分たちの問題としてとらえられました。
- ・ 埼玉地区内の人々が年齢を問わず話し合いの機会を持つことによって、活性化を図ることが出来ると思います。 の機会も参加したいと思います。
- ・ 今日はむずかしく感じました。課題に対しての勉強会みたいなので、深めていけばいい方向につながるかなとも思いました。
- ・ 普段見過ごしていることに気付かされた会でした。地域の皆さんの意見が聞けてよかったです。

星宮地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月29日(木)、2月19日(木) 午前9時30分～11時30分

場所:星宮地区公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
データから分かること、地区にたりないこと/もの、もっとよくしたいこと/もの
ワークショップの振り返り(印象)
- 第2日 一日目のふりかえり
課題の軸分け
グループワーク
発表(各グループで話し合った内容を発表する)
感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト(名前、所属、役割、地域の良いところ)
(2)データから分かること
(3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないこと」、「もっと良くしたいこと」
(4)感想・意見
- 第2日 (1)一日目のふりかえり(分類の確認)
(2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分類する)
(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、2班に分かれての話し合い)
(4)発表・意見
(5)感想

星宮地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	下 守自治会	会長	郷 農村
2	地域包括支援センター まきば園	高齢者の方の総合相談窓口 要支援の方のケアマネジメント	民生委員の方がフットワーク 軽い
3	星宮公民館 協力員	地域の方たちとのふれあい、話し 合い	環境の良さ
4	民生委員	上 守・下 守支援	静かな生活
5	公民館	館長	地域性の良い所
6	上 守	自治会長(連合会長)	静かな田園に囲まれ、まだま だ協調性ある
7	民生児童委員	地域の児童・障害者・高齢者の問 題を抱えている方の相談や情報 提供などをしております	車も少なく、緑にかこまれて 静かな所です
8	人権	会長	環境が良い
9	市役所福祉課	地域福祉計画担当	パノラマ
10	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	静かな環境
11	市役所子育て支援課	保育担当 要保護児童対策	グリーンアリーナが近い
12	市役所まちづくり推進課	都市計画の企画及び調整	のどかな田園風景
13	行田市社会福祉協議会	在宅福祉係	星空がきれい
14	社会福祉協議会	総合福祉会館の管理運営	田園風景が多く のどか

(2)データから分かること

【人口】

- ・ 人口が大きく増減しない
- ・ 人口は横ばい
- ・ 世帯数は変わらない
- ・ 核家族化(同じ敷地内に住居分家で)

【高齢者】

- ・ 高齢化率が高い
- ・ 高齢化率が高い(市内3番目)
- ・ 一人暮らし高齢者は少ない

- ・ 一人くらしが多くない(他地区に比べると)
- ・ 老人クラブの数が少ない(高齢者になっても農業で働いている)

【子供】

- ・ 子どもの数が少ない
- ・ 子供の数は減っている
- ・ 子供を育てる環境が必要

【保育施設】

- ・ 保育施設がない(幼稚園・保育園)
- ・ 保育園・幼稚園がない

(3)ブレイン・ストーミング

「この地区に足りないこと/もの、もっと良くしたいこと/もの」

- ささえあい、つながりあい、共生、多くの参加、自分たちでできること-

【コミュニケーション】

- ・ 公民館の利用促進
- ・ 地域のコミュニケーション

【集まり場】

- ・ 高齢者が集まれる場所
- ・ 公園がない

【交通】

- ・ 高齢者の足
- ・ バス停見直し
- ・ 買い物に行ける交通手段
- ・ 交通の便が悪い(車での移動だけ 環バスのみ)

【道路】

- ・ (上 守地区)道路の整備 生活排水の整備 3ヶ所

【農業】

- ・ 農家が減っている

【商店】

- ・ 買い物できる店
- ・ (下 守地区)商店がない(昔はあったのに)

【医療】

- ・ 病院 医院がない

【子供】

- ・ 学童保育室

- ・ 学童保育室がない
- ・ 土地利用の見直し
- ・ 学区の見直し(小学校の存続)
- ・ 農協の建物を再利用したら良い
- ・ 子どもを育てるための支援体制が少ない

(4) ワークショップの印象・コメント

- ・ 星宮地区の課題が見えてきた気がします。
- ・ 地区の実情が把握出来た。
- ・ 様々な人の意見が聞けてよかった。
- ・ 環境がよくて交通の便がよく住みよい地域になればステキだと思います。
- ・ 若い時に った感じ。
- ・ 良い事でした。
- ・ 地域の状況がわかりました。
- ・ 地域の問題を考える事があまりなかったので有意義でした。
- ・ 普段接することのない方々と話せて良かったです。
- ・ 地域の状況が少し理解できた。
- ・ 多くの意見を聞く事が出来て大変良かったです。 、次の会合が楽しみです。
- ・ どんな話かと不安でしたが参加して大変参考になりました。
- ・ 星宮地区が良くなるための話合ができた。

星宮地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(4)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加

《新たに追加されたカード》

【コミュニケーション】

- ・ 声掛けコミュニケーション
- ・ 助け合いコミュニケーションの強化
- ・ 世代間の交流

【交通】

- ・ シャトルバスの整備
- ・ 高齢者の買い物支援の必要
- ・ 環バス

(2) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類

		市民でできること	
すぐできる	高齢者の集まれる場所 助け合いコミュニケーションの強化 声掛けコミュニケーション 地域のコミュニケーション 世代間交流 公民館の利用促進 防犯		いたずら防止対策 関連機関との連携
	高齢者の買い物支援の必要		
時間がかかる	学区の見直し バス停の見直し 環バス ない シャトルバスの整備 農協の建物の再利用 買い物に行ける交通手段		高齢者の足 農家が減っている 子供を育てるための支援体制が少 交通の便が悪い 学童保育室 学童保育がない (下 守地区)商店がない(昔はあったのに) 土地利用の見直し 病院 医院がない 買い物できる店 (上 守地区)道路の整備 3 か所 生活排水の整備
			行政でできること

(3)グループワーク

	取り組み	地域でできること	協力者	役割
1	・高齢者の買い物 支援が必要 ・買い物に行ける 交通手段	インターネット利用支援 買い物同行(通院も)	ボランティア ボランティア(有償も) 高齢者 自治会 市	パソコン提供 パソコン利用援助 同行 実施仕組みづくり 補助(料代) 事への備え(保険)
2	・世代間交流	行事 企画 夏祭り 体育祭を合同に計画 昔の遊びの企画	青年部の協力 自治会 小学校 子供会 体協 公民館 PTA 高齢者	盛り上げが必要 遊びの伝承 小学校地域の連携 気楽に参加できる企画 文化祭での交流参加 仲間づくり 教えて下さる方の募集の声掛け 高齢者からの教え
3	・助け合いコミュニ ケーションの強化 ・声掛けコミュニ ケーション ・地域のコミュニ ケーション	声掛け運動 あいさつ 行事 体育祭を合同に計画 世代間交流の企画	自治会 高齢者同志 PTA 近隣 男性の協力 パトロール隊 近隣 PTA 自治会 個人	各家庭での教え 時間の調整 放送 募集(お迎えの方) ムードづくり 普段からの声掛け 小学校と地域の連携 プランナー実施者 周知 公民館(集会所)活用
4	・高齢者が集まれ る場所	公民館の利用促進 農村センター	公民館関係者 ボランティア 自治会 民生委員 いきいきサロン関係者 自治会 民生委員	場所の提供 送迎 声かけ 声かけ 指導

		個人の家	ボランティア 個人	子どもの学童のかねると良い お茶の提供(最近あまりない)
--	--	------	--------------	---------------------------------

(5)感想

- ・ 自分で思いつかない意見があって面白かった。
- ・ 協議を重ねる事で地域への理解度が増すことが感じられた。
- ・ 大切なこと地域での問題解決の意識を継続。
- ・ 地域の小さな問題を皆さんで話し合え、そこから良い案が見つけられればと思います。参加させていただきありがとうございました。
- ・ 地区と市役所でささえあいについて話せると良くなると思います。
- ・ 少人数での会合なので、気楽に出せて大変よい。
- ・ 地域の実情の把握とどのようなことを計画していったらいいか、少し見えてきた。

井地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月28日(水)、2月18日(水) 午前9時30分～11時30分

場所: 井公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
データからわかること
もっと良くしたいこと／この町に足りないもの
感想・意見
- 第2日 1日目のふりかえり
課題の軸分け
グループワーク
感想

成果品リスト:

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
(2)データからわかること
(3)ブレイン・ストーミング「もっと良くしたいこと／この町に足りないもの」
(4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1日目のふりかえり(分類の確認)
(2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)
(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)
(4)感想

井地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (地域での所属、良いところ)

	所属	役割	井地区の良いところ
1	上町自治会	自治会長・自治連会長	スーパーや医院が近くにあり 住環境が良い
2	西新町自治会長	町内のまとめ役	生活に便利なスーパー、病 院、学校等が近い。道路整備 がよい。
3	門井2 目	自治会長	人々がやさしい(話し合いが できる)
4	田町	自治会長、井地区防犯推進・ 支部長	生活に便利・住みやすい
5	民生児童委員、西部地区 会長	地域に住まわれる高齢者・障害 者等の相談、手続き等の手助け	公民館との連携、自治会との 連携等お互いの連携が取れ ている?
6	西部地区民生委員	困りごと相談を目指しています	若さを感じる、身近さ、親しみ やすさ
7	行田市民生・児童委員協 議会	地域住民の立場にたち心配事の 相談や情報の伝達を行う	駅に近く、公民館活動や 田 自治会活動が活発かな
8	井体協	体協会長(生涯スポーツとして 井住民の方に推進していく)	交通の便がよい・新しい事を 取り入れられる(旧住民と新 住民がとけあっている)
9	交通安全協会	支部長	交通事 の少ない街、安心 安全な街を目指す
10	交通安全協会	評議員	静かなのでゆっくり られま す
11	大学 社会福祉学部 社会福祉法人	学生 ケアマネージャー	道がない
12	西部第5分団	分団長	住環境が良い、比較的火事 が少ない
13	井公民館	館長	行田駅を窓口にして、全国か らこの地に住み、発想等も新 しくコミュニティがうけられる
14	井公民館	生涯学習推進員	交通の便がよい。買い物・病

		各種事業等(学級・講座・大型)	院(歩いて行ける範囲にある)
15	地域包括支援センター	社会福祉士(相談援助)	商店が多く住みやすい
16	行財政改革審議官	行政財政の見直しを女性の視点から行い、市長に提言する	生活に利便である
17	行田市地域福祉計画策定委員会	委員長	地域住民の交流がさかん
18	市役所保健センター	健康づくり	交通の便が良い・生活に必要な物がそろっている・地域の皆さんがしっかりしている
19	市役所商工観光課		
20	市役所保険年金課		
21	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	生活が便利な地域
22	市役所福祉課	地域福祉計画担当	活気がある
23	市役所福祉課	ふくし総合窓口	交通の便が良く生活しやすい
24	社会福祉協議会	総務経理	交通
25	社会福祉協議会地域福祉	地域福祉の推進	生活環境が整っている

(2) データからわかること

【人口・世帯】

- ・ 人口は多い
- ・ 人口は増加している
- ・ 人口は増加(約 11)
- ・ 人口がコンスタントに増えている
- ・ 世帯数増加(20 以上)
- ・ 世帯人数は少ない
- ・ 高齢化率が低い
- ・ 高齢化率は低いですが、今後は高くなっていく
- ・ 高齢化率は低いですが、数年後は非常に高い水準になる
- ・ 一人暮らしの高齢者が多い
- ・ 一人暮らし高齢者の率が高い
- ・ 65 歳以上の単身生活者が多い

【子供】

- ・ 保育園、幼稚園が足りない

【老人クラブ】

- ・ 老人クラブの数が少ない

【その他】

- ・ 行政区割りを見直すべき
- ・ 面積が一番小さい(1.4)

(3)ブレイン・ストーミング

「もっと良くしたいこと」	「このまちに足りないもの」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供がもっと増えると良い ・ 伝統や文化を伝える取り組み(夏祭りや つき) ・ 検診の充実をすると良い ・ 市の情報を伝える仕組み(市報、回覧以外) ・ 市役所には行きづらい(公民館で出張所?) ・ 世代間の交流 ・ 子供同士の間でも異年齢の交流が少ない ・ 一声運動(声かけ) ・ 高齢者が外出(買い物など)しやすいよう、歩道の段をなくす ・ 各種諸団体とのコミュニケーション(情報交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスはあるけれどPRが足りない(土日開庁、ネット、子育てサービスなど) ・ 環境整備(インフラ) ・ 学童保育が充実すると良い ・ 産婦人科が少ない、充実すると良い ・ 保育園がもっとあると良い ・ 子育てサロン ・ 高齢者の足 ・ バスの乗り継ぎ ・ 公共施設(集会所)が各町内に欲しい(特に、高齢者が行きやすいようになる) ・ 高齢者の福祉施設 ・ ボランティアをやる方が少ない ・ 地域住民のゆるやかなつながり ・ 災害等防災マップの作成 ・ 災害時の支援 ・ 生きがい(やりがい)のある活動を・・・ ・ 集える場所 ・ 世代間の交流が少ない ・ 団体間のネットワーク(協働) ・ 昔遊びなどの伝承 ・ 定期的な会議の開催

【防災】

- ・ 災害等防災マップの作成
- ・ 災害時の支援

【ボランティア】

- ・ ボランティアをやる方が少ない
- ・ いきがい(やりがい)のある活動を・・・

【声かけ】

- ・一声運動(声かけ)

【健康づくり】

- ・検診の充実をすると良い

【医療】

- ・産婦人科が少ない、充実すると良い

【世代間の交流】

- ・伝統や文化を伝える取り組み(夏まつりや つき)
- ・世代間の交流
- ・子供同志の間でも異年齢の交流が少ない
- ・世代間の交流が少ない

【伝承の継承】

- ・昔遊びなどの伝承

【子供】

- ・子供がもっと増えると良い
- ・学童保育が充実すると良い
- ・保育園がもっとあると良い
- ・子育てサロン

【ゆるやかなつながり】

- ・地域住民のゆるやかなつながり

【団体間のネットワーク】

- ・団体間のネットワーク(協働)
- ・定期的な会議の開催
- ・各種の諸団体とのコミュニケーション(情報交換)

【情報の伝達】

- ・市の情報を伝える仕組み(市報、回覧以外)

【環境整備】

- ・市役所には行きづらい(公民館で出張所?)
- ・サービスはあるけど PR が足りない(土日開庁、ネット、子育てサービスなど)
- ・高齢者の足
- ・バスの乗り継ぎ
- ・環境整備(インフラ)

【施設】

- ・高齢者福祉施設
- ・公共施設(集会所)が各町内にほしい(特に、高齢者が行きやすいようになる)

【集える場所】

- ・集える場所

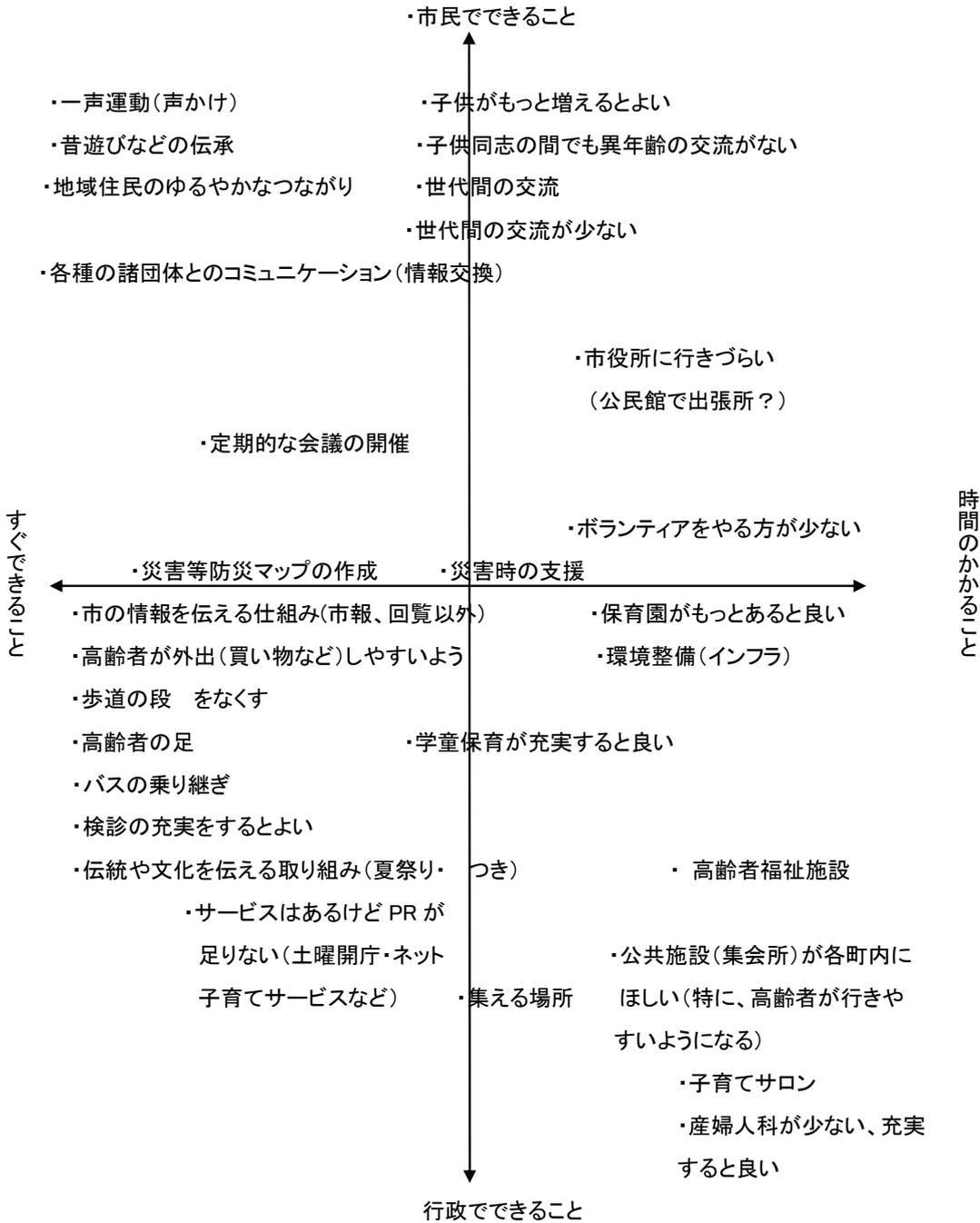
(4)ワークショップの感想・意見

- ・勉強になりました。今後ともよろしく！！
- ・幅広い厚みのある意見がたくさん出てすばらしかった。
- ・活発な意見交換ができたのはよかった。
- ・地域の方々の意見を聞くことができ、参考になりました。
- ・さまざまな意見が出てよかった。
- ・諸団体の代表とフリートーキングをして一つのことをまとめる機会は大変重要なことだと感じた。
今後も続けて欲しい。
- ・みんなで話し合っているいろいろな意見が出た。楽しい2時間でした。
- ・Q 的に進めたこと。現状確認ができ皆が確認、統一したこと。
- ・新しい試みとして、この方法は大変良かった。
- ・ミーティングの方法が良かった。どんな切り口から進めていくのかが関心だったので、さすがに意見が多く参考になった。
- ・日ごろの事項を体系化して、非常に理解できました。
- ・実施をすることは前進、郷土も話の中で育つと思いました。
- ・進め方が良かった。わかりやすかった。意見が出しやすかった。
- ・大変会議の進行がためになりました。時間が足りない感じもしました。これからの 井地区を住みやすくするためにどうしたらよいか考えるきっかけになりました。
- ・地域が良くなるための意見がたくさん出てとてもよかったと思いました。
- ・今回の会合は、非常に良かった。地域のためにこれからもこのような会合が必要だと思う。
- ・各種団体役員と話し合えて大変勉強になった。良好です。
- ・勉強のつもりで参加しましたが、い意見を 聴し、参加してよかった。

井地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1) 1日目の振り返り (分類の確認)

(2) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)



(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれて話し合う)

A グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
災害時の支援	災害等防災マップの作成 (自治会版)	自主防災会 元気な高齢者 消防団 民生委員 消防のレディース隊 水防団	危険 所のチェック ・ が降ると水があふれる ・町角消火器・消火 のある場所 ・井戸のある場所 ・高台(避難場所)
	要支援者のリスト作り 要支援者の確認	民生児童委員 自治会(班長) 近所の人	情報提供 支援者のチーム作り 情報の取りまとめ(見直し) 見守り・声かけ
	子供を守る仕組み作り	子供(会) 育成会 PTA	見守り・声かけ
各種の諸団体とのコミュニケーション(情報交換) 団体間のネットワーク(協働) 地域住民のゆるやかなつながり	定期的な会議の開催 会合を持つ 地域の問題点をテーマとする 地域問題の洗い出し お互いの活動を知る お祭り 体育祭	女性部 自治会 衛生協力会 体育協会 老人会 消防団 公民館(クラブ) 交通安全協会 民生児童委員 学校応援団 ソフトボール協議会 クラブ団体 防犯協会 小・中学校(PTA)	情報伝達の仕組みづくり 地域の情報を提供する(防災など) 場所の確保 自分たちの活動をまとめた資料を作る

グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
世代間の交流が少ない 世代間交流	一 掃の参加 自治会と子供会で公園の掃 管理	自治会 女性部 老人会 いきいきサロン 児童会	広報 ゴミの管理(処分) 参加
	伝統のお祭りを通して！	自治会 老人会 子	PR 企画・実施
	体育祭	体協 自治会 スポーツ団体 子供会	募集 周知 企画 地域の人々がいきがいを持てるこ とが大切
	顔見知りになる機会を増やす それを底辺で支える 小さい単位で近くで集まる場所の提供 近所の家でのお茶のみのかわりになるような場所 茶店感覚？ 空き店 活用による場所の確保(田の事例) 近所の人少し弱い方を誘って連れて行ってくれる		

(4)感想

- ・地域の実情を考える良い機会になった。
- ・意識も高く、活発で具体的な意見が多く大変よかった。
- ・新しいやり方でよかったと思う。これからどうまとめて行くのか？が問題だ！！
- ・話し合った内容のまとめが、今後の活動に 現化できるよう、地域と行政で工夫しながら早期に進めて行きたいと思いました。
- ・意見を出し合うことはよいことです。2 日目は、難しかったけれど、大変今後の参考になりました。
- ・初めてのワークショップ形式の会議で、大変参考になりました。この地区が更によくなることに協力したいと思います。
- ・雑ぱく的でポイントがしぼれてない。
- ・参加して、少しでも自分に知恵がわきました。ありがとうございます。
- ・近所の交流を深めることが、地域の交流につながるけど、そのことの大変さを感じました。

- ・2日間ありがとうございました。皆様の意見をたくさん聞くことができ、とても参考になりました。これからよろしくお願いします。
- ・地域のささえあいのしくみが、地域住民によりできるようになる気がしました。
- ・会議の進め方が参考になりました。自分の地域でも井地区が住み良い所となるよう考える機会にもなりました。このような機会がまた開催されればと思います。
- ・みんなで、ワイワイ、ヤヤやることが出来、意見が多く出た。大変良かったです。今後もやってください。
- ・有意義な会合だと思う。これを行政福祉計画に生かして欲しい。
- ・このミーティングは、大変地域の役に立ったと思う。
- ・困難ではあるが、地域住民のつながりに必要を感じた。
- ・2日間たいへん有意義な時間をもつことが出来ました。地域福祉展開に向けての住民の組織化について、多少イメージがつかみづらく雑ぱくとしたディスカッションになってしまった部分があったかと思います。将来的なイメージがつかみやすい様、視聴覚教材も取り入れていかれるともっと具体的になるのではと感じました。

下忍地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月21日(水)、2月25日(水) 午前9時30分から11時30分

場所:下忍公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 データから分かること
 このまちに足りない・もっと良くしたいこと
 感想・意見
- 第2日 1回目の振り返り
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)「データからわかること」
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」
 (4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1回目の振り返り (分類の確認・追加意見)
 (2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて
 分類)
 (3)グループワーク (地域でできること、何ができるか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

下忍地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者の自己紹介

	名前	所属	役割	下忍の良いところ
1	章	根自治会	自治会長 (防犯・道路治水)	団結力((結 力で物事に取組める))
2	野川 治	下忍上分自治会	自治会長	協調性が良い
3	原 弘子	上・下忍団地 民生委員	児童・高齢者の福祉	まとまりがよい・小学校があるのがよい ((団地のことがわからないので、それについても考えなければならない))
4	深作 好子	民生委員	下忍地区担当	静かな 緑多い自然豊かな所ですので、皆さんが明るくてゆったりと生活できている場所
5	荒井 子	小学校役員	予算会計部(資源 回収)	話し好き
6	福 照三	自治会	衛生協力会	緑多く静かな田園地帯((住みよいまちを目指したい))
7	田美 代	幼児教室	指導員	地域のつながりが深い
8	森下	食改の理事 下忍地区料理クラブ	行田市食改	皆((地域))まとまりがあるところ
9	木村 直子	行田市地域包括支援 センター	保健師	節の移り変わりが で感じられる
10	安野 雅明	下忍公民館	館長	公民館の行事や講座・学級等に積極的に参加してくれる地区
11	本 広	市役所福祉課	トータルサポート	落ちついたまち(環境)
12	梅 志	市役所福祉課	障害福祉担当	環境が良い・文化遺産に近い 交通状況が良い・緑道に近い ((変化のあるまち))
13	前 伸行	市役所環境課	主査	田んぼが多いところ((自然が豊か))
14	森 一	市役所福祉課	地域福祉計画担当	駅に近い((交通の便が良い))
15	野村 政子	市役所福祉課	ふくし総合窓口	自然がありゆったりした雰囲気

16	川	社会福祉協議会	地域福祉の推進	緑道がある((人が集える))
17	原 成弘	社会福祉協議会 会館福祉係	行田市総合福祉会館 の施設管理・館内の 事業運営	田園風景が多くのだかで散歩のできる緑道 もあって落ち着く

(2) データから分かること

- ・ 人口は増加している。
- ・ 外なのに人口が減っていない。(駅が近いためか)
- ・ 1人暮らし高齢者が少ない。3.74%
- ・ 児童数も減ることなく 持っている。
- ・ 高齢者が少ない(後継ぎが心配)
- ・ いきいきサロンが少ない
- ・ 老人クラブが少ない。
- ・ 保育園・幼稚園がない。

(3) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りない」	「もっと良くしたい」
<p>【グループ】</p> <p>ゴミ集積所(高齢者のゴミ出し)</p> <p>お店が少ない</p> <p>病院</p> <p>楽施設</p> <p>子供の遊び場(公園)</p> <p>コンビニエンスストアが欲しい</p> <p>交流の場が欲しい 建物・組織((集会所等))</p> <p>公共の施設(高齢者の施設など)</p> <p>農業を継ぐ人がいない</p> <p>高齢者の医療費を安くして欲しい</p> <p>コンビニエンスストア</p> <p>買い物する場所が少ない</p> <p>【個人】</p> <p>既存施設の活用(今後学校統合による空学校の活用)</p>	<p>【グループ】</p> <p>学校の活用((空教室を利用して高齢者と子供の交流の場))</p> <p>空き教室を利用(世代間交流)</p> <p>環バスの活用</p> <p>公民館活動新メンバーの発掘</p> <p>交通安全対策</p> <p>信号の設置</p> <p>公民館を拠点とした自治会や民生委員など団体同士の交流があるとよい</p> <p>公民館の施設を大きくして欲しい(人が集まるには狭い)</p> <p>子どもの育成のための家庭・学校・地域の連携を強めたい</p> <p>【個人】</p> <p>高齢者世帯への手伝い(ボランティア)</p>

	<p>中学生・高校生のボランティア</p> <p>女性部結成</p> <p>体育館を利用して高齢者の体カづくり</p> <p>通学道路補修 急に！</p> <p>地域の方が参加できる行事をもつ</p> <p>核家族が多い・高齢者と子供のふれ合いの場が増えたらよい</p> <p>市会議がない</p> <p>公民館の充実・世代を超えた交流の場</p> <p>昔ながらの手作り料理や 物一品を持ち寄り、食べながらお互いの知恵を話し聞き、今日は明るく楽しくすごせた</p> <p>小さい場所でのよいので誰かが立ち上げて参加していくと良いと思う。</p>
--	---

【生活環境】

コンビニエンスストア

コンビニエンスストアが欲しい

買い物する場所が少ない

お店が少ない

交通安全対策

信号の設置

【公共施設】

公共施設(高齢者の施設など)

既存施設の利用(今後学校統合による空学校の活用)

楽施設

病院

子供の遊び場(公園)

公民館の施設を大きくして欲しい(人が集まるには狭い)

公民館の充実・世代を超えた交流の場

公民館を拠点とした自治会や民生委員など団体同士の交流があるとよい

公民館活動新メンバーの発掘

【交 流】

学校の活用((空教室を利用して高齢者と子供の交流の場))

空き教室を利用(世代間交流)

子どもの育成のための家庭・学校・地域の連携を強めたい

交流の場が欲しい 建物・組織((集会所等))

【ボランティア】

高齢者世帯への手伝い(ボランティア)

中学生・高校生のボランティア

【高齢者の健康】

体育館を利用して高齢者の体力づくり

高齢者の医療費を安くして欲しい

【ふれあい】

女性部結成

地域の方が参加できる行事をもつ

昔ながらの手作り料理や 物一品を持ち寄り、食べながらお互いの知恵を話し聞き、今日は明るく楽しく
すごせた小さい場所でのよいので誰かが立ち上げて参加していくと良いと思う。

【行政とのパイプ】

市会議がない

【農 業】

農業を継ぐ人がいない

(4) ワークショップの印象・コメント

- ・ いろんな立場の方からいろんな意見を聞いてよかったです。
- ・ 地域を見なおすことができた。
- ・ 地区に住まわれる方が同じ意見であると思いました。
- ・ 下忍地区の人のつながりの強さを感じました。
- ・ 楽しい感じでした。
- ・ 参考になりました。
- ・ 下忍の良いところ、たりないこと改めて考えさせていただき勉強になりました。ありがとうございます。
- ・ 大勢の人が意見を出し合い、充実したミーティングだった。
- ・ 地域の実情がわかり、下忍地区に興味がわきました。地域を大切に思っている気持ちが伝わってきました。
- ・ 行政との交流ができた。今後もこの様な催し しくお願い致します。
- ・ 支えあいミイテングとで参加させて頂きましたが、これからも自分なりに考えやらせていただきます。
- ・ 地域のことを多方面から考える機会がもてて有意義だった。
- ・ 日頃考えることがあまりない問題ばかりでおもしろかった。
- ・ 下忍地区の皆さんのかかえている課題等が分かりました。

下忍地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(5)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加
《新たに追加されたカード》

【子ども】

- ・ 幼稚園が遠い、足りない
- ・ 子どもの防犯、見守りが必要
- ・ 登下校の見守り
- ・ 児童の放課後などの活動への地域の皆さんの支援

【公共施設】

- ・ 病院が遠い

【生活環境】

- ・ 交通事 防止のため信号設置
- ・ バス(駅への交通手段)
- ・ 高齢者の買い物の足

【高齢者の健康】

- ・ 子どもとふれあう高齢者が限られているため、広く高齢者がふれあえれば
- ・ 高齢者の閉じこもり防止
- ・ 高齢者への声かけ

(2) 課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)

		市民でできること			
すぐできること	<ul style="list-style-type: none"> 昔ながらの手作り料理や 物一品を持ちより、食べながらお互いの知恵を話し聞き、今日は明るく楽しく過ごせた 小さい場所でのよいのでなたか立ち上げて参加していくとよいと思う 核家族が多いため、高齢者と子供たちとのふれあいの場がふえたらいいな 登下校の見守り 子どもの防犯、見守りが必要 高齢者世帯への手伝い(ボランティア) 高齢者の買い物足 児童の放課後などの活動への地域の皆さんの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生、高校生のボランティア 女性部結成 地域の方が参加できる行事をもつ 子どもとふれあう高齢者が限られているため、広く高齢者がふれあえれば 体育館を利用して高齢者の体力作り 高齢者の閉じこもり防止 高齢者への声かけ 公民館を拠点として、自治会や民生委員など団体同士の交流があるとよい 公民館の充実、世代を超えた交流の場 公民館活動の新メンバーの発掘 	<ul style="list-style-type: none"> 農業を継ぐ人がいない 市会議がいません コンビニエンスストア 買い物する場所がない コンビニエンスストアが欲しい お店が少ない 	時間	かかる
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療費を安くして欲しい 子供の育成のため、家庭・学校・地域の連携を強めたい <ul style="list-style-type: none"> 学校の活用 空き教室を利用(世代間交流) バス(駅への交通手段) 環バスの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 病院 子供の遊び場(公園) 交通安全対策 信号の設置 交通事 防止のため 信号設置 病院が遠い 公共の施設(高齢者の施設など) 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園が遠い、足りない 道路を してほしい 通学路補修 急に! 公民館の設備を大きくしてほしい 人が集まるには狭い(ス ース) 既存施設の利用 楽施設 交流の場が欲しい(建物、組織) 	時間	かかる
		行政でできること			

(3)グループワーク（地域でできること、何ができるか、班に分かれて話し合う）

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> 公民館の充実、世代を超えた交流の場 公民館活動の新メンバーの発掘 交流の場が欲しい(建物、組織) 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな団体をまとめる仕組みづくり 企画 見直し 文化祭 敬老会 体育祭 納涼祭 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 自治会 PTA 民生委員 育成会 体協 公民館クラブ 老人会 小学校 消防団 	<ul style="list-style-type: none"> 場所の提供 周知、呼びかけ 資料作り 参加、協力 参加者の意見を聞く 若者の参加促進
<ul style="list-style-type: none"> 登下校の見守り 子供の防犯、見守りが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 迎え当番 特に1年生 当番制をつくる 地下道を境に担当を分ける 地域を巻き込む 目印をつくる(帽子・ジャンパーなど) 見守りを通じて世代間交流 顔見知りになる 意のできる関係づくり 助けての言える関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 高齢者 日中家に居る人 民生委員 小学生 自治会見守り隊 PTAのO 	<ul style="list-style-type: none"> 帰りの時間の連絡 一緒に帰ってくる 地域に必要とされる 自分の健康づくり ボケの防止 活動に楽しみをもたせる
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世帯への手伝い(ボランティア) 高齢者の買い物足の足 	<ul style="list-style-type: none"> NPOの立ち上げ 高齢者の買物の代行 ごみ集積所(高齢者のごみ出し) 	<ul style="list-style-type: none"> NPO 自治会 民生委員 自治会(班、組) 地域包括支援センター 老人会 	<ul style="list-style-type: none"> 実施 NPOへの協力 制度の紹介、呼びかけ 御用聞き ゴミ出し 見守り、安否確認 相談窓口 福祉サービス紹介
<ul style="list-style-type: none"> 児童の放課後などの活動への地域の皆さんの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校外での子供との関わり ふれあいの目的を理解する 放課後の体育館利用 顔見知りになる 公民館の利用 帰り道の安全確保 体力測定を通して高齢者とのふれあい 交流を通じて高齢者の特性を理解させる 特色ある学校づくりを地域で行う 	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ 高齢者 女性部 学校 自治会 日中散歩をしている人 小学生 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援 施設利用の可 散歩コースに学校を入れる ボランティア 家庭の中で話しをするパンフレットなどで周知する(公民館だよりe)

(4)感想

- ・ 2日間を通して自分たちの地域をよくしていこうという意気込みを強く感じました。
- ・ みなさんで知恵を出し合えば困ったことも何とかなる事に変えられると感じました。
- ・ いろいろ考えることができ良かったと思います。これからみんなが思っていることをどう行動するかが難しい。
- ・ 改めて下忍地区のことを考えました。社協の方、福祉課の方ありがとうございました。
- ・ 比較的小さい地域であり、まとまりがあると感じた。これから支え合いの活動が活発になることを期待します。
- ・ 2回で終了にしないで今後もお願いします。ありがとうございます。
- ・ すばらしいアイデアが出て、楽しいミーティングでした。
- ・ 高齢者も地域に参加できるこれからの生きがい等、話し合えて良かったと思います。
- ・ 地域でできることを考えることができた。
- ・ すぐにでも活動できそうな話し合いができた。
- ・ 前回のミーティングで福祉課の方、地域の皆様の色々な言葉が聞けたこと、良かったと思います。まだまだ課題も多くあると思いますが、支えあいミーティングに参加させて頂きありがとうございました。

田公民館地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月21日(水)、2月25日(水) 午後2時~4時

場所: 田公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

第1日 ワークショップ参加者自己紹介

データからわかること

もっと良くしたいこと/この町に足りないもの/自分たちでできること

感想・意見

第2日 1日目のふりかえり

課題の軸分け

グループワーク

感想

成果品リスト:

第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)

(2)データからわかること

(3)ブレイン・ストーミング「もっと良くしたいこと/この町に足りないもの/自分たちでできること」

(4)ワークショップの感想・意見

第2日 (1)1日目のふりかえり(分類の確認)(補足事項や追加意見)

(2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)

(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)

(4)感想

田地区ワークショップ結果

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト（地域での所属、良いところ）

	所属	役割	地域の良いところ
1	田自治連	原中央自治会長	古墳の多いところ
2	田自治連	自治会長	文化財あり(室など)
3	JAほくさい 田支店	支店長	伝統がある
4	田体協	会長	いろいろな催し物に参加
5	下須戸	民生・児童委員	静か
6	行田市地域包括支援センター 緑風園	高齢者の方を中心とした相談窓口	地域の方同士の がりがある
7	田北 寿会	会長	水田風景
8	介護施設ふみゆ行田	事務、ボランティア友の会代表	顔見知りが多い。声掛けしやすい。暖かい。
9	原町東部自治会	民生・児童委員	古墳があること
10	地域の見守り	いきいきサロン関係者	地域の人たちがよく話をする
11	田西小	PTA副会長	地域が協力的。古代蓮の里。行動的。
12	田商 会(会長代理)	商店会会員	自治会を中心に祭り等
13	自主防犯活動関係	交通防犯防災	楽しく、仲良く、ありがとう
14	田西小	職員	古代蓮の里。田んぼが広い。見沼代用水。工業団地。学校に協力的。地域の団体等組織がしっかり。
15	田中	PTA会長	
16	田西小	教頭	
17	田西小	PTA副会長	

18	社会福祉協議会	機能回 訓練	
19	保健センター	健康づくり	近隣との がりがありそう
20	防災安全課	防災業務	住環境が良い
21	福祉課	社会福祉担当	まとまりが良い
22	市役所福祉課	トータルサポート	緑がきれいな環境
23	市役所福祉課	地域福祉計画	地域の結びつき
24	福祉課	ふくし総合窓口	世代間の交流、まとまり
25	社会福祉協議会	総務経理	蓮まつりの開催
26	社会福祉協議会在宅福祉係	居宅介護支援在宅福祉事業(車イス、ベット 出家事援助サービス	古代蓮の里。蓮まつり。すばらしい行事や施設がある。

※は、2日目のみ参加いただいた方。

(2) データからわかること

【人口・世帯】

- ・ 人口が減っているが、世帯数が増加
- ・ 人口が減っている
- ・ 地区により人口の がある
- ・ 高齢化率(21.43%)は中間
- ・ 一人暮らし、高齢者が多い(比率は、市の中では平均だが)
- ・ 世帯数は増えている
- ・ 高齢化率は、市平均と同じくらい
- ・ 外国人の方も多く、 け込んでいる様子が見受けられる
- ・ 家族と暮らしている高齢者が多い(一人暮らしの高齢者が少ない理由)
- ・ 若い世帯で働いている人が多い

【子供】

- ・ 子供の減少(通学班が編成できないほど)
- ・ 幼稚園がない
- ・ 保育園が2つある

【いきいきサロン・老人クラブ】

- ・ 老人クラブ、サロンの数が少ない
- ・ いきいきサロンの数が少ない
- ・ いきいきサロンがひとつしかない
- ・ いきいきサロンが少ないのは、いくつかの自治会で一緒に行事をする人が多いので自治会単独では作りにくい
- ・ サロンでなくても、同年輩の人同士の集まりもある(カラオケなど)
- ・ JAが協力的(いきいきサロンに)

【交通】

- ・ 交通の便が悪い(道路も悪い)

【環境】

- ・ お店が欲しい(食料品、日用品)

(3) プレイン・ストーミング

「もっと良くしたいこと」	「このまちに足りないもの」	「自分たちでできること」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 古代蓮の売店に色々なものがあるとよい ・ 通学路が整備されていない ・ あいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の足がない ・ スーパーがない ・ 災害のときに地区の各組織が協力できる体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体の助け合い ・ 頼みやすい、頼まれやすい環境づくり ・ われる事をする

<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール(防犯・防災) ・学校応援団の取り組みを更に応援 ・バリアフリー(道路・歩道の側が高くなっている、がある、平らでない) ・道路整備(字の整備) ・交通の便が悪い ・バスの本数が少ない ・駅やバス停が遠いため送迎サービスがあると良い ・八幡山古墳等の案内をもっと欲しい ・さきたま古墳とつなげてPRできるとよい ・近くに意見を言える場を作る ・社会 仕する人間を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を支える人が不足している ・交通の便 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者宅の 付けの手伝い ・高齢者宅のごみをボランティアで処分するときの費用の問題 ・近所の がりをもっと深める ・防犯・防災・交通はひとつ(続けることが大事)
--	--	--

【防犯・防災】

- ・防犯・防災・交通はひとつ(続けることが大事)
- ・パトロール(防犯・防災)
- ・学校応援団の取り組みを更に応援

【観光】

- ・古代蓮の売店に色々なものがあるとよい
- ・八幡山古墳等の案内をもっと欲しい
- ・さきたま古墳とつなげてPRできるとよい

【交通の便】

- ・高齢者の足がない
- ・交通の便が悪い(2件)
- ・ の本数が少ない
- ・通学路が整備されていない

【環境整備】

- ・駅やバス停が遠いため送迎サービスがあると良い
- ・バリアフリー(道路・歩道の側が高くなっている、がある、平らでない)
- ・道路整備(字の整備)
- ・スーパーがない

【人材】

- ・地域を支える人が不足している
- ・近くに意見を言える場を作る
- ・社会 仕する人間を育成

【地域コミュニティ】

- ・頼みやすい、頼まれやすい環境づくり
- ・ われる事をする

【連携ネットワーク】

- ・災害のときに地区の各組織が協力できる体制
- ・近所の がりをもっと深める
- ・地域全体の助け合い

【ふれあい】

- ・あいさつ

【ボランティア】

- ・高齢者宅の 付けの手伝い
- ・高齢者宅のごみをボランティアで処分するときの費用の問題

(4) ワークショップの感想・意見

- ・自分の町を良くするには大変難しいことに改めて感じました。
- ・話、問題点がまとまりづらかった。
- ・地域の方の生の声が聞けてよかった。
- ・自分に気づかない項目もいろいろありました。
- ・同年代の者、(近隣)同志ものの考え方の基準を同じくして助け合いながら自立生活をしたいと願います。
- ・地区に対する情熱が感じられた。
- ・様々な立場の皆さんが集まって有意義な場だった。
- ・大変に学ぶことができました。
- ・地域に関わる多様な皆さんが集まり、互いの意見や考え方が分かる良い機会だった。
- ・ 田地区は色々な活動が活発だと思いました。
- ・色々な意見が聞けて面白かった。
- ・色々な立場の方の集まりでたくさんの意見が聞けたのが良かったです。
- ・地域を良くすること、良くしていくこと、色々出て 田の人たちが住みやすい地域になって行くように心がけていくことです。次の機会に話し合いで結果が出ると良いと思います。
- ・色々な角度からみると場所、人などの良いところ、悪いところ、見えないところが見えてくる。
- ・多くの意見が出て良い、時間配分は難しい。
- ・立場の違う方との話し合いができて良かったと思います。

田公民館地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(6)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加

《新たに追加されたカード》

【地域コミュニティー】

- ・ 地域のことをよく知る
- ・ 住民の方との話し合い

【ふれあい】

- ・ 大人から大人の声かけ
→大人から子供へ聞こえるようにあいさつ
- ・ 世代間の交流があるとよい
- ・ イベントを増やす

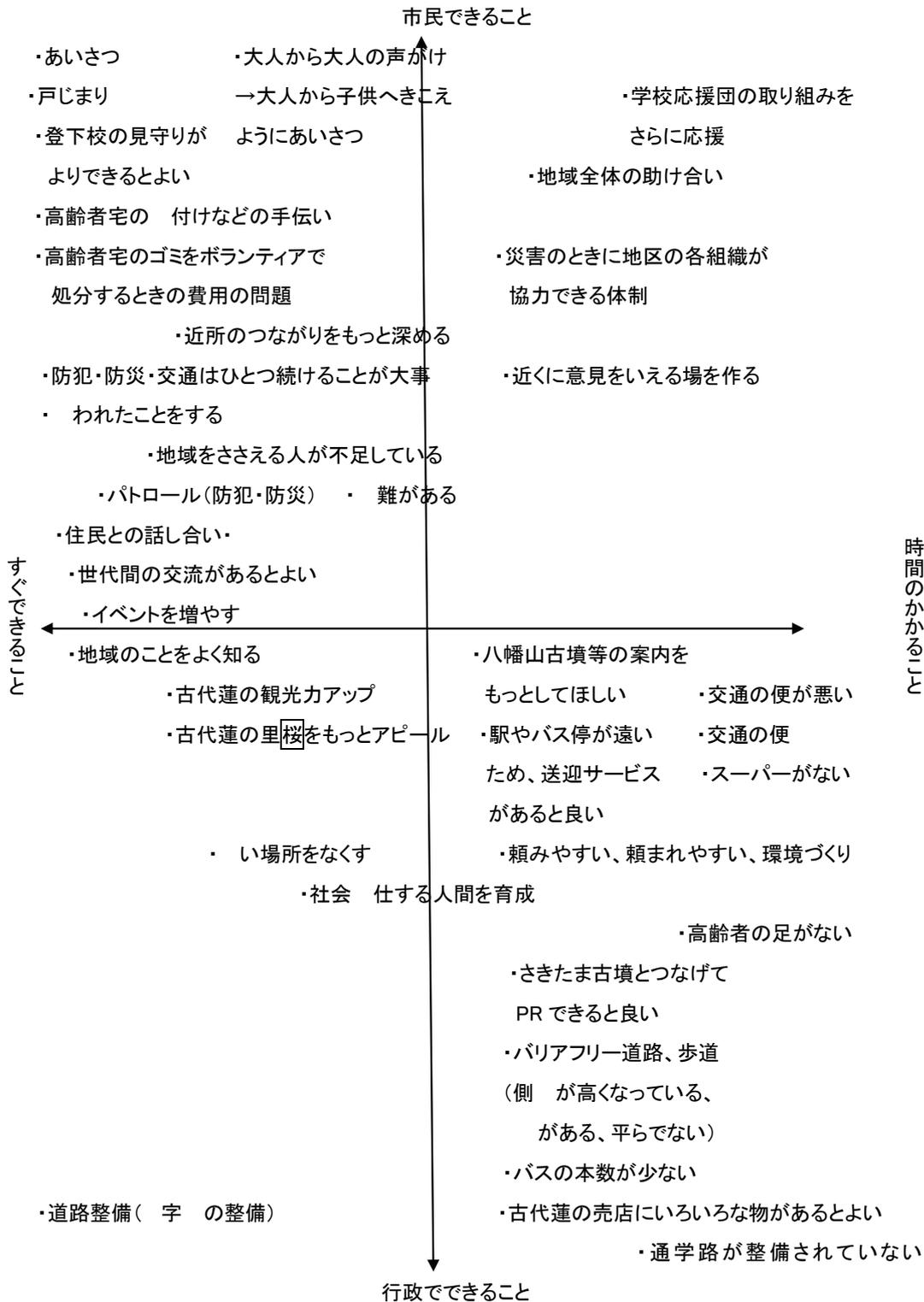
【防犯・防災】

- ・ 暗い場所をなくす
- ・ 戸じまり
- ・ 盗難がある
- ・ 登下校の見守りがよりできるとよい

【観光】

- ・ 古代蓮の観光力アップ
- ・ 古代蓮の里桜をもっとアピール

(2) 課題の軸分け ((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)



(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれて話し合う)

A グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
高齢者宅の 付けなどの手伝い	信頼関係をきずく 低 ができる有償ボランティア	隣近所 民生委員	コーディネートする人へ知らせる (つなぎをする)
高齢者宅のゴミをボランティアで処分するときの費用の問題	民生委員を中心として仲間をつくる	各種団体の役員 相談協力員 団塊の世代	しくみについて協力して考える 組織をつくる

グループ

取り組み	地域でできること	協力者	役割
戸じまり 難がある	呼びかけ 留守にする時鍵の確認 危機感を持ってもらう 防犯講習(他のイベントに合わせて) 見回り 防犯意識を育てる教育 あいさつ	防犯パトロール隊 隣近所 警察 市役所防災安全課 一個人 学校 自治会	あいさつがわりに確認 指導

(4)感想

- ・2日間大変にお世話になりました。よく学びました。
- ・地域内でも色々な問題があるものと思った。
- ・各団体長とお話し合いが出来て良かった。
- ・多くの話しの内で出来ることをして地域の発展に協力したい。
- ・多方面からの話し合いができたと思う。
- ・地域の課題について学ぶことが出来ました。
- ・多くの方の意見を えて参考になりました。
- ・大変参考になりました。できれば、中学校生などに、このミーティングをやってもらいたい。
- ・大田地区でのいろいろな課題が分かり、また、1つの課題について深く考え合ったのは、有意義であった。
- ・いろいろな立場の方々との会合は、とても参考になり良かったです。何の課題であり、横(個人)のつながりが大切だと思いました。そして、行政と民間とのつながりをもっと くしていけばいいな…と感じました。
- ・1つの課題でも、さまざまな意見があり、勉強になりました。
- ・実行がむずかしい所、自分の分度のレベルを考える、いい意見参考になりました。
- ・2回目の課題に分けて細かくできる事の話し合いがむずかしかったです。初めてのミーティングに参加して大変勉強になりました。
- ・有意義な2日間のミーティングでした。課題をしぼって えるともっと意見が出たのでは。
- ・私はまさに団塊の世代。今は仕事をしていますが、数年したら時間が出来ると思います。これから、いろいろな方のケースに出会うことと思い、その毎に考えていくことでしょう。2日間学んだことを基礎として、助け合いの輪を広げ、実践してゆきたい。近隣の方の啓蒙活動もしたいと思います。その為には、自分の人柄を かねばと思います。

地域文化センター地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月22日(木)、2月26日(木) 午前9時30分～11時30分

場所:地域文化センター

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 データから分かること
 このまちに足りない・もっと良くしたいこと・自分たちにできること
 感想・意見
- 第2日 1日目のふりかえり
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)データから分かること
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りない」「もっと良くしたい」「自分たちにできること」
 (4)感想・意見
- 第2日 (1)1日目のふりかえり(分類の確認)
 (2)課題の軸分け(地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)
 (3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

地域文化センター地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者の自己紹介

	所属	役割	田の良いところ
1	真名板自治会	会長	家族的な結びつきがあります((人の結びつきが強い))
2	間自治会	自治会長	連帯感が強い
3	真名板女性部副部長	地域の仕事の手伝い	さあ、たくさんあってひと言では・・・
4	田保育園	福祉施設長	住民同士が顔見知り
5	民生児童委員	児童部会	住みやすく助け合う気持ちの人が多い
6	民生児童委員	主任児童委員	地域の人があたたかい((良い意味で変わらない地域))
7	関根地区住人	地文 芸クラブ員 保育園 芸教室手伝い ふあみいゆ 習字教室 手伝い	何か活動する時には協力的である
8	自治会役員など	自治会会計 薬師 活動 ゴルフクラブ幹事	いろいろな施設 公共・寺院・史跡・水田 ((自然災害もなく住みよい))
9	地域文化センター	運営委員長	努力・頑張ること((保育園・特別養護老人ホーム・ナイターのできる設備等環境に恵まれている、やりがいのある地域、伝統文化がある))
10	地域文化センター	副運営委員長	情にあつく気持ちが暖かい・一生命
11	地域文化センター	館長	文化センターと小学校の連携((他の地区からもたくさん子どもが集まる・やる気を見せると伝わる))
12	行田市地域包括支援センター緑風苑	田地区の高齢者を中心とした相談の担当	元気な高齢者の方が多い
13	市役所人権推進課	人権に関する事業	田園風景
14	行田市役所福祉課	障害福祉担当	環境が良い((あたたかい・コミュニケーションが取れている))
15	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	緑が多くゆったりした環境

16	市役所福祉課	地域福祉計画	地域の人の結びつき
17	社会福祉協議会	地域福祉の推進	のどかな田園風景
18	社会福祉協議会 会館福祉係	総合福社会館の 管理・運営など	田園風景が多くのだか・古代蓮の里があり 観光地として有名

(2)データから分かること

【いきいきサロン・老人クラブ】

- ・ 老人クラブ、いきいきサロンが少ない
- ・ 老人クラブが少ない
- ・ いきいきサロンがない

((いきいきサロン等、地域の高齢者の多くが集まれる場所があるとよい))

【公民館】

- ・ 他の公民館と比べると利用者が多い

【子 供】

- ・ 小学校児童が少なくなる
- ・ 子どもが少ない
- ・ 養護施設がある(児童)
- ・ 児童数が減っている
- ・ 世代間交流が活発である

((養護施設を除くと乳幼児が少ない、保育園・小・中学校と地域のつながりが深い))

【人口・世帯】

- ・ 平成7年より人口が少なくなる
- ・ 人口は横ばい
- ・ 世帯数が増えている
- ・ 世帯数は増加
- ・ 新しい住民が増えている
- ・ 大きな変動はないが、やや減少気味
- ・ 市全体から見ると人口は下から3番目(約2000人)

【交 通】

- ・ 交通の便が良くなれば人口が増えるのでは
- ・ 車所有者は買い物等不便ではない
- ・ 病院は不便ではない 身近に身内がいるから

【その他】

- ・ 高校の数が少ない 中学校から進学が困るのでは

(3) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りない」	「もっと良くしたい」	「自分たちにできること」
<p>いきいきサロン等の交流の場 通院への交通手段 若い人の集まれる場所・活動 ゴミ回収の回数が少ない 若い世帯数を増やす政策 公共交通機関 お年寄りが見えるもの スーパーマーケット(交流スペースを持った) 新しく転入した住人に対する接し方が分からない</p>	<p>伝承文化を続けていく 地域活動に参加できない高齢者の掘り起こし 児童に対する防犯対策をもっとする 地区全体で子供達を見守る 地の利を活かす。水辺で子どもが遊べる 登下校の声かけ 子どもに話しかけが必要 高齢者への見守りどこまで入り込んでやったらいいか分からない 高齢者とのコミュニケーションが必要 地区のコミュニケーションが必要 ひとり暮らし高齢者の見守りの仕組みづくり 声かけ・見守り 力的な地域づくり ゴミ捨てのマナー</p>	<p>地域の行事に参加していく ゴミ出しのルールを守る 来やすい場所(地域文化センター)へ出かける コミュニケーション 話しかけ 仲間づくり 地域の活動に若い人が参加できるように 各戸の情報を共有する お祭り(薬師様)の活 朝市(薬師様) 街路の里親(管理)花いっぱい運動 地元の農産物を販売</p>

【集える場所】

若い人の集まれる場所・活動

【文化】

伝承文化を続けていく

【人口】

若い世帯数を増やす政策

【交通】

通院への交通手段

公共交通機関 お年寄りが見えるもの

【子供】

登下校の声かけ

子供に話しかけが必要

【お祭り・イベント】

お祭り(薬師様)の 活

朝市(薬師様)

地元の農産物を販売

地域の行事に参加していく

【高齢者】

いきいきサロン等交流の場

ひとり暮らし高齢者の見守りの仕組づくり

高齢者への見守りどこまで入り込んでやったらいいか分からない

高齢者とのコミュニケーションが必要

声かけ・見守り

地域活動に参加できない高齢者の掘り起こし

【環 境】

地の利を活かす。水辺で子どもが遊べる

力的な地域づくり

ゴミ捨てのマナー

ゴミ回収の回数が少ない

ゴミ出しのルールを守る

街路 の里親(管理)花いっぱい運動

【交 流】

地域の活動に若い人が参加できるよう各戸の情報を共有する

新しく転入した住人に対する接し方が分からない

コミュニケーション 話しかけ

仲間づくり

地区のコミュニケーションが必要

来やすい場所(地域文化センター)へ出かける

スーパーマーケット(交流ス ースを持った)

【防 犯】

児童に対する防犯対策をもつとする

地区全体で子供達を見守る

(4)ワークショップの印象・コメント

- ・ 楽しく話せた
- ・ 地域のことを改めて考えるのによい機会でした
- ・ 面白いところみだと思います
- ・ 建設的な意見が多く出ました
- ・ ミーティング有意義であった
- ・ 交流が深まり良かったです
- ・ 具体的な事業に結びつけば良いと思います
- ・ 地域の皆さんと楽しく話し合いができ良かったです
- ・ 他の人の発想・意見を聞くのは楽しかった
- ・ はじめはテーマに対してなんとなく 然としていましたが、最後のまとめで少し具体性が見えてきたように思います。大変勉強になりました
- ・ まとまりがよかった
- ・ つながりをもっと良くして、地区をよくしたいとみんな思っていると感じた
- ・ 大変勉強になりました。参加できて良かったです
- ・ 地域で生活する方々のコミュニケーションがよく楽しかったです
- ・ 大変参考になりました。今後の地域の活動を見直す機会とし、頑張ります
- ・ 各人が思っている意見を発表できて参考になりました

地域文化センター地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(1)1日目のふりかえり(分類の確認)

追加意見

【集まれる場所】

- ・若い人の集まれる場所、活動

【人口】

- ・若い世帯数を増やす対策
- ・農地から宅地になかなか手続きできないため人口が増えない

【文化】

- ・伝承文化を続けていく

【交通】

- ・病院への交通手段
- ・公共交通機関 お年寄りが見つかるもの

【子供】

- ・子供に話しかけが必要
- ・登下校の声かけ
- ・登下校の見守りをしてくれる人が少ない
- ・登下校の防犯をもっとする

【お祭りイベント】

- ・朝市がおこなわれれば地域の活性につながる

【高齢者】

- ・元気な高齢者が多い
- ・間地区以外の高齢者の参加が少ない

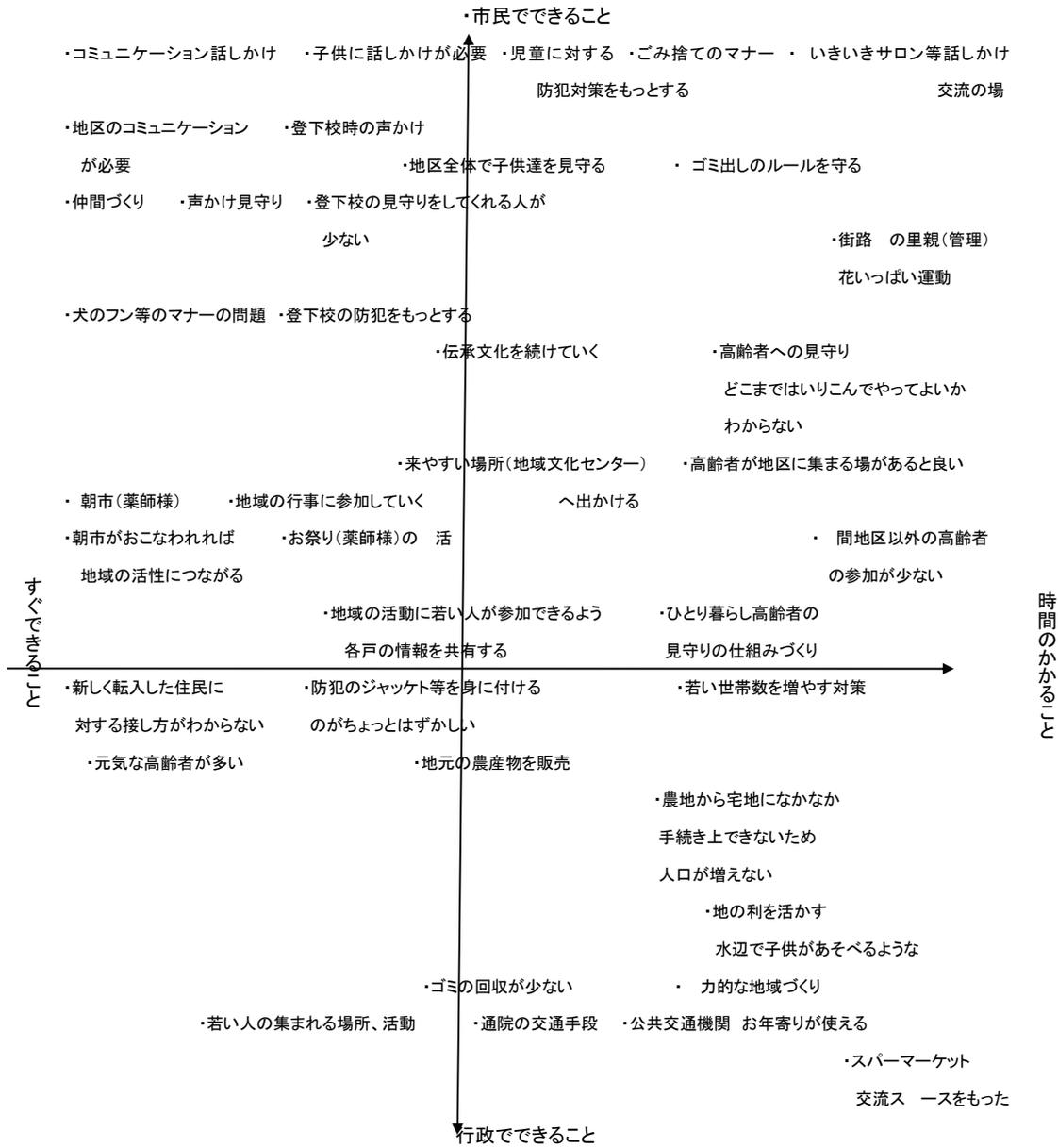
【防犯】

- ・防犯のジャケット等を身付けるのがはずかしい

【マナー】

- ・犬のフン等マナーの問題

(2) 課題の軸分け((地域の課題を2軸(すぐできる、時間がかかる)(市民、行政)に分けて分類)



(3)グループワーク(地域でできること、何ができるのか、班に分かれて話し合う)

取り組み	地域でできること	協力者	役割
ゴミ捨てのマナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しのルールを守る ・具体的なゴミ出しの方法を知る ・特に夜間捨てないように工夫する ・教育の場 例えば小学校でマナー意識を教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生協力会 ・自治会 ・衛生課 ・近所の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収コンテナ設置(鍵付き) ・当番を決めて管理する ・何かの集会の時に知らせる ・分別方法を回覧で知らせる ・看板の設置 ・集積所をきれいにしておく
登下校の防犯をもっとする	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校の声かけ ・子供の見守り ・あいさつのできる子供を育てる ・下校時間に 関前に出る ・下校時間にあわせて散歩する ・農作業の合間に声かける 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会 ・自治会自主防犯 ・個人的に見守りを行う人もいる ・学校おうえん団がある ・学校の先生 ・PTA ・日中にいる人 ・農作業中の人 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力の呼びかけ ・子供の安全を守る ・あいさつを通じてコミュニケーション ・大人から声かけをする ・子供と顔見知りになる ・子供と交流を図る ・世代間(子供の親)で顔見知りになる ・(見守りステッカーを貼って)車で地域をまわる ・散歩 ・自分の健康づくり

(4) 感想

- ・地域の課題が見えて大変よかったです
- ・具体的に出そうなことが話しあえた
- ・実際に活動をしているがもっと地域の人を巻き込むための話し合いができた
- ・実のある2日間で勉強になりました。ありがとうございました。
- ・自分ではわからないことがいっぱいあり、勉強になった。ありがとうございました。
- ・参加者が少なくなってしまう中でも、みんなで考え有意義な時間であった。
- ・今回は、課題に対しての話し合いが具体的に出され、すぐにでも出来そうな事もあるのでやってみたいと思います。ありがとうございました。
- ・地域の皆さんの地元を大事にしている気持ちが伝わってきた。
- ・1つのテーマからいろいろな問題点の解決につながるということがわかった。
- ・いろいろな考えや思いを聞くことができてよかった。

南河原地区ささえあいミーティング会議録

題目:地域福祉計画ワークショップ「ささえあいミーティング」

日時:平成21年1月29日(木)、2月26日(木) 午後2時~4時

場所:南河原公民館

形式:参加型ワークショップ

参加者:参加者自己紹介リスト参照

作業内容:

- 第1日 ワークショップ参加者自己紹介
 「データからわかること」
 「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」
 ワークショップの振り返り(感想・意見)
- 第2日 1回目の振り返り
 課題の軸分け
 グループワーク
 感想

成果品リスト

- 第1日 (1)ワークショップ参加者自己紹介リスト (名前、所属、役割、地域の良いところ)
 (2)「データからわかること」
 (3)ブレイン・ストーミング「このまちに足りないもの」「もっと良くしたいこと」
 (4)ワークショップの感想・意見
- 第2日 (1)1回目の振り返り (分類の確認・追加意見)
 (2)課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて
 分類)
 (3)グループワーク (地域でできること、何ができるか、班に分かれての話し合い)
 (4)感想

南河原地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第1日)

(1)ワークショップ参加者自己紹介リスト(地域の良いところ)

	所属	役割	地域の良いところ
1	自治会長	地区のすべてのとりまとめ役	食の自給が出来る、 、 、野菜
2	二区	二区自治会副会長	空気がきれい
3	南河原在家自治会女性部長	いきいきサロン部長 ボランティア活動	のびのびして空気が良い 近所つきあいが良い
4	南河原地区人権教育推進協議会	副会長兼推進員	農作物が豊か、人情豊か
5	お話ボランティアさくらんぼの会	会員	近隣の人と仲良しである
6	南河原小学校PTA	南河原小学校PTA顧問	高齢者を含めた地域ボランティア
7	青少年育成会	会長	ほがらか
8	無職、在家地区に住む	プールに通ってリハビリ中	自然がいっぱいで住民の交流が多い
9	自 術クラブ	会長	特に小、中学生の子供たちの挨拶がよく出来ていて気持ちが良い
10	包括支援協力員	おとしよりのパイプ役	私の回りの人達が、皆さんいい人です
11	二区	家族の世話	のどか
12	三区南	主婦	人情に厚い
13	パート(ルパー)	公民館活動 コーラス、大正 、ヨ	地域内の交流がある
14	1区小字新屋敷、衛生員16年	ボランティア	のどか、南河原で1番便利
15	南河原公民館、体育協会	地域の皆さんの交流の場 行事、企画	のどか 自然がいっぱい
16	NPO法人ふるさと創生クラブ 福祉計画策定委員	西小地区のまちづくり 主に児童の見守りと育成	のどかな田園風景
17	地域包括支援センター	高齢者の総合相談	協力しあっているところ
18	教育委員会ひとつくり支援課	生涯学習青少年教育	自然が豊か
19	市役所高齢者福祉課	さまざまな高齢者への 福祉サービスの提供	公共施設の充実
20	市役所福祉課	トータルサポート推進担当	まとまりがある
21	市役所福祉課	地域福祉計画担当	地域を大切に思う人が多い
22	社会福祉協議会	総務	まとまりがある
23	社協地域福祉係	地域福祉の推進	顔が見える関係

(2) データから分かること

「高齢者」

- ・65歳以上の単身生活者の割合は少ない
- ・人口の割には1人暮らしが少ない
- ・同居している若い年代が多い(2世帯、3世帯)
- ・農村地域であると思われるが、高齢化率は21、3%と若い人も多い
- ・一人暮らし高齢者や老人クラブなど数字的なものが分からなかった
- ・65歳以上に対する割合が5、80%(同居している人が多い)

「人口・世帯」

- ・人口はやや減少
- ・人口があまりかわっていない
- ・世帯数は増加
- ・女性は横ばい

「保育園・幼稚園」

- ・保育園と幼稚園が両方ある
- ・幼稚園、保育園がある

「老人クラブ・いきいきサロン」

- ・いきいきサロン、老人クラブの数が多い
- ・老人クラブ、いきいきサロンが人口に対し多い
- ・老人クラブが多い
- ・いきいきサロンが多い(1位)

(5) ブレーン・ストーミング

「このまちに足りないもの」	「もっと良くしたいこと」
<ul style="list-style-type: none">・イベント参加者に偏りがある・移送サービス・生活の足・市内 環バスの本数、停留所・シルバードライバーが 返上した際に、市として何か助成があれば・ゴミの収集場所が足りない	<ul style="list-style-type: none">・一人暮らし高齢者が、いきいきサロンにあまり参加していない・子供の下校時に高齢者などが家の前で声をかける(防犯・見守り)・みんなに声をかける・声をかけることで、若い世代も参加しつつある・有償ボランティアのしくみをつくる・人の活用、活動の場・若い人にもっと活動に参加してもらう(敬老会など)

<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ置き場が少ない ・スーパー、コンビニがない ・防犯灯が少ない ・公園が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の交流が少なくなった ・出てくる人は限られている、様々な分野の人が出てきた方がよい ・活動する場が少なくなってきた(交流) ・子供の通学路の整備 ・歩道 ・メイン道路他、道がせまい ・住宅街に消防車が入っていけない ・ゴミ収集場所の整備が必要 ・空いている施設がある、活用を検討 ・図書室を充実してほしい、本が足りない
--	--

「高齢者」

- ・一人暮らし高齢者が、いきいきサロンにあまり参加していない
- ・子供の下校時に高齢者などが家の前で声をかける(防犯・見守り)
- ・イベント参加者に偏りがある
- ・移送サービス
- ・生活の足

「あいさつ・声かけ」

- ・みんなに声をかける
- ・声をかけることで若い世代も参加しつつある

「ボランティア」

- ・有償ボランティアのしくみをつくる
- ・人の活用、活用の場

「若者」

- ・若い人にもっと活動に参加してもらう(敬老会)
- ・出てくる人は限られている、様々な分野の人が出てきた方がよい
- ・世代間の交流が少なくなった
- ・活動する場が少なくなってきた(交流)

「交通」

- ・市内 環バスの本数、停留所
- ・シルバードライバーが 返上した際に、市として何か助成があれば

「環境」

- ・子供の通学路の整備
- ・歩道

- ・メイン道路他、道がせまい
- ・住宅街に消防車が入っていけない
- ・ゴミ収集場所の整備が必要
- ・ゴミの収集場所が足りない
- ・ゴミ置き場が少ない
- ・スーパー、コンビニがない
- ・防犯灯が少ない

「公共施設」

- ・空いている施設がある、活用を検討
- ・図書室を充実してほしい、本が足りない
- ・公園が少ない

(4)ワークショップの感想・意見

- ・南河原地区の今まで気が付かなかった点まで、改めて少しながら認識できたと思います。
- ・色々な意見の考え方が出て世の中が明るくなりました。次の機会はもっと良い案を考えてきます。
- ・今回ミーティングへ参加して、皆さんがこの南河原をより良くして行こうと考えて、意見を出し合い話し合いが出来たこと、良かったと思います。
- ・初めてでしたが大変参考になりました。
- ・話し合いが活発で良かったです。
- ・とても良かった、次回が楽しみ。
- ・大変勉強になりました、いい意見をたくさん聞き良かったと思います。
今回のような方法ははじめてです。
- ・様々な課題が見えてきた。
- ・いろいろな意見がきけてよかったです。できることは協力したいです。
- ・いろんな意見が出しやすかった。
- ・普段あまり考えたことがない地域のことが、よくわかった気がします。
グループの他の人の意見が活発に出て、楽しく時間が過ぎました。
- ・改めてみなおす機会であり、とても楽しかったです。前向きな会議だと思います。
- ・すばらしいカード形式の会議に感動！！私にも何かできそうな気がしてきました。
- ・南河原のことが勉強になりました。
- ・ワークショップはよい方法だった。全体討論、意見交換の時間もあるとよい。
- ・初めての経験でしたが、ほかの人の意見も聞け、勉強になりました。
どんどん参加していきたいと思います。
- ・大変参考になりました。
- ・家族の介護力について、より勉強になりました。
- ・地域のみなさんの意見が聞けて、問題などが分かってきて良かった。
- ・若い世代の参加があって有意義でした。
- ・話し合いが活発に行われた。

南河原地区ささえあいミーティング(ワークショップ形式)結果(第2日)

(7)1日目の振り返り(分類の確認)

追加作業: * 追加意見「このまちに足りないもの・もっと良くしたいこと」カードの追加
《新たに追加されたカード》

【高齢者】

- ・ 高齢者を見守るボランティアが必要である

【ボランティア】

- ・ プルタブ・ ットボトルのキャップなど、ちょっとしたボランティア活動
- ・ 収集場所を確保
- ・ リサイクルで収益を上げて街灯などの環境設備に充てる

【環境】

- ・ インフラの整備
- ・ リサイクル意識を高める
- ・ ゴミの収集回数を増やす

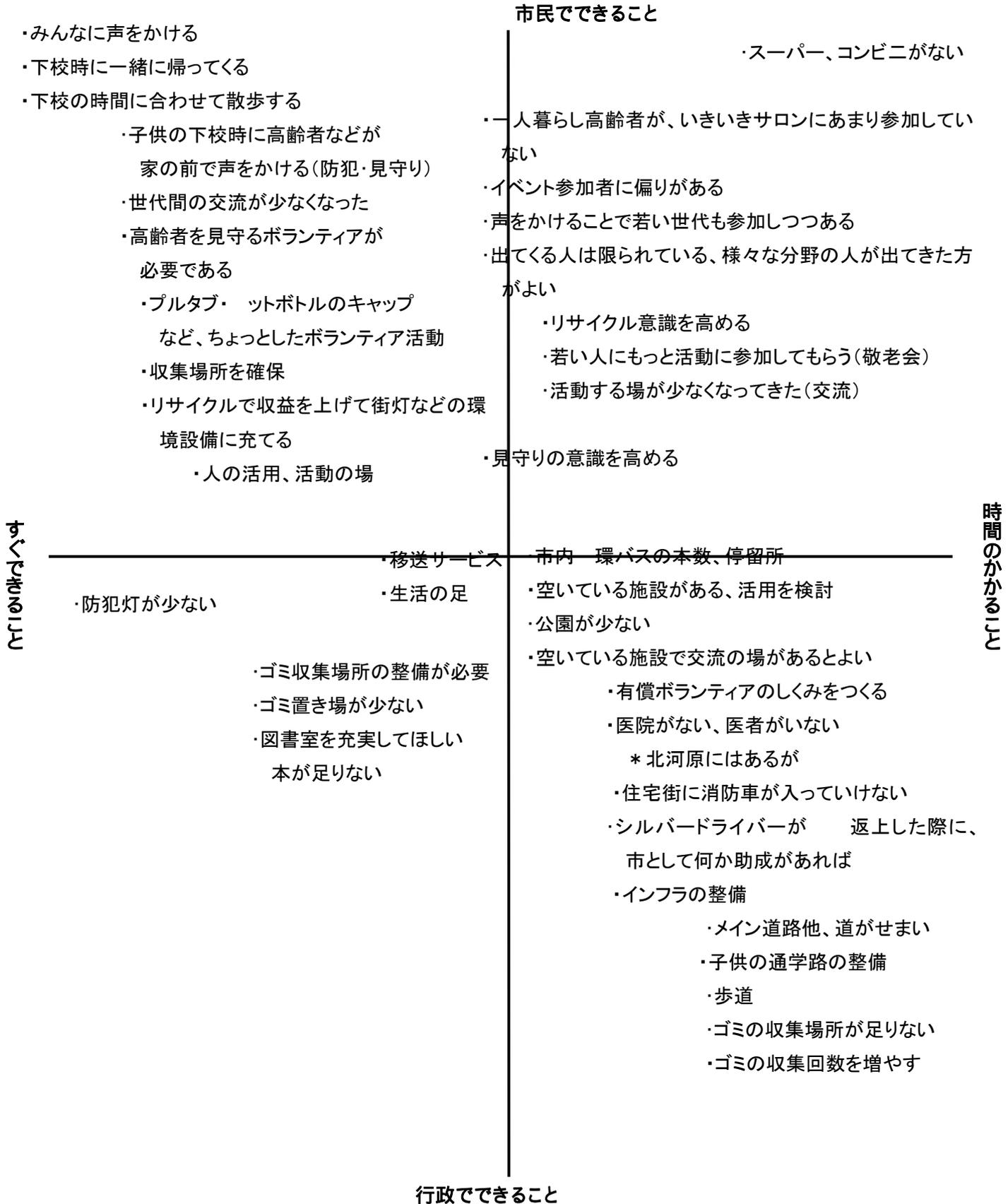
【防犯】

- ・ 下校時に一緒に帰ってくる
- ・ 見守りの意識を高める
- ・ 下校の時間に合わせて散歩する

【交流】

- ・ 空いている施設で交流の場があるとよい

(8) 課題の軸分け (地域の課題を2軸「市民・行政/すぐできる・時間がかかる」に分けて分類)



(3)グループワーク（地域でできること、何ができるか、班に分かれて話し合う）

Aグループ

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・プルタブ・ペットボトルのキャップなど、ちょっとしたボランティア活動 ・資源回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルで収益を上げて、街灯などの環境整備に充てる ・収集場所を確保 ・リサイクル意識を高める ・家庭の中でエコ教育 ・家庭の中で分別 ・学校で集めている物は全家庭で協力する (ベルマーク・インクカートリッジ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長 ・PTA ・衛生協力会 ・自治会女性部 ・全家庭 ・主婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの取組み周知 ・収益を地域に充てる ・回覧板 ・収集に協力 ・子供見守りのために、全世帯ジャンパーや帽子等を配 ・新しい住民の取込みができる ・おやじの会をつくる ・世代間交流の希薄化の解消になる ・地域内の交流になる

Bグループ

取組み	地域でできること	協力者	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の交流が少なくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催 ・伝承 ・スポーツ大会の開催 ・発表の場をもうける ・中学クラブの指導 ・所属できるクラブ作り ・子供との交流をもうける 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・住民 ・各種団体 ・学校 ・老人会(いきいきサロン) ・公民館 ・社協 ・ボランティア ・体協 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知 ・企画 ・調整 ・集まる場所の提供 ・生きがい ・協力 ・昔の教え(教育)

(4)ワークショップの感想・意見

- ・少しずつよい方向に行くようにするためには、住民の協力が必要であると感じる。
- ・身近なところから地域をささえる力になっていきたいと思います。
- ・すぐに出来そうな事は、この会議で終わる事なく実行できれば良いと思います。

- ・身近な事から始めてみる事、何んでもできる事があるなと思いました。
- ・良い勉強が出来ました。いろいろな意見が出ましたが・・・今後の展開は？
機会が有りましたら 非出席します。
- ・ 重な話し合いに参加させていただき、沢山のお話を聞け良かったです。
良い地域を目指し前進できればと思います。
- ・今までの会議を元に、これからどれだけ実現させていく事が出来るかが、これからの目標だ
と思います。ぜひ、この会議をムダにしてほしくはないと思います。
- ・多くの意見が出て勉強になりました。小さなことでも口から出し、他の人たちの意見を聞き参加
していきたいと思いました。
- ・モデル的な取り組みについて話し合う事ができた。
- ・地域のことを自分達で考えるのは新 験でした。
- ・他の人の考えも聞けて参考になりました。
- ・大変勉強になり 、参考になりました。南河原地区を良くしたいと思いました。
- ・有意義な時間を持つことができました。
- ・ワークショップは画期的だった。もうすこし対策を深めたかった。カード記入に時間がさかれて
いたが
4時間のうち30分くらいは全体討論をして深めるべきだった。
- ・みなさんのいろいろな意見を聞いてとても参考になりました。地域の一員として行事等がある
時は
前向きに参加して協力していきたいと思いました。

4-2 包括的虐待防止推進事業の成果

4-2-1 虐待防止グループ KJ 法ワークショップ

2008年10月22日、11月25日、2009年1月14日、2月13日にみむら創造技法研究所の三村修氏の指導の下に、グループ KJ 法で行田市役所、地域包括支援センター、障害者生活支援センターの職員と北陸先端科学技術大学院大学教授・梅本勝博氏の計 10 人が市役所において、ワークショップ形式で虐待防止・対応の業務改善と関係者間の知識の共有・創造について検討した。その結果、以下のような問題と課題が見つかった。

- 虐待防止の現場では、虐待かどうかの判断や対応について経験則に頼っている状態であり、関係する部署や職員の問題意識や認識のずれがある。
- 関係する組織の間にセクショナリズムがあり、連携が難しい。
- 行程表としてフローチャートがあるが、高齢者虐待のみであり、障害者虐待、児童虐待に対応しておらず、総合的なものとして機能していない。
- 虐待被害者の保護には多大な労力と出費が必要であり、行政としても困っている。
- 施設における虐待は外から見えにくく、それに対応するのは難しい。
- 面倒な家族を虐待と決めつけて包括支援センターに押しつけてくる事例がある。
- 虐待防止には、予防や通報のために虐待について市民を啓蒙する必要がある。
- 複雑な要因がからむ虐待は、家庭の経済状況など、多様な視点から分析する必要がある。
- 行政、障害者生活支援センター、地域包括支援センターなどの専門家（社会福祉士、保健師、ケアマネジャー、相談員）、医療関係者、警察・法律関係者の協働のための有機的ネットワークの構築が求められている。
- 虐待の判定は難しいので、それに時間を取られて手遅れにならないように、人権擁護のためにという理由です早く介入するのがよい。
- 虐待防止関係者の暗黙的な経験知を言語化して共有すれば、虐待対応において客観的判断ができるようになるのではないだろうか。
- 虐待の専門的知識とマネジメント能力を持った人材を市役所と外部関係機関に配置し、知識共有のためのネットワークを構築する必要がある。

4-2-2 虐待防止 PCM ワークショップ

本ワークショップは、「ふくし総合窓口」を核として、虐待防止に関わる市の関係部課およびその他の関係機関を含む包括的な視点から、「市町村組織内ネットワーク」の構築における諸問題に対する解決策を探ることを目的として実施された。ワークショップは、市町村組織内ネットワークを対象としていること、および虐待といった問題の性質上、現場の声を的確に反映する必要があることなどから、ネットワークに関わる内外

の関係者が集まる参加型ワークショップとして実施することとした。ワークショップのテーマが問題解決型であること、問題・課題が比較的明確であること、問題を分析しその解決策を探るところまでが期待されていることなどから、ワークショップの方法論としては、問題解決型の参加型事業計画手法である PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法を用いた。

ワークショップ開催の頻度は月 1 回、合計 4 回とし、1 回の時間は 3 時間とした。開催場所は行田市役所内会議室。実施日は以下の通りである。

第 1 回ワークショップ：2008 年 9 月 5 日（金）

第 2 回ワークショップ：2008 年 10 月 14 日（火）

第 3 回ワークショップ：2008 年 11 月 28 日（金）

第 4 回ワークショップ：2009 年 12 月 22 日（月）

ワークショップの実施体制としては、行田市健康福祉部福祉課が実施主体となり、（国立大学法人）北陸先端科学技術大学院大学 梅本勝博教授をアドバイザーとして迎え、ワークショップのファシリテーションは NPO 法人 PCM Tokyo が担当する体制をとった。ワークショップ参加者は、市町村組織内ネットワークをテーマとしていること、および現場の声を的確に反映する必要があることから、市職員、障害者生活支援センター、保育園・幼稚園、地域包括支援センター、民生委員など、行田市の虐待防止ネットワークに関わる内外の関係者に集まってもらった。

各ワークショップの作業内容は以下の通りである。

- 第 1 回ワークショップ：行田市の虐待防止に関わる様々な関係機関が相互にどのような関係にあるかを分かりやすく図化する組織関係図の作成。
- 第 2 回ワークショップ：「通報が遅れる」、「保護判定までに時間がかかる」、「通報を虐待と受け止められない」の 3 つをテーマに、これらの問題の原因を探り、原因－結果の因果関係を示す系図にまとめる問題分析。
- 第 3 回ワークショップ：「虐待の見守り継続」をテーマに、障害者、高齢者、児童それぞれに関する様々な問題を原因－結果の因果関係を示す系図にまとめる問題分析。
- 第 4 回ワークショップ：第 3 回ワークショップで作成された問題系図をもとに、そこで指摘された緒問題の解決策を探り、目的－手段の関係を示す系図にまとめる目的分析。

ワークショップで作成された組織関係図、問題系図、目的系図に関する考察を以下におこなう。

- 虐待防止体制の一元化

組織関係図（図 1～4）から、行田市の虐待防止体制は、「ふくし総合窓口」で情報の入り口が一元化されるものの、その後の「安全確認」ですぐに児童、高齢者、障害者の 3 者に分かれ、「緊急度判定会」で再度一元化されるが、その後「処遇検討会」でまた 3 者に分かれることが分かる。情報の窓口は一本化されたものの、市の中は依然として 3 者の縦割り体制であるということである。これは、虐待発生の社会的背景、発見者、通報者すべてが児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、対応も 3 者 3 様になることを考えると、当然のこととも言える。この実態を見ても、虐待の名のもとに体制の一元化を図ることにはいまだ検討の余地があると思われる。

- 市内部の問題点

組織関係図（図 1～4）で指摘されている市内部の問題は実はそう多くはない。「緊急度判定会」の左側にある 4 つの問題は表現は異なるが、すべて「組織の中で知識が共有されない」という趣旨のことを言っている。また、右側の 4 つの問題も同様にすべて「虐待の判断基準が曖昧である」ことを言っており、問題カードの多くはこのふたつに集約される。これは、市内部においては、多くの職員に共通する少数の問題に焦点をあてて解決を図れば、効率的・効果的な問題解決が図れる可能性があることを示している。

- 虐待防止体制の一元化

第 2 回ワークショップの問題分析は、通報する側の問題（通報が遅れる）、通報を受ける側の問題（通報を虐待と受け止められない）、保護判定の問題といった具合に、虐待防止の“プロセス”に注目し、プロセス上のネックとなる問題を取り上げた。これは、「行田市の虐待防止体制は児童、高齢者、障害者の 3 者が統合・一元化されている」という認識のもと、統合・一元化されたひとつのプロセスを分析すればよいと判断したことによる。しかし、作成された問題系図（（図 5～図 9）を見ると、ひとつの系図の中に 3 者共通の問題やある特定のグループに固有の問題などが混在し、系図の整合性が崩れている。これが意味するところは、考察 1 で既述の通り、虐待発生 of 社会的背景、発見者、通報者、判断、対応が児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、虐待防止の流れを 1 本のプロセスとして扱うことに検討の余地があることを示している。

- 「ふくし総合窓口」の周知

問題系図「通報が遅れる」（図 5）を見ると、通報が遅れる原因のひとつとして、「どこに連絡したらよいか分からない」という問題があげられている。市民の便宜を図って窓口を一本化した「ふくし総合窓口」であるが、その周知が不十分であることが指摘されている。

- 地域との交流

問題系図「通報が遅れる」（図 5）の中で「地域との交流不足」が問題としてあげられている。これは、現在、行田市が地域福祉計画を住民参加型ワークショップを活用して進めていることに関連させることで対応可能な課題であるかと思われる。

- 専門職の不足
問題系図「通報を虐待と受け止められない」（図 7）で指摘されている「相談の専門技術が不足している」という一群の問題は、第 1 回ワークショップ（考察 2）で指摘された「組織の中で知識が共有されない」という問題と関連している。実践を通して得られた知識が組織の中で形式知化されない問題の背景には、専門職が不足していることもあると思われる。
- チーム対応の仕組みがない
問題系図（図 7）のなかで、通報を虐待と受け止められないことの原因のひとつとして、「認めたくない心理が働く」という問題があげられており、その原因として「チーム対応の仕組みがない」という指摘がされている。心理的負担をチーム対応で軽減するアイデアであり興味深い。実行可能な対応策ではないかと思われる。
- 判断基準の運用
ここまでの作業のなかで、「虐待の判断基準が曖昧」という問題がしばしば指摘されてきたが、問題系図「保護判定までに時間がかかる」（図 9）の中で判断基準はあることが指摘されている。つまり、問題は判断基準がないことや曖昧であることではなく、判断基準の「運用」にあるということである。
- 関係機関のネットワークが機能していない
「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、障害者、高齢者、児童（図 10, 11, 12）のすべての分析において、「関係機関のネットワークの機能不全」が指摘されている。これは本ワークショップ開催にあたってのそもそもの問題意識であり、ワークショップの実施者と参加者が同じ問題意識を共有していることが確認された。
- 見守りに関する計画不足
「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、障害者（図 10）では「支援プランがない」、高齢者（図 11）では「計画の不足」という問題が指摘されており、見守りに関しては計画自体が存在しないことを示している。
- 専門職の不足
「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、市の行政に関する課題としては、障害者（図 10）では「専門職がない」、高齢者（図 11）では「CW（ケースワーカー）が専門職でない」、児童（図 12）では「市の職員の専門性」という問題カードで、第 1 回ワークショップからすでに何度も指摘されている「専門職の不足」が指摘されている。
- 市民の関心を高める
虐待に対する市民の関心を高める方策は、障害者見守りの目的系図（図 14）に示されている。シンポジウムや公民館講座、広報誌での啓発などは、比較的容易に実行できる案であろうと思われる。また、市民をネットワークに組み込む方策が高齢者（図 18）で検討されており、支え合いマップの作成などといった具体策が示されている。
- ネットワークの構築

「虐待の見守り継続」のための関係者のネットワークの構築手段は高齢者（図 18）と児童（図 20, 21）で比較的詳細に検討されている。高齢者（図 18）の分析では、見守りの内容と役割分担を明確に定め、関係者の顔写真入り名簿の作成や定例会議などを通して、関係者の顔が見えるようにすることがあげられている。児童の分析では、事務の改善（図 20）および各会議のタスクの明確化とモニタリング計画づくり（図 21）を通じたネットワークの強化が提案されている。また、高齢者（図 18）では、市民をネットワークに組み込むことも検討されており、これはネットワーク構築上の重要なポイントであると思われる。

- 見守りのための計画づくり

虐待見守りのための計画づくりに関しては、障害者では個別支援プランの作成（図 15）があげられているのに対して、高齢者では支援進行管理のルールや基準作り（図 17）、児童ではモニタリングシステム作り（図 21）など、システムとしての見守りの計画づくりが提唱されている。

- 市役所の体制強化と事務の効率化

「虐待の見守り継続」のための市役所の体制強化と事務の効率化に関しては、専門職の採用が障害者、高齢者、児童の3グループすべてであげられている（図 15, 18, 20）。情報の共有化および事務の効率化のための方策としては、統合（共通）ファイルの作成および記録のデジタル化（図 17）、記録様式の簡素化（図 20）などが考えられている。事務の効率化は、情報の共有化に資する一方で、担当者の事務負担を軽減することによって、よりきめの細かい見守りを可能にすることが狙いとされている。

- 虐待者ケアシステムの整備

「虐待の見守り継続」の児童の目的分析の中で、虐待者（虐待する側）のケアシステムの整備があげられている（図 22）。これは、その必要性は広く認識されているものの、実際には実行されていない施策であり、行田市でのいち早い導入が望まれるところである。

ワークショップ全体の考察と今後への提言を以下におこなう。

- 提言1. 当初、主催者側（市側）の問題意識は縦割り分業体制の是正や知識の共有化など市役所内の問題にあったが、第1回ワークショップの議論の中で参加者の問題意識との齟齬が認識されたため、第2回以降のワークショップではより広範なテーマを取り上げるべく軌道修正を行なった。その結果、ワークショップの最終成果品は「虐待の見守り継続」に関する目的系図になったが、目的系図の中には市役所内の縦割り分業体制の是正や知識の共有化に対する是正策が盛り込まれており、結果的には当初の市側の問題意識をカバーする成果品となった。これは、ワークショップを通じて市職員と外部関係者が問題意識を共有できたことを意味しており、ワークショップの成果のひとつと考えて良いと思われる。今後に期待されることは、この共有意識および

一体感が薄れないうちに、今回のワークショップ参加者を核として、計画の詳細化および実行といった次のステップに進むことである。

- **提言 2**

組織関係図や問題分析では広範な分析を行なったが、目的分析では時間的制約もあり「虐待の見守り継続」のみを取り上げた。そのため、目的分析で取り上げられず、問題の指摘に留まっているものがかなりあるが、これらの中にも効果的・効率的改善策につながる素材や重要な指摘が多く見られるので、目的系図以外の成果品にも改めて注目してもらいたい。

- **提言 3**

本ワークショップ開催のそもそもの目的は市町村組織内ネットワークの構築であった。そのためには、最終成果品である目的系図に示された改善策を実行することもひとつの方策であるが、ワークショップを開催したこと自体が市町村組織内ネットワーク構築のひとつの試みであることを指摘しておきたい。このワークショップを通じて構築された人間関係、問題意識および方法論の共有化、一体感などは、市町村組織内ネットワーク構築上の重要な資源となるはずのものである。ここで形成されたネットワークを核に、市町村組織内ネットワークが一層の発展を見せることを期待したい。

行田市虐待防止 PCM ワークショップ
報告書

2009 年 2 月

特定非営利活動法人 PCM Tokyo

行田市虐待防止 PCM ワークショップ
報告書

目 次

報告書要約	272
-------	-----

報告書本文

1. ワークショップの目的	276
2. ワークショップの方針	276
3. ワークショップの方法論	276
4. ワークショップの実施体制	277
5. ワークショップの参加者	277
6. 第1回ワークショップ（関係者分析）	278
7. 第2回ワークショップ（問題分析1）	285
8. 第3回ワークショップ（問題分析2）	292
9. 第4回ワークショップ（目的分析）	296
10. 全体の考察と今後への提言	308

添付資料

1. ワークショップ実施済み日程	309
2. 第1回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等	311
3. 第2回ワークショップ参加者のアンケート結果と質問・意見	313
4. 第3回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等	314
5. 第4回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等	315

報告書要約

1. 本ワークショップは、「ふくし総合窓口」を核として、虐待防止に関わる市の関係部課およびその他の関係機関を含む包括的な視点から、「市町村組織内ネットワーク」の構築における諸問題に対する解決策を探ることを目的として実施されたものである。
2. ワークショップは、市町村組織内ネットワークを対象としていること、および虐待といった問題の性質上、現場の声を的確に反映する必要があることなどから、ネットワークに関わる内外の関係者が集まる参加型ワークショップとして実施することとした。
3. ワークショップのテーマが問題解決型であること、問題・課題が比較的明確であること、問題を分析しその解決策を探るところまでが期待されていることなどから、ワークショップの方法論としては、問題解決型の参加型事業計画手法であるPCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法を用いた。
4. ワークショップ開催の頻度は月1回、合計4回とし、1回の時間は3時間とした。開催場所は行田市役所内会議室。実施日は以下の通り。
第1回ワークショップ：2008年9月5日（金）
第2回ワークショップ：2008年10月14日（火）
第3回ワークショップ：2008年11月28日（金）
第4回ワークショップ：2009年12月22日（月）
5. ワークショップの実施体制としては、行田市健康福祉部福祉課が実施主体となり、国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 梅本勝博教授をアドバイザーとして迎え、ワークショップのファシリテーションはNPO法人PCM Tokyoが担当する体制をとった。
6. ワークショップ参加者は、市町村組織内ネットワークをテーマとしていること、および現場の声を的確に反映する必要があることから、市職員、障害者生活支援センター、保育園・幼稚園、地域包括支援センター、民生委員など、行田市の虐待防止ネットワークに関わる内外の関係者に集まってもらった。
7. 各ワークショップの作業内容は以下の通り。
第1回ワークショップ：行田市の虐待防止に関わる様々な関係機関が相互にどのような関係にあるかを分かりやすく図化する組織関係図の作成。
第2回ワークショップ：「通報が遅れる」、「保護判定までに時間がかかる」、「通報を虐待と受け止められない」の3つをテーマに、これらの問題の原因を探り、原因－結果の因果関係を示す系図にまとめる問題分析。
第3回ワークショップ：「虐待の見守り継続」をテーマに、障害者、高齢者、児童それぞれに関する様々な問題を原因－結果の因果関係を示す系図にまとめる問題分析。
第4回ワークショップ：第3回ワークショップで作成された問題系図をもとに、そこで指摘された諸問題の解決策を探り、目的－手段の関係を示す系図にまとめる目的分析。
8. ワークショップで作成された組織関係図、問題系図、目的系図に関する考察は以下の通り。
9. 考察1：虐待防止体制の一元化
組織関係図（図1～4）から、行田市の虐待防止体制は、「ふくし総合窓口」で情報の入り口が一元化されるものの、その後の「安全確認」ですぐに児童、高齢者、障害者の3者に分かれ、

「緊急度判定」で再度一元化されるが、その後「処遇検討委員会」でまた3者に分かれることが分かる。情報の窓口は一本化されたものの、市の中は依然として3者の縦割り体制であるということである。これは、虐待発生の社会的背景、発見者、通報者すべてが児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、対応も3者3様になることを考えると、当然のこととも言える。この実態を見ても、虐待の名のもとに体制の一元化を図ることにはいまだ検討の余地があると思われる。

10. 考察2：市内部の問題点

組織関係図（図1～4）で指摘されている市内部の問題は実はそう多くはない。「緊急度判定会」の左側にある4つの問題は表現は異なるが、すべて「組織の中で知識が共有されない」という趣旨のことを言っている。また、右側の4つの問題も同様にすべて「虐待の判断基準が曖昧である」ことを言っており、問題カードの多くはこのふたつに集約される。これは、市内部においては、多くの職員に共通する少数の問題に焦点をあてて解決を図れば、効率的・効果的な問題解決が図れる可能性があることを示している。

11. 考察3：虐待防止体制の一元化

第2回ワークショップの問題分析は、通報する側の問題（通報が遅れる）、通報を受ける側の問題（通報を虐待と受け止められない）、保護判定の問題といった具合に、虐待防止の“プロセス”に注目し、プロセス上のネックとなる問題を取り上げた。これは、「行田市の虐待防止体制は児童、高齢者、障害者の3者が統合・一元化されている」という認識のもと、統合・一元化されたひとつのプロセスを分析すればよいと判断したことによる。しかし、作成された問題系図（図5～図9）を見ると、ひとつの系図の中に3者共通の問題やある特定のグループに固有の問題などが混在し、系図の整合性が崩れている。これが意味するところは、考察1で既述の通り、虐待発生の社会的背景、発見者、通報者、判断、対応が児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、虐待防止の流れを1本のプロセスとして扱うことに検討の余地があることを示している。

12. 考察4：「ふくし総合窓口」の周知

問題系図「通報が遅れる」（図5）を見ると、通報が遅れる原因のひとつとして、「どこに連絡したらよいか分からない」という問題があげられている。市民の便宜を図って窓口を一本化した「ふくし総合窓口」であるが、その周知が不十分であることが指摘されている。

13. 考察5：地域との交流

問題系図「通報が遅れる」（図5）の中で「地域との交流不足」が問題としてあげられている。これは、現在、行田市が地域福祉計画を住民参加型ワークショップを活用して進めていることに関連させることで対応可能な課題であるかと思われる。

14. 考察6：専門職の不足

問題系図「通報を虐待と受け止められない」（図7）で指摘されている「相談の専門技術が不足している」という一群の問題は、第1回ワークショップ（考察2）で指摘された「組織の中で知識が共有されない」という問題と関連している。実践を通して得られた知識が組織の中で形式知化されない問題の背景には、専門職が不足していることもあると思われる。

15. 考察 7：チーム対応の仕組みがない

問題系図（図 7）のなかで、通報を虐待と受け止められないことの原因のひとつとして、「認めたくない心理が働く」という問題があげられており、その原因として「チーム対応の仕組みがない」という指摘がされている。心理的負担をチーム対応で軽減するアイデアであり興味深い。実行可能な対応策ではないかと思われる。

16. 考察 8：判断基準の運用

ここまでの作業のなかで、「虐待の判断基準が曖昧」という問題がしばしば指摘されてきたが、問題系図「保護判定までに時間がかかる」（図 9）の中で判断基準はあることが指摘されている。つまり、問題は判断基準がないことや曖昧であることではなく、判断基準の「運用」にあるということである。

17. 考察 9：関係機関のネットワークが機能していない

「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、障害者、高齢者、児童（図 10, 11, 12）のすべての分析において、「関係機関のネットワークの機能不全」が指摘されている。これは本ワークショップ開催にあたってのそもそもの問題意識であり、ワークショップの実施者と参加者が同じ問題意識を共有していることが確認された。

18. 考察 10：見守りに関する計画不足

「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、障害者（図 10）では「支援プランがない」、高齢者（図 11）では「計画の不足」という問題が指摘されており、見守りに関しては計画自体が存在しないことを示している。

19. 考察 11：専門職の不足

「虐待の見守り継続」に関する問題分析で、市の行政に関する課題としては、障害者（図 10）では「専門職がない」、高齢者（図 11）では「CW（ケースワーカー）が専門職でない」、児童（図 12）では「市の職員の専門性」という問題カードで、第 1 回ワークショップからすでに何度も指摘されている「専門職の不足」が指摘されている。

20. 考察 12：市民の関心を高める

虐待に対する市民の関心を高める方策は、障害者見守りの目的系図（図 14）に示されている。シンポジウムや公民館講座、広報誌での啓発などは、比較的容易に実行できる案であろうと思われる。また、市民をネットワークに組み込む方策が高齢者（図 18）で検討されており、支え合いマップの作成などといった具体策が示されている。

21. 考察 13：ネットワークの構築

「虐待の見守り継続」のための関係者のネットワークの構築手段は高齢者（図 18）と児童（図 20, 21）で比較的詳細に検討されている。高齢者（図 18）の分析では、見守りの内容と役割分担を明確に定め、関係者の顔写真入り名簿の作成や定例会議などを通して、関係者の顔が見えるようにすることがあげられている。児童の分析では、事務の改善（図 20）および各会議のタスクの明確化とモニタリング計画づくり（図 21）を通じたネットワークの強化が提案されている。また、高齢者（図 18）では、市民をネットワークに組み込むことも検討されており、これはネットワーク構築上の重要なポイントであると思われる。

22. 考察 14：見守りのための計画づくり

虐待見守りのための計画づくりに関しては、障害者では個別支援プランの作成（図 15）があ

げられているのに対して、高齢者では支援進行管理のルールや基準作り（図 17）、児童ではモニタリングシステム作り（図 21）など、システムとしての見守りの計画づくりが提唱されている。

23. 考察 15：市役所の体制強化と事務の効率化

「虐待の見守り継続」のための市役所の体制強化と事務の効率化に関しては、専門職の採用が障害者、高齢者、児童の3グループすべてであげられている（図 15, 18, 20）。情報の共有化および事務の効率化のための方策としては、統合（共通）ファイルの作成および記録のデジタル化（図 17）、記録様式の簡素化（図 20）などが考えられている。事務の効率化は、情報の共有化に資する一方で、担当者の事務負荷を軽減することによって、よりきめの細かい見守りを可能にすることが狙いとされている。

24. 考察 16：虐待者ケアシステムの整備

「虐待の見守り継続」の児童の目的分析の中で、虐待者（虐待する側）のケアシステムの整備があげられている（図 22）。これは、その必要性は広く認識されているものの、実際には実行されていない施策であり、行田市でのいち早い導入が望まれるところである。

25. ワークショップ全体の考察と今後への提言は以下の通り。

26. 全体の考察と今後への提言 1

当初、主催者側（市側）の問題意識は縦割り分業体制の是正や知識の共有化など市役所内の問題にあったが、第 1 回ワークショップの議論の中で参加者の問題意識との齟齬が認識されたため、第 2 回以降のワークショップではより広範なテーマを取り上げるべく軌道修正を行なった。その結果、ワークショップの最終成果品は「虐待の見守り継続」に関する目的系図になったが、目的系図の中には市役所内の縦割り分業体制の是正や知識の共有化に対する是正策が盛り込まれており、結果的には当初の市側の問題意識をカバーする成果品となった。これは、ワークショップを通じて市職員と外部関係者が問題意識を共有できたことを意味しており、ワークショップの成果のひとつと考えて良いと思われる。今後に期待されることは、この共有意識および一体感が薄れないうちに、今回のワークショップ参加者を核として、計画の詳細化および実行といった次のステップに進むことである。

27. 全体の考察と今後への提言 2

組織関係図や問題分析では広範な分析を行なったが、目的分析では時間的制約もあり「虐待の見守り継続」のみを取り上げた。そのため、目的分析で取り上げられず、問題の指摘に留まっているものがあるが、これらの中にも効果的・効率的改善策につながる素材や重要な指摘が多く見られるので、目的系図以外の成果品にも改めて注目してもらいたい。

28. 全体の考察と今後への提言 3

本ワークショップ開催のそもそもの目的は市町村組織内ネットワークの構築であった。そのため、最終成果品である目的系図に示された改善策を実行することもひとつの方策であるが、ワークショップを開催したこと自体が市町村組織内ネットワーク構築のひとつの試みであることを指摘しておきたい。このワークショップを通じて構築された人間関係、問題意識および方法論の共有化、一体感などは、市町村組織内ネットワーク構築上の重要な資源となるはずのものである。ここで形成されたネットワークを核に、市町村組織内ネットワークが一層の発展を見せることを期待したい。

報告書本文

1. ワークショップの目的

「虐待事例には複合的な問題が存在するため、関係機関の連携・協働による支援が不可欠であり、市町村を中心とする連携ネットワーク構築の重要性が強調されている。ネットワークは、市町村組織内ネットワークと関係機関との組織間ネットワークのふたつ分けて考えることができる」²⁹。「行田市虐待防止 PCM ワークショップ」（以下「ワークショップ」という。）は、このふたつのうちの前者、市町村組織内ネットワークを対象とし、その構築における諸問題に対する解決策を探ることを目的として実施されたものである。

市町村組織内ネットワークは、組織間ネットワーク構築のための前提とされているように、ネットワークの基盤となるものである。しかし現状では、縦割り分業体制のために組織内連携がスムーズに図られているとは言い難い。また、実践を通して得られた知識が職員個人に蓄積され、組織として共有されず、事業の継続性が保証されないといった問題が存在する。³⁰

一方、行田市では、より市民が利用しやすいサービスにするために、障害者、高齢者、児童といった分野ごとに縦割りになったサービスを組織横断的に調整し、総合的な福祉を提供する仕組みである「ふくし総合窓口」を創設した。³¹しかし、これに関しても上記と同様、縦割り分業体制のための非効率や知識が共有されない問題が存在し、虐待に対して必ずしも迅速な対応ができていないといった課題がある。

そこでワークショップは、「ふくし総合窓口」を核として、虐待防止に関わる市の関係部課およびその他の関係機関を含む包括的な視点から、市町村組織内ネットワークの構築における諸問題に対する解決策を探ることを目的として実施することとなった。

2. ワークショップの方針

ワークショップは、市町村組織内ネットワークを対象としていること、および虐待といった問題の性質上、現場の声を的確に反映する必要があることなどから、ネットワークに関わる内外の関係者が集まる参加型ワークショップとして実施することとした。

また、実施側の当初の問題意識としては縦割り分業体制の是正や知識の共有化があるが、「参加型」を重視するところから、参加者の問題意識や議論の進捗によってはテーマの変更も辞さない柔軟な対応をとることを旨とした。

3. ワークショップの方法論

ワークショップのテーマが問題解決型であること、また問題・課題が比較的明確であること、問題を分析しその解決策を探るところまでが期待されていることなどから、ワークショップの方

²⁹ 「研究計画書」

³⁰ 同

³¹ 「トータルサポート推進検討委員会報告書」、行田市トータルサポート推進検討委員会、平成 20 年 2 月

法論としては、参加型事業計画手法であるPCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法を用いた。PCM手法は、現状における問題を特定し、問題の原因を分析し、解決策を探り、その実行計画をプロジェクトとして形成するという、問題解決型のアプローチをとるプロジェクトマネジメント手法である。

ワークショップ開催の頻度は月1回、合計4回とし、1回の時間は3時間とした。ワークショップの実施済み日程は添付資料1を参照のこと。開催場所は行田市役所内会議室である。

4. ワークショップの実施体制

ワークショップの実施体制としては、行田市健康福祉部福祉課が実施主体となり、国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 梅本勝博教授をアドバイザーとして迎え、ワークショップのファシリテーションはNPO法人PCM Tokyoが担当する体制をとった。ファシリテーターは、福祉課の担当者として緊密に連絡を取り合いながら、ワークショップの進行方針および進行方法の調整、ならびに内容の検討と報告書の作成を担当した。

5. ワークショップの参加者

ワークショップが市町村組織内ネットワークを対象としていること、および現場の声を的確に反映する必要があることから、行田市の虐待防止ネットワークに関わる内外の関係者にワークショップの参加者として集まってもらった。参加者は以下のとおりである。

	氏名	所属	役職
1	石川 法男	行田市福祉課	課長
2	栗本 広宣	行田市福祉課	トータルサポート推進担当
3	野村 政子	行田市福祉課	トータルサポート推進担当
4	梅澤 清志	行田市福祉課	障害福祉担当
5	江森 裕一	行田市福祉課	生活保護担当
6	横山 令子	行田市子育て支援課	子育て支援担当
7	萩原 弘一	行田市高齢者福祉課	高齢福祉担当
8	佐藤 美絵	行田市保健センター	成人担当
9	川田 正明	北埼玉障害者生活支援センター	(福) 幸生会 相談支援専門員
10	吉田 和子	北埼玉障害者生活支援センター	(福) 共愛会 相談支援専門員
11	松田 純子	和光保育園	園長
12	八嶋 貴子	やごう幼稚園	主任幼稚園教諭
13	馬場 恵喜子	NPO法人子育てネット行田	副代表理事
14	栗原 幸江	地域包括支援センター 緑風苑	主任介護支援専門員
15	八月朔日 三枝子 (ほづみ)	地域包括支援センター まきば園	主任介護支援専門員
16	鈴木 幸枝	地域包括支援センター 壮幸会	社会福祉士
17	手島 一海	民生・児童委員	児童福祉部員

6. 第1回ワークショップ（関係者分析）

（1）自己紹介

第1回ワークショップ（2008年9月5日（金））では、冒頭、福祉課からワークショップ開催趣旨の説明があったあと、お互いを知り合うため、および参加者のワークショップに対する期待のレベル合わせを行なうためにワークショップ参加者の自己紹介を行なった。（表1参照）参加者の多様性を反映して、ワークショップに期待することは広範にわたっていた。そのため、参加者の期待を調節してワークショップのテーマに合わせることは行なわず、逆に、ワークショップ議論の中で参加者の期待に応えうるテーマを探していくこととした。

（2）組織関係図の作成

自己紹介の後、行田市の虐待防止に関わる関係機関を洗い出し、それらがどのような関係にあるか、そこにどのような問題があるかを視覚化するために、組織関係図の作成を行なった。作成方法は、まず思いつく限りの関係機関・関係者を1枚ずつカードに書き出し、次にそれらの相互の関係が分かるように線でつなぎながらカードを配置して虐待防止体制全体を図化し、最後にその体制の中に存在する問題をその問題が発生している位置に書き出すという方法をとった。（図1～図4参照）

（3）その他の関係者とその他の問題点

図中に位置づけにくいとして残された関係者と問題点を表2および表3に示す。これらは図中に位置づけにくいということであって、重要ではないということではない。

（4）考察1：虐待防止体制の一元化

図中の「市」は「ふくし総合窓口」を指す。市民に対する窓口を一本化したことにより、情報の入り口が一元化されたことが分かる。しかし、その後の「安全確認」ですぐに児童、高齢者、障害者の3者に分かれ、「緊急度判定」で再度一元化されるが、「処遇検討会」でまたすぐに3者に分かれる。つまり、情報の窓口は一本化されたものの、市の中は依然として3者の縦割り体制であるということである。これは、虐待発生の社会的背景、発見者、通報者すべてが児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、対応も3者3様になることを考えると、当然のこととも言える。言い換えると、虐待の名のもとに体制を一元化することにはいまだ検討の余地があるということかと思われる。

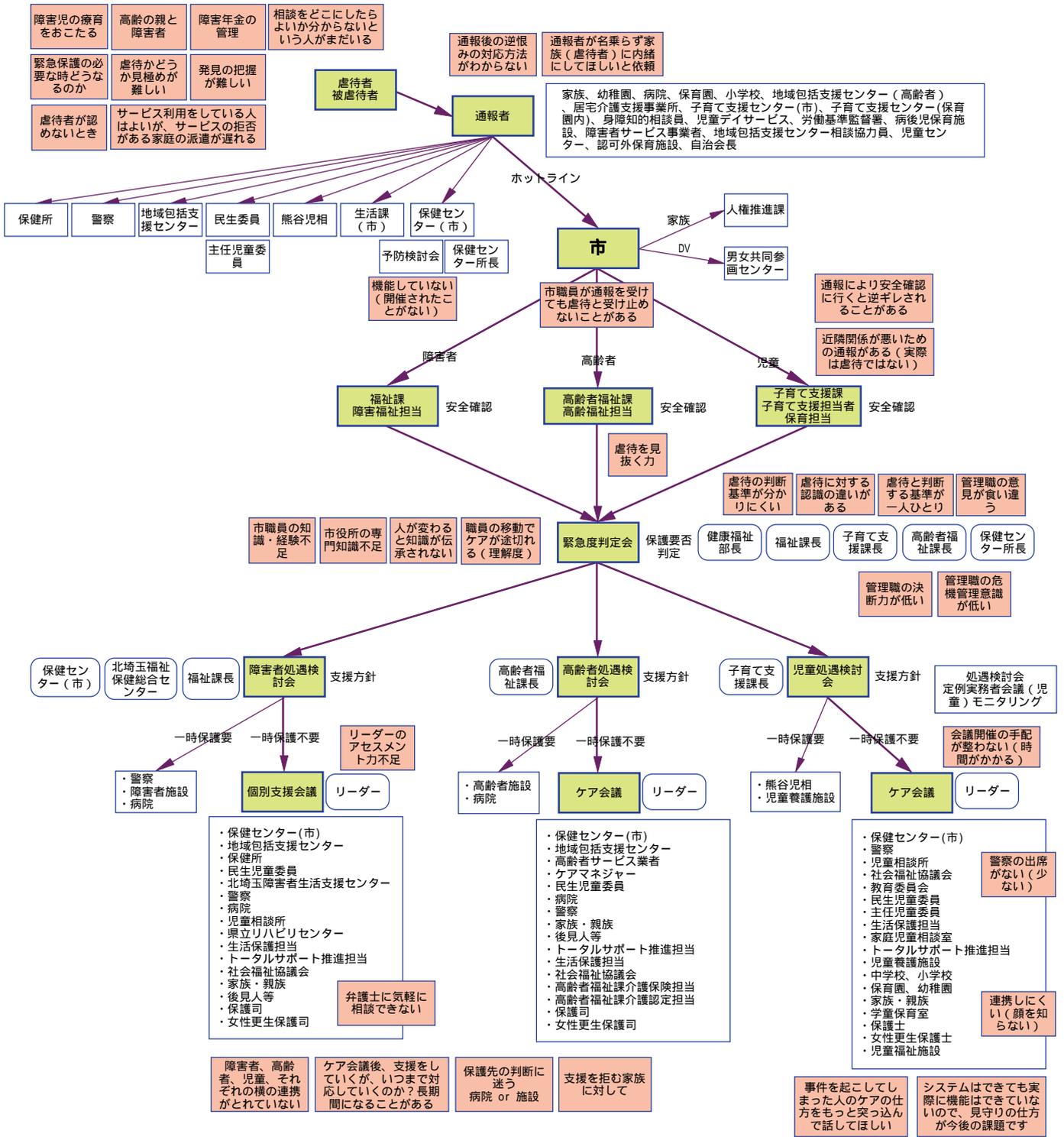
（5）考察2：市内部の問題点

図中の「市」から処遇検討会までが市の内部と考えると、そこで指摘されている問題はそう多くはないことが分かる。例えば、「緊急度判定会」の左側にある4つの問題は表現は異なるが、すべて「組織の中で知識が共有されない」という趣旨のことを言っている。また、右側の4つの問題も同様にすべて「虐待の判断基準が曖昧である」ことを言っている。問題カードの多くがこのふたつに集約されるということは、市内部においては、多くの職員に共通する少数の問題に焦点をあてて解決を図れば、効率的・効果的な問題解決が図れる可能性があるということである。

表1：ワークシヨップに期待すること（ワークシヨップ参加者リスト）

氏名	所 属	役 職	ワークシヨップに期待すること
1 石川 法男	行田市福祉課	課長	参加者共通の具体的で目に見える成果（連携 etc）
2 栗本 広宣	行田市福祉課	トータルサポート推進担当	ワークシヨップを通じ ・意識の向上 ・ネットワーク（関係）づくり ・システムの確立、実行性
3 野村 政子	行田市福祉課	トータルサポート推進担当	行田方式により市民がもっと幸せになる
4 梅澤 清志	行田市福祉課	障害福祉担当	問題解決のためのネットワーク
5 江森 裕一	行田市福祉課	生活保護担当	虐待防止全体をイメージできるようになりたい
6 横山 令子	行田市子育て支援課	子育て支援担当	担当している職務の自分の関わり方、対応のあり方
7 萩原 弘一	行田市高齢者福祉課	高齢福祉担当	知識向上。的確な判断能力を身につけたい
8 佐藤 美絵	行田市保健センター	成人担当	
9 川田 正明	北埼玉障害者生活支援センター	(福) 幸生会 相談支援専門員	知識向上。連携
10 吉田 和子	北埼玉障害者生活支援センター	(福) 共愛会 相談支援専門員	・虐待を見分ける目を養う ・参加者の方々との交流を図る
11 松田 純子	和光保育園	園長	保育園長という仕事の中で、もっと保護者の考えや意見をくみ取れる方法を学びたい
12 八嶋 貴子	やごう幼稚園	主任幼稚園教諭	子育てに悩む保護者の方の心を聞き、共に考えられる窓口を作りたいです
13 馬場 恵喜子	NPO 法人子育てネット行田	副代表理事	何も分からず「行って」と言われて来たものですので、期待というより不安でいっぱいです。勉強していきたいと思います。少しだけワクワクしています。
14 栗原 幸江	地域包括支援センター 緑風苑	主任介護支援専門員	・地域の中での連携の取り方 ・横のつながり ・地域の声を聴く
15 八月朔日 三枝子 (ほづみ)	地域包括支援センター まきば園	主任介護支援専門員	相談窓口として同じ内容を何回も説明することなく連携がとれる
16 鈴木 幸枝	地域包括支援センター 壮幸会	社会福祉士	1. 相談支援がうまくなる 2. 住民の協力が得られる 3. 市（行政）と連携がよくなる 4. 仕事が楽になる
17 手島 一海	民生・児童委員	児童福祉部員	私の事例では 12 月に行田方式を完成というのは遅いのではないかと思います

図1 組織関係図：全体図



- 凡例：
- 福祉総合窓口構成要素
 - 個人
 - その他の関係者・関係機関
 - 問題

図 2 組織関係図：部分図 1

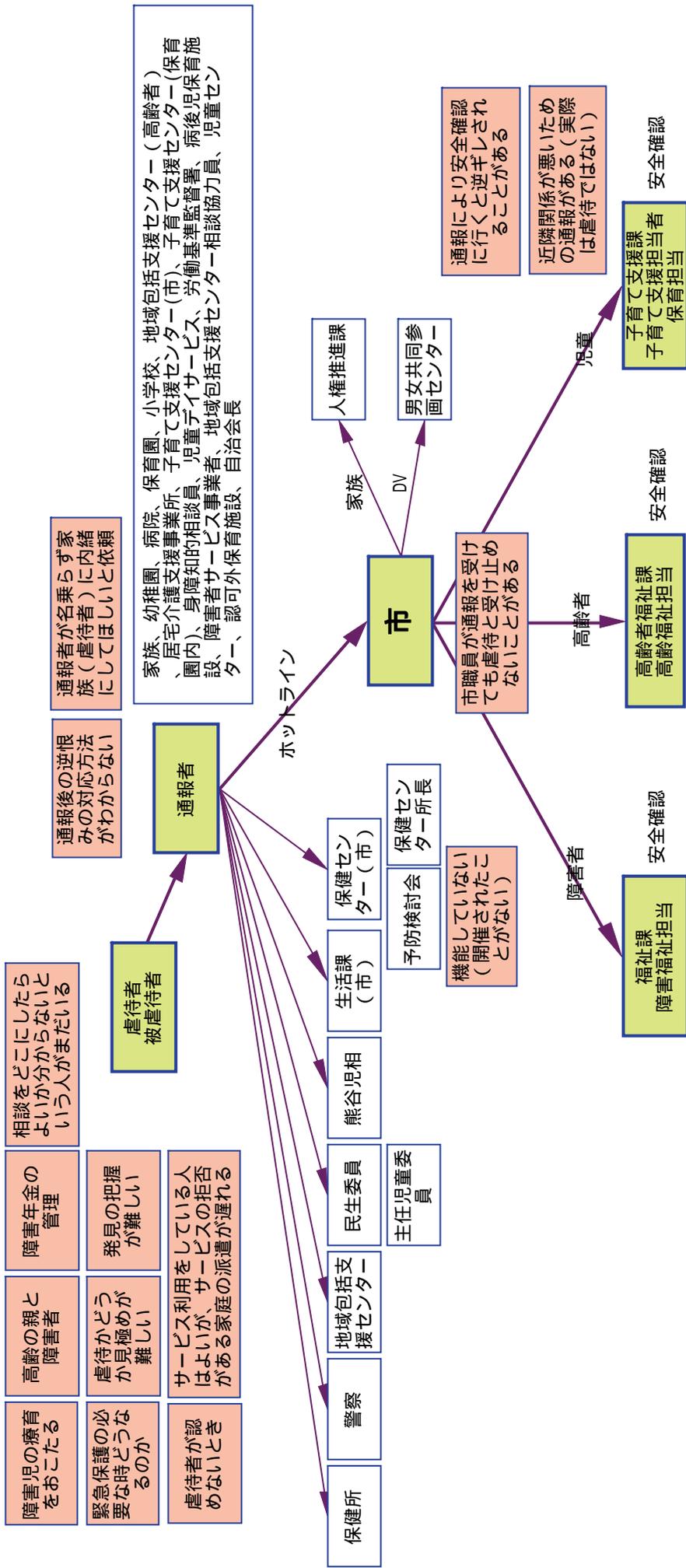


図 3 組織関係図：部分図 2

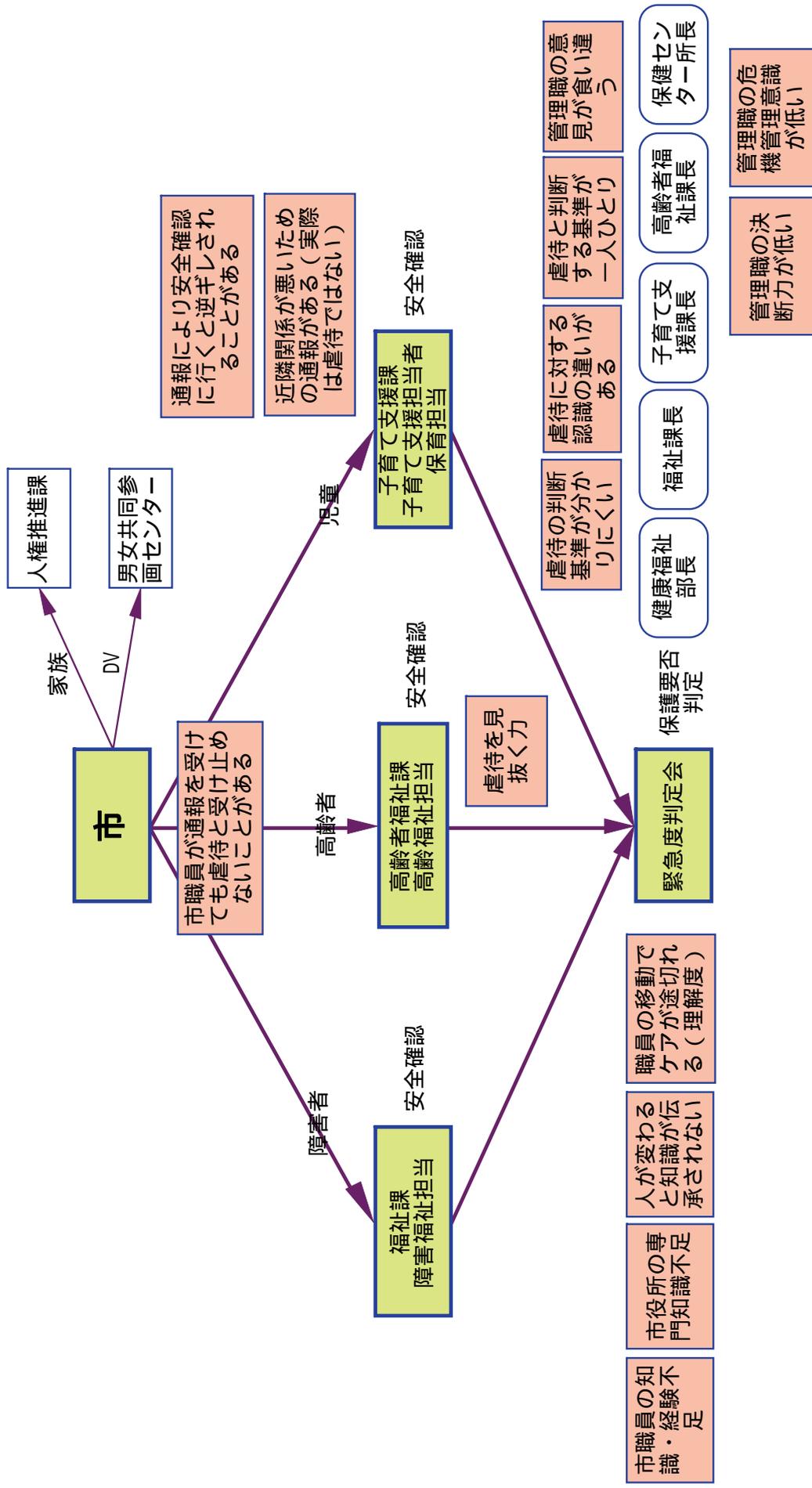


表 2 その他の関係者

子育てネットワーク会議	生保担当	社会福祉担当
保健センター成人担当	保健センター	県立リハセン
国立リハセン	介護認定審査会	老人ホーム入所判定委員会
保健センター母子担当	ボランティア	NPO 法人
子供会	衛生協力会	婦人会
ハローワーク	消防署	サポートセンター
特別支援学校	介護者	高齢者
障害者	児童	地域振興センター
就学支援センター	シルバー人材センター	いきいきサロン（老人会）
PTA	老人クラブ	トータルサポート推進会議
北埼玉障害者自立支援協議会	県高齢者福祉課	県立精神保健福祉センター
権利擁護センター	司法書士	弁護士
裁判所	まほろば（発達障害支援センター）	障害者職業センター

表 3 その他の問題点

予防の体系的システムがない	関係機関が多すぎです	システムが分かりにくい
結論が出るまで時間がかかるのでは	全体が複雑すぎる	日ごろの業務が忙しすぎる
通報者へのフィードバックが不確実	担当者の精神的負担大	

7. 第2回ワークショップ（問題分析1）

（1）問題分析

第2回ワークショップ（2008年10月14日（火））では、第1回ワークショップで指摘された問題点の中から以下の3つの問題を取り上げて、それらの問題の原因を分析した。

（図5～図9参照）

- ・問題1 通報が遅れる（地域の問題）
- ・問題2 通報を虐待と受け止められない（市の問題）
- ・問題3 保護判定までに時間がかかる（市の問題）

問題分析の手順は、これらの問題を出発点として、その問題の直接の原因となっている複数の問題をその下に並列に並べ、さらにそれら原因となっている問題それぞれについて、その直接の原因となっている複数の問題をその下に並列に並べるということを数段にわたって繰り返すことによって、問題領域全体を原因－結果の因果関係で分析したひとつの系図として示すというものである。

（2）考察3：虐待防止体制の一元化

上記の3つの問題は、通報する側の問題（通報が遅れる）、通報を受ける側の問題（通報を虐待と受け止められない）、保護判定の問題といった具合に、虐待防止の“プロセス”に注目し、プロセス上のネックとなる問題を取り上げたことになる。これは、「行田市の虐待防止体制は児童、高齢者、障害者の3者が統合・一元化されている」という認識のもと、統合・一元化されたひとつのプロセスを分析すればよいと判断したことによる。しかし、作成された問題系図（（図5～図9）を見ると、ひとつの系図の中に3者共通の問題やある特定のグループに固有の問題などが混在し、系図の整合性が崩れている。

これが意味するところは、前節で既述の通り、虐待発生の社会的背景、発見者、通報者、判断、対応が児童、高齢者、障害者で互いに大きく異なり、虐待防止の流れを1本のプロセスとして扱うことに検討の余地があることを示している。³²

（3）考察4：「ふくし総合窓口」の周知

図5「通報が遅れる」を見ると、通報が遅れる原因のひとつとして、「どこに連絡したらよいか分からない」という問題があげられている。市民の便宜を図って窓口を一本化した「ふくし総合窓口」であるが、その周知が不十分であることが指摘されている。

³² ワークショップの途中でこのことに気づいたグループは、図5右下の表「虐待の発見および通報の主なパターン」に見られるように、改めて児童、高齢者、障害者ごとの発見者と通報者の違いを整理しなおしている。

(4) 考察 5 : 地域との交流

通報が遅れる背景には社会的な問題も多く、図 5 であげられている問題はどれも解決が難しいと言わざるを得ない。その中で、「地域との交流」は、現在、行田市が地域福祉計画を住民参加型ワークショップを活用して進めていることと関連させることによって対応可能な課題であるかと思われる。

(5) 考察 6 : 専門職の不足

図 7 「通報を虐待と受け止められない」は市役所内の課題である。「相談の専門技術が不足している」という一群の問題は、第 1 回ワークショップ（考察 2）で指摘された「組織の中で知識が共有されない」という問題と関連している。実践を通して得られた知識が組織の中で形式知化されない、あるいは共有されない問題の背景には、専門職が不足していることもあると思われる。

(6) 考察 7 : チーム対応の仕組みがない

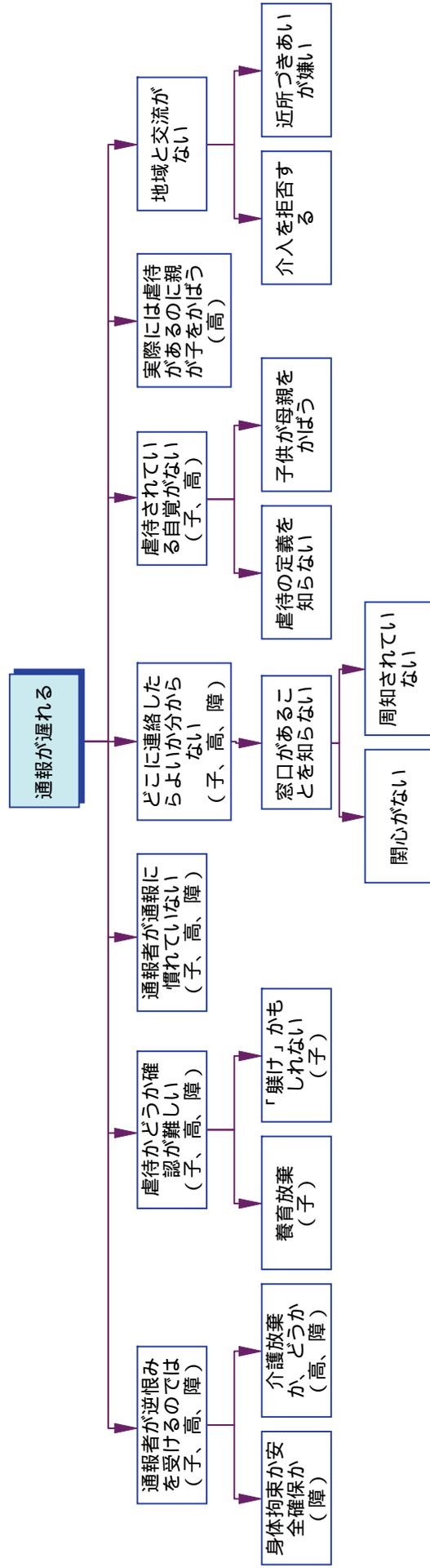
図 7 「通報を虐待と受け止められない」ことの原因のひとつとして、「認めたくない心理が働く」という問題があげられている。これは心理的な問題で対応が難しいように思われる。しかし、その原因として「チーム対応の仕組みがない」という指摘がされており、心理的負担をチーム対応で軽減するアイデアが提起されていて興味深い。実行可能な対応策ではないかと思われる。

(7) 考察 8 : 判断基準の運用

図 9 「保護判定までに時間がかかる」ことの直接原因としてあげられている左 3 つの問題は文面は異なるが趣旨は同じである。すなわち、第 1 回ワークショップ（考察 2）であげられていた「虐待の判断基準が曖昧」という問題である。

しかしここでは、判断基準はあることが指摘されており（チェックリスト、虐待保護基準等）、問題は判断基準がないことや曖昧であることではなく、判断基準の「運用」にあることが明らかにされている。

図5 問題系図1「通報が遅れる」



虐待の発見および通報の主なパターン

虐待者	被虐待者	発見者	通報者
親	子供	1-1	民生委員・児童委員
		1-2	保育園、幼稚園、学校
家族	高齢者	2-1	ケアマネ(居宅)
		2-2	近所
		2-3	施設
家族	障害者	3-1	介護事業者
		3-2	家族

図 6 問題系図 2-1 「通報を虐待と受け止められない」全体図

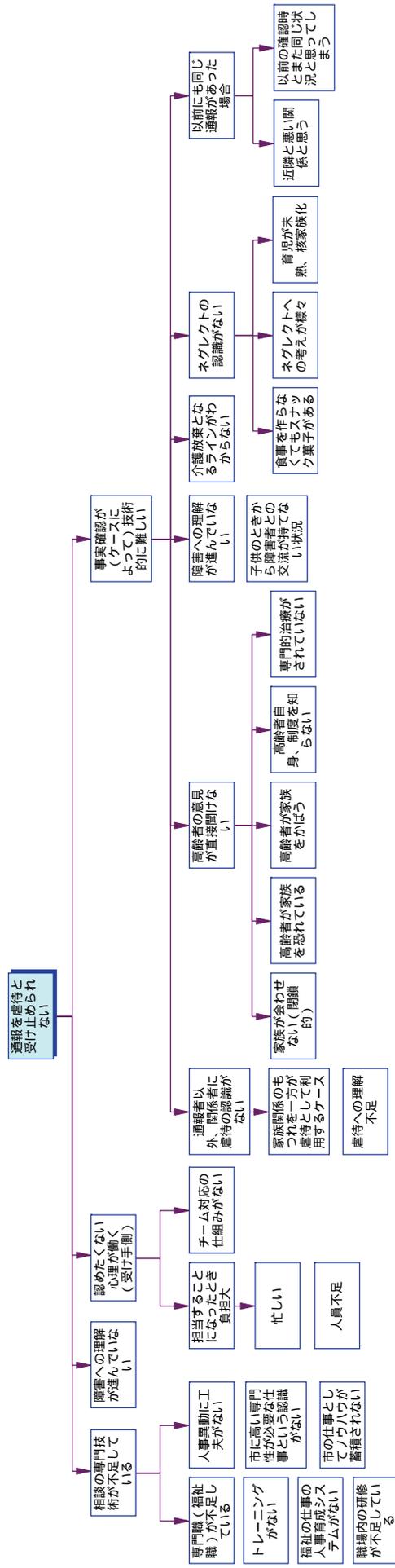


図 7 問題系図 2-2 「通報を虐待と受け止められない」部分図 1

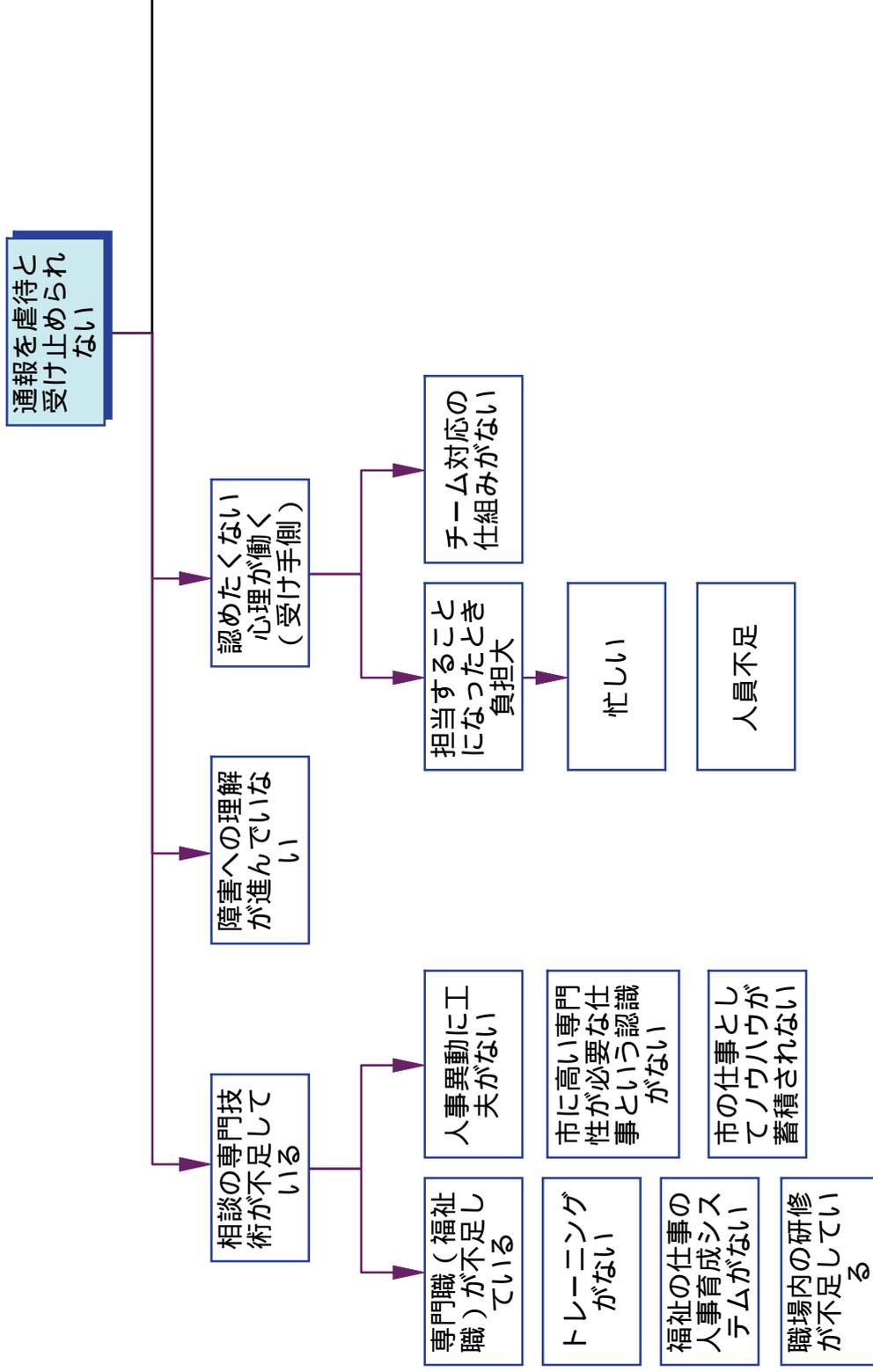


図 8 問題系図 2-3 「通報を虐待と受け止められない」部分図 2

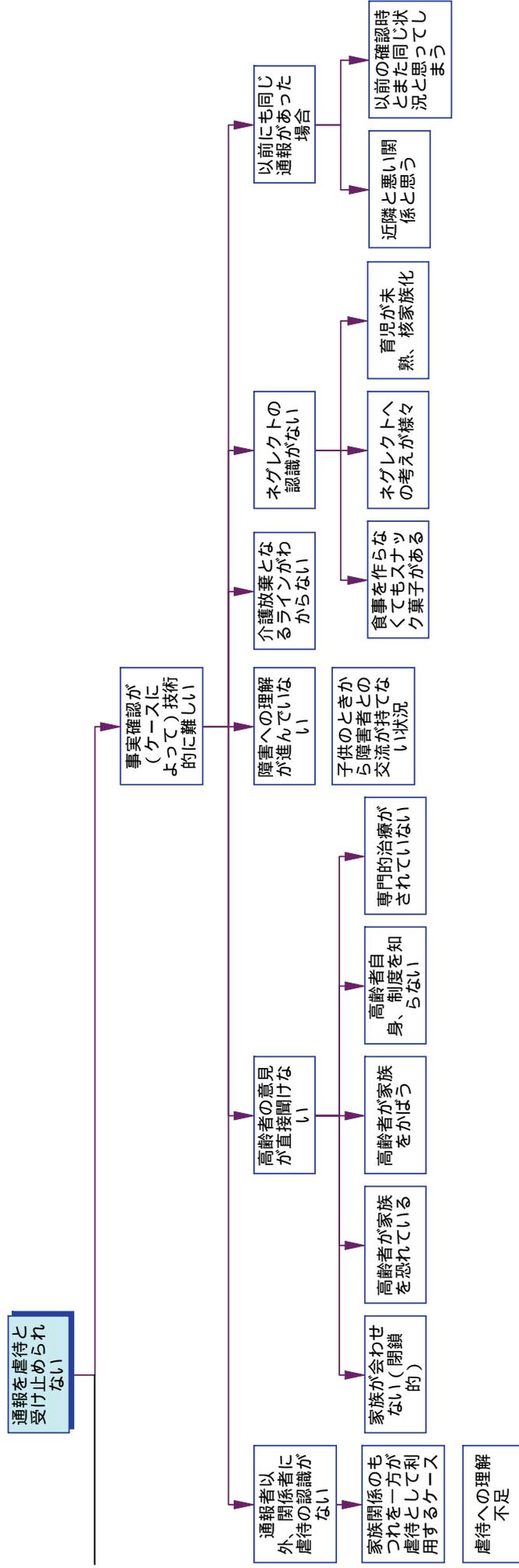
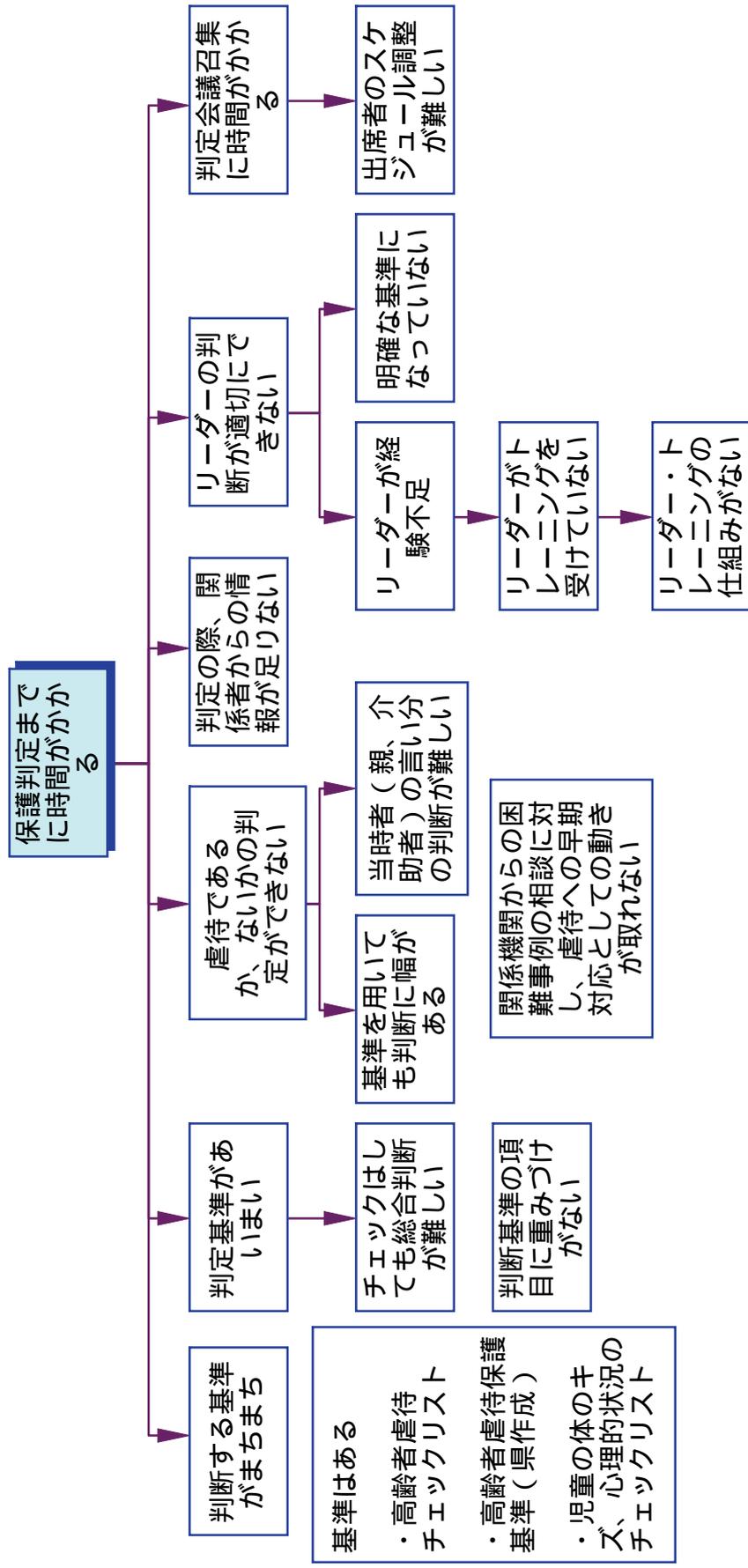


図9 問題系図3「保護判定までに時間がかかる」



8. 第3回ワークショップ（問題分析2）

（1）問題分析

第3回ワークショップ（2008年11月28日（金））では、第2回ワークショップで取り上げなかった問題の中から、さらにワークショップ参加者の関心の高い問題を選んで問題分析を行なった。選ばれた問題は図1および図4の右最下端の「システムはできても実際に機能できていないので、見守りの仕方が今後の課題です」である。この問題を言い換えると、「市が通報を受理したあとの処遇の仕方に課題がある」ということになる。

「処遇検討会」によって処遇が決まった後、「ケア会議」を通じて、事案は市役所の手を離れ、各関係機関に引き継がれる。しかし多くの場合、丸投げに近い形になり、その後の市によるフォローが十分でないところにワークショップ参加者の問題意識があることをこのカードは示している。「システムはできても実際に機能はできていない」というのはそういうことであり、「見守りの仕方が今後の課題」というのは、事案の当事者たちをその後どうやって「見守っていくか」という問題意識である。その意味では、図1および図4の最下端のカードはどれも、処遇決定後の当事者たち（被虐待者、虐待者、家族等）の見守りに関する問題提起であると言える。

これらのことから、第3回ワークショップでは、テーマを「見守りの継続」とし、障害者、高齢者、児童の3者を別個に問題分析することとした。（図10～図12参照）

問題分析の手順は前節で説明したとおりである。

（2）考察9：関係機関のネットワークが機能していない

障害者、高齢者、児童（図10, 11, 12）のすべての分析において、「関係機関のネットワークの機能不全」が指摘されている。これは本ワークショップ開催にあたってのそもそもの問題意識であり（「1. ワークショップの目的」参照）、ワークショップの実施者と参加者が同じ問題意識を共有していることが確認された。

（3）考察10：見守りに関する計画不足

障害者（図10）では「支援プランがない」、高齢者（図11）では「計画の不足」という問題が指摘されており、見守りに関しては計画自体が存在しないことを示している。児童の分析（図12）では計画に関する問題は提起されていない。

（4）考察11：専門職の不足

市の行政に関する課題としては、障害者（図10）では「専門職がない」、高齢者（図11）では「CW（ケースワーカー）が専門職でない」、児童（図12）では「市の職員の専門性」という問題カードで、第1回ワークショップからすでに何度も指摘されている「専門職の不足」が指摘されている。

図 10 問題系図 4 「障害者の見守り・継続性」

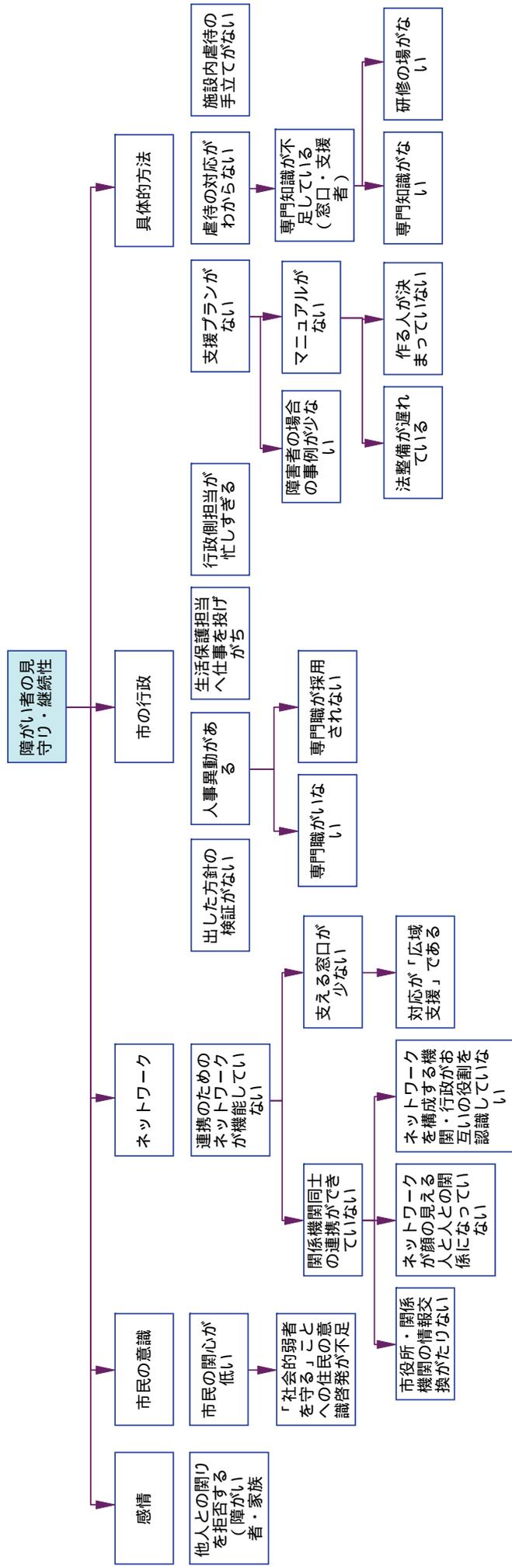


図 11 問題系図 5 「高齢者の見守り・継続性」

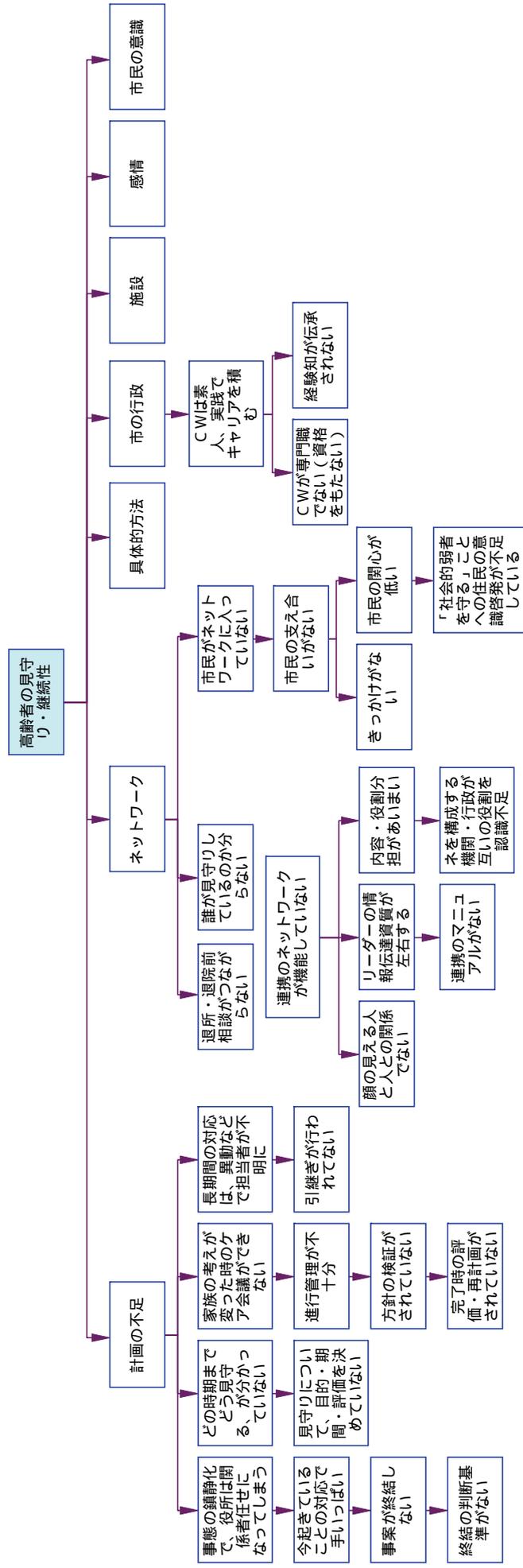
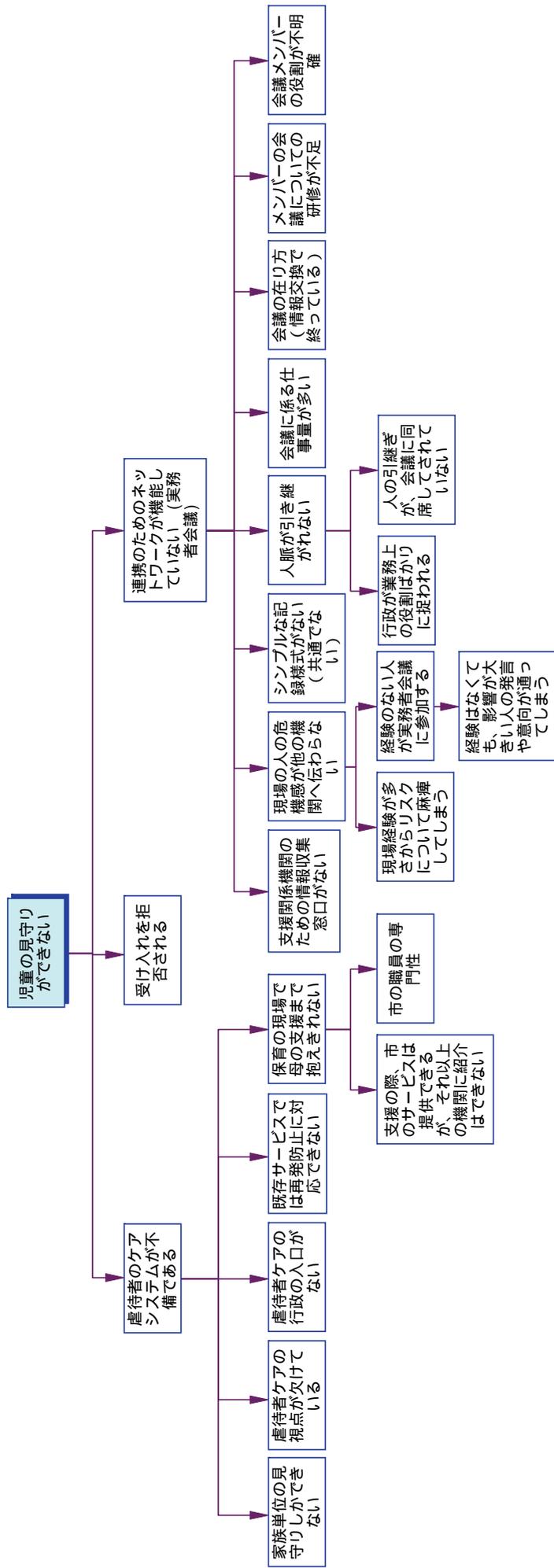


図 12 問題系図 6 「児童の見守りができない」



9. 第4回ワークショップ（目的分析）

（1）目的分析

第4回ワークショップ（2009年12月22日（月））では、第3回ワークショップで作成された問題系図をもとに、そこで指摘された諸問題の解決策を探る作業（目的分析）を行なった。これらの解決策は将来の実行計画のための素材となるものである。（図13～図22参照）

目的分析の手順は、問題系図に示された望ましくない状態（問題）を、問題が解決された望ましい状態に書き換え、さらに必要に応じて問題解決のための手段を追加するなどして、望ましい状態（目的）とそれを実現するための手段を手段－目的の関係で分析した系図として示すというものである。

（2）考察12：市民の関心を高める

虐待に対する市民の関心を高める方策は、障害者見守りの系図（図14）に示されている。シンポジウムや公民館講座、広報誌での啓発などは、比較的容易に実行できる案であろうと思われる。また、ネットワークの構築とも重なるが、市民をネットワークに組み込む方策が高齢者（図18）で検討されており、支え合いマップの作成などといった具体策が示されている。

（3）考察13：ネットワークの構築

関係者のネットワークの構築はすべての系図で検討されているが、高齢者（図18）と児童（図20, 21）で比較的詳細に検討されている。高齢者（図18）の分析では、見守りの内容と役割分担を明確に定め、関係者の顔写真入り名簿の作成や定例会議などを通して、関係者の顔が見えるようにすることがあげられている。児童の分析では、事務の改善（図20）および各会議のタスクの明確化とモニタリング計画づくり（図21）を通じたネットワークの強化が提案されている。また、高齢者（図18）では、市民をネットワークに組み込むことも検討されており、これはネットワーク構築上の重要なポイントであると思われる。

（4）考察14：見守りのための計画づくり

見守りのための計画づくりに関しては、障害者では個別支援プランの作成（図15）があげられているのに対して、高齢者では支援進行管理のルールや基準作り（図17）、児童ではモニタリングシステム作り（図21）など、システムとしての見守りの計画づくりが提唱されている。

（5）考察15：市役所の体制強化と事務の効率化

市役所の体制強化と事務の効率化に関しては、専門職の採用が3グループすべてであげ

られている（図 15, 18, 20）。情報の共有化および事務の効率化のための方策としては、統合（共通）ファイルの作成および記録のデジタル化（図 17）、記録様式の簡素化（図 20）などが考えられている。事務の効率化は、情報の共有化に資する一方で、担当者の事務負担を軽減することによって、よりきめの細かい見守りを可能にすることが狙いとされている。

(6) 考察 16：虐待者ケアシステムの整備

児童の分析の中で、虐待者（虐待する側）のケアシステムの整備があげられている（図 22）。これは、その必要性は広く認識されているものの、実際には実行されていない施策であり、行田市でのいち早い導入が望まれるところである。

図 13 目的系図 1-1 「障害者の見守りが継続できる」全体図

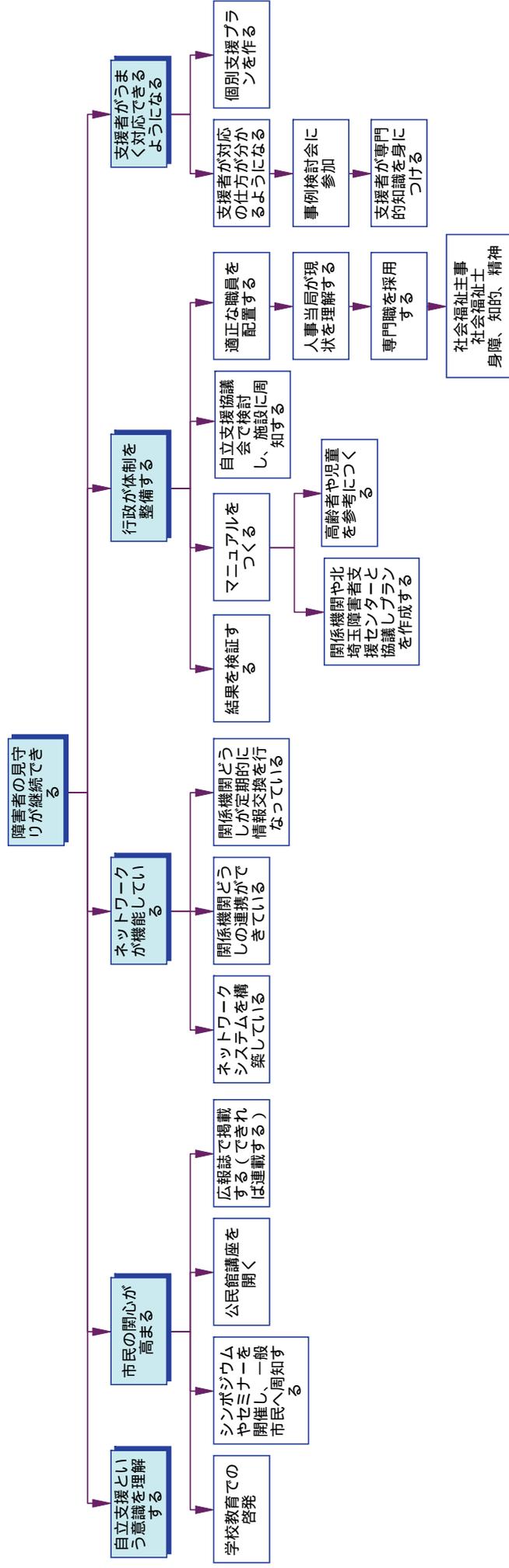


図 14 目的系図 1-2 「障害者の見守りが継続できる」部分図 1

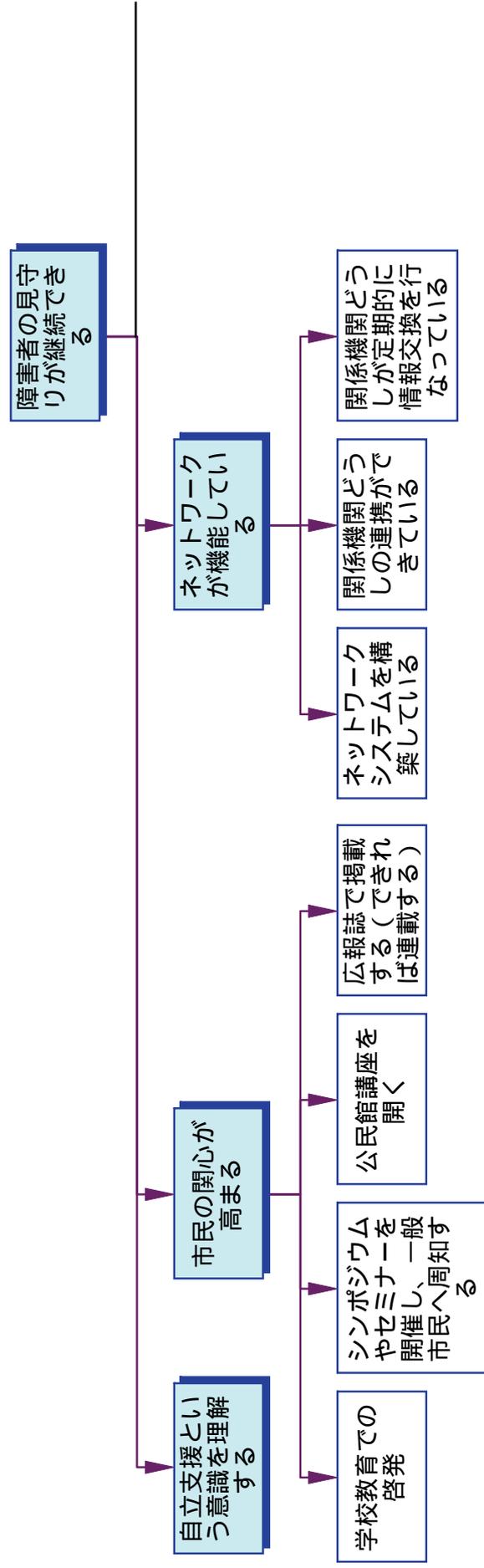


図 15 目的系図 1-3 「障害者の見守りが継続できる」部分図 2

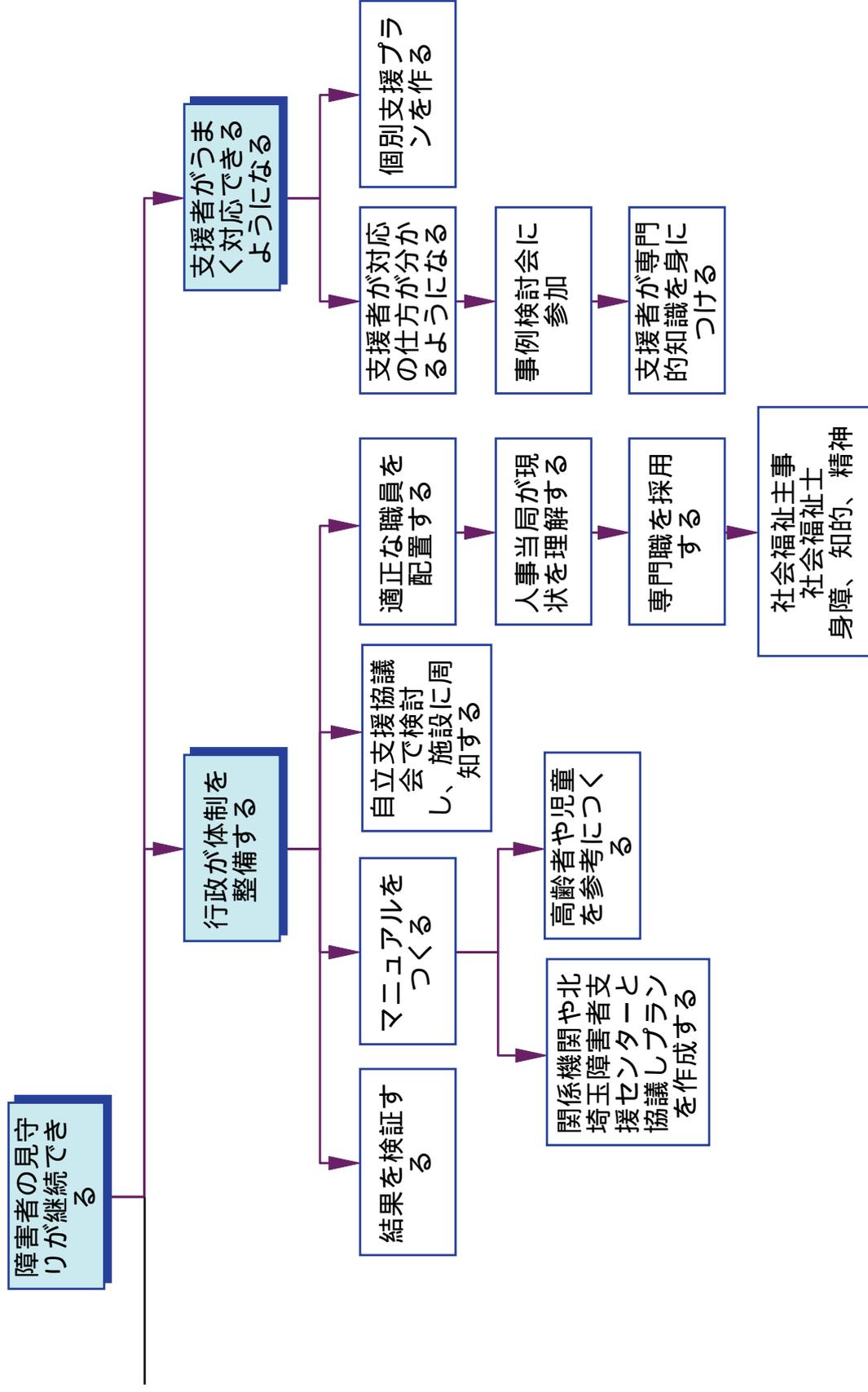


図 17 目的系図 2-2 「高齢者に関する継続的な見守りが行なわれる」部分図 1

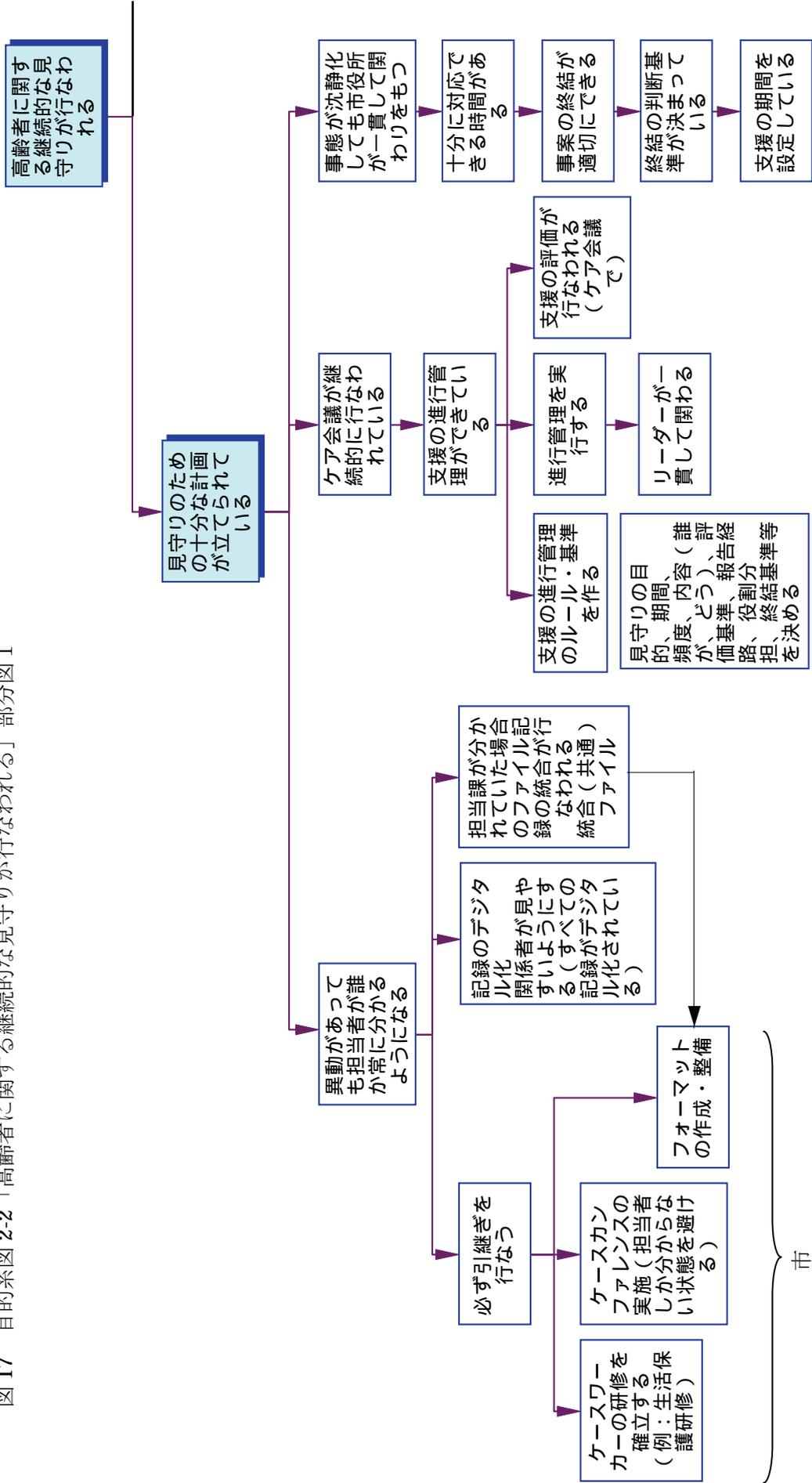
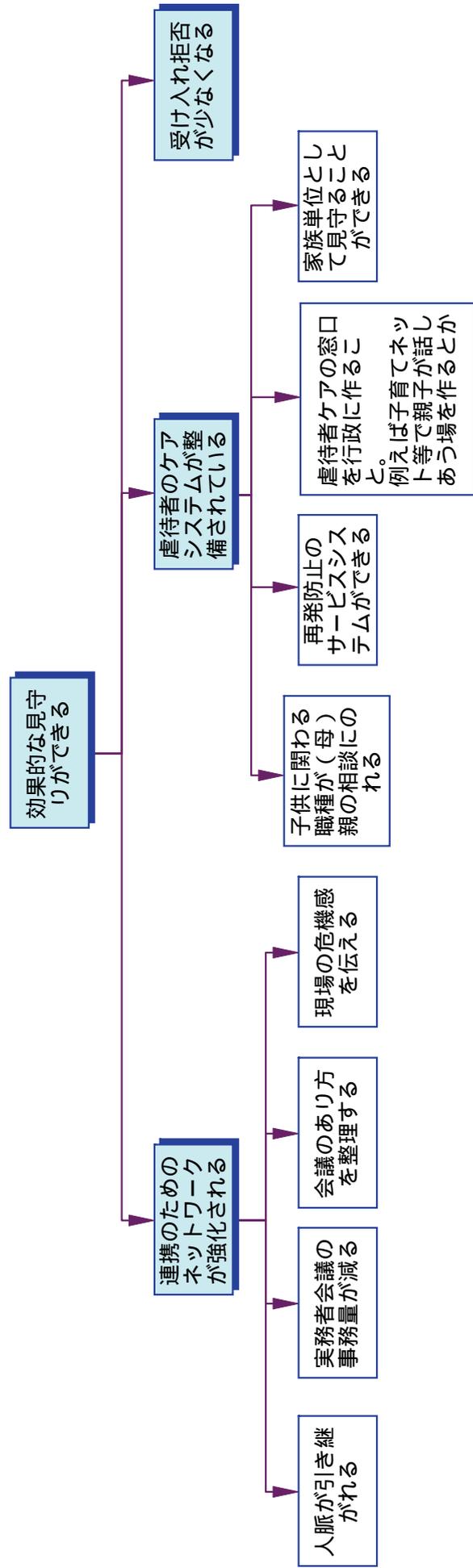


図 19 目的系図 3-1 「児童の効果的な見守りができる」全体図



以下のレベルは省略（部分図を参照のこと）

図 20 目的系図 3-2 「児童の効果的な見守りができる」部分図 1

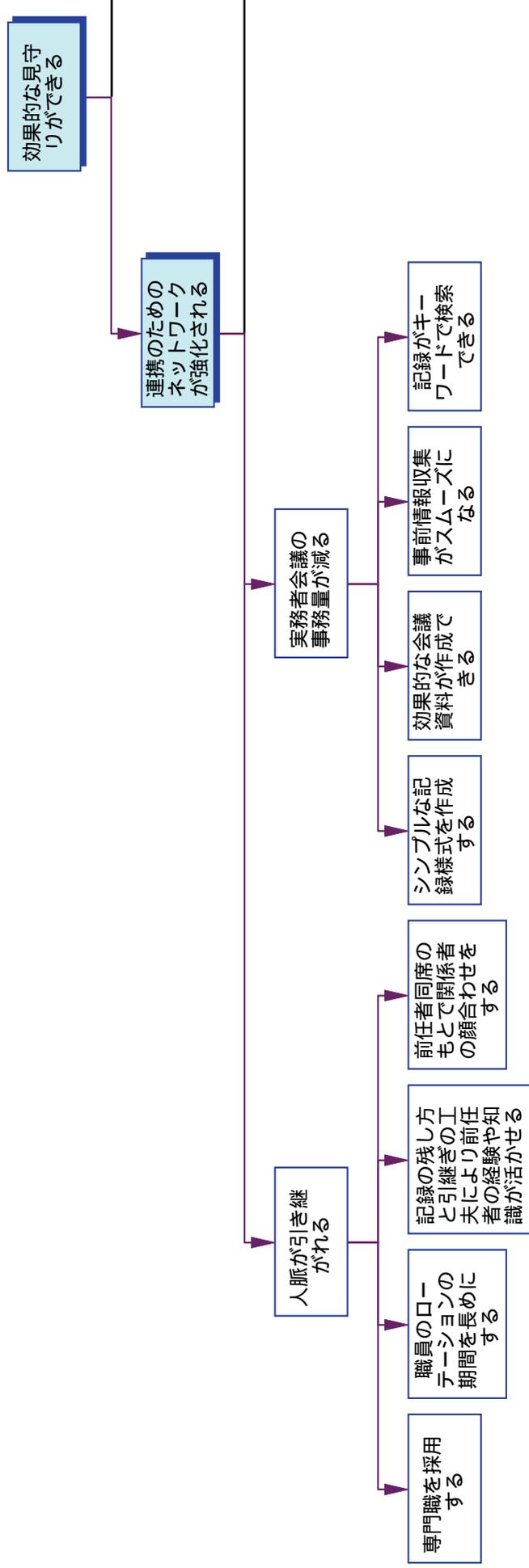
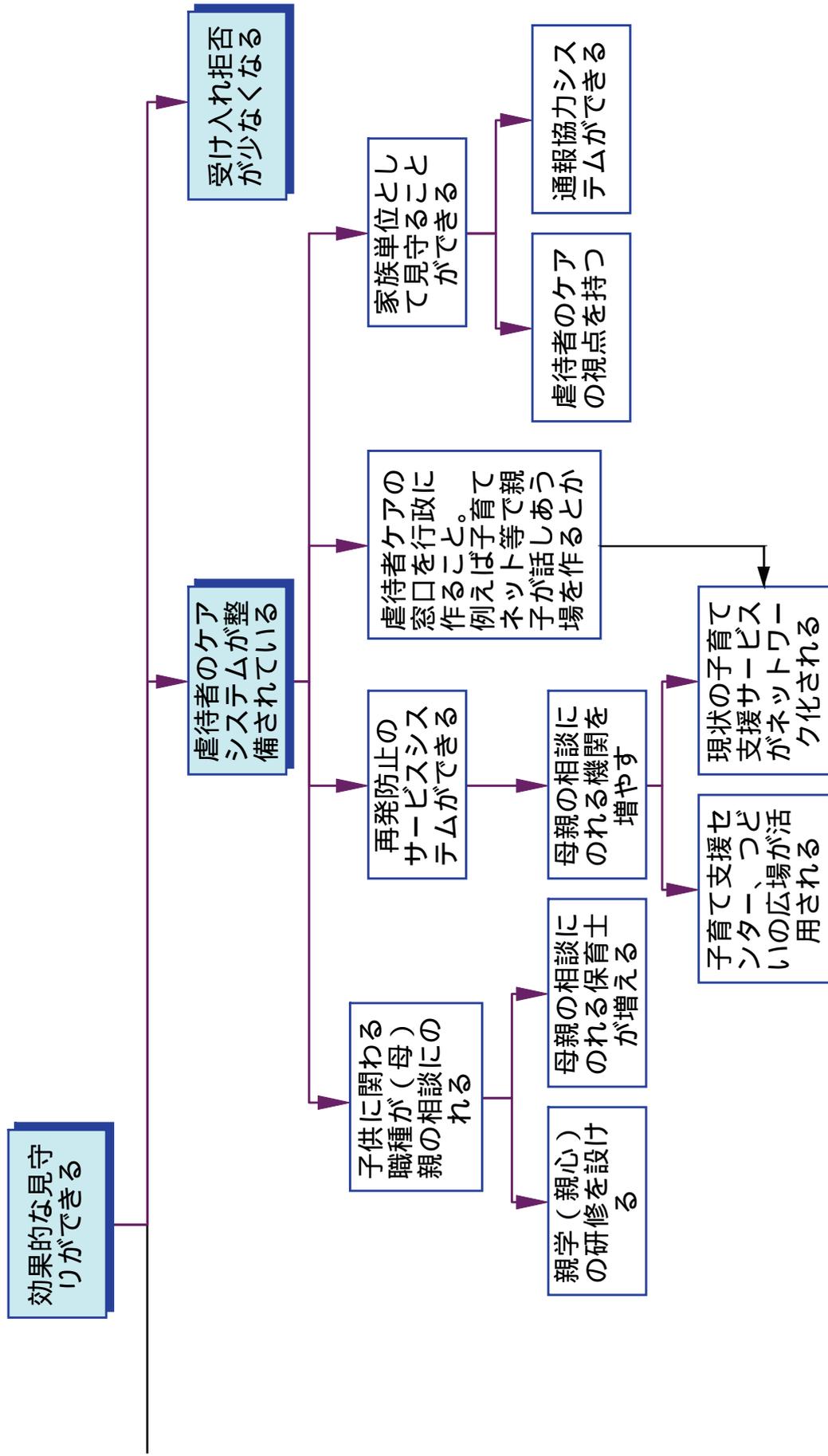


図 22 目的系図 3-4 「児童の効果的な見守りができる」部分図 3



10. 全体の考察と今後への提言

- (1) 当初、主催者側（市側）の問題意識は市役所内の縦割り分業体制の是正や知識の共有化にあったため、第1回ワークショップでは市役所内の分析に重きを置いて組織関係図作りを行なった（図1～4）。ところが、終了時の参加者のコメントに、「役所の職員の方の為のワークショップ？と覚えてしまった」、「自分の抱えている問題の解決方法には関係ないことばかりなので、期待はずれだった」（添付資料2）といった意見が出されたため、多少の軌道修正を行ない、第2回以降のワークショップではより広範なテーマを取り上げるべく配慮した。その結果、ワークショップの最終成果品は「虐待の見守り継続」に関する目的系図になった。しかし、これらの目的系図の中には市役所内の縦割り分業体制の是正や知識の共有化に対する是正策が盛り込まれており、結果的には当初の市側の問題意識をカバーする成果品となった。
これは、ワークショップを通じて市職員と外部関係者が問題意識を共有できたことを意味しており、ワークショップの成果のひとつと考えて良いと思われる。今後に期待されることは、この共有意識および一体感が薄れないうちに、今回のワークショップ参加者を核として、計画の詳細化および実行といった次のステップに進むことである。
- (2) 組織関係図や問題分析では広範な分析を行なったが、目的分析では時間的制約もあり「虐待の見守り継続」のみを取り上げた。そのため、目的分析で取り上げられず、問題の指摘に留まっているものがあるが、これらの中にも効果的・効率的改善策につながる素材や重要な指摘が多く見られるので、目的系図以外の成果品にも改めて注目してもらいたい。例えば、「ふくし総合窓口」の周知（考察4）、虐待通報に対するチーム対応（考察7）、虐待の判断基準の運用（考察8）などは、実行可能性の高い改善策につながる要素であったり、看過できない重要な問題の指摘であったりして、検討に値するものと思われる。
- (3) 本ワークショップ開催のそもそもの目的は市町村組織内ネットワークの構築であった（「1. ワークショップの目的」参照）。そのためには、ワークショップの成果品である目的系図に示された改善策を実行することもひとつの方策であるが、ワークショップを開催したこと自体が市町村組織内ネットワーク構築のひとつの試みであることも指摘しておきたい。このワークショップを通じて構築された人間関係、問題意識および方法論の共有化、一体感などは、市町村組織内ネットワーク構築上の重要な資源となるはずのものである。ここで形成されたネットワークを核に、市町村組織内ネットワークが一層の発展を見せることを期待したい。

添付資料

添付資料1：ワークショップ実施済み日程

「行田市虐待防止 PCM ワークショップ」実施予定

2008/9/5, 10/14, 11/28, 12/22

題目：「トータルサポート推進事業：相談支援の機能強化」

講師：梅本勝博 北陸先端科学技術大学院大学教授

ファシリテーター：大迫正弘、久野叔彦、高橋佳子 NPO 法人 PCM Tokyo

日程：2008年9月5日（金）13:30～16:30（3時間）

10月14日（火）13:30～16:30（3時間）

11月28日（金）13:30～16:30（3時間）

12月22日（月）13:30～16:30（3時間）

日程表：

	内 容	担当者	日 程	時間 (3時間)
1 日 目 9 月 5 日 (金)	1. ワークショップ開催趣旨説明	野村	13:30 - 13:40	10分
	2. 挨拶	梅本	13:40 - 13:50	10分
	3. 参加者自己紹介 (ワークショップへの期待のレベル合わせ)	大迫	13:50 - 14:05	15分
	4. ワークショップ日程説明 (PCMの概要説明を含む)	〃	14:05 - 14:15	10分
	5. 関係者分析			
	5-1. 関係者のリストアップ	〃	14:15 - 14:30	15分
	休憩		14:30 - 14:40	10分
	5-2. 組織関係図の作成	〃	14:40 - 15:30	50分
	5-3. 問題のリストアップ	〃	15:30 - 16:20	50分
	6. 振り返り	〃	16:20 - 16:25	5分
7. 総括	梅本	16:25 - 16:30	5分	

日程表（続き）：

	内 容	担当者	日 程	時間 (3時間)
2 日 目 10 月 14 日 (火)	1. 挨拶	野村	13:30 - 13:35	5分
	2. 前回の振り返り	久野	13:35 - 13:50	15分
	3. 問題分析 1			
	3-1. 中心問題の確認	〃	13:50 - 14:00	10分
	3-2. 直接原因の分析	〃	14:00 - 14:40	40分
	休憩		14:40 - 14:50	10分
	3-3. 問題系図の作成	〃	14:50 - 15:50	60分
	3-4. 問題系図の発表・確認	〃	15:50 - 16:20	30分
	4. 振り返り	〃	16:20 - 16:25	5分
	5. 総括	梅本	16:25 - 16:30	5分
3 日 目 11 月 28 日 (金)	1. 挨拶	野村	13:30 - 13:35	5分
	2. 前回の振り返り	大迫	13:35 - 13:50	15分
	3. 問題分析 2（見守り継続について）			
	3-1. 問題の洗い出しとグループ分け	〃	13:50 - 14:00	10分
	3-2. 中心問題と直接原因の確認	〃	14:00 - 14:30	30分
	休憩		14:30 - 14:40	10分
	3-3. 問題系図の作成	〃	14:40 - 15:40	60分
	3-4. 問題系図の発表・確認	〃	15:40 - 16:20	40分
	4. 振り返り	〃	16:20 - 16:25	5分
	5. 総括	梅本	16:25 - 16:30	5分

日程表（続き）：

	内 容	担当者	日 程	時間 (3時間)
4 日 目 12 月 22 日 (月)	1. 挨拶	野村	13:30 - 13:35	5分
	2. 前回の振り返り	大迫	13:35 - 13:50	15分
	3. 目的分析			
	3.1 中心目的の確認	〃	13:50 - 14:00	10分
	3.2 直接手段の分析	〃	14:00 - 14:30	30分
	休憩		14:30 - 14:40	10分
	3.3 目的系図の作成	〃	14:40 - 15:40	60分
	3.3 目的系図の発表・確認	〃	15:40 - 16:20	40分
	4. 振り返り	〃	16:20 - 16:25	5分
	5. 総括	梅本		5分
	6. 挨拶	野村		5分

添付資料 2：第 1 回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等

- 1) 活動内容が具体的で分かり易く、3時間が短く感じられました。
- 2) 名札がとれやすいので、次回は簡単なものでよいですから、準備していただけたらと思います。
- 3) 色々な関係機関の方が参加されたが、自分の抱えている問題の解決方法には、関係ないことばかりなので、期待はずれだった。民生児童委員さん等の経験など。
- 4) 役所の組織ひとつづつは分かっていたが、あまりにも複雑に絡みあっており、問題解決に時間がかかることが分かってきた。(良い勉強ができました)
- 5) 役所の職員の方の為のワークショップ? と思えてしまった。外部の者にも分かり易く話してほしい。

- 6) 市役所の人達もすぐに配置移動になってしまうので、こういった会議も無駄だと感じたことが度々ある。
- 7) 参加者どうしのコミュニケーションが欲しい。
- 8) 前準備（カード等）ができなかったか。行田市は虐待防止ネットワーク等すぐにあるので。（一番の反省は、自分の参加意識の問題でした。）
- 9) 多くの意見が出ているが、問題点は同じだと思った。少しでもよくなったら、良いと思う。
- 10) 関係者の多さにびっくりした。
- 11) 虐待と受け止めその対応にゆくまでのシステムの難しさ（複雑さ）を感じました。役所の方々のご苦勞を知る事ができました。
- 12) 次回（問題意識）日頃思っていることについて、他の人との違いが分かるかと思う。
- 13) ワークショップという形の話し合いの、分かりやすさを体験する事ができました。
- 14) いいものが生まれそうで、ワクワクした。
- 15) 大勢で話すと見えなかったことが見えてくる。
- 16) 印象：講話というより作業中心で気軽に参加することができました。
- 17) 他の課の対応の流れが少しだが、理解できた。次回は、実際通報を受けた事例も知りたい。
- 18) 改めて関係機関の多さに驚きましたが、全体像を確認できて良かったです。
- 19) 虐待の判定が市役所内部でも難しいことがあることがわかった。
- 20) 市の虐待対応システムが整理できた。問題点が明確になった。
- 21) 関係する機関、部所は非常に多いと感じた。良いシステムの構築とともに、解決に有効なものでなければならないと思った。
- 22) 書き出していくと問題点がよくわかり、関係機関も思いの他多いことなど、とても参考になりました。このやり方をどこかで何かで取り入れてやってみたいです。
- 23) 自分の担当以外の動きがわかった。

添付資料3：第2回ワークショップ参加者のアンケート結果と質問・意見

アンケート結果

質問	回答	回答の理由
<p>Q1 今回のワークショップで私は、</p> <p>1.積極的に議論に参加した</p> <p>2.議論に参加しなかった</p>	<p>11名</p> <p>3名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者と共通の認識をもってもらいたかったから ・様々な現場からの意見が聞けた ・今回は内容が絞られていたので参加しやすかった ・他者の意見を聞くことの方が多かった ・他の方の発言が多く気おくれしてしまった、身近で虐待を受け止めるようなことがなかったからと思う ・現状として虐待の事例が少ないので
<p>Q2 今回のワークショップで私は、</p> <p>1.論理的な話し合いができた</p> <p>2.できなかった</p> <p>3.どちらともいえない</p>	<p>8名</p> <p>3名</p> <p>3名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講師がうまく意見をすくいあげまとめてくれた ・整理された意見が出たと思う ・自分の考えの幅が狭かったから ・皆さんの意見を聞く事で勉強になった ・少しずつ今回のワークショップが分かってきたところなので ・他の人の話も興味を持って聞いたので ・知識、経験不足のため
<p>Q3 今回のワークショップで私は、</p> <p>1.いろいろな観点から十分に話し合えた</p> <p>2.多くの議論をしたが、未だ十分でなかった</p> <p>3.どちらともいえない</p>	<p>2名</p> <p>8名</p> <p>4名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・考えれば考える程、内容が広くて時間が足りなかった ・途中で今後のワークショップで ・まだまだいろいろな視点でとらえていく必要があると感じている ・細かい内容がでるかと思ったが、こんなものかなと思った ・自分で思っていること以外の意見はだせなかった ・意見をだすことができない
<p>Q4 今回の内容に私は、</p>		

1. 非常に満足した	1名	・自分が担当していない分野のことも知ることができた参加型であり、理解もしやすく気づかされる事が多かった
2. 満足した	10名	・問題、原因が論理的に見え始めてきた ・虐待の判定は難しい ・ひとつの議題に対して関わる様々な方の生の声を聞くことができた
3. あまり満足しなかった	3名	・自分の頭の中で整理できなかった
4. 全然満足しなかった	0名	
5. どちらともいえない	0名	

その他、本ワークショップに関する質問・意見など

- ・ 1回目ではどんな流れになるのか想像できなかったが、今回少しだけ先が見えるようになってきた。次回以降が楽しみです。
- ・ 意見があまり多く出なかった場合は、どうしたらいいのでしょうか？
- ・ 私の場合、発見・対応・予防全部にかかわっているもので、後の予防の方法も期待しています。
- ・ ワークショップは初めての経験で、今回もう少し時間がほしかった。目的を掘り下げていける事のメリットを確認できて良かった。
- ・ 開始前より、テーマに入るまでに時間がかかったように思う。
- ・ グループの分け方が、職員と職員以外となった点もったいなかった気がする。混合にしたほうが、議論の広がりとお互いの役割がみえてよかったと思う。

添付資料4：第3回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等

- 1) 私の知らない世界を感じた思いです。市役所の方の熱い思いがよく伝わってきました。
- 2) 今日は今までより有意義な時間が持てたように思われました。
- 3) 解決すべき課題が見えてきたような気がします。
- 4) 何が必要なのか、見えてきたと思う。
- 5) 参加者の皆さん、それぞれが抱えている問題意識を知ることができて良かった。次回、

具体的な解決策を導き出せるような気がしている。

- 6) 問題について、様々な立場・視点で考えることで、新たな解決策がみられるような気がしました。
- 7) 日々、漠然と悩んでいたものが明確になってよかった。仕事の方向性が見えた気がした。
- 8) 実務者会議を開きながら、このやり方でよいのか常に考えていました。見直しもしたいと思っていたので、今回の話し合いは大変参考になりました。
- 9) テーマをしぼったことにより、進行がスムーズにいったように思う。また、ファシリテーターの皆様は流石だと思います。参考になりました。
- 10) 地域の支え合いが少しずつできるように、意識づくりが必要であると感じました。
- 11) 小さな意見が、大きな意味を持っていると感じました。小さなことの積み重ねの大切さも同時に感じた。
- 12) PCM Tokyo スタッフの指導により、有意義な時間を過ごすことができました。残り 1 回のまとめが楽しみです。
- 13) 行政に専門職がないとかをはじめ、他に問題を移していたのかと。今、自分が市民として隣近所の関わりをもっと持つ必要を感じました。
- 14) 対応のキャリアと市民意識向上を目指します。

添付資料 5：第 4 回ワークショップ参加者のワークショップに関する印象・要望等

- 1) 見えないものが見えてくる楽しさを知りました。
- 2) 実際の業務・活動に活かすにはもっと目的分析に時間がほしかった。
- 3) 今すぐやるべきことがいくつも見えた。
- 4) 会議の進め方・方法が検討できて良かったです。
- 5) 整理の仕方を学ばせていただきました。私的な部分でも役に立ちそうです。大変勉強になりました。
- 6) 様々な現場の方が集まり、虐待防止のため検討しあえたことは、今後の市の福祉にと

って貴重なものとなると思います。

- 7) 福祉に関してだけではないでしょうが、行政の専門職リーダーの常置をお願いし、我々も勉強していけたらと感じました。
- 8) 問題の裏に目的が出されるという考え方がわかりやすかったです。4日間通じて新たな視点を持つことができました。ありがとうございました。
- 9) ワークショップという形式にはじめて参加させていただき、問題解決に力を注ぐことはできなかったのですが、大変勉強になりました。
- 10) ささえ合うことの大切さを実感しました。また、現代社会においてささえ合うことの難しさも実感しました。ファシリテーターのみなさん最高！ お世話になりました。
- 11) 出来ていることと出来ていなことがはっきりしてきて、問題解決のため方法が具体的にわかってきたような気がしました。
- 12) ワークショップを初めて体験し、これまでにない充実した時間を過ごすことができました。PDMの作成まで実践したかったです。
- 13) 方向性が見えてきたと思います。ひとつずつで良いので実行をしてください。
- 14) 結果の報告が楽しみです。大変勉強になりました。
- 15) 新しい会議の仕方にとまどいもありましたがお骨折り（PCM Tokyoの皆様、梅本先生）ありがとうございます。
- 16) 行田市全体のことを少し考えることのきっかけができました。

行田市虐待防止 PCM ワークショップ報告書
NPO 法人 PCM Tokyo

2009年2月

報告者：大迫 正弘

4-2-3 包括的虐待防止推進事業の評価

虐待防止の最前線は隣近所の近隣コミュニティであり、その基盤は「隣近所の支え合い」である。その意味で、本事業においてトータルサポート推進事業の相談機能の目標を、相談しやすく迅速に対応する「ふくし総合窓口」を設置し、トータルサポート推進担当が住民同士の見守りを支援することにおいたのは高く評価できる。

また、虐待の原因は、複数の要因が絡んでいることが多く、その防止と対応には、地域の様々な機関の連携が必要である。さらに、虐待の予防と対応の経験は、高齢者、障害者、幼児・児童を対象とするそれぞれの分野で個別に蓄積されており、対応の経験知の蓄積や関係機関のネットワーク構築など、それぞれが強みと弱みを持っている。したがって、市役所内部の連携と外部機関との連携は、その強みの中で他の分野に応用できる経験知を共有することにより、互いに学び合うことが可能になる。その意味で、本事業において、様々な市役所内だけの関係部署の組織内連携だけでなく、保健、福祉、医療、教育、労働、法律、警察などの関係機関とのネットワークを構築しようとしていることは評価できるが、まだ不十分である。

4-2-4 虐待防止のための地域ナレッジマネジメントに向けて

地域のナレッジマネジメントとは、地域の住民や組織が知識を創造・共有・活用することにより、価値を創造することを意味する。この場合の価値とは住民の幸福である。

虐待の防止にあたっては、近隣地区の住民同士の支え合いが最も根本的な資源となる。お互いの信頼関係に基づく互いに気遣い合う人間関係は、ソーシャル・キャピタル（社会的関係資本）と呼ばれる知的資産である。そのような支え合いがあるところでは、虐待の被害者と加害者が孤立していることは少なく、虐待はその原因が小さいうちに解決されるので、そもそも虐待が起こらない可能性が高い。ソーシャル・キャピタルという知的資産があるところはそれを強化し、乏しいところはそれを意図的に醸成することにより、虐待予防が可能になる。

しかし、虐待は目に見えにくい形で始まって、周りが気がつかないままに継続することもあり、虐待かどうかの判断がつきにくいことが多い。そのために、虐待がまだ

小さな芽のうちに摘み取るためには、虐待について住民への啓発活動をおこない、彼らの虐待についての認識を高めておく必要がある。住民の持っている虐待に関する知の高さが虐待防止のためには重要である。そのためには、広報活動や地区での勉強会などがツールとして考えられる。

虐待は、その原因となる要因が先行研究により特定されているので、そのような誘因を持っている家庭や施設などを、地域の支え合いマップを住民みんなで作ることによって、民生・児童委員や自治会長、さらには住民 1 人ひとりが確認し、それらの家庭や施設に支援の手を差し延べて虐待を予防することができる。保健師やホームヘルパーなども、家庭や施設の内情を知ることができるので、それらのリスク情報を民生・児童委員と共有して、リスクのある家庭や施設を見守り、必要に応じて支援の手を差し伸べて、虐待を予防することができる。これも虐待リスクの情報を創造し、共有する地域のナレッジマネジメントの一つの側面である。

虐待への対応にあたっては、個別の事例ごとにどのように対応し、どのような問題をいかに解決していったか、の記録が残される。これは、体験を言語化した形式知である。しかし、そのような書類にすべての経験知が保存されているわけではなく、言語化されない対応のコツとかは、対応にあたった職員に属人的な暗黙知として蓄積されている。

虐待対応のための地域ナレッジマネジメントのシステム構築のためには、まずはこれらの記録に含まれる形式知となった経験知をすばやく検索できるようにして、必要なときに使えるようにすることである。これらの経験知は、市役所だけでなく、包括支援センターや医療機関、警察などとも個人情報保護に留意しながら共有することで、関連機関の連携による総合的な虐待対応が可能となる。

さらに、経験的な暗黙知を言語化して共有する必要がある。しかし、それは簡単ではない。暗黙知は自分でも気づいていない場合が多く、気づいていたとしても訊かれなければそれは表出化されることはないからである。対策としては、記録を読んで疑問の点があれば、その記録を書いた人に訊くことである。訊かれた人はいやがることなく答えることによって、自分の暗黙知を意識することができるようになるので、それは自分にとっても役に立つのである。

暗黙的な経験知の共有のためには、虐待関係者のネットワーク、それも直接対面のミーティングを通じた信頼関係の醸成とソーシャル・キャピタルの創造が必要である。ケース・カンファレンスだけでなく、勉強会や飲み会など、できるだけ頻繁に会うことにより、連絡が密になり、お互いの持っている情報や知識を共通することが容易になる。そのネットワークには福祉専門家だけでなく、医療、教育、法律などの専門家に加えて、民生・児童委員や自治会長なども入るのが望ましい。

第5章 他自治体等への普及活動について

1 講師派遣、視察受け入れ等の実績

本事業の準備開始から現在まで、研修会に職員を講師として派遣する、視察を受け入れる等、他自治体等に本事業を紹介してきた活動について報告する。

日時	名称	会場	内容
平成20年2月4日	平成19年度埼玉県高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修検討会議委員	埼玉県庁	埼玉県高齢者虐待対応ハンドブック・判断基準等資料の執筆
平成20年2月19日	公明党障害者虐待防止法勉強会	衆議院第一議員会館	障害者虐待防止法の立法化に向けての有識者ヒアリング
平成20年2月21日	厚生労働省障害保健福祉部障害者虐待防止法勉強会委員	厚生労働省	障害者虐待防止のための制度のあり方の検討（現状と課題）
平成20年3月10日	埼玉県高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修講師	埼玉教育会館	埼玉県高齢者虐待対応専門員の技術向上のための研修
平成20年3月11日	自民党障害者虐待防止法勉強会	衆議院第一議員会館	障害者虐待防止法の立法化に向けての有識者ヒアリング
平成20年3月13日	厚生労働省障害保健福祉部障害者虐待防止法勉強会委員	厚生労働省	障害者虐待防止のための制度のあり方の検討（論点の整理）
平成20年3月24日	厚生労働省障害保健福祉部障害者虐待防止法勉強会委員	厚生労働省	障害者虐待防止のための制度のあり方の

			検討（まとめ）
平成 20 年 7 月 9 日	埼玉県羽生市の視察受け入れ	行田市役所	高齢者虐待防止ネットワーク構築についての情報提供
平成 20 年 7 月 31 日	埼玉県立大学地域保健医療福祉施策連携支援事業地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究委員	埼玉県立大学	地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究（市町村の総合相談体制との連携について）
平成 20 年 8 月 9 日	障害者保健福祉推進事業「相談支援実績集計指標開発による自立支援協議会活性化事業検討委員会」検討委員	戸山サンライズ(新宿区)	相談支援事業実績報告の統一指標による集計ソフトを作成し、相談支援事業評価と自立支援協議会の活性化を図る
平成 20 年 8 月 21 日	埼玉県立大学地域保健医療福祉施策連携支援事業地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究委員	埼玉県立大学	地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究
平成 20 年 9 月 4 日	埼玉県立大学地域保健医療福祉施策連携支援事業地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究委員	埼玉県立大学	地域包括支援センターにおける職員の質の向上の研究
平成 20 年 9 月 24 日	飯能市高齢者虐待防止等に関する研修会講師	飯能市役所	認知症の理解と高齢者虐待の予防について、行田市の取り組みを紹介

平成 20 年 9 月 1 日	関西外国語大学に資料提供	(文書)	学術研究用として児童、高齢者、障害者虐待防止条例及び関係諸規定その他関連資料を提供
平成 20 年 10 月 7 日	千葉県、千葉県中核地域生活支援センター、千葉県健康福祉部障害福祉課、NPO法人PAS ネット(権利擁護支援ネットワーク)の視察受け入れ	行田市役所	児童、高齢者、障害者に対する虐待防止の取り組み、虐待防止のための相談支援、権利擁護の仕組み、関係機関との連携の状況について意見交換
平成 20 年 10 月 9 日	埼玉県高齢者虐待対応専門員研修講師	埼玉会館	高齢者虐待におけるネットワークの構築について行田市の取り組みを紹介
平成 20 年 11 月 10 日	千葉県鎌ヶ谷市議会議員行政視察受け入れ	行田市役所	行田市児童、高齢者及び障害者虐待に対する虐待の防止等に関する条例制定の背景とその活用について情報提供
平成 20 年 11 月 13 日	障害者保健福祉推進事業「障害者虐待防止マニュアル作成委員会」参加	日本財団 会議室	障害者虐待防止マニュアルの作成
平成 20 年 11 月 26 日	千葉県市川市議会議員視察受け入れ	行田市役所	行田市トータルサポート推進事業の紹介

平成21年1月10日	権利擁護支援フォーラム in 芦屋2009（鼎談者として参加）	芦屋市民センター	地域における権利擁護支援の推進と地域包括支援センターの役割についてもフォーラムにおいて行田市のトータルサポート推進事業を紹介
平成21年1月14日	埼玉県中堅後期保健師研修(実践報告)	県民健康センター	保健師の地域のネットワークや社会資源をつなぐ役割に関して、行田市のトータルサポート推進事業を実践報告
平成21年1月16日	長野市の視察受け入れ	行田市役所	行田市トータルサポート推進事業と虐待防止活動について情報提供
平成21年2月6日	埼玉県高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修講師	埼玉教育会館	埼玉県高齢者虐待対応専門員の技術向上のための研修
平成21年2月16日	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会丹羽ブロック研修会「地域包括支援ネットワークの構築に向けて トータルサポート推進担当を中心とした権利擁護活動」講師	篠山市四季の森生涯学習センター	行田市のトータルサポート推進担当を中心とした権利擁護活動について紹介
平成21年2月23日	埼玉県市町村保健師協議会業	彩の国す	行田市のトータルサ

	務活動発表会（活動発表）	こやかプラザ	ポート推進担当を中心とした権利擁護活動について、保健師の役割を中心に発表
平成 21 年 2 月 26 日	千葉県高齢者虐待防止対策研修会講師	千葉県教育会館	地域包括支援センターの虐待事例対応報告と意見交換への助言と行田市における権利擁護・虐待防止活動の紹介
平成 21 年 3 月 4 日	埼玉県地域包括支援センター職員認知症対応研修講師	熊谷市男女共同参画センター一会議室	地域包括支援センターの地域ケアネットワーク構築についての研修
平成 21 年 3 月 8 日	障害者保健福祉推進事業「相談支援実績集計指標開発による自立支援協議会活性化事業検討委員会」検討委員	戸山サンライズ(新宿区)	相談支援事業実績報告の統一指標による集計ソフトを作成し、相談支援事業評価と自立支援協議会の活性化を図る
平成 21 年 3 月 17 日	埼玉県健康福祉研究発表会	埼玉県民健康センター	行田市トータルサポート推進事業(障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業)について発表

2 結果

講師派遣等の実績の中から、いくつか具体的な普及活動の内容を紹介する。

(1) 権利擁護支援フォーラム in 芦屋 2009

<発表の概要>

**虐待防止条例と
トータルサポート推進担当
を中心とした権利擁護活動**

埼玉県行田市
福祉課トータルサポート推進担当
野村政子

2009/3/18 1

権利擁護と虐待防止

- **高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について**
(厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と
養護者支援について」18年4月)
- ・**虐待の捉え方**
高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される
状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。
- ・**対応が必要な範囲**
「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判
別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、
生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援
が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要
な援助を行っていく必要がある。」

＝市町村・地域包括支援センターの権利擁護業務

2009/3/18 2

行田市児童、高齢者および障害者に対する虐待の防止等に関する条例

- 平成17年6月1日施行
- 市の責務として虐待の発見と対応に積極的にかかわることを明示。
- 児童や高齢者、障害者の関係施設や市民には、虐待発見時の通告義務を課した。
- 条例制定により市民の意識啓発を図り、虐待を防止することを目指している。

2009/3/18

3

- 条例を施行したけれど、それだけでは、なんだかうまくいかない・・・
- どうしたら、事業の質を保てるのか？
- どうしたら、職員の専門性を高められるのか？

2009/3/18

4

虐待防止と自治体の課題

- 縦割り行政の弊害
- 人事異動
- 職員に求められる専門性

↓

- ・組織内の連携体制構築のためにはどうしたらよいか？
- ・組織間の連携体制構築のためにはどうしたらよいか？
- ・そして、これらを持続的に発展させるためにはどうしたらよいか？

2009/3/18

5

「知識」に着目！

・ヒト、モノ、カネ・・・増やすことが出来ない現状

→ 第4、第5の資源＝技、知恵

- ・自治体職員の技、知恵
- ・関係機関の技、知恵
- ・市民の技、知恵

2009/3/18

6

地域のナレッジマネジメント

- 市民と行政の協働

2009/3/18

7

トータルサポート推進事業

- 障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業
 - ・ふくし総合窓口の設置
 - ・包括的虐待防止事業
 - ・市民参加推進事業

2009/3/18

8

ふくし総合窓口

- 社会福祉主事・保健師 計16名
(兼務14名、専任2名)
- ・権利擁護とエンパワメントアプローチ
- ・組織内の横の連携の強化
- ・「学習する組織」

2009/3/18

9

包括的虐待防止事業

- 組織内連携: 職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所(委託)によるワークショップ
- 組織間連携・市民との連携:
民生委員、NPO、幼稚園、保育園等も参加したワークショップ
- ・虐待防止ナレッジマネジメントの研究

2009/3/18

10

市民参加推進事業

- 福祉のまちづくりシンポジウム
- 地域福祉計画策定における市民参加と本事業の連携による市民参加推進(地域福祉推進行田方式を創る)



地域包括支援センターの共通的支持基盤構築業務としての地域包括支援ネットワークの構築

2009/3/18

11

課題

- ・組織的な知識共有の仕組みの構築
 専門職の活用
- ・ジョブローテーションの検討
- ・職場内研修の充実

- ・地域全体の知識創造の仕組みの構築
 →持続的に発展する組織へ、地域へ

2009/3/18

12

<参加者の感想>

- ・虐待の支援について、情報共有、具体的な役割分担とそれぞれの役割を理解することの大切さをあらためて感じた。
- ・行田市の取り組みを知ることができ、大変参考になった。
- ・行田市の取り組みの話が聞けて、大変参考になった。必要とされるニーズに対して関係機関が協力し、住民とともに仕組みを作っていくことは、大変重要であると感じる。
- ・鼎談で先進的な取り組みが聞けて参考になった。行田市の市長は福祉に理解があるんですね。行政も熱意のある職員がいるかどうかで異なってきますので、行田市はその点も恵まれていたと思う。いい仕事をしていると感じた。
- ・行田市のお話は、役所にこういう方がいるってステキだと思った。
- ・行田市の縦割り行政の排除は是非自分のところでも実践してもらいたい。
- ・行田市の取り組みは常に市民を中心に据えた取り組みで感心した。縦割り行政をいかに打破するか、自分のところでも大きな課題だと思う。

(2) 埼玉県中堅後期保健師研修

<発表の概要>

地域のネットワークをつなぐ
～行田市トータルサポート推進事業～

行田市健康福祉部福祉課
保健師 介護支援専門員
認定心理士
野村政子

2009/3/18 1

はじめに

■ 中堅後期保健師研修の目標(抜粋)

- ①次世代リーダーとしての自覚をもち、広い視野と柔軟な思考で、自ら考え住民・地域と歩むことの大切さを再認識する。
- ②中堅後期保健師として地域のネットワークや社会資源をつなぐ役割を再確認し、ソーシャルキャピタルの考え方を理解する。
- ③人材育成の必要性や重要性、人材育成の新たな視点を理解し、中堅後期保健師として後輩育成の視点を持つ。
- ④.....
- ⑤.....

2009/3/18

2

テーマ

■ 「つなぐ」

■ 本実践報告のねらい

市民と協働した地域ネットワークをつくるために、行政内部で組織横断的連携体制を構築し、市民参加の仕組みづくりを促進している実践報告から、地域のネットワークをつくる視点を
得る。

2009/3/18

3

自治体を取り巻く環境の変化

・地方分権時代の市町村のあり方

平成12年4月、地方分権一括法施行

・地方自治の仕組みは、中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへと転換した。

・基礎的自治体優先の原則

・地方自治体が、自己決定と自己責任に基づいて、自主的、自立的な地域づくりに取り組むための制度的枠組みが整った。

＝基礎的自治体としての市町村：

地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う団体

2009/3/18

4

先端機関としての市町村

■ 市町村の先端性

これまでの制度ややり方では適切に解決できない問題の発生を誰よりも早く気づき、国や県に先駆けて問題提起を行い新たな施策を試みていく。(市町村こそが政策発案の源泉となる。)

* 大森彌 月刊自治フォーラムvol353 自治体の行政と職員① どういう言葉で自治体行政を論ずるのか から引用

2009/3/18

5

住民の変化

- ライフスタイルの多様化
- 価値観の多様化
- ニーズの高度化
- 特定非営利活動促進法(平成10年12月)

2009/3/18

6

新しい公共空間の形成

- 行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があり、地域において公共的サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体(住民団体、NPO、企業等)と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築する必要がある。
- 地域の様々な主体が自治体と協働して公共を担う=新しい公共空間の形成

(分権型社会における自治体経営の刷新戦略 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 平成17年3月)

2009/3/18

7

地域保健を取り巻く環境 の変化

- 厚生労働省「市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書」
 - ・継承すべき保健師の能力
 - (1) 地域全体をみる能力
 - (2) 地域に暮らす人々や資源をつなぐ能力
 - (3) 地域を動かす能力
 - (地域全体を丸ごと捉えて判断する総合力)

2009/3/18

8

行田市トータルサポート 推進事業

- 事業内容
 - ・ふくし総合窓口
 - ・地域福祉計画に係る調整
 - ・トータルサポート推進会議の運営
 - ・包括的虐待防止推進事業

2009/3/18

9

経緯(1)

- 土台
 - ・地区分担制と業務分担制併用
(地区組織育成、市民の自主的活動への支援、家庭訪問を核とした個別の支援と他職種やボランティアとの連携、PDCAサイクルに基づいた事業展開)
 - ・個から集団、集団から地域への視点(政策立案へ)

* PDCAサイクル:企画立案、実施、評価、改善策の実施

2009/3/18

10

経緯(2)

- 地区を担当してきた保健師の情報や人脈、地域ケアネットワーク
↓
介護保険事業所と介護認定担当保健師(介護支援専門員)の連携
 - ・困難事例の相談
 - ・高齢者虐待の相談
 - ・ケアマネ連絡会との協働

2009/3/18

11

経緯(3)

- 基幹型在宅介護支援センター(直営)設置
 - 高齢者虐待対策の実施
 - 実態調査
 - 関係機関との連携体制構築
 - 障害者福祉との連携強化
- 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例(平成17年6月)

2009/3/18

12

経緯(4)

- 虐待防止事業
 - ・担当者による対応から組織的対応へ
 - ・虐待防止事業における保健師の役割
- ↓
- 次のステップ: 事業評価、改善策の実施
=トータルサポート推進事業

2009/3/18

13

経緯(5)

- 事業評価→問題点、課題の発見
 - ・虐待防止の仕事には専門的な知識技術と権利擁護についての深い理解が必要だが、現状は？
 - ・虐待防止のためのノウハウや人的ネットワークを有効に、組織的に継承するためにはどうしたらよいか？

2009/3/18

14

経緯(6)

- 改善策
 - ・人材育成計画、ジョブローテーション
 - ・虐待業務における保健師と社会福祉主事の役割の明確化
 - ・市民や関係機関とともに市の虐待対策を検証する
 - ・専門知識や技術の体系化と、それにもとづく職場内研修の計画と実施
 - ・相談支援などの対人援助の業務のノウハウ蓄積、検索の仕組みの検討(職員が知識を共有し、知識を創り出し、組織が持続的に発展していくために)

2009/3/18

15

市民との接点としての 窓口、そして相談業務

- 改善策を実現するためには、まず市民との接点である窓口と相談業務をワンストップ化し、それにあわせて業務の処理体制や構造を点検していく必要があるのではないか。

2009/3/18

16

ふくし総合窓口

- 窓口は自治体と市民の情報の結節点。窓口で得た情報を有効に活用する必要がある。
→窓口を総合化することによる効果：

複雑高度化する住民ニーズ、NPOの活動や地域での自主的な助け合い活動などは、役所の縦割りに合わせた情報としては入ってこない。情報の結節点である窓口を総合化することで情報の取りこぼしが少なくなり、ニーズから施策に発展させることがスムーズになる。

参考：財団法人東京市町村自治調査会 今後の窓口サービスの在り方に関する調査研究 報告書 平成16年度

2009/3/18

17

ふくし総合窓口(2)

- 市の高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、保健の総合相談
- 社会福祉主事・保健師 計16名
(兼務14名、専任2名)
 - ・権利擁護とエンパワメントアプローチ
 - ・組織内の横の連携の強化
 - ・「学習する組織」
 - ・市民と連携する窓口

2009/3/18

18

市民と行政の協働のために

- 住民の意見・要望を積極的に施策や事業に取り入れるために。
 - 住民同士のつながりを強化し、公共活動への参画や協働を促進するために。
- ＝地域福祉計画

2009/3/18

19

市民参加推進事業

- 地域社会でのささえ合いの仕組みをつくるための事業
- 市民と行政の協働による福祉のまちづくりを目指す
- 地域福祉推進プロジェクトの設置 (福祉、保健、企画、広報、人権、市民生活、防災安全、環境、商工観光、まちづくり、道路、建築、消防、学校教育、生涯学習、公民館など19課)

2009/3/18

20

地域福祉計画策定のプロセスを大切に・・・

- 市民参加推進事業
 - * 地域福祉推進行田方式を創る
 - ・福祉のまちづくりシンポジウム
 - ・ささえあいミーティング (小学校区単位でのワークショップ)

2009/3/18

21

福祉のまちづくりシンポジウム

- 地域福祉推進への住民参加を呼びかける

1 基調講演

(地域福祉推進行田方式をつくる)

2 パネルディスカッション

民生委員、子育てアドバイザー、
地域包括支援センター、
障害者生活支援センター NPO、
社会福祉協議会

2009/3/18

22





ささえあいミーティング

- 小学校区毎にワークショップを開催
- 市役所(福祉、企画、市民生活、まちづくり、防災安全、人権等と保健センター保健師)と社会福祉協議会、地域包括支援センターが参加
- 「すべての人がささえあい、誰もが自分らしく暮らせる共生のまち」を実現するために必要となる課題と解決方法について検討する。

2009/3/18

25

包括的虐待防止推進事業

- 組織内連携: 市職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所(委託)によるワークショップ
- 組織間連携・市民との連携:
市職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員、NPO、幼稚園、保育園等によるワークショップ
- ・虐待防止ナレッジマネジメントの研究

2009/3/18

26

学習する場

- 専門職が学習する場としてのトータルサポート推進担当
- トータルサポート推進会議の運営

2009/3/18

27

「つなぐ」

- 組織内をつなぐネットワーク
- 組織間をつなぐネットワーク
- 市民と行政をつなぐ
- 市民同士をつなぐ

2009/3/18

28

<参加者の感想>

- ・保健師が市全体を動かすことができるんだと感動した。また、組織をうまく動かしながら進めていくことを見習いたい。
- ・視点をずらさず、住民のために働き続け、周囲を巻き込んでいくやり方に感心した。
- ・仕事を今まできちんと積み重ねてきた成果と思った。行動力に感動した。
- ・理想的な保健師だと思った。
- ・全庁的なつながりが大切だと改めて感じた。

(3) 兵庫県包括・在宅介護支援センター協議会丹羽ブロック研修会

<発表の概要>

トータルサポート推進事業を 中心とした権利擁護活動

～地域包括支援ネットワークの構築にむけて～

埼玉県行田市健康福祉部福祉課
トータルサポート推進担当

保健師 介護支援専門員 認定心理士
野村 政子

虐待防止条例

- 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例
(平成17年6月施行)

条例制定について

当時の課題

- ・虐待事案を見逃さないための幅広い情報収集
- ・虐待情報に基づく初動対応としての、被虐待者の迅速な安全確認
- ・関係諸機関の連携を円滑化するためのネットワーク形成



* 市の機動性・地域密着性に基づく**重点的な役割・責務**として捉え、実施する必要がある。



なぜ条例か

- ・虐待情報収集の徹底を図るためには、虐待に関する意識啓発にとどまらず、条例に基づき**虐待事案発見者に通告義務を課す必要がある**ため。
- ・「被虐待者の迅速な安全確認」を確実に履行するためには、被虐待者及び保護者等への調査・質問ができるよう、条例に基づき職員に**調査権限を付与する必要がある**ため。

高齢者虐待防止事業の経緯(1)

- 平成11年7月 介護保険準備担当に介護支援専門員を配置
- 平成12年度 介護保険法施行
 - ・行田、南河原ケアマネ連絡会活動支援
 - ・事例検討
 - ・困難事例に関するケアマネ支援
 - ・関係機関とのネットワーク構築
- ・ 平成13年度 虐待事例の相談支援開始

ネットワークは、ゼロからつくるものというよりも、すでに存在するものを描くことで意識化し、共通認識を持ち、みんなで育むもの・・・

高齢者虐待防止事業の経緯(2)

- ・ 平成14年度 基幹型在宅介護支援センター(直営)設置
「高齢者総合支援センター」
(精神福祉担当と隣接で配置し連携を強化)
- ・ 平成16年度
 - ・ 児童虐待対策充実のための庁内での検討
 - ・ 高齢者虐待実態調査実施
(行田南河原ケアマネ連絡会)
 - ・ 虐待対策の検討
 - ・ 啓発事業(認知症研修、成年後見制度と福祉サービス利用援助事業、高齢者虐待について)
- ・ 平成17年6月 条例施行

行田市虐待防止システム

■ 虐待対応のフロー

- ・ 24時間受付専用電話
- ・ 通告受理後48時間以内の安全確認
- ・ 組織的な判断に基づく対応

■ 虐待防止ネットワーク

- ・ 既存の連携体制・人と人とのつながりを図にして整理し、確認
- ・ 権利擁護(要援護高齢者支援会議の設置)
- ・ DV対策担当との連携

条例施行による変化

- 相談窓口が明確になった → 早期発見につながる
- 担当者任せの対応ではなく、組織の判断に基づく援助を提供できる。
- 虐待の予防対策の充実
 - 認知症ケアマネジメント研修
 - 認知症にやさしい地域づくりを考える研修

課題と仮説(1)

- 権利擁護・虐待防止活動は、家族全体の支援、多問題を抱えた方の支援＝組織内連携が必要

しかし…

- セクショナリズム、縦割りの弊害



・現場レベルは日々連携している。現場の変化を組織として認める必要がある。
・改善のために市民との接点である窓口、相談支援をワンストップ化し、それに合わせて業務の処理体制や構造を点検していくことが有効。

そこで…

・総合的に相談支援ができる体制を構築し、組織横断的な連携をマネジメントする部署を作る。

課題と仮説(2)

- 虐待対応の際、高い専門性を要求される。職員の持つ能力以上のものを求められている。
- 今後ますます市町村の役割は重要になる。何とかしなければ・・・。
- 虐待事例の支援の際、権利擁護についてしっかり認識していることが大切。だが現状は？
- 分権改革の進展と歳入縮小に対処するため行政改革に取り組んでおり人もカネも不十分・・・。



- 現状の資源の量で最大限の力を発揮するために、第4の資源「知識」に着目。
- 専門職(社会福祉主事、保健師)のジョブローテーションの工夫、職場内研修の充実
- 知識が共有され、蓄積される仕組みづくり(マニュアル、引継ぎ、記録と情報共有)、
- 「学習する組織」
- 高い権利擁護を持った職員が連携して相談支援を行い、知識創造の仕組みに配慮した学習するコミュニティを作って職場内研修を行い、事業の継続性を保つ。

課題と仮説(3)

- ・住民の協力が欠かせない。住民は「虐待防止」だけでなく様々な地域課題を支えあいによって解決しようと考える。行政は縦割り＝課題により担当者が違う。住民と協働しにくい。
- ・住民の生活を支えるためには、たまたま社会資源がないとそのニーズをその人の高望みだと捉えてしまうことがある。資源の開発も含めた相談支援活動を行うという姿勢が必要。



- ・住民と協働で虐待を防止するために組織内連携が必要。
- ・住民と協働するために、住民が寄せられる幅広いニーズをとりこぼさないためには窓口をワンストップ化することが有効。
- ・組織内に部署を超えた連携をマネジメントするセクションを設置した上で、住民と協働で課題を解決する仕組みを作り、行動することにより、組織内連携体制が充実する。
- ・資源の開発、住民同士の支えあいの活動も含めたケアマネジメントをしていくという視点が必要。

トータルサポート推進事業のご紹介

障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業

- ・ふくし総合窓口の設置
- ・包括的虐待防止事業
- ・市民参加推進事業

ふくし総合窓口

- 市の高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、保健の総合相談
 - 社会福祉主事・保健師 計16名
(兼務14名、専任2名)
 - ・権利擁護とエンパワメントアプローチ
 - ・組織内の横の連携の強化
 - ・「学習する組織」
 - ・市民と連携する窓口
- * 地域包括支援センター⇄ふくし総合窓口

包括的虐待防止推進事業

- 組織内連携:市職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所(委託)によるワークショップ
 - 組織間連携・市民との連携:
市職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員、NPO、幼稚園、保育園等によるワークショップ
- ・虐待防止ナレッジマネジメントの研究

市民参加推進事業

- 地域社会でのささえ合いの仕組みをつくるための事業
- 市民と行政の協働による福祉のまちづくりを目指す
- 地域福祉推進プロジェクト(福祉、保健、企画、広報、人権、市民生活、防災安全、環境、商工観光、まちづくり、道路、建築、消防、学校教育、生涯学習、公民館など19課)、と地域包括支援センターの連携

- 地域包括支援ネットワークの構築
(地域包括支援センターの共通的支援基盤構築業務)



地域包括支援センター単位のネットワーク



- 行政、地域社会が協働で地域ケアネットワークを構築する
(行田市地域福祉推進プロジェクト)



市町村単位のネットワーク

地域福祉計画策定プロセス

- 市民参加推進事業
 - * 地域福祉推進行田方式を創る
 - ・福祉のまちづくりシンポジウム
 - ・ささえあいミーティング
(小学校区単位でのワークショップ)

福祉のまちづくりシンポジウム

- 地域福祉推進への住民参加を呼びかける

1 基調講演

(地域福祉推進行田方式をつくる)

2 パネルディスカッション

民生委員、子育てアドバイザー、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、NPO、社会福祉協議会

ささえあいミーティング

- 小学校区毎にワークショップを開催
- 市役所(福祉、企画、市民生活、まちづくり、防災安全、人権等と保健センター保健師)と社会福祉協議会、地域包括支援センターが参加
- 「すべての人がささえあい、誰もが自分らしく暮らせる共生のまち」を実現するために必要となる課題と解決方法について検討する。

地域福祉推進と 行政・地域包括支援センターの活動

- 個別の支援と地域ケア体制の整備
- 地域ケア体制の整備を、その地域の行政、地域社会の住民、事業者等の関係者との協働で進める。
- 行政の地域包括支援センターの役割についての政策的位置づけとそれに基づく理解
- 認知症高齢者や要介護高齢者、障がい者が住み続けられる地域社会をどのように作るのかという住民の理解

トータルサポート推進事業の成果(1)

- 現場レベルの組織横断的連携から組織としての命題へ
- 困難事例、複合ニーズへの対応が円滑になった。
- 虐待事例の組織内の各種検討会開催が円滑になった。
- 権利擁護、事例検討等についての職場内研修の充実
- 担当者の負担軽減とサービスの質の向上

トータルサポート推進事業の成果(2)

- 個々の事例への対応の迅速化
- 権利擁護とエンパワメントアプローチ
- 発達障害者支援連絡会議設置など、これまで着手できなかった課題への取組
- 地域包括支援センターの圏域ごとのネットワークづくりと市単位のネットワークづくりの協力体制

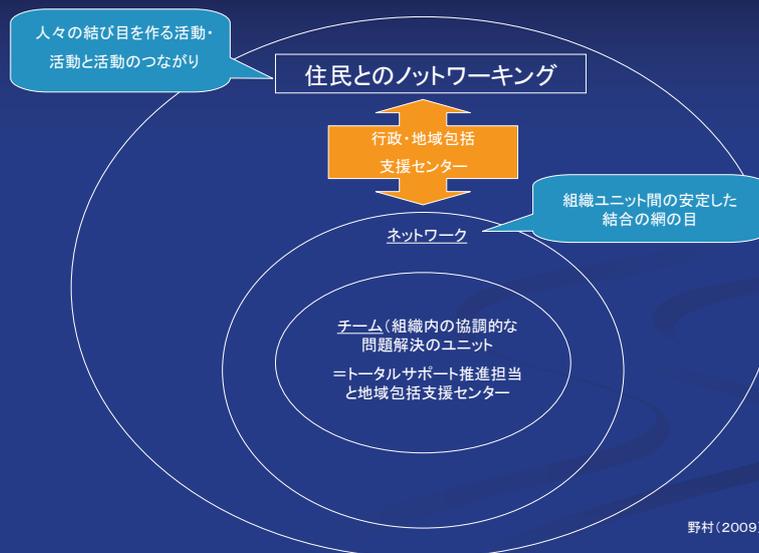
トータルサポート推進事業の成果(3)

- 地域包括支援センターと保健センター保健師の地域活動の充実と協力体制づくり
- 住民の声を受け止める力の向上

今後の課題

- 権利擁護・虐待防止について、職員一人ひとりが持つ知識を出し合い体系化し、職場内研修の仕組みを作る。
- 社会福祉主事、保健師の人材育成・ジョブローテーションの計画作り
- 地域福祉の推進
- 虐待防止活動⇔暮らしやすい地域づくり、支えあう地域づくりについて、住民とともに考え、できることから進める。
- 協働型職員の育成

地域包括支援体制行田方式



<参加者の感想>

- ・トータルサポート推進事業について大変勉強になった。地域に必要なことを住民と一緒に考えていくという姿勢を常に持って取り組んでいきたいと思った。
- ・連携について、具体的に手法を学べたと思う。自分の立場でも少しでも近づけることができるようにしたい。
- ・それぞれの立場で自分の出来る役割をこなし、また、様々な関係機関と連携を図ることが大切だと思った。
- ・ネットワークはゼロから作るものではなく、既にあるネットワークを意識化させるということが参考になった。また、ジョブローテーションについて、当市でも考えないといけないことだと思った。
- ・職員のビジョン変革が大切である。チームワークを大切に考え、一人ひとりが横の相談ができるように進めていかねばと思う。
- ・虐待防止フローの判定会に管理職が入っていることについて、当市でも取り入れていきたい。
- ・トータルサポート推進担当のような横の連携の必要性を、上司にも分かりやすく伝えていく努力をしたい。
- ・新たな取り組みは大変であるが、非常に素晴らしい支援体制であると感じた。職員個々の理解と協力が必要であると思う。
- ・縦割り行政の中で、現場で動く保健師として、各課の職員と連携してケースと向き合い、現場として横断的でありたいと思った。
- ・介護相談員、民生委員として参加したが、地域の取り組みで参考にしたい点がありよかった。
- ・まずは本人の安全・安心を確保すること。様々な事例を通して学んだことは、優先すべきは本人の安全を最優先することである。はっきりとした虐待であるという確信が持てなくても、関係者が支援したことで本人と介護者等の関わりは心理的にも改善される。さすが行田市でした。縦割り行政の弊害をクリアしたのも現場の保健師の気づきと行動力だと感じた。
- ・詳細かつ具体的な説明、取り組みに対する熱意が強く感じられた。

・地域の声を吸い上げて市に届けたい。住民と一緒に地域福祉ネットワークづくりをした
い。

・介護相談時に権利擁護の意識を絶えず持ち続けたいと思った。

・行政の視点が庁内での視点ではなく、市民視点で取り組もうとされている様子が良く分
かった。

(4) 飯能市高齢者虐待防止等に関する研修会

<参加者の感想>

・地域での見守り、行政との連携の重要性が事例を通して紹介され、よくわかった。

・認知症を理解しながら地域社会でどのように関わっていったらいいのか、また自分に何
ができるのか考えてみたいと思った。

・虐待に、みんなで対応していくんだという気持ちになれた。

・地域が一体となり予防に取り組むことの重要性を感じた。

・行政の縦割りについて行政の中でも悩み、市民をサポートするためにそれを解決してい
ったことを熱く聞くことができた。

・行田市のシステムは進歩的でいいと思う。

・ある自治体ではケアマネジャーが虐待の件で行政に相談したが動いていただけなかった
と聞き不安に思っていたが、この研修で、どこに相談し誰が対応してくれるのか良く理解
できた。

・行政の縦割りが一日も早くなくなることを希望する。

(5) 埼玉県健康福祉研究発表会

行田市トータルサポート推進事業（障害者、高齢者、児童福祉の
総合的な推進のための包括的連携体制構築事業）について

行田市健康福祉部福祉課

栗本広宣 野村政子

1 事業の目的

行田市では、平成17年6月に児童、高齢者及び障害者の虐待防止に関する条例を全国に先駆けて施行し、障害者等の権利擁護に一定の実績を上げてきた。このことは、年齢や分野を問わず、何らかの支援を必要とする市民に対し、市の各部門が連携して対応することの糸口にもつながった。

一方、障害者、高齢者等支援を必要とする人々が地域で生活する上では、法制度や行政の組織を問わず、関係する行政部門や社会資源が協働・連携して必要な支援体制を整えることが不可欠であるが、個別の法令に基づく行政計画や協議の場は分野別に構築されており、相互の関連性や取組の整合性は保たれていないと思料される。また、公的サービスだけでは補えないニーズが増えている。そのため、所属間の連携強化と市民参加の仕組みづくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、市民のニーズに効果的に対応できる支援体制を整えるために福祉保健総合相談を行う窓口を設置した。組織内連携体制を充実することにより、支援を必要とする市民に対し、生涯を通じて権利擁護の理念に基づいた支援を提供すること、市民と協働で地域福祉を推進することを目的としている。

○準備段階の活動

障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための包括的組織内連携体制を構築するため、トータルサポート推進委員会を設置した。委員会は総合政策部、総務部、健康福祉部の職員をもって組織し、次に掲げる事項を検討した。

- (1) 保健福祉総合相談体制の構築に関すること。
- (2) 障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための地域連携ネットワーク構築に関すること。
- (3) その他障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進に関すること。

2 事業内容

- (1) ふくし総合窓口の設置（平成20年4月）

保健福祉総合相談の実施

組織内の横の連携の強化

専門職員（社会福祉主事10名、保健師6名）が相談を受け、一定の結論を得るまで関わりを継続するルール作りと意識改革

専門職員の職場内研修、人材育成の研究と実施

- (2) 包括的虐待防止事業

平成17年6月に全国に先駆けて児童、高齢者、障害者虐待防止条例を施行し虐待防止事業を行ってきた。この実績の上に立ち、次の三つの事業を行う。

虐待対応に関係する情報や知識を伝え、活用する方法（ナレッジマネジメント）の研究事業（職員、関係機関、NPOによるワークショップを通じた知識の体系化）

虐待防止事業に関わる組織内連携、組織間連携の強化

虐待防止協議会における包括的虐待防止事業の検証

- (3) 市民参加推進事業

福祉のまちづくりシンポジウム開催

地域福祉計画策定における市民参加と本事業の連携による市民参加推進

3 事業の特色

・市民一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれの生き方を生涯を通じて保障するために、本事業は「権利擁護（その人らしい自立した生活を送るための支援・サービスを権利として保障すること）」を基本理念としている。

・高度な専門的知識を必要とする新たな社会的ニーズ（権利擁護、虐待防止等）への対

応について、人事異動に左右されない、事業の継続性を保証する仕組みの構築を目指している。

・ふくし総合窓口の専門職員 16 名のうち 14 名は健康福祉部内の社会福祉主事と保健師がトータルサポート推進担当と兼務することとし、主務をこなしながら連携して事業を遂行している。

・地域福祉計画策定・推進と本事業を緊密な連携のもとで推進することにより市民参画による福祉のまちづくりのきっかけを作り、市民との協働による地域包括支援ネットワーク構築を目標としている。

4 事業の成果

事業を開始した平成20年4月から12月の間にふくし総合窓口に152件の保健福祉総合相談が寄せられた。

組織内連携体制構築により、最小限の人員でも課や担当業務を越えて一つの相談に対して協力して対応しやすくなり、虐待事例への支援をはじめとした複雑なニーズに対する市の相談支援業務の質の向上を図ることができた。また、市の組織が横断的連携体制を取ることで市民の意見を集約しやすくなっており、市民との協働が円滑になることが期待されている。

5 課題

近年、市町村の福祉分野の担当職員に求められる能力・専門性が高まっている。最小限の人員でこれに対応していくためには、保健福祉総合相談の実績を分析・評価し、社会福祉主事、保健師の職場内研修に役立てていく必要がある。また、専門職のジョブローテーション計画についても検討することが重要である。

虐待防止をはじめとする高度な専門的知識を必要とする業務について、現在ワークショップを通じて職員に必要な知識の体系化に取り組んでいるが、これを継続し、組織的な知識共有の仕組みを構築することが課題である。

今後の展望としては、本事業の推進、ならびに地域福祉計画策定・地域福祉推進と本事業を今後も緊密な連携のもとに推進することにより、「地域福祉推進行田方式」を市民と協働で作り上げることを目標とする。

第6章 行田市トータルサポート推進事業の成果と課題

最後に、本研究の成果と行田市トータルサポート推進事業の課題を述べる。

1 三分野共通の虐待防止・対応のフローチャートの再構築と分野別対策の充実・共有

包括的虐待防止推進事業としてグループK J法ワークショップを開催し、関係機関と市の職員が協力して現在の虐待防止の取り組みについて検証を行った。その中で、「関係する組織の間にセクショナリズムがあり、連携が難しい。」、「行程表としてフローチャートがあるが、高齢者虐待を中心に作成されたものであり、障害者虐待、児童虐待に対応しておらず、総合的なものとして機能不全である。」という指摘があった。

トータルサポート推進事業では、虐待防止ネットワーク構築の核となる業務は「相談支援」であることから、年齢や障害種別に関わらず総合的に相談支援ができる体制を構築した。これは組織内連携ネットワークの基礎となり、組織間ネットワークを円滑にする効果を生んだと考えられる。今後はさらに、組織内のネットワークを活用して、障害者・児童・高齢者に共通した虐待防止・対応のフローチャートを再構築し、あわせて各分野別の対応についても整理し、他の分野の職員・関係機関・市民も含めて情報共有していくことが課題である。

この課題に対し、トータルサポート推進担当が中心となり、虐待防止協議会の協力を得て行田方式の確立に向けた取り組みを行っていく必要がある。その際、PCMワークショップの中で「判断基準はあるにもかかわらず虐待の判断基準が曖昧」という問題がしばしば指摘されたことを考慮する必要がある。つまり、問題は判断基準がないことや曖昧であることではなく、判断基準の「運用」にあるということである。つまり判断基準やマニュアルを作っても作っただけでは機能しないという問題点を指摘している。この点については次に述べる「知識の共有・創造」に配慮した検討を行っていく必要がある。

障害者虐待については、トータルサポート推進担当と相談支援事業所、関係機関のネットワーク会議を開催し、その成果としての小地域レベルの取り組み、市町村レベルの取り組みを地域自立支援協議会で発表し、広域での取り組み、ネットワーク構築を

行うことが必要であると考える。

2 知識の共有、創造

グループK J法ワークショップの中で「虐待防止関係者の暗黙的な経験知を言語化して共有すれば、虐待対応において客観的判断ができるようになるのではないだろうか。」

「虐待の専門的知識とマネジメント能力を持った人材を市役所と外部関係機関に配置し、知識共有のためのネットワークを構築する必要がある。」という指摘があった。また、PCMワークショップの中では「組織の中で知識が共有されない」という課題が指摘された。

情報の共有化および事務の効率化のための方策としてワークショップの参加者から提案されたものとしては、統合（共通）ファイルの作成および記録のデジタル化、記録様式の簡素化などである。事務の効率化は、情報の共有化に資する一方で、担当者の事務負担を軽減することによって、よりきめの細かい対応を可能にすることが狙いである。具体策については今後の検討課題とする。

また、実践を通して得られた知識が組織の中で形式知化されない問題の背景には、専門職が不足していることが指摘された。

2007（平成19）年に厚生労働省が実施した「平成19年度市町村における児童家庭相談業務の状況について」³³の結果によると、児童家庭相談に対応する上で困難な点として、8割以上が「専門性を有する人材の確保」を挙げている。

才村³⁴は、児童相談所の児童福祉司について、本来的には専門職任用を行うとともに、OJTや長期の現任研修が必要であるが、実際には一般行政職を児童福祉司に任用している自治体が少なくないと述べ、また、一般行政職はソーシャルワークに関する基礎的な教育を受けていないことに加え、異動のサイクルが短く、個人においても組織においても専門性が蓄積されないという問題があると指摘している。この点は行田市の課題と一致しており、相談窓口の人事ローテーション、専門職の採用を含めた専門性の確保対

³³ 厚生労働省「平成19年度市町村における児童家庭相談業務の状況について」2007年

³⁴ 津崎哲郎、橋本和明編著 才村純 最前線レポート 児童虐待はいま 連携システムの構築に向けて 2008年10月20日 207ページ

策を検討していくことが必要である。

3 住民への啓発活動の充実

グループK J法ワークショップの中で指摘されたとおり、虐待防止には、予防や通報のために虐待について市民を啓蒙する必要がある。また、ふくし総合窓口についても広報を充実すべきである。そのためには、既に行っている市報や市のホームページの活用だけでなく、さらに民生委員等を対象に啓発を行う必要がある。また、地域福祉計画を住民参加型ワークショップを活用して進めていることに関連させて、ささえあいミーティングなどの地域福祉推進の取り組みの中で権利擁護を目標の一つとして掲げ、虐待や消費者被害の未然防止について、小地域ごとに住民と顔を合わせて語り合っていく方法が有効であると考ええる。

4 地域ぐるみの権利擁護

行政職員や関係者にとって、虐待の判定は難しいということが、グループK J法ワークショップの中で指摘され、これに対する話し合いの中で判定に時間を取られて手遅れにならないように、人権擁護のためという理由です早く介入すべきであることが明確になった。今後は住民も行政も関係機関もみな、地域ぐるみで権利擁護に取り組みことを大きな目標に掲げる必要がある。地域福祉推進、各福祉計画にもとづく施策展開の中で、地域ぐるみの権利擁護を実現していくことが行田市の課題である。

P CMワークショップの中で、見守り対策の充実が指摘された。その対策として見守りの内容と役割分担を明確に定め、関係者名簿の作成や定例会議などを通して、関係者の顔が見えるようにすることがあげられる。また、見守りネットワークの中でもっとも重要な役割を果たすのは住民であることから、地域福祉計画を住民参加型ワークショップを活用して進めていることに関連させて、ささえあいミーティングなどの地域福祉推進の取り組みの中で共通理解を進めていくべきであると考ええる。

5 虐待者のケアシステムの充実

P CMワークショップでは、虐待者（虐待する側）のケアシステムの整備があげられ

た。その必要性は広く認識されているものの、実際には実行されていない施策であり、行田市でのいち早い導入が望まれている。そのためにはまず、虐待防止・対応を確実に実行する一方で、相談支援に従事する職員が「虐待」という狭い捉え方ではなく「すべての人の権利をまもる」という視点を持つことが重要である。このことにより養護者への支援の充実が関係者の視野に当然入ってくると考えられる。

6 障害者虐待防止について

障害者虐待対策としての法整備は未だ実現されていない。しかし障害者虐待防止は市町村が今すぐにでも取り組むべき課題である。

「第1章1-1 障害者虐待防止活動について」で述べたように、³⁵市町村が障害者虐待の防止に取り組むときは、現行の福祉制度の谷間に置かれる方がないように、ライフステージや発生場所の包括性に十分考慮した事業展開を行うべきである。また、障害者本人だけでなく、養護者支援も含め、地域生活保障に関わる課題として受け止めることが重要である。

また、成人期障害者の問題構造の特質には、児童期や高齢期よりもはるかに長期に及ぶ問題の形成史を持つ点があり、家族全体への支援に配慮することを求めており、この点で、障害者虐待への対応は、児童虐待、高齢者虐待と比べて、市町村にとっては高い専門性が要求される難しい業務であるといえる。そこで研修強化が課題となってくるわけだが、職場内はもとより、地域全体での取り組みや、児童や高齢者分野との領域横断的な取り組みを検討すべきである。領域横断的な研修については、児童虐待的構造と高齢者虐待的構造をもつ障害領域の構造からいって、障害領域の支援者にとってきわめて示唆に富む研修内容をつくることができ、包括的なライフステージを視野におさめた虐待等に関する予防と支援の知見を培う可能性がある。

そして最も重要なことは、市町村職員が住民の人権を守りぬく見識を持つことである。

市町村においては、相談支援に携わる担当者が人権について理解し、これに敏感になることが必要である。健康な状態で日常生活を送っているときに自らが一つひとつの場

³⁵宗澤忠雄 成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告 やどかり出版 2008年 106 ページ

面でどのような権利に支えられながら生きているかを意識し、自覚することこそ、結果として高齢者や障害者の権利を擁護する力を備えることになるのである。この点に配慮した職場内研修が必要である。

7 まとめ

市町村の虐待防止活動では関係機関のネットワーク構築が重要であり、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法のどちらも、市町村の役割として地域におけるネットワークづくりを求めている。

山住³⁶らは、「ネットワーキング」よりも自由度が高く、臨機応変に柔軟に活動の糸を結び合わせ、ほどこき、ふたたび結び合わせるようなつながり方を「ノットワーキング **knotworking**」と呼んだ。**Knot**(結び目)、すなわち結び目づくりを意味する。

多くの行為者が、活動の対象を部分的に共有しながら、影響を与え合っている「分かち合われた場」において、互いにその活動を協調させる必要のあるとき、こうした結びつきが有効であるとしている。

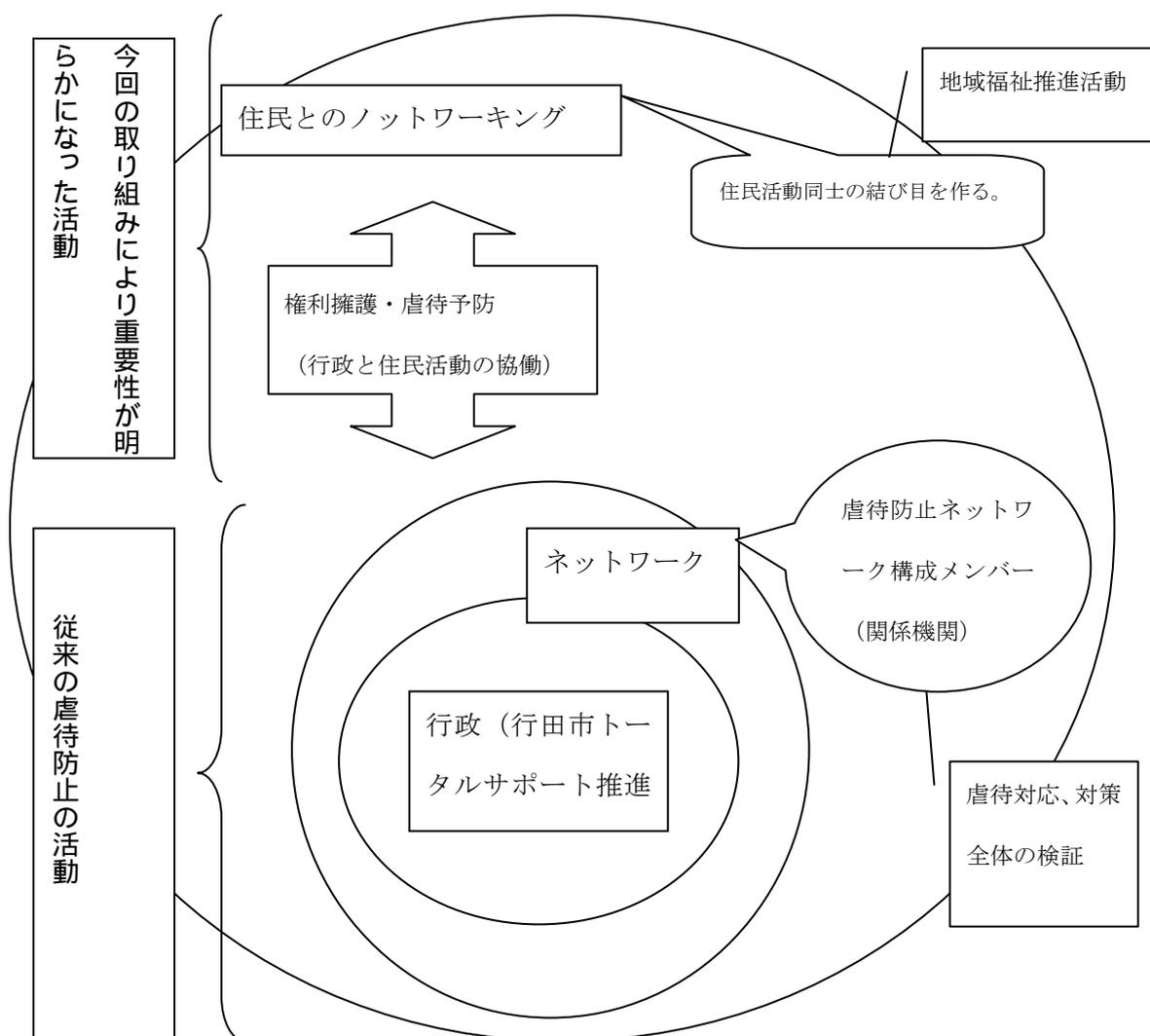
高齢者虐待、あるいは児童虐待のネットワーキングでは、市町村が核となり、関係機関がチームを組んで対応する。一時保護や施設への入所措置など、行政として確実に迅速な対応をすべき支援に関しては、市町村がリーダーとなり関係機関と協力して対応すべきであるから、これは「ネットワーキング」による活動である。

一方、日頃から人権侵害を予防し、虐待を未然に防ぐためには、近所づきあいや防犯活動や自治会活動など、地域の様々な主体による活動が臨機応変に協調し、地域ぐるみの助け合いの仕組みや意識を醸成することが必要である。これはネットワーキングとして行政がリーダーになって連携する活動ではない。それぞれの活動の差異性のうえに立ち、住民が生活の場でそれぞれの活動分野を超えた対話をし、すべての地域住民の幸せのために必要に応じて協働する「ノットワーキング」による活動である。

行政は権利擁護や虐待防止の啓発活動や様々な世代への福祉教育などにより住民の意識を高める活動を行いつつ、住民の力で地域福祉を推進する仕掛けをつくり、地域課題

³⁶ 山住勝広、Y エンゲストローム(編): ノットワーキング **knotworking** 結び合う人間活動の創造へ 新曜社 2008

のそれぞれについて活動をネットワークしていく必要がある。この地域課題の一つが権利擁護、つまりすべての人の権利がまもられることで、言ってみれば福祉活動の根幹を成すものである。そして権利擁護の課題の一つが虐待防止である。つまり行政はネットワークとネットワークという二つの役割を果たす必要がある。一つは虐待防止のための関係機関によるネットワークの核となりリーダーとなること、もう一つは地域福祉を推進し、住民活動同士の結び目を作って地域ぐるみで権利擁護と虐待の予防を進めることである。



8 おわりに

本研究では次の仮説を設定した。

<仮説>

- ・市の総合的な相談支援体制構築により組織内連携ネットワークの基盤ができる。
- ・組織横断的な連携をマネジメントする体制を作ること、権利擁護活動、虐待防止のための市町村組織内のネットワーク化が円滑になる。
- ・総合相談体制を核として住民と協働で課題を解決することにより、組織内連携体制が形成される。
- ・虐待防止のためのナレッジマネジメントをシステム化することにより、組織内協働が円滑になる。
- ・相談支援の担当職員が、高い権利擁護意識を持った上で連携し、暗黙知の共有などの知識創造の仕組みに配慮した学習するコミュニティを作って職場内研修を行うことにより、事業の継続性が保証される。

総合的な相談支援体制を構築し、組織内連携ネットワークの基盤とすること、総合相談体制を核として住民と協働で課題を解決することについては、本研究の中で二つのワークショップを開催したこと自体が市町村組織内ネットワーク構築のひとつの試みであった。ワークショップを通じて構築された人間関係、問題意識および方法論の共有化、一体感などは、市町村組織内ネットワーク構築上の重要な資源となるはずのものである。ここで形成されたネットワークを核に、市町村組織内ネットワークを一層発展させていきたいと考えている。

虐待防止のためのナレッジマネジメントについては、総合的な相談支援体制がすなわち学習するコミュニティであり、権利擁護の勉強会や事例検討をはじめとする職場内研修を行い、一定の成果を得た。さらに、人材育成、相談窓口の人事ローテーションなど、専門職の採用を含めた専門性の確保対策を検討していくことを次の課題と考えている。

執筆者

- 梅本勝博 国立大学法人・北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科・社会知識領域
教授（第4章4-2）
- 栗本広宣 行田市健康福祉部福祉課（第4章4-1-4）
- 江森裕一 行田市健康福祉部福祉課（第4章4-1-4）
- 野村政子 行田市健康福祉部福祉課（第1章、第2章、第3章、第4章4-1～4-3
第5章、第6章）

研究指導者

- 梅本勝博 国立大学法人・
北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科・社会知識領域教授

研究協力者

＜ささえあいミーティング主催＞ 行田市・行田市社会福祉協議会

＜PCMワークショップ指導者＞

- 大迫正弘 NPO法人PCM Tokyo
- 久野叔彦 NPO法人PCM Tokyo
- 高橋佳子 NPO法人PCM Tokyo
- 久野陽子 NPO法人PCM Tokyo

＜PCMワークショップ参加者・協力者＞

- 川田正明 北埼玉障害者生活支援センター
- 吉田和子 北埼玉障害者生活支援センター
- 松田純子 和光保育園
- 八嶋貴子 やごう幼稚園
- 馬場恵喜子 NPO法人子育てネット行田
- 栗原幸江 地域包括支援センター緑風苑

八月朔日三枝子	地域包括支援センターまきば園
鈴木幸枝	地域包括支援センター壮幸会
手島一海	民生・児童委員
石川法男	行田市健康福祉部次長
栗本広宣	行田市健康福祉部福祉課
梅澤清志	行田市健康福祉部福祉課
江森裕一	行田市健康福祉部福祉課
野村政子	行田市健康福祉部福祉課
横山令子	行田市健康福祉部子育て支援課
萩原弘一	行田市健康福祉部高齢者福祉課
佐藤美絵	行田市健康福祉部保健センター
春日千恵	行田市健康福祉部保健センター

<グループK J法指導者>

三村修	みむら創造技法研究所	北陸先端科学技術大学院大学非常勤講師
三浦元喜	北陸先端科学技術大学院大学	知識科学研究科助教
古川洋章	北陸先端科学技術大学院大学	知識科学研究科博士前期課程

<グループK J法参加者・協力者>

川田正明	北埼玉障害者生活支援センター
村上良	北埼玉障害者生活支援センター
石澤和馬	地域包括支援センター緑風苑
国島智子	地域包括支援センターまきば園
木村直子	地域包括支援センター壮幸会
栗本広宣	行田市健康福祉部福祉課
江森裕一	行田市健康福祉部福祉課
野村政子	行田市健康福祉部福祉課
岡野猛	行田市健康福祉部福祉課

萩原弘一 行田市健康福祉部高齢者福祉課

<福祉のまちづくりシンポジウム協力者>

小林康男 行田市民生・児童委員連合会会長

島田ユミ子 埼玉県子育てアドバイザー

栗原幸江 地域包括支援センター緑風苑

川田正明 北埼玉障害者生活支援センター

高橋豊 NPO法人さくらメイト代表理事

磯川裕徳 行田市社会福祉協議会

(敬称略)

<研究担当>

栗本広宣 行田市健康福祉部福祉課

江森裕一 行田市健康福祉部福祉課

野村政子 行田市健康福祉部福祉課

平成 20 年度障害者保健福祉推進事業

障害者等の権利擁護と虐待防止にも対応し、市民の参画を得た地域ぐるみの
総合的な相談支援体制構築事業（トータルサポート推進事業）研究報告書

平成 21 年 3 月

埼玉県行田市健康福祉部福祉課トータルサポート推進担当

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

電話048-556-1111 内線279